

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案
(公正競争の確保等に関する規定の整備)

(諮問第3209号)

<目次>

1	諮問書	1
2	概要	2
3	改正案	21

【省令案】

(1)	電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案	21
-----	-------------------------	----

【告示案】

(2)	電気通信事業法施行規則第4条の2の3第1項第1号及び第2号の規定に基づく総務大臣が指定する者を定める件	41
(3)	電気通信事業法第31条第11項第1号の規定に基づく特定関係事業者の指定に関する件	43

【ガイドライン案】

(4)	グループ内合併等に伴う登録の更新制度に当たっての基本的考え方	44
(5)	電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方	49
(6)	NTT株式会社等に係る公正競争の確保のために講ずる措置に関する指針	53
(7)	電気通信事業分野における競争の促進に関する指針	60
(8)	MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン	149
(9)	NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン	211
(10)	NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン	230

(公印・契印省略)

諮問第3209号
令和8年2月20日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 相田 仁 殿

総務大臣 林 芳正

諮 問 書

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号。以下「改正法」という。）による改正後の電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第31条第11項第1号の規定による同号に規定する特定関係事業者の指定のため、並びに同法第12条の2第4項第2号並びに第31条第1項ただし書、第2項、第5項ただし書及び第3号並びに第10項の規定による公正競争の確保等に係る省令委任事項を定めるため、別紙のとおり電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）等の一部を改正することとしたい。

ついては、改正法附則第2条第2項及び第3項の規定に基づき、上記のことについて諮問する。



総務省

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案

(公正競争の確保等に関する規定の整備)

令和 8 年 2 月 20 日
総務省総合通信基盤局
電気通信事業部
事業政策課

市場環境の変化に対応した公正競争の確保等に関する規律の見直しについて

- 市場環境の変化に対応した公正な競争環境の整備等の観点から、総務省は、令和7年5月に、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号。以下「令和7年改正法」という。）により、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。）を改正し、NTT東日本・西日本の経営自由度の向上を図る措置と公正競争の確保のためのセーフガード措置の法定化等を行った。
- 令和7年改正法の施行に向けた規定の整備等のため、主に以下の内容について、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）、日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則（昭和60年郵政省令第23号）等の一部改正を行うものである。

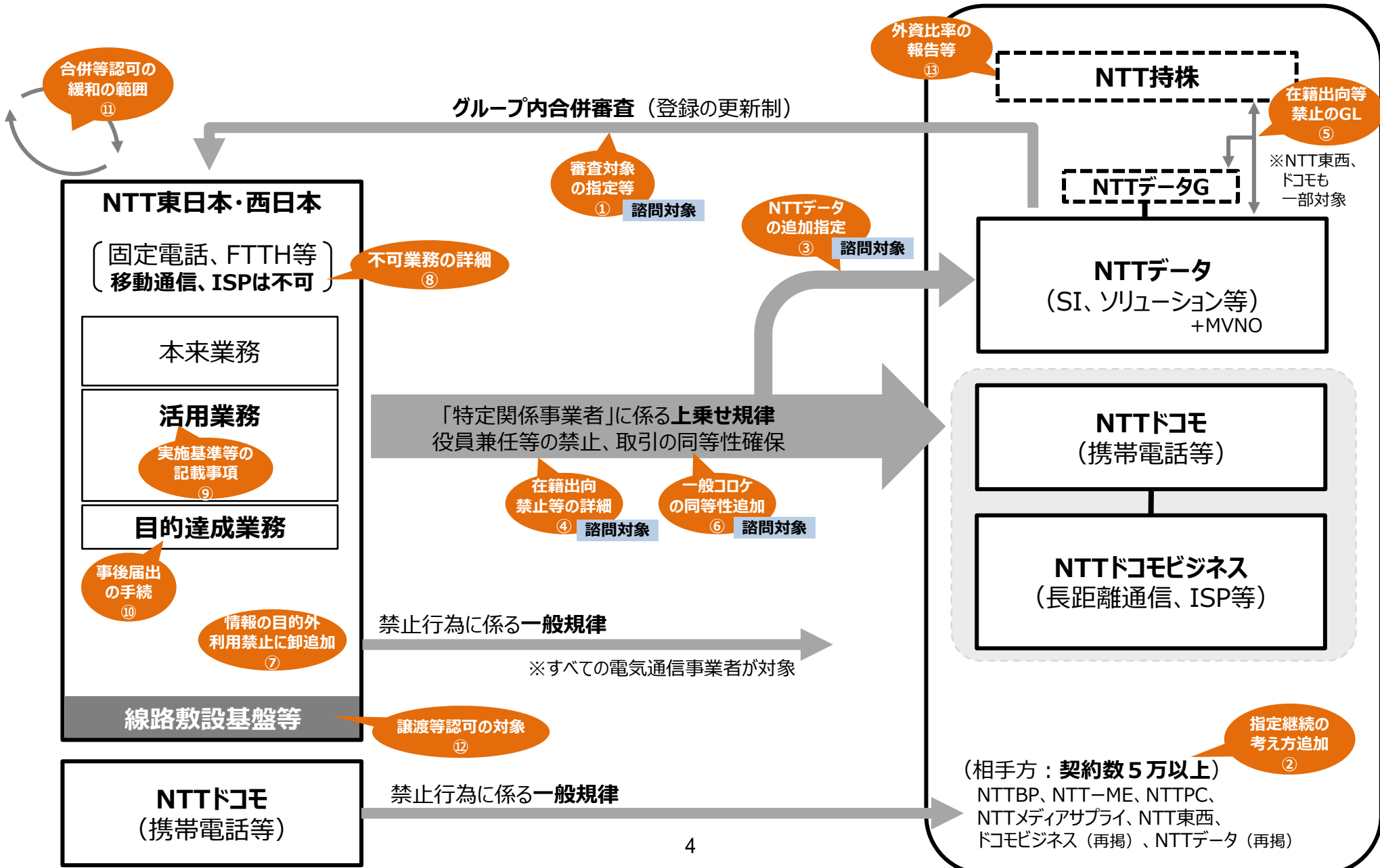
<主な内容>

1. NTT東日本・西日本の経営の自由度向上に資する規定の整備

NTT東西の業務範囲規制（本来業務は県内通信とする県域業務規制）は、メタル固定電話が競争の中心であった頃に制定されたものであったこと等を踏まえ、NTT東西について、①本来業務における県域業務規制の撤廃（これに伴う移動通信・ISP業務の禁止の明確化を含む）、②活用業務及び目的達成業務の事前届出制の緩和、③一部の合併・分割等について認可を不要とする緩和等を令和7年改正法において行ったところ、これら対象や手続の詳細に関する規定を整備する。

2. 公正競争確保のためのセーフガード措置等に関する規定の整備

NTT東西の経営自由度の向上を図る措置を講ずることに伴い、公正競争上の弊害が懸念されていることや、一部公正競争確保のための措置がメタル固定電話が中心の時代に作られたものであること等を踏まえ、①NTTグループ内の大規模事業者との合併等審査の導入、②NTTグループ内における特定の事業者間の在籍出向等の禁止や有利な条件での取引の禁止、③卸関連情報の目的外利用等の禁止等を令和7年改正法において行ったところ、これらの対象や手続の詳細に関する規定を整備する。



(参考) 電気通信事業法に係る改正省令、ガイドライン一覧

は諮問対象

	項目	改正省令等	概要 (主なもの)
①	登録の更新 (グループ内合併審査)	<p>【省令】電気通信事業法施行規則</p> <p>【告示】電気通信事業法施行規則第4条の2の3第1項第1号及び第2号の規定に基づく総務大臣が指定する者を定める件</p> <p>【ガイドライン】<新規>「グループ内合併等に伴う登録の更新制度に当たっての基本的考え方」</p>	<p>対象となる特定電気通信事業の定義の規定</p> <p>特定電気通信事業の対象となる電気通信事業者の指定 【NTT東西・NTTドコモ・NTTドコモビジネス・NTTデータ】</p> <p>グループ内合併等の登録の更新の審査範囲等の規定</p>
②	NTTドコモの禁止行為の相手方に係る指定解除基準の変更	<p>【ガイドライン】 「電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方」</p>	<p>契約数5万未満の場合における指定継続の考え方の追加</p>
③	NTT東西の特定関係事業者の追加指定	<p>【告示】電気通信事業法第31条第11項第1号の規定に基づく特定関係事業者の指定に関する件</p>	<p>NTT東西の特定関係事業者にNTTデータを追加指定 (現在は、NTTドコモ、NTTドコモビジネスを指定)</p>
④	役員兼任・在籍出向の禁止	<p>【省令】電気通信事業法施行規則</p>	<p>役員兼任・在籍出向の禁止の対象業務等の規定</p>
⑤	NTT持株等に係る在籍出向の禁止等	<p>【ガイドライン】<新規> NTT株式会社等に係る公正競争の確保のために講ずる措置に関する指針</p>	<p>以下のNTT持株等に対する在籍出向の禁止等の規定 【NTT持株 ⇔ NTTドコモ・NTTデータ・NTTデータG】 【NTT東西 ⇔ NTTデータG】</p>
⑥	取引条件の同等性の確保 (一般コロケーション)	<p>【省令】電気通信事業法施行規則</p> <p>【ガイドライン等】 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針</p>	<p>NTT東西における取引条件の同等性を求める対象として一般コロケーションを追加</p> <p>電気通信事業法上問題となる行為に、NTT東西における一般コロケーションに係る事例を追加</p>
⑦	卸関連情報の目的外利用の禁止	<p>【ガイドライン等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針 MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン 	<p>電気通信事業法上問題となる行為や市場支配的事業者に係る規律として、NTT東西・ドコモにおける卸役務に係る情報の目的外利用の記載等を追加</p>

は諮問対象

項目	改正省令等	概要（主なもの）
⑧	NTT東西の禁止業務	【省令】日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則 本来業務及び活用業務として認められない移動通信業務・ISP業務の規定
⑨	実施基準に基づく活用業務	【省令】日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則 NTT東西が策定・公表する実施基準、実施状況報告の記載項目
		【ガイドライン】 NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン 活用業務の実施基準等の作成の考え方、公正競争確保に関する考え方の規定
⑩	目的達成業務の事後届出化	【省令】日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則 目的達成業務の事後届出の期限等の規定
⑪	合併等認可の緩和の範囲	【省令】日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則 認可を要しない法人等の規模の基準の規定
⑫	重要設備譲渡等の認可の対象	【省令】日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則 認可対象となる建物等の範囲等の規定
⑬	外資比率等の報告	【省令】日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則 NTT持株の外資比率の定期報告、外資規制の遵守状況報告に係る記載項目等の規定
⑭	その他	【省令】日本電信電話株式会社等に関する法律第2条5五項の区域を定める省令（仮称・別途制定） ※NTT東西の県境等に係る住所を整理するもの（県間通信に係る自己設置要件の例外関係）
		【省令】日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第6項第1号及び第2号の区域を定める省令（仮称・別途制定） ※NTT東西の県境等に係る住所を整理するもの（本来業務に係る業務区域の範囲関係）
		【省令】日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則 ※役員就任の届出事項の変更に係る規定を整理するもの（住所変更のみ、変更届出を不要とする）

1. 登録の更新（グループ内合併審査）関係

【背景・現状】

令和7年改正後の事業法第12条の2では、**市場支配的事業者（NTT東西又はNTTドコモ）**がそのグループ会社と合併等を行った場合、**公正競争確保の観点での事後確認を行うため、登録の更新によるグループ内合併審査を導入した。**

審査対象となる合併等の相手方は、**総務省令で定める「特定電気通信事業」を営む者**とされており、競争の確保等の観点から問題ないかどうかを事後的に審査した上で、禁止行為規制の潜脱を防止する観点等から、必要に応じ登録の更新の条件を付すことができる。

【電気通信事業法施行規則の改正及び告示の制定】 ※諮問対象

審査対象となる「特定電気通信事業」を以下のとおり定義する（事業法施行規則第4条の2の3第1項各号、告示）

- ・**NTT東西との合併等**・・・総務大臣が指定する者（**NTT東日本（西日本）、NTTドコモ、NTTドコモビジネス、NTTデータ**）が営む**電気通信事業の全て**
- ・**NTTドコモとの合併等**・・・総務大臣が指定する者（**NTT東日本、NTT西日本、NTTドコモビジネス、NTTデータ**）が営む電気通信事業のうち、**禁止行為の相手方としての指定**（事業法第30条第3項第2号）に係る**電気通信事業**

（市場検証委員会における考え方）

グループ内合併審査は、禁止行為規制（グループ内企業の不当優遇等）の潜脱を防止する観点と、自由な経営判断に基づく組織再編を阻害しない観点を踏まると、NTT東西・ドコモに加え、NTTグループの長距離通信を担うNTTドコモビジネスと、電気通信市場と密接に関係したSI、ソリューション市場において優位な地位にあるNTTデータを対象にすることが適当と考えられる。

【グループ内合併等に伴う登録の更新制度に当たっての基本的考え方の制定】

審査の対象となる電気通信事業の範囲や審査の考え方等の明確化のためのガイドラインを新たに制定する。

- ・ **グループ内合併審査の対象となる事業者の指定**は、法人の規模、市場支配的事業者との関係性（資本関係等）、グループ内の電気通信事業における役割、**電気通信市場と密接に関連した市場における地位などを勘案し、市場検証委員会の意見も聴取した上で、指定する。**
- ・ 審査では、特定電気通信事業を**承継したことに伴う電気通信市場の公正な競争への影響を実質的に評価し、影響が生じるおそれがあると判断した場合には、公正競争確保のための措置**（承継した事業を営む部門と他の電気通信事業者との間の公平な取扱い等）**が取られているか否か等を確認し、懸念があると判断した場合には、当該懸念に対応した条件を付すこと等で対応する。**

(**諮問対象** : 事業法施行規則第4条の2の3関係)

審査の対象となる特定電気通信事業

【事業法第12条の2第4項第2号】
合併等により市場支配的事業者が営むこととなった場合には公正競争に及ぼす影響が大きい電気通信事業

【事業法施行規則第4条の2の3】

禁止行為の相手方となる
全ての電気通信事業者のうち

NTT東日本 (西日本)
NTTドコモ
NTTドコモビジネス
NTTデータ

の**全ての**
電気通信事業

【告示】

禁止行為の相手方として指定された
特定関係法人 (8社) のうち

NTT東日本・西日本
NTTドコモビジネス
NTTデータ

の**指定に係る**
電気通信事業

【告示】

登録更新の対象とすることにより、禁止行為規制の潜脱による弊害が懸念される場合には、公正競争の確保に必要な条件を付すことが可能

NTT東日本・西日本

(固定通信市場における
市場支配的事業者)

合併等する場合

(合併、吸収分割、事業譲受)

登録の更新が必要

NTTドコモ

(移動通信市場における
市場支配的事業者)

【事業法施行規則第4条の2第3項各号】

審査のため、以下の書類の提出を求めることとする。

- ・法令等の遵守に関する方針及び手続を含む社内規則等
- ・禁止行為規制の遵守に関する社内研修の実施状況
- ・他の電気通信事業者との接続等の条件を変更する場合は、その内容 等

指定解除の
基準変更
(P7)

2. NTTドコモの禁止行為の相手方に係る指定解除基準の変更

【背景・現状】

NTTドコモの禁止行為規制の相手方については、事業法第30条第3項第2号に基づき、総務大臣が指定した者に限定されており、その指定基準は、ガイドライン（禁止行為指定ガイドライン）において、特定関係法人（グループ会社）が提供する電気通信役務（携帯電話（MVNOを含む）、IP電話、FTTH等）の「**契約数等5万以上**」であることが**指定基準**とされ、契約数等が5万未満になった場合には、（その推移をしばらく見守った上で）指定の解除を行うこととしている。

【禁止行為指定ガイドラインの改正】

市場検証委員会における「NTTデータグループの完全子会社化に係る検証」等を踏まえ、**契約数5万未満になった場合の**（禁止行為の相手方の）**指定を解除の要件として、以下を追加する。**

- ・契約数等が5万未満となった場合には、その推移を見守るほか、禁止行為等規定適用事業者（現在はNTTドコモのみ）との資本関係、事業規模、**主力事業と移動通信市場との関連性等も踏まえ、移動通信市場への影響力を実質的に評価し、公正競争への懸念がないと認められた場合のみ指定を解除する。**

（市場検証委員会における考え方）

SI、ソリューション市場で優位な地位にあるNTTデータをNTTドコモが不当に優遇した場合、公正競争への影響が生じると考えられる中、NTTデータの完全子会社化に伴い、MVNO事業が移管された場合等の懸念等を踏まえると、NTTドコモの禁止行為の相手方については、契約数等が5万以上であるものについて指定するという基本的考え方は維持した上で、契約数等が5万未満となった場合でも、移動通信ネットワーク市場への影響力を実質的に評価し、公正競争への懸念がないと認められた場合のみ、指定を解除する旨を「禁止行為に係る指定ガイドライン」で明確化することが適当と考えられる。

3. NTTデータの特定関係事業者の指定

【背景・現状】

事業法第31条第11項第1号では、**NTT東西の特定関係法人（グループ会社）のうち、役員兼任等が行われた場合に電気通信事業者間の適正な競争環境を阻害するおそれがある者を、特定関係事業者として総務大臣が指定し、役員兼任の禁止等の禁止行為規制の上乗せ規律が課せられている。**

現在指定されているのは、NTTドコモ、NTTドコモビジネスとなっている。

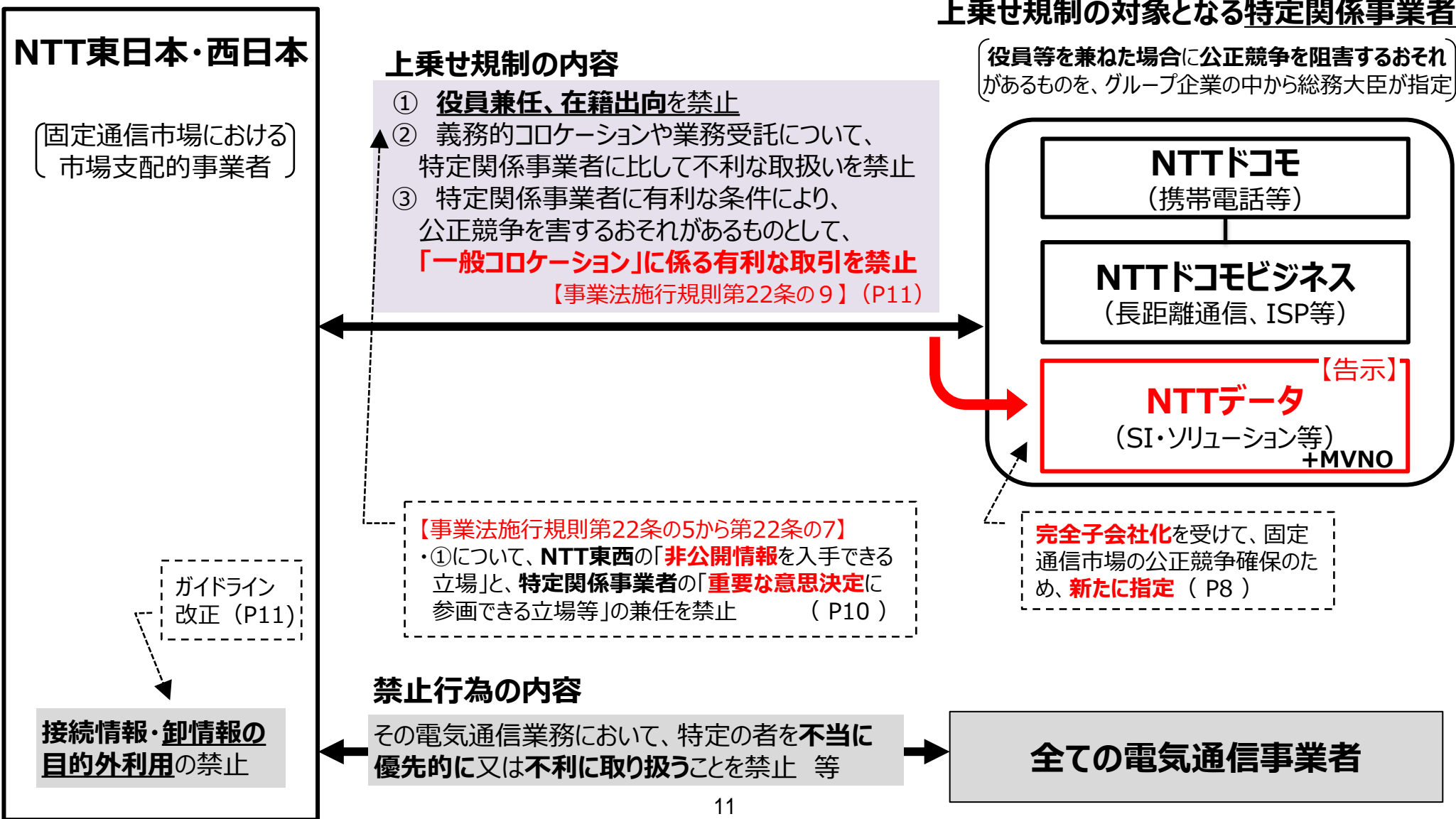
【電気通信事業法に係る告示の改正】※諮問対象

市場検証委員会における「**NTTデータグループの完全子会社化に係る検証**」等を踏まえ、NTT東西がNTTデータを優遇した場合の固定通信市場の公正な競争に対する懸念を受けて、そのリスクに対する構造的な担保とするため、**NTT東西の特定関係事業者として新たにNTTデータを指定する。**

（市場検証委員会における考え方）

・SI、ソリューション市場で優位な地位にあるNTTデータをNTT東西が優遇した場合、公正競争に影響を及ぼす蓋然性が高いと考えられるところ、役員兼任や在籍出向の禁止により、このようなリスクに対して、一定の構造的な担保になると考えられることから、NTT東西の特定関係事業者にNTTデータを指定することが適当と考えられる。

(**諮問対象** : 事業法施行規則第22条の5 から第22条の7、第22条の9、告示)



4. 特定関係事業者との間の在籍出向等の禁止対象

【背景・現状】

NTT東西（第一種指定電気通信設備を設置する者）に対する禁止行為規制の上乗せ規律に関し、事業法第31条第1項から第4項では、**NTT東西と特定関係事業者（総務大臣が指定した者）との間の兼任禁止について、①役員同士の兼任の禁止に加え、②役員と従業者、③従業者同士の兼任の禁止を追加した（在籍出向等の禁止）。**

【電気通信事業法施行規則の改正】※諮問対象

在籍出向等の禁止の対象となる業務等は、適正な競争環境の確保のために必要な業務等として、総務省令で定める必要があるところ、同様の禁止規制を定めている電気事業法等を参考に、以下のとおり規定する（事業法施行規則第22条の5から第22条の7）

- ・**NTT東西**においては、**非公開情報を入手できる立場にある者**を在籍出向等の禁止対象とする。
- ・**特定関係事業者**においては、**重要な意思決定に参画できる立場等にある者**を在籍出向等の禁止対象とする。

（市場検証委員会における考え方）

- ・最終答申において参考とした電気事業法では、非公開情報を取扱う業務に着目して在籍出向等の禁止対象を定めていることを踏まえると、NTT東西で「非開示情報を入手できる立場」にある者がグループ会社で「重要な意思決定に参画できる立場」に就く（兼務する）ことを禁止することが適当と考えられる。

5. 【NTT株式会社等に係る公正競争の確保のために講ずる措置に関する指針の制定】

1988年のNTTデータの分離等の際、他事業者との間の公平性を確保するための措置として公表され、累次の公正競争条件と位置付けられてきたもののうち、**NTT持株等電気通信事業者以外の各社に係る「在籍出向等の禁止」**について、新たに**ガイドラインに規定する**（現行の「NTT持株、東西に係る共同調達指針」を改訂（共同調達に関する規定は維持）する形で規定）。

- ・NTT持株とNTTデータグループ又はNTTデータとの間の社員の移行は、転籍により行い、出向による人事交流は行わないこと
- ・NTT持株とNTTドコモとの間の社員の移行は、転籍により行い、出向による人事交流は行わないこと
- ・NTT東西とNTTデータグループとの間の社員の移行は、転籍により行い、出向による人事交流は行わないこと

12
※下線が電気通信事業者以外であり電気通信事業法等で規律できないもの

取引条件の同等性の確保等関係

6. 取引条件の同等性の確保

【背景・現状】

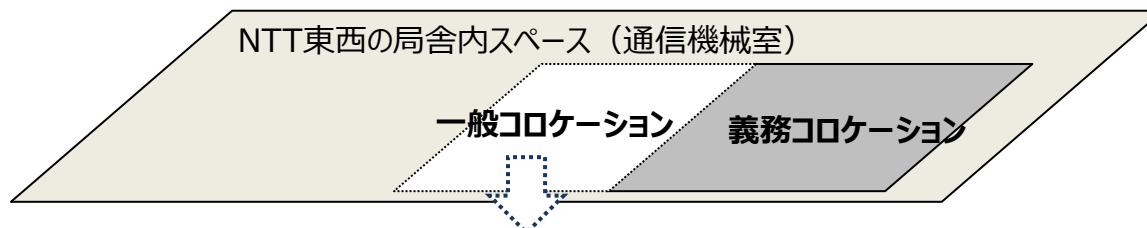
NTT東西に対する禁止行為規制の上乗せ規律について、事業法第31条第5項では、**NTT東西による特定関係事業者の優遇を禁止する行為**※として、**適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務省令で定めるものを追加した。**

※現在は、接続に必要な建物等の利用（義務コロケーション）等が規定されている。

【電気通信事業法施行規則の改正】※諮問対象

市場検証委員会における「NTTデータグループの完全子会社化に係る検証」等を踏まえ、適正な競争関係を阻害するおそれがあるため禁止する取引として、いわゆる「一般コロケーション」を規定する。（事業法施行規則第22条の9）

・第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の**局舎内スペース（通信機械室）の利用に係る取引**について、通常の条件に比べて**特定関係事業者を有利に取り扱うこと。**



NTT東西への上乗せ規制として、特定関係事業者に有利な取引を禁止

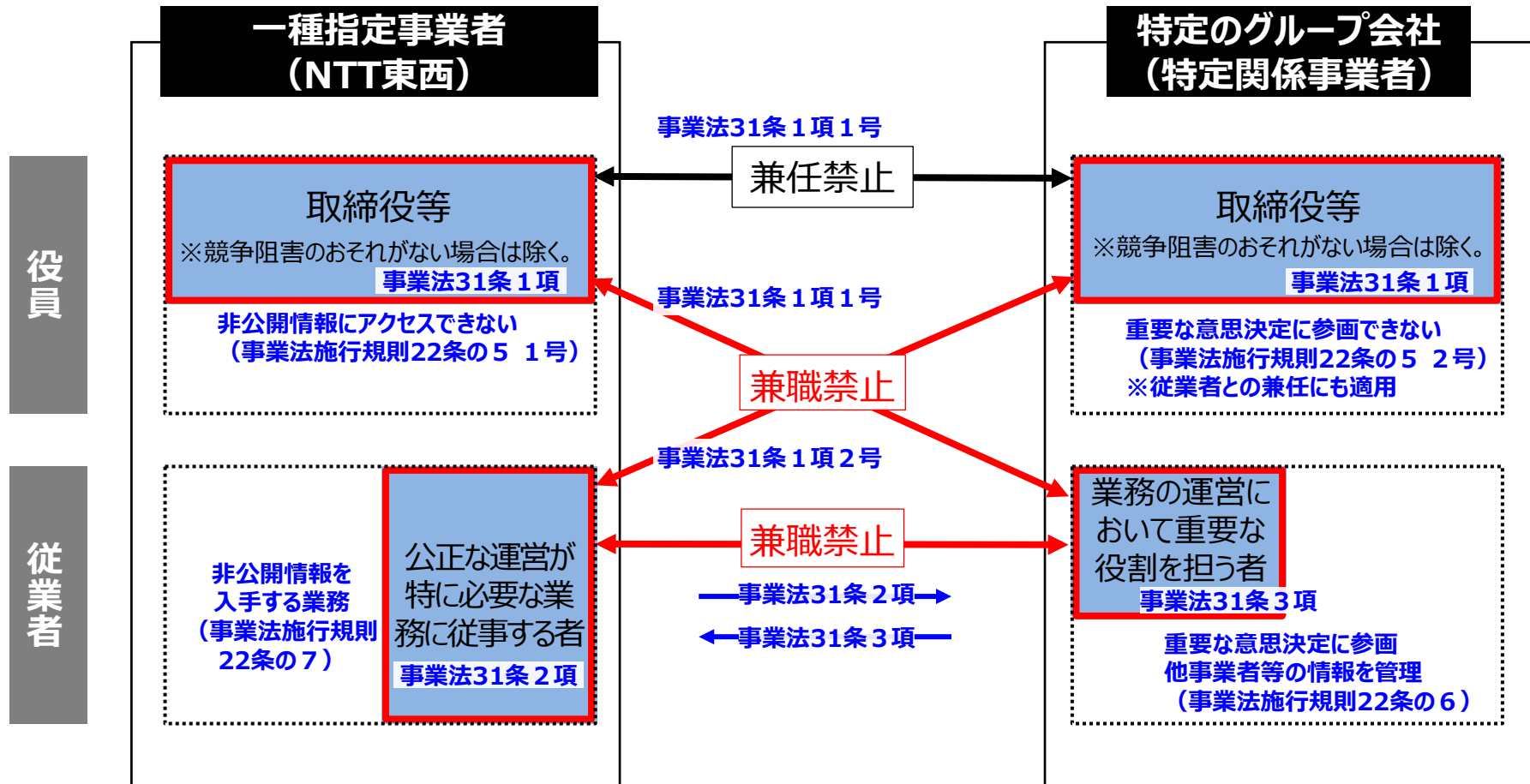
（市場検証委員会における考え方）

NTT東西の局舎内における通信機械等を設置するための空きスペースの利用（コロケーション）は、今後の技術の進展により、その利用ニーズが更に高まる可能性がある中、グループ会社（完全子会社化されたNTTデータを含む）が優先的に利用・留保する懸念（空きスペースの圧迫により義務コロケーションにも影響が出ること等）を踏まえると、NTT東西の禁止行為規制（特定関係事業者との有利な取引の禁止）の対象に、「一般コロケーション」を規定することが適当と考えられる。

7. 【卸関連情報の目的外利用の禁止に係るガイドライン改正】

事業法第30条第3項第1号ロ及び第4項第1号ロにおいて、市場支配的事業者（NTT東西又はNTTドコモ）に対する**卸業務関連情報の目的外利用が禁止**されたことを踏まえ、**関係するガイドラインを改正**する。

(諮問対象：事業法施行規則第22条の5から第22条の7)



8. NTT東西の禁止業務（本来業務・活用業務から除かれる業務）

【背景・現状】

令和7年改正法では、NTT東西の県域業務規制の撤廃に伴い、**本来業務及び活用業務における移動通信及びインターネット接続の業務の禁止等が法定化**された（NTT法第2条第3項第1号及び第7項）。他方、移動通信役務には携帯電話以外にも様々なサービスが存在する中、NTT東西は、現にローカル5Gや公衆無線LANを提供しており、公正競争の確保に関する懸念は示されていない。

【NTT法施行規則の一部改正】

- (1) NTT東西が営むことができない**移動通信及びインターネット接続の業務**は以下のとおりとする（NTT法施行規則第1条の2）。
- ・**移動通信サービス…以下を除き、移動通信サービスは提供不可**とする。
 - ①（現在NTT東西がサービス提供している）**「ローカル5G」、「公衆無線LAN」**
 - ②（公正競争の確保に支障が生じるおそれがないと認められ、）**別に告示する役務**（現時点では該当なし）
 - ・**インターネット接続サービス…ISPの業務は不可**とする（例外は設けない）
- (2)上記に加え、**放送の業務については、活用業務としても提供不可**とする（NTT法施行規則第2条の4）。

（市場検証委員会における考え方）

NTT東西が提供できない移動通信役務については、「ローカル5G」と「公衆無線LAN」は引き続き提供可能とした上で、これら以外にも、公正競争の確保に支障が生じるおそれがないと認められる移動通信役務も、提供可能となるようにすることが適当と考えられる。

9. 実施基準に基づく活用業務（手続の簡素化・効率化）

【背景・現状】

NTT東西の活用業務は、本来業務の円滑な遂行及び公正競争の確保に支障のない範囲内で実施（公正競争の確保に関する必要な措置は、「活用業務ガイドライン」に規定）しているが、活用業務の類型化の進展や経営の自由度向上等の観点から、NTT法第2条第7項から第11項までにより、**個別業務ごとの事前届出制から、実施基準に従って営むことができるように緩和した上で、実施状況報告に基づく事後検証を実施**する制度に見直し。

【NTT法施行規則の改正】（NTT法施行規則第2条の6及び第2条の7）

公正な競争を確保する観点から、**現行ガイドラインと同等の措置を含む実施基準の記載事項等**を省令で規定する。

- ①**実施基準**・・・業務の概要・実施方法、資金調達等の方針、活用する設備・技術の概要、**公正競争確保のために講じる措置**※ 等
- ②**報告事項**・・・開始した業務の概要、**公正競争確保のために講じた措置**※、**サービス毎の契約状況** 等

※ネットワークのオープン化、ネットワーク情報の開示、活用業務に係る会計整理、関連事業者の公平な取扱い等

（市場検証委員会における考え方）

- ・令和7年改正は、活用業務の手続は緩和するものの、公正競争確保についての考え方に変更が生じるものではないため、現行活用業務ガイドラインに基づく「公正競争確保のために講じる措置」は、引き続き、実施基準に記載することが適当と考えられる。
- ・活用業務の実施状況の報告事項について、全ての活用業務について詳細な報告を求めるのではなく（中略）公正競争上の懸念のあるサービスについては、事後検証の過程で、必要に応じNTT東西に詳細な情報提供等を求めることが適当と考えられる。

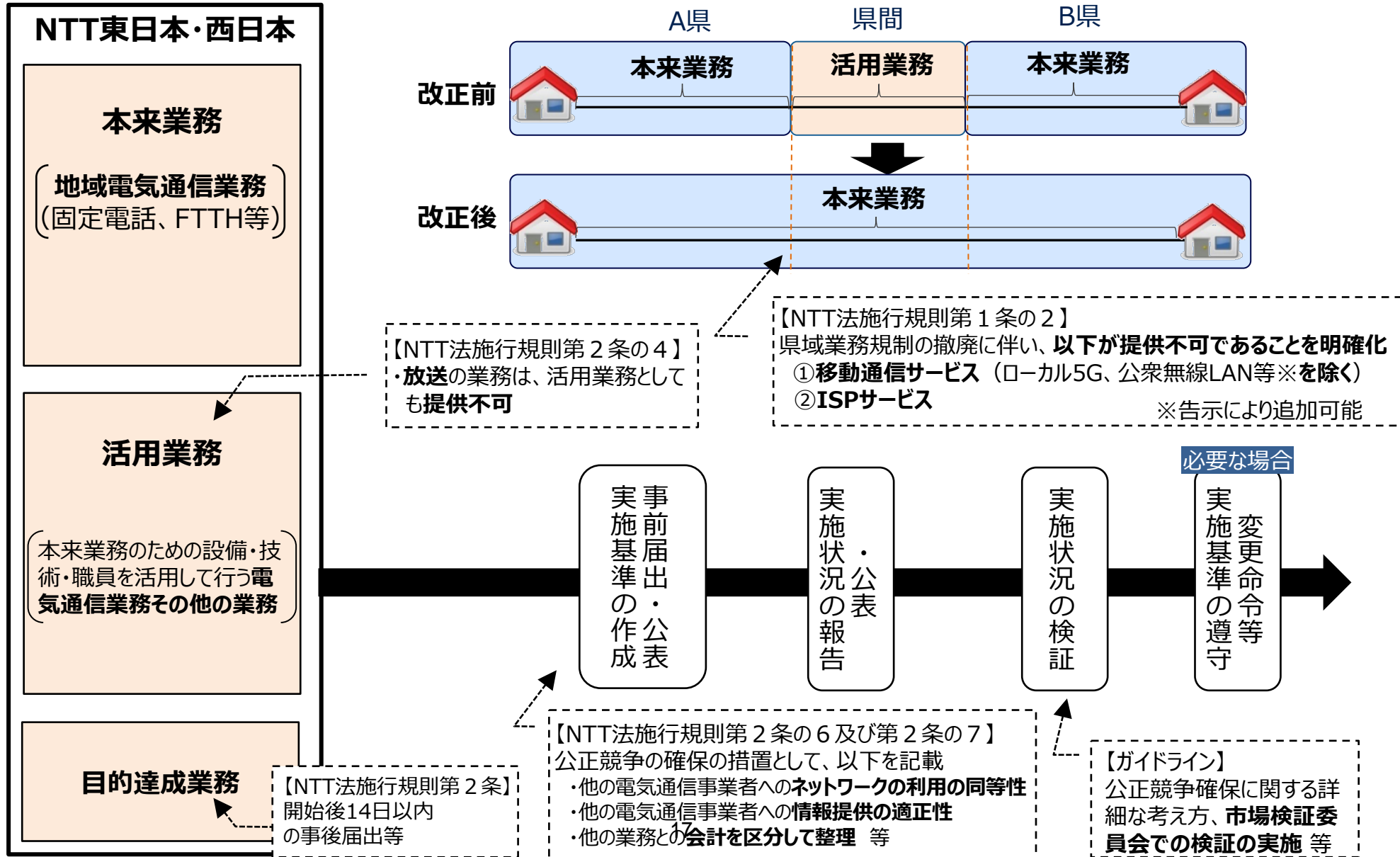
【活用業務ガイドラインの改正】

公正競争の確保等に関する現行ガイドラインにおける詳細な考え方を引き続き規定するとともに、NTT東西からの実施状況報告等に基づき、**市場検証委員会の意見を聴きながら、公正競争確保のための措置の有効性・適正性の検証等を行う**（措置が十分でないと思われる場合にはNTT法又は電気通信事業法に基づき所要の措置を講じる。）旨を規定。

10. 目的達成業務等の事後届出化（NTT法施行規則第2条）

NTT法第2条第4項及び第5項では、NTT東西が営む目的達成業務等の手続の迅速化を図るため、事前届出から事後届出に緩和されたことに伴い、事後届出の期限を「**業務開始後14日以内**」とする旨等を省令で規定する。

(すべて諮問対象外：NTT法施行規則第1条の2等)



11. NTT東西の合併等認可の緩和の範囲

【背景・現状】

NTT法上、NTT東西に係る合併・分割は（例外なく）総務大臣の認可が必要とされているところ、NTT法第11条では、機動的な事業拡大等を図る観点から、**一定規模以下の電気通信事業を営まない法人**（又は電気通信事業以外の事業）との**合併等**については、**総務大臣の認可を不要とする緩和**が行われた。

【NTT法施行規則の改正】

以下に該当するNTT東西の合併等については認可不要とする。（NTT法施行規則第9条第3項から第5項）

- (1) **資本金3億円以下かつ売上高30億円以下**の電気通信事業を営まない法人を承継する合併
- (2) **売上高30億円以下**の非電気通信事業を承継させる分割
- (3) 以下の**いずれも満たす**電気通信事業を営まない法人又は非電気通信事業に係る合併又は分割
 - ① **資本金5億円以下**（分割の場合を除く）、② **負債額200億円以下**、③ **売上高50億円以下**、④ **従業員数300人以下**

（市場検証委員会における考え方）

- ・NTT東西の合併等の認可対象の緩和については、（中略）もっぱらNTT東西の本来業務の円滑な遂行の観点から、市場シェア等の事業実態ではなく、合併等に係る法人等の規模等に着目した基準（資本金の額等）を定めることが適当と考えられる。

12. 重要設備譲渡等の認可の対象

【背景・現状】

NTT法第13条では、**NTT東西の線路敷設基盤（局舎、電柱、管路・とう道等）**の重要性が高まっていることを踏まえ、これまで認可対象外であったこれら**線路敷設基盤の譲渡等**について、**総務大臣の認可対象とした**。

【NTT法施行規則の改正】

認可対象とする線路敷設基盤（重要な設備等）及び処分を以下のとおり定義する。（NTT法施行規則第12条）

- ・**線路敷設基盤**…①局舎、②電柱、③鉄塔、④管路、⑤とう道、⑥局舎の用に供する土地
- ・**処分**…①**廃棄**（電気通信事業のために**使用する予定がないものや、代替となる設備・施設が確保されている場合等を除く。**）
②当事者の合意が無い限り破棄等することが出来ない契約による**使用権（IRU）**の設定

（市場検証委員会における考え方）

- ・NTT東西の重要設備（局舎、電柱、土地等）の譲渡等に対する認可制の導入について、NTT東西の本来業務の円滑な遂行及び公正競争の確保の観点から、NTT東西が自ら使用している局舎等のほか、接続ルール等に基づき他事業者が利用（コロケーション等）している局舎等について認可対象とすることで、総務省が、NTT東西の本来業務や他事業者との公正競争への影響の有無について確認可能とすることが適当と考えられる。
- ・一方、今後電気通信事業のために使用する予定がないものや、毎年多数の（旧設備の廃棄を伴う）移転が行われている電柱のように、代替となる設備・施設が確保されている場合には、認可対象外としても問題はないものと考えられる。

13. 外資比率等の報告

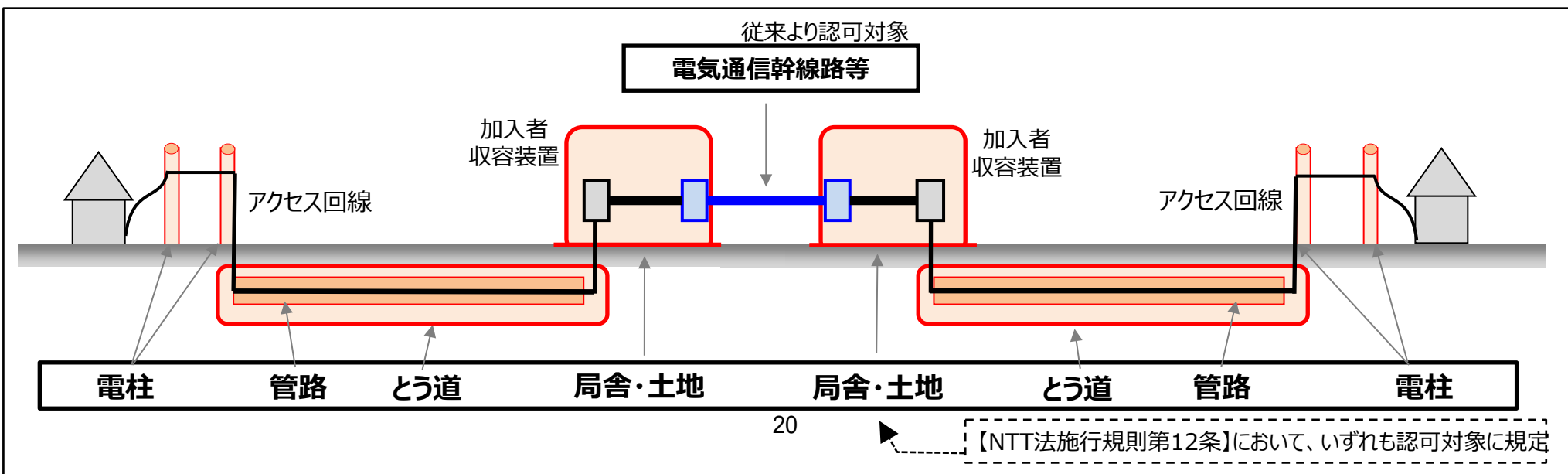
NTT持株には外資規制（3分の1未満）が設けられているところ、NTT法第6条では、**外国人等議決権割の報告義務**（定期報告及び一定の閾値を超えた場合の随時報告）**が設けられたことを踏まえ、随時報告が必要となる閾値（30%以上等）を規定する**（NTT法施行規則第6条）

(すべて諮問対象外：NTT法施行規則第9条及び第12条)

【NTT東西の合併等認可の範囲】



【認可対象となる「重要な設備等」の範囲】



○総務省令第 号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）の施行に伴い、並びに電気通信事業法電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に

掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(用語)

第二条 「略」

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

「一〇三 略」

四 特定移動通信役務 法第十二条の二第四項第三号ニに規定する特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務

「五〇八 略」

(登録の更新)

第四条の二 「略」

2 「略」

3 法第十二条の二第二項において準用する法第十条第二項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

「一〇八 略」

九 法第十二条の二第二項の規定による登録の更新を受けようとする事由、当該事由が生じた日等に関する様式第四の二による書類

十 前号の事由が、申請者がその特定関係法人(特定電気通信事業を営むものに限る。以下この号及び次号において同じ。)と合併(合併後存続する法人が申請者である場合に限る。)をしたとき又はその特定関係法人から分割により特定電気通信事業の全部若しくは一部を承継したときである場合には、次に掲げる書類
イ 合併に関する契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
ロ 合併又は分割の条件に関する説明書

十一 第九号の事由が、申請者の特定関係法人が申請者に特定電気通信事業の全部又は一部を譲渡したときである場合には、次に掲げる書類
イ 譲渡しに関する契約書の写し
ロ 譲渡価額の算出の根拠その他譲渡の実施に関する細目を記載した書類

十二 第九号の事由が、申請者がその特定関係法人以外の者(特定電気通信設備を設置する者に限る。以下この項において同じ。)と合併(合併後存続する法人が申請者である場合に限る。)をしたとき又はその特定関係法人以外の者から分割により電気通信事業(当該特定電気通信設備を用いて電気通信役務を提供する電気通信事業に限る。次号において同じ。)の全部若しくは一部を承継したときである場合には、次に掲げる書類
イ 合併に関する契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
ロ 合併又は分割の条件に関する説明書

十三 略

十八 第九号の事由が、法第十二条の二第一項第一号、第二号又は第四号によるものである場

(用語)

第二条 「同上」

2 「同上」

「一〇三 同上」

四 特定移動通信役務 法第十二条の二第四項第二号ニに規定する特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務

「五〇八 同上」

(登録の更新)

第四条の二 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一〇八 同上」

九 「同上」

〔新設〕

十 前号の事由が、申請者がその特定関係法人以外の者(特定電気通信設備を設置する者に限る。以下この項において同じ。)と合併(合併後存続する法人が申請者である場合に限る。)をしたとき又はその特定関係法人以外の者から分割により電気通信事業(当該特定電気通信設備を用いて電気通信役務を提供する電気通信事業に限る。次号において同じ。)の全部若しくは一部を承継したときである場合には、次に掲げる書類
イ 同上
ロ 同上

十一 同上

十二 同上

〔新設〕

合には、次のイ又はロに掲げる電気通信事業者によるそれぞれ当該イ又はロに定める規定の遵守に関する研修の実施状況を記載した書類（当該研修を実施していない場合においては当該研修の実施計画を記載した書類）

イ 法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者 同条第三項の規定

ロ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者 法第三十条第四項並びに第三十一条第一項、第二項及び第五項の規定

十九・二十 略

（特定電気通信事業）

第四条の二の三 法第十二条の二第四項第二号の総務省令で定める電気通信事業は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める電気通信事業とする。

一 法第九条の登録を受けた者が法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者たる法人である場合 同条第三項第二号の指定に係る電気通信事業（電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響の程度を勘案して総務大臣が指定する者が営むものに限る。）

二 法第九条の登録を受けた者が第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者たる法人である場合 全ての電気通信事業（電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響の程度を勘案して総務大臣が指定する者が営むものに限る。）

2) 前項各号の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除に係る法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者たる法人又は第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者たる法人にその旨を通知するものとする。

（特定電気通信設備の基準等）

第四条の三 法第十二条の二第四項第三号口の総務省令で定める割合は、固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。以下同じ。）及び固定端末系伝送路設備以外の伝送路設備の別に計算し、固定端末系伝送路設備について十分の一とする。この場合において、電気通信回線の数は、電気通信回線の使用用途、周波数帯域の幅、伝送速度、芯線数等にかかわらず、一の回線につき一とする。

2 法第十二条の二第四項第三号ロの規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる特定電気通信設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

第四条の四 法第十二条の二第四項第三号ニの総務省令で定める移動端末設備（以下「特定移動端末設備」という。）は、次に掲げる無線通信を行う移動する無線局の無線設備とする。

【一・二 略】

2 法第十二条の二第四項第三号ニの総務省令で定める割合は、百分の三とし、前年度末及び前々年度末における割合の合計を二で除して計算する。この場合において、同号ニの同一の電気通信事業者が設置する伝送路設備を用いる電気通信業務に係る業務区域（以下この項において「対象業務区域」という。）と同一の区域内に設置されている全ての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数は、次に掲げる数の合計数とする。

十六・十七 同上

【新設】

（特定電気通信設備の基準等）

第四条の三 法第十二条の二第四項第二号口の総務省令で定める割合は、固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。以下同じ。）及び固定端末系伝送路設備以外の伝送路設備の別に計算し、固定端末系伝送路設備について十分の一とする。この場合において、電気通信回線の数は、電気通信回線の使用用途、周波数帯域の幅、伝送速度、芯線数等にかかわらず、一の回線につき一とする。

2 法第十二条の二第四項第二号ロの規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる特定電気通信設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

第四条の四 法第十二条の二第四項第二号ニの総務省令で定める移動端末設備（以下「特定移動端末設備」という。）は、次に掲げる無線通信を行う移動する無線局の無線設備とする。

【一・二 同上】

2 法第十二条の二第四項第二号ニの総務省令で定める割合は、百分の三とし、前年度末及び前々年度末における割合の合計を二で除して計算する。この場合において、同号ニの同一の電気通信事業者が設置する伝送路設備を用いる電気通信業務に係る業務区域（以下この項において「対象業務区域」という。）と同一の区域内に設置されている全ての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数は、次に掲げる数の合計数とする。

〔一〕三 略

3 法第十二条の二第四項第三号ニの規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる特定電気通信設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

(電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合)

第二十二条の五 法第三十一条第一項ただし書の電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として総務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者において、当該電気通信事業者の法第三十一条第一項各号に掲げる者であつて、特定関係事業者の同項各号に定める者を兼ねるものが非公開情報(当該電気通信事業者の電気通信事業に関する公開されていない情報(他の電気通信事業者及び利用者に関する情報に限る。))をいう。第二十二条の七において同じ。))を入手できないことを確保するための措置を講じている場合

二 特定関係事業者において、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の法第三十一条第一項各号に掲げる者であつて、当該特定関係事業者の同項各号に定める者を兼ねるものが当該特定関係事業者の電気通信事業の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に参画できないことを確保するための措置を講じている場合
(重要な役割を担う従業者)

第二十二条の六 法第三十一条第二項の総務省令で定める要件は、特定関係事業者の従業者であつて、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

一 特定関係事業者の電気通信事業の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの

二 電気通信業務に関して知り得た他の電気通信事業者及び当該電気通信業務の利用者に関する情報を取り扱う業務における管理的地位にあるもの(前号に該当するものを除く。)

(電気通信事業者間の適正な競争関係の確保のためその公正な運営が特に必要な業務)

第二十二条の七 法第三十一条第二項の電気通信事業者間の適正な競争関係の確保のためその公正な運営が特に必要な業務として総務省令で定めるものは、非公開情報を入手することができる業務とする。

(他の電気通信事業者に不利な取扱いをするやむを得ない理由)

第二十二条の八 法第三十一条第五項ただし書の総務省令で定めるやむを得ない理由は、他の電気通信事業者が負担すべき金額の支払い、使用期間その他の使用条件、守秘義務、目的外使用の禁止その他の契約に定める事項を履行せず、又は履行しないおそれがあることとする。

(電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある取引)

第二十二条の九 法第三十一条第五項第三号の総務省令で定める電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある取引は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の電気通信事業に係る建物その他の工作物(第一種指定電気通信設備との接続に必要な設備を設置するための通信機械室に限る。))の利用(電気通信設備の設置のための利用に限る。第二十二

〔一〕三 同上

3 法第十二条の二第四項第二号ニの規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる特定電気通信設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

(特定関係事業者の指定及びその解除)

第二十二条の五 法第三十一条第一項の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

〔新設〕

〔新設〕

(他の電気通信事業者に不利な取扱いをするやむを得ない理由)

第二十二条の六 法第三十一条第二項ただし書の総務省令で定めるやむを得ない理由は、他の電気通信事業者が負担すべき金額の支払い、使用期間その他の使用条件、守秘義務、目的外使用の禁止その他の契約に定める事項を履行せず、又は履行しないおそれがあることとする。

〔新設〕

条の十一第一号二において同じ。）に係る取引であつて、当該電気通信事業者の通常の条件に比して特定関係事業者に有利な条件で行われる取引とする。

(体制の整備等)

第二十二条の十 法第三十一条第八項の規定により第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が講じなければならない体制の整備その他必要な措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

〔一〕十六 略〕

(禁止行為等の規定の遵守のために講じた措置等に関する報告)

第二十二条の十一 法第三十一条第十項の規定による報告をしようとする者は、毎事業年度経過後三月以内に、様式第十六の報告書に、当該事業年度に係る次に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

一 法第三十一条第五項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項

イ 第一種指定電気通信設備との接続に必要な(1)から(3)までに掲げる事項及び(4)に掲げる事項について、条件の設定及び公表その他特定関係事業者及び特定関係事業者以外の電気通信事業者の取扱いの同等性を確保するために講じた措置の内容

〔(1)～(4) 略〕

〔ロ・ハ 略〕

二 第一種指定電気通信設備との接続に必要な設備を設置している通信機械室の利用に係る取引(イに掲げるものを除く。)の条件の設定その他特定関係事業者及び特定関係事業者以外の電気通信事業者の取扱いの同等性を確保するために講じた措置の内容

二 法第三十一条第六項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項

イ 電気通信業務又はこれに付随する業務の全部又は一部を子会社(法第三十一条第十一項第二号に規定する子会社(同項後段の規定により子会社とみなされる会社を含む。))をいう。以下この号において同じ。)に委託した場合における当該子会社(以下この号において「監督対象子会社」という。)ごとの次に掲げる事項

〔(1)～(3) 略〕

(4) 監督対象子会社の総株主(法第三十一条第十一項第二号に規定する総株主をいう。)又は総社員の議決権に占める自己及び子会社の有する議決権の割合

(5) 自己の役員であつて監督対象子会社の役員を兼ねている者がいる場合は当該者の役員及び当該監督対象子会社における役職

ロ 監督対象子会社ごとの、当該会社が法第三十条第四項各号及び第三十一条第五項各号に掲げる行為を行わないよう、当該会社に対して行つた監督の方法及びその実施状況

ハ 監督対象子会社ごとの、当該会社に委託をした業務に関する法第三十条第四項各号及び第三十一条第五項各号に掲げる行為の有無及び当該行為があつた場合にはその内容

三 法第三十一条第八項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項とし

(体制の整備等)

第二十二条の七 法第三十一条第六項の規定により第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が講じなければならない体制の整備その他必要な措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

〔一〕十六 同上〕

(禁止行為等の規定の遵守のために講じた措置等に関する報告)

第二十二条の八 法第三十一条第八項の規定による報告をしようとする者は、毎事業年度経過後三月以内に、様式第十六の報告書に、当該事業年度に係る次に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

一 法第三十一条第二項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項

イ 〔同上〕

〔(1)～(4) 同上〕

〔ロ・ハ 同上〕

〔新設〕

二 法第三十一条第三項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項

イ 電気通信業務又はこれに付随する業務の全部又は一部を子会社(法第三十一条第五項に規定する子会社(同項後段の規定により子会社とみなされる会社を含む。))をいう。以下この号において同じ。)に委託した場合における当該子会社(以下この号において「監督対象子会社」という。)ごとの次に掲げる事項

〔(1)～(3) 同上〕

(4) 監督対象子会社の総株主(法第三十一条第五項に規定する総株主をいう。)又は総社員の議決権に占める自己及び子会社の有する議決権の割合

(5) 〔同上〕

ロ 監督対象子会社ごとの、当該会社が法第三十条第四項各号及び第三十一条第二項各号に掲げる行為を行わないよう、当該会社に対して行つた監督の方法及びその実施状況

ハ 監督対象子会社ごとの、当該会社に委託をした業務に関する法第三十条第四項各号及び第三十一条第二項各号に掲げる行為の有無及び当該行為があつた場合にはその内容

三 法第三十一条第六項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項とし

て次に掲げる事項

【イ〜ヌ 略】

ル イからヌまでの措置のほか、法第三十一条第八項の規定に基づき、他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するために講じた措置がある場合には、その内容（特定関係事業者の指定及びその解除）

【新設】
 第二十二條の十二 法第三十一條第一項第一号の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

第二十五條の十 法第三十九條の二第四号の総務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

【一・二 略】

三 法第三十一條第四項及び第七項の規定による命令、同条第十項の規定による報告並びに同条第十一項第一号の規定による指定に関して作成し、又は取得した情報

【四〜六 略】

様式第4の2（第4条の2第3項第9号関係）

電気通信事業の登録の更新を必要とする事由等

1	登録の更新を受ける事由	
2	1の項の事由が生じた日	
3	合併若しくは分割による電気通信事業の全部若しくは一部の承継又は電気通信事業の全部若しくは一部の譲受け（以下「合併等」という。）の事由の別	
4	合併等の当事者の住所、名称及び代表者の氏名	
5	合併等の理由	
6	法第12条の2第1項第7号の事由の発生に係る当事者の住所、名称及び代表者の氏名	
7	申請者の特定関係法人となつた事由	
参考事項		

注1 1の項については、法第12条の2第1項各号に掲げる事由の別を記載すること。

【別表】

て次に掲げる事項

【イ〜ヌ 同上】

ル イからヌまでの措置のほか、法第三十一条第六項の規定に基づき、他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するために講じた措置がある場合には、その内容

【新設】

（総務大臣が整理し、公表する情報）

第二十五條の十 【同上】

【一・二 同上】

三 法第三十一條第一項の規定による指定、同条第四項の規定による命令及び同条第八項の規定による報告に関して作成し、又は取得した情報

【四〜六 同上】

様式第4の2（第4条の2第3項第9号関係）

電気通信事業の登録の更新を必要とする事由等

1	登録の更新を受ける事由	
2	1の項の事由が生じた日	
3	新たに指定をされた電気通信設備の種類別	
4	合併若しくは分割による電気通信事業の全部若しくは一部の承継又は電気通信事業の全部若しくは一部の譲受け（以下「合併等」という。）の事由の別	
5	合併等の当事者の住所、名称及び代表者の氏名	
6	合併等の理由	
7	法第12条の2第1項第4号の事由の発生に係る当事者の住所、名称及び代表者の氏名	
8	申請者の特定関係法人となつた事由	
参考事項		

注1 【同左】

2 3の項については、法第12条の2第1項第一号の事由に該当する場合に、法第33条第一項の規定によるもの又は法第34条第一項の規定によるものの別を記載すること。

<p>2 3の項から5の項までについては、法第12条の2第1項第1号から第6号までに該当する場合に記載すること。</p> <p>3 6の項及び7の項については、法第12条の2第1項第7号に該当する場合に記載すること。</p> <p>4 注記すべき事項がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。</p> <p>5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。</p> <p>様式第4の3（第4条の2第3項第14号関係） [略]</p> <p>様式第16（第22条の11 関係） 禁止行為等規定遵守措置等報告書 [略]</p> <p>電気通信事業法第31条第10項の規定により、別紙のとおり禁止行為、子会社等監督及び体制整備等の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況を報告します。</p> <p>[注略]</p>	<p>3 4の項から6の項までについては、法第12条の2第1項第1号から第3号までに該当する場合に記載すること。</p> <p>4 7の項及び8の項については、法第12条の2第1項第4号に該当する場合に記載すること。</p> <p>5 [同左]</p> <p>6 [同左]</p> <p>様式第4の3（第4条の2第3項第12号関係） [同左]</p> <p>様式第16（第22条の8 関係） 禁止行為等規定遵守措置等報告書 [同左]</p> <p>電気通信事業法第31条第8項の規定により、別紙のとおり禁止行為、子会社等監督及び体制整備等の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況を報告します。</p> <p>[注同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

（日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則（昭和六十年郵政省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄のように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(会社に係る目的達成業務の届出)

第一条 日本電信電話株式会社(以下「会社」という。)は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号。以下「法」という。)第二条第二項の規定により会社の目的を達成するために必要な業務を営むことの届出をしようとするときは、当該業務の開始の日(以下「開始の日」という。)の七日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

〔一〇四 略〕

(地域電気通信業務等から除かれる電気通信設備の用に供する電気通信設備)

第一条の二 法第三条第一号イの総務省令で定める伝送路設備は、次に掲げる電気通信設備以外の電気通信設備の用に供するものとする。

- 一 電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)第一条第二項第十三号の二に規定するローカル5Gサービス
- 二 電気通信事業報告規則第一条第二項第十五号に規定する公衆無線LANアクセスサービス
- 三 その他総務大臣が別に告示する電気通信設備

2 法第三条第三項第一号ロの総務省令で定める電気通信設備は、専らインターネットの接続点間の通信の用に供する電気通信設備とする。

(地域会社に係る目的達成業務等の届出)

第二条 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「地域会社」という。)は、法第四条第四項(第一号に係る部分に限る。)の規定による届出をしようとするときは、同号に掲げる業務の開始の日から起算して十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 業務の内容
 - 二 業務の開始の日
 - 三 業務を営む理由
- 2 地域会社は、法第四条第四項(第二号に係る部分に限る。)の規定による届出をしようとするときは、同号に掲げる業務の開始の日から起算して十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 業務内容及び区域
 - 二 業務の開始の日
 - 三 業務を営む理由
- (活用業務から除く業務)

第二条の四 法第七条第七項の総務省令で定める業務は、放送法(昭和二十五年法律第三百三十二号)第二条第一号に規定する放送の業務とする。

(目的達成業務の届出)

第一条 日本電信電話株式会社(以下「会社」という。)は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「地域会社」という。)は、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号。以下「法」という。)第二条第二項及び第四項第一号の規定により会社及び地域会社の目的を達成するために必要な業務を営むことの届出をしようとするときは、当該業務の開始の日(以下「開始の日」という。)の七日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

〔一〇四 同上〕

〔新設〕

(地域会社が法第三条第一号により地域電気通信業務を営むものとされた都道府県の区域以外の都道府県の区域において行う地域電気通信業務の届出)

第二条 地域会社は、法第四条第四項第二号の規定により地域電気通信業務を営むことの届出をしようとするときは、当該業務の開始の日(以下「開始の日」という。)の七日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 業務内容及び区域
- 二 業務の開始の日
- 三 業務の収支の見込み
- 四 所要資金の額及びその調達方法
- 五 業務を営む理由

(活用業務の届出)

第二条の四 地域会社は、法第六条第六項の規定により、同条第三項に規定する業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を営むことの届出をしようとするときは、当該業務の開始の日(以下「開始の日」という。)の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

〔実施基準の届出〕

第二条の五 地域会社は、法第二条第八項の規定による届出をしようとするときは、活用業務（同条第七項に規定する活用業務をいう。以下同じ。）の開始の日の三十日前までに、様式第一の届出書に、実施基準（法第二条第八項に規定する実施基準をいう。以下同じ。）（変更の届出の場合は、新旧の対照を明示すること。）を添えて提出しなければならない。

〔実施基準の記載事項〕

第二条の六 実施基準には、法第二条第九項に規定する必要な内容として次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 業務の概要
- 二 業務の実施方法
- 三 業務の収支計画の方針
- 四 所要資金の調達方針
- 五 活用する設備若しくは技術又は職員の概要
- 六 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内において営まれることを確保するための措置に関する次に掲げる事項
 - イ 活用業務を営むに当たつて地域会社が構築するネットワークの利用における同等性を確保するために講ずる措置
 - ロ 活用業務に用いるネットワーク（他の電気通信事業者が同様の業務を営む場合に必要となるものに限る。）に関する情報の提供を適正に行うために講ずる措置
 - ハ 他の電気通信事業者が活用業務と同様の業務を営むに当たつて必要不可欠な情報（地域会社が保有するものに限る。）がある場合には、当該情報の提供を適正に行うために講ずる措置
 - ニ 活用業務に係る営業活動において、地域電気通信業務に際して知り得た情報（他の電気通信事業者に関する情報その他の電気通信事業者間の適正な競争関係の確保のためその公正な取扱いが求められるものに限る。）の目的外利用その他の不正な行為を防止するための体制を整備する措置
 - ホ 活用業務に係る会計と他の業務に係る会計とを区分して整理する措置
 - ヘ その他活用業務（電気通信業務に関連しない業務を除く。）を営むに当たつて他の電気通信事業者に対する公平性を確保するために講ずる措置

載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 業務の内容
- 二 業務の開始の日
- 三 業務の収支の見込み
- 四 所要資金の額及びその調達方法
- 五 業務を営む理由
- 六 活用する設備若しくは技術又は職員の概要
- 七 電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置

〔届出書に記載された事項の公表〕

第二条の五 総務大臣は、第一条、第二条及び前条の届出書を受理した場合は、速やかに、当該届出書に記載された事項（公にすることにより、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報を除く。）をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

〔新設〕

(活用業務の実施状況等に関する報告)

第二条の七 地域会社は、法第二十一条の規定により報告をしようとするときは、毎事業年度経過後六月以内に、様式第二の報告書に、当該事業年度に係る次に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

一 当該事業年度に開始した活用業務の概要

二 活用業務を営むに当たつて構築するネットワークの利用における同等性を確保するために講じた措置

三 活用業務に用いるネットワーク(他の電気通信事業者が同様の業務を営む場合に必要となるものに限る。)に関する情報の提供を適正に行うために講じた措置

四 他の電気通信事業者が活用業務と同様の業務を営むに当たつて必要不可欠な情報(地域会社が保有するものに限る。)がある場合には、当該情報の提供を適正に行うために講じた措置

五 活用業務に係る営業活動において、地域電気通信業務に際して知り得た情報の目的外利用その他の不正な行為を防止するための体制を整備するために講じた措置

六 活用業務に係る会計と他の業務に係る会計とを区分して整理した措置及び活用業務に関する収支の状況

七 活用業務(電気通信業務に関連しない業務を除く。)を営むに当たつて他の電気通信事業者に対する公平性を確保するために講じた措置

八 サービスごとの契約の状況

(実施基準等に記載した事項の公表)

第二条の八 地域会社は、実施基準又は前条の報告書を総務大臣に届出をしたときは、速やかに、当該実施基準又は当該報告書(公にすることにより、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる事項に係る部分を除く。)をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(外国人等議決権割合の公告等)

第六条 [略]

2 法第六条第四項の規定による公告は、会社の定款で定める公告の方法により行うものとし、同項の規定による報告は、様式第三の報告書により行うものとする。

3 法第六条第五項の総務省令で定める変更は、次に掲げるものとする。

一 変更前の外国人等議決権割合が百分の三十未満である場合にあつては、変更後の外国人等議決権割合が百分の三十以上となる変更

二 変更前の外国人等議決権割合が百分の三十以上である場合(変更前の外国人等議決権割合に関して、法第六条第一項又は第二項の規定により、株主名簿に記載若しくは記録をしていない場合を除く。)にあつては、変更後の外国人等議決権割合の増加が千分の一以上である変更又は変更後の外国人等議決権割合が三分の一以上となる変更

三 変更前の外国人等議決権割合が百分の三十以上である場合(前号に規定する場合を除く。)にあつては、外国人等議決権割合の変更

[新設]

[新設]

(公告)

第六条 [同上]

2 法第六条第四項の総務省令で定める方法は、会社の定款で定める公告の方法とする。

[新設]

4 法第六條第五項の規定による報告は、様式第四の報告書により、前項に規定する変更があつた後速やかに総務大臣に提出して行わなければならない。

5 法第六條第六項の規定による報告は、様式第五の報告書により、会社の毎事業年度終了後三月以内に総務大臣に提出して行わなければならない。

6 法第六條第六項の総務省令で定める期間は、会社の事業年度とする。

(取締役及び監査役の就任等の届出)

第七條 法第十條第三項前段の規定による届出は、代表取締役、取締役又は監査役が就任し、又は退任した日から起算して十四日以内に、様式第六による届出書により行わなければならない。

2・3 [略]

4 法第十條第三項後段の規定による変更の届出は、当該変更があつた日から起算して十四日以内に、同項第一号から第三号までに掲げる事項(第一号に掲げる事項にあつては、住所の変更を除く。)及び第二項第一号に掲げる事項(当該変更に係る部分に限る。)を記載した様式第七による届出書により行わなければならない。この場合において、当該届出書には、前項第一号に掲げる書類(当該事項に係るものに限る。)を添付しなければならない。

(合併、分割又は解散の決議の認可)

第九條 会社及び地域会社は、法第十一條第一項の規定により合併、分割又は解散の決議の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項(解散の決議の認可を受けようとする場合にあつては、第二号を除く。)を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 次のイからハまでに掲げる場合に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 合併の場合 吸収合併後存続する法人(次号ロ及び次項第五号イにおいて「吸収合併存続会社」という。)又は新設合併により設立する法人(同号イにおいて「新設合併設立会社」という。)の商号及び住所並びに合併の方法及び条件

ロ 分割の場合 吸収分割をする法人がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を当該法人から承継する法人(次号ロ及び次項第五号ロにおいて「吸収分割承継会社」という。)又は新設分割により設立する法人(同号ロにおいて「新設分割設立会社」という。)の商号及び住所並びに分割の方法及び条件

ハ [略]

二 次のイからハまでに掲げる場合に応じ、当該イからハまでに定める反対株主の氏名又は名称及び住所並びにその者の所有する株式の数

イ 会社が、吸収合併により消滅する会社又は吸収分割をする会社となる場合 会社法第七百八十五條第二項に規定する反対株主

ロ [略]

ハ 会社が、新設合併により消滅する会社又は新設分割をする会社となる場合 会社法第八百六條第二項に規定する反対株主

[新設]

[新設]

[新設]

(取締役及び監査役の就任等の届出)

第七條 法第十條第三項前段の規定による届出は、代表取締役、取締役又は監査役が就任し、又は退任した日から起算して十四日以内に、様式第一による届出書により行わなければならない。

2・3 [同上]

4 法第十條第三項後段の規定による変更の届出は、当該変更があつた日から起算して十四日以内に、同項第一号から第三号までに掲げる事項及び第二項第一号に掲げる事項(当該変更に係る部分に限る。)を記載した様式第二による届出書により行わなければならない。この場合において、当該届出書には、前項第一号に掲げる書類(当該事項に係るものに限る。)を添付しなければならない。

(合併、分割又は解散の決議の認可)

第九條 会社及び地域会社は、法第十一條第一項の規定により合併、分割又は解散の決議の認可を受けようとするときは、次の事項(解散の決議の認可を受けようとする場合にあつては、第一号、第四号及び第五号に規定する事項に限る。)を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 [同上]

イ 合併の場合 吸収合併後存続する会社(以下「吸収合併存続会社」という。)又は新設合併により設立する会社(以下「新設合併設立会社」という。)の商号及び住所並びに合併の方法及び条件

ロ 分割の場合 会社又は地域会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を会社又は地域会社から承継する会社(以下「吸収分割承継会社」という。)又は新設分割により設立する会社(以下「新設分割設立会社」という。)の商号及び住所並びに分割の方法及び条件

ハ [同上]

二 [同上]

イ 会社が、吸収合併により消滅する会社又は吸収分割する会社となる場合 会社法第七百八十五條第二項に規定する反対株主

ロ [同上]

ハ 会社が、新設合併により消滅する会社又は会社法第七百六十三條第一項第一号に規定する新規分割設立株式会社が新設分割により新規分割する会社となる場合 同法第八百六條第二項に規定する反対株主

〔三・四 略〕

2 前項の申請書には、次に掲げる書類（解散の決議の認可を受けようとする場合にあっては、第一号に掲げるものに限る。）を添えなければならない。

〔一〜四 略〕

5 次のイ又はロに掲げる場合に応じ、当該イ又はロに定める書類

「イ・ロ 略」

3 法第十一条第一項第二号の総務省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が三億円を超えること。

二 最終事業年度の売上高が三十億円を超えること。

4 法第十一条第一項第三号の総務省令で定める基準は、最終事業年度の売上高が三十億円を超えるものとする。

5 法第十一条第一項第四号の総務省令で定める合併又は分割は、電気通信事業を営まない法人若しくは電気通信事業以外の事業に係る権利義務の全部若しくは一部を承継し、又は承継させるもの（会社に係るものを除く。）であつて、次の各号に掲げる基準（分割にあつては、第一号を除く。）のいずれにも達しないものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が五億円を超えること。

二 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額（分割にあつては、当該分割に際して承継し、又は承継させる負債の額）が二百億円を超えること。

三 合併又は分割に係る事業の最終事業年度の売上高が五十億円を超えること。

四 合併又は分割に係る事業に従事する従業員の数が三百人を超えること。

（重要な設備等の譲渡等の認可）

第十二条 法第十三条の総務省令で定める処分は、次に掲げるものとする。

一 廃棄（現に電気通信事業の用に供されておらず、かつ、当該用に供される見込みがない場合、移転若しくは交換その他の代替となるものが確保される場合又は災害復旧の場合におけるものを除く。）

二 当事者の合意がない限り破棄又は終了することのできない契約による使用権の設定

2 法第十三条第二号の総務省令で定める建物その他の工作物及び土地は、次に掲げるものとする。ただし、現に電気通信事業の用に供されておらず、かつ、当該用に供される見込みがない場合、移転若しくは交換その他の代替となるものが確保される場合又は災害復旧の場合において譲り渡されるものを除く。

一 局舎

二 電柱

三 铁塔

四 管路

五 とう道

六 局舎の用に供する土地

〔三・四 同上〕

2 前項の申請書には、次に掲げる書類（解散の決議の認可を受けようとする場合にあっては、第一号の書類に限る。）を添えなければならない。

〔一〜四 同上〕

5 次のイ及びロに掲げる場合に応じ、当該イ及びロに定める書類

「イ・ロ 同上」

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

（重要な設備の譲渡等の認可）

第十二条 地域会社は、法第十四条の規定により電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備の譲渡の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に譲渡することを証する書面を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 譲渡しようとする設備の内容

二 譲渡の相手方の氏名又は名称及び住所

三 所有権以外の権利の目的となつているときは、その権利の種類

四 対価の額

五 対価の受領の時期及び方法その他の譲渡の条件

六 譲渡の理由

2 地域会社は、法第十四条の規定により電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備を担保に供することの認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に担保に供することを証する書面を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 担保に供しようとする設備の内容

二 権利を取得する者の氏名又は名称及び住所

三 設備を第三者のために担保に供しようとするときは、その者の氏名又は名称及び住所

- 3| 地域会社は、法第十三条の規定により同条各号に掲げる物の譲渡の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に当該物を譲渡することを証する書面を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
 - 一 譲渡しようとする物の内容
 - 二 譲渡の相手方の氏名又は名称及び住所
 - 三 所有権以外の権利の目的となつているときは、その権利の種類
 - 四 対価の額
 - 五 対価の受領の時期及び方法その他の譲渡の条件
 - 六 譲渡の理由
- 4| 地域会社は、法第十三条の規定により同条各号に掲げる物を担保に供することの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に当該物を担保に供することを証する書面を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
 - 一 担保に供しようとする物の内容
 - 二 権利を取得する者の氏名又は名称及び住所
 - 三 物を第三者のために担保に供しようとするときは、その者の氏名又は名称及び住所
 - 四 権利の種類
 - 五 担保される債権の額
 - 六 担保に供する理由
- 5| 地域会社は、法第十三条の規定により同条各号に掲げる物について第十二条第一項第一号に掲げる処分をすることの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に同号に掲げる処分をすることを証する書面を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
 - 一 第一項第一号に掲げる処分をしようとする法第十三条各号に掲げる物の内容
 - 二 第一項第一号に掲げる処分に要する費用
 - 三 第一項第一号に掲げる処分をする理由
- 6| 地域会社は、法第十三条の規定により同条各号に掲げる物について第十二条第一項第二号に掲げる処分をすることの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に同号に掲げる処分をすることを証する書面を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
 - 一 第一項第二号に掲げる処分をしようとする法第十三条各号に掲げる物の内容
 - 二 第一項第二号に掲げる処分の相手方の氏名又は名称及び住所
 - 三 対価の額
 - 四 対価の受領の時期及び方法その他第十二条第一項第二号に掲げる処分の条件
 - 五 条第一項第二号に掲げる処分をする理由

- 四 権利の種類
- 五 担保される債権の額
- 六 担保に供する理由

[新設]

様式第 1 (第 2 条の 5 関係) 実施基準 (変更) 届出書

総務大臣殿

郵便番号

年 月 日

住所
名称
代表者氏名
担当部署名
電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること

法第2条第8項の規定により、別紙のとおり実施基準を定めた(変更した)ので届け出ます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第2 (第2条の7関係)

活用業務実施状況等報告書

年 月 日

総務大臣殿

郵便番号

住所

名称

代表者氏名

担当部署名

電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること

法第2条第11項の規定により、別紙のとおり活用業務の実施状況等を報告します。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第3 (第6条第2項関係)

外国人等議決権割合報告書

年 月 日

総務大臣殿

郵便番号

住所

名称

[新設]

[新設]

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。
なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

外国人等議決権割合について、法第6条第4項の規定により、別添のとおり報告します。
注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第4（第6条第4項関係）

外国人等議決権割合変更報告書

年 月 日

総務大臣殿

郵便番号

住所

名称

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。
なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

外国人等議決権割合に変更があつたので、法第6条第5項の規定により、報告します。

変更年月日	
変更の理由	
変更前の外国人等議決権割合	
変更後の外国人等議決権割合	

注 1 外国人等議決権割合は、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。
ただし、四捨五入前の数値が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して33.33%となり、四捨五入する前の割合が3分の1未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、割合が3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：33.33321%の場合は33.3332%まで記載すること。）。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第5（第6条第5項関係）

[新設]

[新設]

外国人等議決権割合に係る規定の遵守のため講じた措置の実施状況報告書
 年 月 日

総務大臣殿

郵便番号

住所

名称

担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載すること。)

電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話番号及び電子

メールアドレスを記載すること

。なお、担当部署等がある場合

は、当該担当部署等の電話番号

及び電子メールアドレスを記載

すること。)

法第6条第6項の規定により、 年 月 日から 年 月 日までの間の外国

人等議決権割合に係る規定の遵守のため講じた措置の実施状況について、次のとおり報告しま

す。

関係職員の知識の取得及び向上を図るために必要な研修その他の措置の実施状況

--

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第6 (第7条第1項関係)

【略】

様式第7 (第7条第4項関係)

【略】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線(下線を含む。)は注記である。

様式第1 (第7条第1項関係)

【同左】

様式第2 (第7条第4項関係)

【同左】

附 則

(施行期日)

1 この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和八年〇月〇日）から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日から三十日を経過する日までに、地域会社（日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第一項第一号に規定する地域会社をいう。次項において同じ。）が改正法第三条の規定による改正後の日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第八項の規定による届出をしようとする場合における第二条の規定による改正後の日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則第二条の五の規定の適用については、同条中「活用業務（同条第七項に規定する活用業務をいう。以下同じ。）の開始の日の三十日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

3 この省令の施行の際現に地域会社が営んでいる改正法第三条の規定による改正前の日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第六項の規定に基づく電気通信業務その他の業務についての第二条の規定による改正後の日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則第二条の五の規定の適用については、同条中「活用業務（同条第七項に規定する活用業務をいう。以下同じ。）の開始の日の三十日前までに」とあるのは、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和八年総務省

令第

号)の施行の日から三月以内に」とする。

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第四条の二の三第一項第一号及び第二号並びに第二項の規定に基づき、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響の程度を勘案して総務大臣が指定する者を次のように指定する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

一 株式会社NTTドコモに係る者は、次に掲げる者とする。

イ NTT東日本株式会社

ロ NTT西日本株式会社

ハ NTTドコモビジネス株式会社

ニ 株式会社NTTデータ

一 NTT東日本株式会社に係る者は、次に掲げる者とする。

イ NTT西日本株式会社

ロ 株式会社NTTドコモ

ハ NTTドコモビジネス株式会社

ニ 株式会社NTTデータ

三 NTT西日本株式会社に係る者は、次に掲げる者とする。

イ NTT東日本株式会社

ロ 株式会社NTTドコモ

ハ NTTドコモビジネス株式会社

ニ 株式会社NTTデータ

○総務省告示第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十一条第十一項第一号及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二條の十二の規定に基づき、特定関係事業者を次のように指定する。

なお、令和二年総務省告示第二百二十号（電気通信事業法第三十一条第一項の規定に基づく特定関係事業者の指定に関する件）は、廃止する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

- 一 NTT東日本株式会社に係る特定関係事業者は、次に掲げる電気通信事業者とする。
 - イ NTTドコモビジネス株式会社
 - ロ 株式会社NTTドコモ
 - ハ 株式会社NTTデータ
- 二 NTT西日本株式会社に係る特定関係事業者は、次に掲げる電気通信事業者とする。
 - イ NTTドコモビジネス株式会社
 - ロ 株式会社NTTドコモ
 - ハ 株式会社NTTデータ

「グループ内合併等に伴う登録の更新制度に当たっての基本的考え方」

令和 8 年 ● 月 ● 日
総 務 省

第 1 電気通信事業法第 12 条の 2 第 1 項第 4 号の規定による登録の更新制度の審査対象に関する基本的考え方

1 グループ内合併等の審査制度

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）におけるグループ内合併等審査制度は、法第 12 条の 2 第 1 項第 4 号の規定に基づき、

- ① 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者¹（以下「第一種指定電気通信設備設置事業者」という。）
- ② 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者であって禁止行為等規定の適用を受ける電気通信事業者²（以下「移動通信市場における禁止行為等規定適用事業者」という。）

が、その特定関係法人³との間で「特定電気通信事業」（後述 2 参照）に該当する電気通信事業について、以下のいずれかの合併等（以下総称して「グループ内合併等」という。）を行った場合に、当該事由⁴が生じた日から起算して 3 月以内に登録の更新を受けなければならないとしている。

- (1) 特定電気通信事業を営む法人を吸収合併したとき
- (2) 吸収分割により特定電気通信事業の全部又は一部を承継したとき
- (3) 特定電気通信事業の全部又は一部を譲り受けたとき

総務大臣は、登録の更新の申請を受けた場合には、登録の更新の欠格事由（禁止行為等規定を遵守するための体制の整備等を含む。）⁵に該当しないか否かの審査を行い、当該欠格事由に該当しないと確認できた場合に、登録の更新を行うこととしている。

2 グループ内合併等審査の対象

グループ内合併等審査の対象は、市場支配的事業者（上記 1 ①、②の電気通信事業

¹ 法第 33 条第 2 項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者

² 法第 30 条第 1 項の規定により指定された電気通信事業者

³ 法第 12 条の 2 第 4 項第 1 号の関係にある法人（いわゆるグループ企業）

⁴ 法第 12 条の 2 第 1 項第 4 号の規定に係る事由（吸収合併、吸収分割による事業の全部または一部の承継、及び事業の全部又は一部の譲り受け）に該当するか否かは、会社法の解釈に準じることが適当である。なお、会社法上の特別決議が不要となる場合（会社法第 468 条、第 784 条、第 796 条）であっても、特定電気通信事業を含むものであれば、電気通信事業法上の登録の更新の対象となる。

⁵ 法第 12 条の 2 第 2 項で読み替えて準用する法第 12 条

者をいう。以下同じ。)によるグループ内合併等の相手となる法人(以下「承継元法人」という。)が、「特定電気通信事業」を営んでいる場合に限るとされている。「特定電気通信事業」とは、市場支配的事業者が新たに営むこととなった場合に、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が大きいものとして、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「規則」という。)第4条の2の3第1項各号により、以下の電気通信事業とされている。

- ①第一種指定電気通信設備設置事業者によるグループ内合併等の場合：総務大臣が指定する者が営む全ての電気通信事業
- ②移動通信市場における禁止行為等規定適用事業者によるグループ内合併等の場合：総務大臣が指定する者が営む電気通信事業のうち、禁止行為等規定の相手方の指定に係る電気通信事業

これは、法第12条の2第1項第4号の規定によるグループ内合併等に係る登録の更新制度の趣旨が、禁止行為等規定がグループ内合併等を通じて潜脱されること等を防止する点にあるところ、第一種指定電気通信設備設置事業者については、禁止行為等規定の相手方は限定されておらず、移動通信市場における禁止行為等規定適用事業者については、その相手方は、総務大臣が指定した者に限定されていることを踏まえ、グループ内合併等審査の対象についても、当該指定の根拠となっている電気通信事業を審査対象とすることが適当であるためである。

(1) 「特定電気通信事業」を営む電気通信事業者の指定に当たっての考え方

グループ内合併等審査は、規則第4条の2の3第1項各号に基づき総務大臣が指定した電気通信事業者が承継元法人である場合に行われることとなるが、当該指定は、審査制度の趣旨を踏まえ、禁止行為等規定の相手方から指定する。

指定にあたっては、法人の規模、市場支配的事業者との関係性(資本関係等)、グループ内の電気通信事業における役割、電気通信市場と密接に関連した市場における地位などを勘案し、市場検証委員会⁶の意見も聴取した上で、(グループ内合併等により市場支配的事業者と一体となることにより、禁止行為等規制が適用されなくなることで)不当に優先的な取扱い等が行われた場合に、電気通信市場における公正競争に重大な影響を及ぼすおそれのある電気通信事業を営む電気通信事業者に限定⁷して指定することとする。

⁶ 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会市場検証委員会

⁷ 「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申」(令和7年2月3日情報通信審議会)では、「できる限り規制コストを最小化し、自由な経営判断に基づく組織再編を阻害しない観点から、合併等の審査の対象は、公正競争に重大な影響を及ぼすおそれのあるものに限定することが適当」とされている。

(2) グループ内合併等の審査対象となる「特定電気通信事業」の考え方

【第一種指定電気通信設備設置事業者によるグループ内合併等の場合】

第一種指定電気通信設備設置事業者の禁止行為等規定においては、その相手方となる電気通信事業者は限定されておらず、法第30条第4項第2号の規定に基づき、特定関係法人を含む全ての電気通信事業者が営む全ての電気通信事業が対象となることを踏まえ、(1)により指定された承継元法人たる電気通信事業者が営む全ての電気通信事業が「特定電気通信事業」として、グループ内合併等審査の対象となる。

【移動通信市場における禁止行為等規定適用事業者によるグループ内合併等の場合】

移動通信市場における禁止行為等規定適用事業者の禁止行為等規定においては、その相手方となる電気通信事業者は、「電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方」（以下「禁止行為指定ガイドライン」という。）に基づき、特定の電気通信役務⁸のいずれかの契約数等が5万以上であるものが指定されていることを踏まえ、(1)により指定された電気通信事業者が営む事業のうち、原則として、契約数等が5万以上となる役務に係る電気通信事業が「特定電気通信事業」として、グループ内合併等審査の対象となる。

ただし、契約数等が5万未満となった場合においても、禁止行為等規定の相手方の指定が解除されていない限り⁹、当該指定の根拠となっている電気通信事業は、引き続きグループ内合併等の審査対象範囲に含まれる。

第2 グループ内合併等に伴う登録の更新の審査に関する基本的考え方

上記のとおり、グループ内合併等に係る登録の更新制度の趣旨は、禁止行為等規定がグループ内会社との合併等を通じて潜脱されること等により、電気通信市場における公正競争に重大な影響が生じることを防止する点にある。

このため、グループ内合併等に伴う登録の更新に当たっては、以下の2つの観点か

⁸ 禁止行為指定ガイドラインの「2 電気通信事業法第30条第3項第2号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方」に列挙されている電気通信役務（携帯電話（MVNOを含む）、IP電話、インターネット接続サービス、FTTHアクセスサービス等）をいう。

⁹ 禁止行為指定ガイドラインでは、「契約数等のいずれもが5万未満となった場合には、直ちに指定を解除するのではなく、(中略)移動通信市場への影響力を実質的に評価し、公正競争への懸念がないと認められた場合のみ指定を解除する。」こととされている。なお、契約数等が5万未満となる具体例については、市場における需要の低下により減少する場合のほか、禁止行為等規定の相手方がその子会社等に対して電気通信役務の全部又は一部を移管する事例なども想定される。

ら審査を行う。

(1) 電気通信市場の公正な競争への影響の観点

「特定電気通信事業」に係る合併、分割、事業譲渡等が行われた場合、特定電気通信事業の全部又は一部が市場支配的事業者に承継されることになるため、審査にあたっては、当該承継に伴い、電気通信市場の公正な競争への影響がどの程度生じるかを評価する¹⁰。評価にあたっては、承継後の市場シェアのほか、以下の点も踏まえて市場への影響を実質的に評価する。

- ・ 承継した電気通信事業の運営方法
(市場支配的事業者の既存の電気通信事業と一体的に運営されるのか否か)
- ・ 事業規模(資本金、収益、従業員数)
- ・ 関連市場への影響力、ブランド力
- ・ 製品・サービスの多様性
- ・ 潜在的な競争の不在
- ・ 技術上の優位性・卓越性
- ・ 需要及び供給の代替性、価格の弾力性

なお、移動通信市場における禁止行為等規定適用事業者に係るグループ内合併等に関しては、前述のとおり、承継元たる法人の「契約数等が5万未満になった場合」でも、禁止行為等規定の相手方の指定が解除されず、グループ内合併等審査の対象となる場合も存在する。この際の審査にあたっては、当該指定の解除を行わない根拠となる電気通信市場への影響¹¹の観点からも実質的な評価を行う。

(2) 公正競争確保のための措置の確保の観点

上記(1)により、電気通信市場の公正な競争への影響が生じるおそれがあると評価した場合には、市場支配的事業者によるグループ内合併等が行われることにより、禁止行為等規定をはじめとした公正競争確保のための措置が確保されるかどうかを審査する。

具体的には、禁止行為等規定により、市場支配的事業者による不当優遇の禁止等の対象となっている事業が承継される場合であって、公正競争確保のためには承継後も

¹⁰ 法及び規則において、「特定電気通信事業」とは、「電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼすものが大きいもの」と定義されているが、当該事業の一部の譲渡であっても審査対象となり得るため、譲渡の規模(利用者数・売上高等)によっては、電気通信市場の公正な競争への影響が生じない場合も想定される。

¹¹ 例えば、禁止行為等規定の相手方に指定された電気通信事業者が、その指定の根拠となった電気通信役務の契約主体を子会社等に移管し、当該指定が解除されない場合の根拠が、「契約主体を子会社に移管しても、市場への実質的な影響力は親会社に残っている」といった場合には、当該移管前の禁止行為等規定の相手方たる親会社による市場への影響力を評価することになる。

引き続き当該優遇の禁止等が必要となる場合に、承継した事業を営む部門と他の電気通信事業者との間の公平な取扱いに関する措置が取られているか否か等を確認¹²する。

審査の結果、公正競争の確保等の観点から懸念があると判断した場合には、登録の更新にあたり、当該懸念に対応した条件を付すこと等により対応する。

具体的には、以下のような条件を付すこと等が考えられるが、実際に付される条件はこれに限られない。

- ・市場支配的事業者が有する非開示情報（顧客情報・卸先事業者情報等）を、合併等により承継した電気通信事業を営む部門が不当に利用することがないように、入室管理やアクセス制限等のファイヤーウォール措置を講じること。
- ・市場支配的事業者が有するボトルネック設備の利用や関連する情報の提供等について、承継した電気通信事業を営む部門と他の電気通信事業者との間の手続や条件の同等性を約款等により確保すること。
- ・社内規程等を整備・通達し、合併等により新たに市場支配的事業者の役職員となった者に対して、禁止行為規定等に関する社内研修を実施すること。

以上

¹² 市場支配的事業者から提出される法第12条の2第2項において準用する同法第10条で定める書類のほか、必要に応じて公正競争確保に関する追加的な資料等の提出を求める場合がある。

「電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方」

令和 8 年 ● 月 ● 日
総 務 省

1 電気通信事業法第30条第1項の規定による禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者（移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者）の指定に当たっての基本的考え方

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第30条第1項の規定による「指定」は、

- ① 第二種指定電気通信設備を設置している電気通信事業者について、
- ② 当該電気通信事業者の第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る最近1年間における収益の額の市場に占める割合（以下「市場シェア」という。）が25%を超えている場合において、
- ③ 市場シェアの推移その他の事情を勘案して行われる。

したがって、市場シェアが25%を割り込むなど上記①又は②の条件を満たさなくなれば、指定は解除される。

「その他の事情」としては、当該電気通信事業者の市場シェアの推移に加えて、市場シェアの順位、競争事業者との市場シェアの格差及びこれらの変化の程度を中心に勘案する。

具体的には、以下のような基本的考え方に沿って制度を運用する。

【基本的考え方】

- ① 当該電気通信事業者が一定期間継続して40%を超える高い市場シェアを有する場合には、市場支配力が推定されることから、下記④で説明する諸要因を勘案した結果、特段の事情が認められない限り指定する。
- ② 一定期間継続して25%を超え40%以下の市場シェアを有する電気通信事業者が存在する場合において、
 - ア 当該電気通信事業者の市場シェアが1位であるときは、当該市場シェアの水準及び下記④で説明する諸要因を勘案した結果、特に市場支配力が推定される場合に限り指定する。
 - イ 当該電気通信事業者の市場シェアが2位以下であるときは、市場シェアの順位が1位の電気通信事業者との市場シェアの格差が小さく、かつ、下記④で説明する諸要因を勘案した結果、特に市場支配力が推定される場合に限り指定する。

なお、この考え方如何にかかわらず、これまで25%を下回る市場シェアを有する電気通信事業者が、一時的に25%を上回る市場シェアを有するに至った場合においては、暫くはその推移を見守ることとし、直ちに指定しない。

また、25%を上回る市場シェアを有する電気通信事業者について、短期間に急激に市場シェアが低下している場合や数年間にわたり市場シェアが相当程度低下している場合においても、暫くはその推移等を見守ることとし、直ちに指定せず、又は指定を解除する。

③ 上記①及び②の市場シェアに基づく市場支配力の有無の判断に当たっては、各電気通信事業者の総合的な事業能力を測定する必要があることから、当該電気通信事業者の市場シェアに、当該電気通信事業者の特定関係法人（電気通信事業法第12条の2第4項第1号に規定する特定関係法人をいう。以下同じ。）である電気通信事業者の特定移動端末設備（電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第4条の4第1項に規定する特定移動端末設備をいう。）と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る最近1年間における収益の額の市場に占める割合を加えたもので判断する。

④ 上記①から③までの考え方を基本とするが、その際には、例えば以下のような当該電気通信事業者の総合的な事業能力を測定するための諸要因も踏まえ、総合的に判断する。

- ・ 事業規模（資本金、収益、従業員数）
- ・ 市場への影響力、ブランド力
- ・ 製品・サービスの多様性
- ・ 潜在的な競争の不在
- ・ 技術上の優位性・卓越性
- ・ 需要及び供給の代替性、価格の弾力性
- ・ 共同支配

ただし、制度上、市場シェアに基づく市場支配力の有無の判断は、各電気通信事業者の業務区域を基本として行われることから、当該電気通信事業者の総合的な事業能力についても、当該業務区域に即して判断する。

2 電気通信事業法第30条第3項第2号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方

電気通信事業法第30条第3項第2号の規定による「指定」は、同条第1項の規定により指定された電気通信事業者（以下「禁止行為等規定適用事業者」という。）の

特定関係法人である電気通信事業者のうちから行われる。

これは、当該禁止行為等規定適用事業者の特定関係法人に関しては、事業の方針の決定に対して重要な影響を与えること等ができるため、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えるおそれが高い一方で、当該電気通信事業者であっても、事業内容や事業規模によっては、電気通信事業者間の公正な競争等を含めた電気通信の健全な発達に及ぼす弊害が大きくない場合があるためである。

このため、具体的には、以下のような基本的考え方に沿って制度を運用する。

【基本的考え方】

禁止行為等規定適用事業者の特定関係法人である電気通信事業者であっても、

- ① 移動通信分野の電気通信役務や、これとのセット提供等が想定される電気通信役務を提供しない場合（移動通信分野の電気通信役務にあつては、通信モジュール（特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。以下同じ。）向けに提供する場合を含む。）
 - ② 上記①に該当しない場合であっても、その事業規模が著しく小さいとき
- については、電気通信事業者間の公正な競争等を含めた電気通信の健全な発達に及ぼす弊害が大きいものとはならない。

このため、禁止行為等規定適用事業者の特定関係法人である電気通信事業者のうち、以下の電気通信役務（通信モジュール向けに提供するものを除く。）のいずれかを提供し、当該電気通信役務のいずれかの契約数等が5万以上であるものについて指定する。

・ 携帯電話

~~・ P H S~~

・ 携帯電話・ P H S アクセスサービス

~~・ 3. 9世代携帯電話アクセスサービス~~

・ BWAアクセスサービス

・ 仮想移動電気通信サービス

・ 加入電話

~~・ 総合デジタル通信サービス（中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。）~~

・ I P 電話

・ インターネット接続サービス

・ F T T H アクセスサービス

・ D S L アクセスサービス

・ F W A アクセスサービス

・ C A T V アクセスサービス

- ・ 公衆無線 LAN アクセスサービス

なお、この考え方如何にかかわらず、これまで当該電気通信事業者の直近の四半期末における上記の電気通信役務の契約数等がいずれも 5 万未満である場合において、当該契約数等のいずれかが一時的に 5 万以上となったときは、暫くはその推移を見守ることとし、直ちに指定しない。ただし、上記の電気通信役務のいずれかの契約数等が、1 年以上継続して 5 万以上となっている場合及び 1 年以上継続して 5 万以上となっている電気通信役務を提供する電気通信事業を、当該事業を営む他の電気通信事業者から譲渡され、又は合併、分割若しくは相続により譲り受けた場合においては、当該事業を譲り受けた電気通信事業者を指定することとする。

また、指定されている電気通信事業者の直近の四半期末における当該契約数等のいずれもが 5 万未満となった場合には、直ちに指定を解除するのではなく、契約数等の推移を見守るほか、例えば、以下の点も踏まえて、市場検証委員会¹の意見を聴きながら、移動通信市場への影響力を実質的に評価し、公正競争への懸念がないと認められた場合のみ指定を解除²する。

- ・ 禁止行為等規定適用事業者との資本関係
- ・ 事業規模（資本金、収益、従業員数）
- ・ 主力事業と移動通信市場との関連性の程度

¹ 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会市場検証委員会

² 禁止行為等規定適用事業者の特定関係法人である電気通信事業者の指定又は解除は、情報通信行政・郵政行政審議会への諮問が必要となる。（電気通信事業法第 169 条第 2 号）

NTT株式会社等に係る公正競争の確保のために講ずる措置に関する指針

令和8年●月策定
総務省

1 目的

NTT持株¹、NTT東日本²及びNTT西日本³については、昭和63年以降、旧NTT⁴から分離や再編をしたNTTドコモビジネス⁵、NTTドコモ⁶、NTTデータ⁷、NTTデータグループ⁸及びNTTドコモソリューションズ⁹を対象に、NTT持株・NTT東西¹⁰の巨大・独占性の弊害等を排除し、分離や再編されるNTTグループ¹¹内事業者と他事業者との間の公平性等を確保する観点から、分離や再編の際、「ネットワークの公平な提供」、「在籍出向等の禁止」、「共同資材調達等の禁止」等の各種条件が公表され、これが累次の公正競争条件と位置づけられてきた。

そうした公正競争条件について、情報通信審議会答申「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」（令和7年2月3日）において、「メタル固定電話が中心の時代に作られたものであり、その後、市場環境や競争環境が変化し、NTTグループ内の組織再編によりグループ内の会社間の関係や事業内容等も変化していること等に鑑みると、時代に即して現行化が必要な条件があると想定されることから、個別の条件ごとにその要否・適否を検討し、必要な見直しを行うことが適当」とされた。

これを踏まえ、令和7年の電気通信事業法の改正¹²により、電気通信事業者に係る措置として、特定の事業者との間の在籍出向や有利な条件での取引の禁止が法定化され、市場検証委員会¹³における議論を経て、令和8年の関係省令¹⁴等の改正により、その詳細（有利な条件での取引禁止の対象に一般コロケーションを位置付ける等）が規定された。

本指針は、引き続き必要となる公正競争の確保のための措置のうち、電気通

¹ NTT株式会社をいう。

² NTT東日本株式会社をいう。

³ NTT西日本株式会社をいう。

⁴ NTTの再編成前の日本電信電話株式会社をいう。

⁵ 現NTTドコモビジネス株式会社（旧NTTコミュニケーションズ株式会社）をいう。

⁶ 株式会社NTTドコモをいう。

⁷ 株式会社NTTデータをいう。

⁸ 株式会社NTTデータグループをいう。

⁹ 現NTTドコモソリューションズ株式会社（旧NTTコムウェア株式会社）をいう。

¹⁰ NTT持株、NTT東日本及びNTT西日本の総称をいう。

¹¹ NTT持株及びその傘下の各社について区別せず言及する場合をいう。

¹² 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）

¹³ 情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 市場検証委員会

¹⁴ 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和8年総務省令第●号）

信事業者以外のNTTグループ各社に係るものについて、具体的な措置等を明確化するものである。

2 NTT持株等に係る在籍出向の禁止

NTTグループ各社は、電気通信事業法及び同法の下位法令等に基づく公正競争の確保のための規律の遵守に加え、次の措置を講ずること。

- NTT持株とNTTデータグループ又はNTTデータとの間の社員の移行は、転籍により行うこととし、出向形態による人事交流は行わないこと。
- NTT持株とNTTドコモとの間の社員の移行は、転籍により行うこととし、出向形態による人事交流は行わないこと。
- NTT東日本及びNTT西日本とNTTデータグループとの間の社員の移行は、転籍により行うこととし、出向形態による人事交流は行わないこと。

3 共同資材調達の扱い

(1)これまでの経緯等

1に記載のとおり、旧NTTと分離会社¹⁵との間の共同調達は認められていなかったが、情報通信審議会「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」最終答申（令和元年12月17日）において、「NTTグループの共同調達に係るルールの趣旨は引き続き維持しつつも、公正競争を阻害しない範囲において例外的に共同調達を認めることは、調達コストの低減等の効果を通じて、利用者への利益の還元が期待されるとともに、グローバル展開や先端的な研究開発に対する投資の促進に資する」旨が示されたこと等を受け、**NTT持株・NTT東西**と分離会社との間における共同調達に関し、基本的考え方を示すとともに、**NTT持株・NTT東西**及び分離会社が講ずる必要がある具体的な措置等を明確化するものである。

共同調達については、**NTT持株・NTT東西**が営む業務と責務との関係を踏まえて、適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保等に寄与するものとして、その実施に当たっては電気通信事業の公正な競争の確保が前提となることを踏まえ、これらを充足し、かつ、バランスの取れたものとする必要がある

¹⁵ NTTドコモビジネス、NTTドコモ、NTTデータ及びNTTドコモソリューションズをいう。

であり、これらは、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和 59 年法律第 85 号）及び NTT の再編成の趣旨等並びに電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）により確保されるものである。

本項は、共同調達を例外的に認めるに当たって必要となる措置等を示すものであり、共同調達は引き続き原則として禁止されるべきものと考えられていることとの関係に留意する必要がある。

(2)共同調達が例外的に認められる資材

共同調達が例外的に認められる資材は、電子計算機及び関連装置、通信装置及び関連装置（NTT ドコモが、同社の移動通信サービスの利用者に対して販売することを目的として調達する、当該サービスの提供を受けるために必要な端末装置を除く。）並びにこれらの情報・通信機器において用いられるプログラム¹⁶に限る。

(3)NTTの再編成の趣旨の徹底

共同調達を通じた**NTT持株・NTT東西**と分離会社との間の一体化（ヒト（情報）、モノ、カネ）等のNTTの再編成の趣旨の潜脱を防止することとし、次の措置を講ずること。

【**NTT持株**、NTT東日本、NTT西日本、**NTTドコモビジネス**、NTTドコモ、NTTデータ及び**NTTドコモソリューションズ**】¹⁷

- 共同調達を通じて、**NTT持株・NTT東西**と分離会社との間の実質的な一体経営による調達情報の流用等が行われないようにするため、共同調達事業者（共同調達に関する業務（契約交渉、契約支援その他契約行為に密接に関連する業務を含む。）を行う者をいう。以下同じ。）との間における役員兼任及び在籍出向を行わないこと。

【**NTT持株**】

- 共同調達において、NTTグループ会社以外の電気通信事業者に対して、同等の条件で参加する機会を付与するに当たり、**NTT持株**が、共同調達に関する窓口業務（共同調達事業者と当該NTTグループ会社以外の電気通信事業者並びに**NTT持株**（調達を行う部門に限る。）、NTT東日本及びNTT西日本との間における交渉等を仲介する業務に限る。以下単に「窓口業務」という。）を行う場合、上記の措置に加えて、次の措置を講ずること。

¹⁶ これらに付属する、ラック等の什器類、製造事業者等による保守等を含む。

¹⁷ 当該事項の対象となる者を【 】内に記載。以下同じ。

- ・ 窓口業務を行う部門の長その他の窓口業務に従事する者は、調達を行う部門の長その他の当該部門の業務に従事する者の職務を兼ねないこと。
- ・ NTT東日本及びNTT西日本並びに分離会社から在籍出向する職員を窓口業務に従事させないこと。
- ・ 窓口業務の用に供する室とそれ以外の業務の用に供する室とを区分すること。
- ・ 監視部門を窓口業務を行う部門及び調達を行う部門とは別に置き、窓口業務の実施状況及び共同調達に関する情報の適正な取扱いを監視すること。

【NTT持株、NTT東日本、NTT西日本、NTTドコモビジネス、NTTドコモ、NTTデータ及びNTTドコモソリューションズ】

- 共同調達事業者（NTT持株が共同調達に関する窓口業務を行う場合は、当該窓口業務を行う部門を含む。以下同じ。）に対して共同調達に関する情報を提供するときは、当該情報が共同調達の目的以外の目的のために取り扱われないことがないように、次の措置を講ずること。
 - ・ 共同調達に係る情報管理システムは、共同調達の目的以外の目的で取り扱うことができないよう、適切なアクセス制限を設定する等、必要な措置を講じ、又は共同調達事業者に講じさせること。
 - ・ 共同調達に関する情報の適正な取扱いを確保するため、共同調達事業者と同社の役職員との間及び同社と共同調達に参加する者との間で、共同調達に関する情報の適正な取扱いに関する契約を締結する等、必要な措置を講じ、又は共同調達事業者に講じさせること。
 - ・ 上記のほか、共同調達に関する情報を共同調達の目的以外の目的のために取り扱うことがないようにするために必要な措置を講じ、又は共同調達事業者に講じさせること。

【NTT持株、NTT東日本、NTT西日本、NTTドコモビジネス、NTTドコモ、NTTデータ及びNTTドコモソリューションズ】

- 共同調達により調達する資材に関連する業務のうち、調達以外の業務(例：ネットワークの構築、電気通信役務の提供等又はこれに係る契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理等)を共同調達事業者に対して委託等しないこと。ただし、調達の業務を委託する上で必要不可欠な業務と認められるものを除く。

【NTT持株、NTT東日本、NTT西日本、NTTドコモビジネス、NTT

ドコモ、NTTデータ及びNTTドコモソリューションズ】

- 共同調達事業者との間で行われる共同調達に係る取引について、当該取引を通じた同社への実質的な補助又はNTT持株・NTT東西と分離会社との間の実質的な補助が行われないようにするため、共同調達事業者に対し、NTT持株・NTT東西及び分離会社が委託した共同調達業務について会計を分計させるとともに、当該業務に係る収支の状況を当該業務を委託した会社にそれぞれ報告させること。

(4)NTT持株・NTT東西の市場支配力との関係

共同調達を通じた公正競争を阻害する行為、電気通信事業法上の禁止行為規制の趣旨を潜脱する行為等を防止するため、次の措置を講ずること。

【NTT持株、NTT東日本及びNTT西日本】

- NTT持株・NTT東西が共同調達に参加することにより、分離会社が著しく有利な条件で共同調達を行うことがないよう、次の措置その他必要な措置を講ずること。
 - ・ NTT持株、NTT東日本及びNTT西日本のそれぞれの共同調達に係る額は当該各社のそれぞれの総調達額¹⁸の50%未満とすること。

【NTT東日本、NTT西日本及びNTTドコモ】

- NTT持株・NTT東西が参加する共同調達について、電気通信事業法第30条の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講ずること。

(NTT持株・NTT東西が参加する共同調達における禁止行為の例)

- ・ NTT東日本及びNTT西日本が共同調達により購入した資材を特定の電気通信事業者へ転売・転用することにより、不当に利益を与えること。
- ・ NTT東日本及びNTT西日本が共同調達を通じ、特定の電気通信事業者が提供するサービス、技術規格等を不当に優遇すること。
- ・ NTT東日本及びNTT西日本が共同調達事業者を通じ、他の電気通信事業者又は電気通信設備の製造事業者や販売事業者に対し、不当に規律をし、又は干渉をすること。

【NTT東日本、NTT西日本、NTTドコモビジネス、NTTドコモ、NTTデータ及びNTTドコモソリューションズ】

¹⁸ 電子計算機及び関連装置、通信装置及び関連装置（NTTドコモが、同社の移動通信サービスの利用者に対して販売することを目的として調達する、当該サービスの提供を受けるために必要な端末装置を除く。）並びにこれらの情報・通信機器において用いられるプログラムの調達額の総計をいう。

- 上記のほか、**NTT持株・NTT東西**が参加する共同調達について、電気通信事業法第29条及び第31条（NTT東日本及びNTT西日本以外の者にあつては、電気通信事業法第29条）の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講ずること。

(5)利用者利益の確保等

共同調達の実施に当たり、利用者利益の確保、電気通信市場の活性化等の観点から、次の事項の実施に努めること。

【NTT持株、NTT東日本及びNTT西日本】

- 共同調達を実施することにより得られた調達コストの削減等の効果を、他の電気通信事業者を含む利用者に対して適切に還元するとともに、グローバル展開や先端的な研究開発に対する投資に充てること。
- 共同調達において、NTTグループ会社以外の電気通信事業者に対して、同等の条件で参加する機会を付与すること。

(6)検証可能性の確保等

上記に基づき、次の事項を総務省に報告するとともに、公表すること（ただし、公にすることにより、企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるものは除く。）。

【NTT持株、NTT東日本及びNTT西日本】

- 各事業年度の共同調達に係る実施計画（**本項**に基づき講ずる措置の内容を含む。）
- 各事業年度の四半期ごとの実施状況（共同調達に係る資材の種類別の調達実績を含む。）
- 各事業年度の実施状況（次の事項を含む。）
 - ・ **本項**に基づき講じた措置（NTT持株が窓口業務を行う場合は監視の結果報告を含む。）
 - ・ 共同調達により調達した資材の利用の状況及び利用者に対する利益の還元等の状況
 - ・ 共同調達額（共同調達の相手方となる分離会社別の共同調達実績、国外の機器製造業者等からの調達額を含む。）
 - ・ 総調達額¹⁸

【NTTドコモビジネス、NTTドコモ、NTTデータ及びNTTドコモソリューションズ】

- 各事業年度の実施状況（次の事項を含む。）
 - ・ **本項**に基づき講じた措置

- ・ 総調達額¹⁸

(7)見直し等

総務省は、共同調達の実施状況等に基づき検証を行うとともに、その結果を公表し、公正競争の確保に支障が生ずるおそれがあると認められる場合には、日本電信電話株式会社等に関する法律及び電気通信事業法の規律に基づき、業務の適正化を図るとともに、必要に応じて本項を見直し、又は共同調達に関する例外的な扱いを終了するものとする。

(公正競争の確保に支障が生ずるおそれがあると認められる場合の例)

- ・ 共同調達は、NTT持株・NTT東西及び分離会社においてNTT持株・NTT東西の調達額の割合が相当程度減少していることを前提とした例外的な措置として認められるものであり、今後、NTT持株・NTT東西の調達額の割合が相当程度増加する等の環境変化により公正競争の確保に支障が生ずるおそれがあると認められる場合（NTT持株・NTT東西及び分離会社の総調達額^{18,19}に占めるNTT持株・NTT東西の総調達額¹⁸の割合が2年を超えて継続して25%を超える場合²⁰等）
- ・ 本項に反し、共同調達を例外的に認めるに当たって講ずることが必要となる措置が講じられていないと認められる場合

4 その他

本指針は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）附則第1条に基づく施行の日から運用することとし、「日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る共同調達に関する指針」は、廃止とする。

¹⁹ NTT持株・NTT東西及び分離会社の総調達額については、調達の一時的な増減による影響等を考慮し、直近の3事業年度における総調達額の平均をもってみなす。

²⁰ 災害その他やむを得ない事情により、一時的に当該割合を超える場合は、この限りでない。

電気通信事業分野における競争の促進に関する指針

令和~~8~~5年~~0~~12月~~0~~27日

公正取引委員会
総務省

電気通信事業分野における競争の促進に関する指針

(目次)

I	電気通信事業分野における競争の促進に関する指針の必要性と構成	1
第1	指針の必要性	1
第2	指針の構成と基本的考え方	2
II	独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為	8
第1	電気通信設備の接続及び共用に関連する分野	8
1	独占禁止法における考え方	8
2	電気通信事業法における接続制度等の趣旨と概要	9
(1)	電気通信設備の接続制度	9
ア	電気通信事業者の接続義務等	9
イ	指定電気通信設備制度	10
ウ	接続の協定	10
(2)	電気通信設備の共用制度	10
(3)	接続等に関する命令	11
3	独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為	11
(1)	独占禁止法上問題となる行為	11
ア	特定設備との接続に係る行為	11
イ	コロケーションに係る行為	13
ウ	接続等の際に得た競争事業者やその取引相手に関する情報の利用に係る行為	14
(2)	電気通信事業法上問題となる行為	15
ア	業務改善命令の対象となる行為	15
イ	接続約款の変更認可申請命令の対象となる場合	18
ウ	接続約款変更命令の対象となる場合	19
エ	市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為	20
第2	電柱・管路等の貸与に関連する分野	22
1	独占禁止法における考え方	22
2	電気通信事業法における認可・裁定制度の趣旨と概要	23
3	独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となり得る行為	24

(1) 独占禁止法上問題となる行為	24
ア 電柱・管路等の貸与に係る行為	24
イ 電柱・管路等の貸与と他のサービスの抱き合わせ等に係る行為	26
ウ 電柱・管路等の貸与の際に得た自己又は自己の関係事業者と競争関係にある インフラベースの事業者やその取引相手に関する情報の利用に係る行為	26
エ 一束化及び支線の共用に係る行為	27
(2) 電気通信事業法上問題となり得る行為	27
ア 正当な理由なく貸与を拒否する行為	27
イ 適正でない提供条件により貸与する行為	30
第3 電気通信役務の提供に関連する分野	31
1 独占禁止法における考え方	31
2 電気通信事業法における電気通信役務に関する制度の趣旨と概要	31
(1) 基礎的電気通信役務に関する制度	31
(2) 指定電気通信役務に関する制度	32
(3) 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務 に関する制度	32
(4) (1)から(3)までの電気通信役務以外の電気通信役務に関する制度	33
3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為	34
(1) 電気通信役務の料金その他の提供条件の設定等に係る行為	34
ア 独占禁止法上問題となる行為	34
イ 電気通信事業法上問題となる行為	36
(2) セット提供等に係る行為	45
ア 独占禁止法上問題となる行為	45
イ 電気通信事業法上問題となる行為	47
(3) 顧客と他の電気通信事業者との取引の妨害等に係る行為	48
ア 独占禁止法上問題となる行為	48
イ 電気通信事業法上問題となる行為	49
(4) 自己の関係事業者との業務の受委託等に係る行為	50
ア 独占禁止法上問題となる行為	50
イ 電気通信事業法上問題となる行為	51
(5) 卸電気通信役務の料金の設定等に係る行為	52
ア 独占禁止法上問題となる行為	52
イ 電気通信事業法上問題となる行為	56
第4 コンテンツの提供に関連する分野	58
1 独占禁止法における考え方	58
2 電気通信事業法における禁止行為、停止・変更命令等	60

3	独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為	60
(1)	独占禁止法上問題となる行為	60
(2)	電気通信事業法上問題となる行為	61
第5	電気通信設備の製造・販売に関連する分野	62
1	独占禁止法における考え方	62
2	電気通信事業法における禁止行為、停止・変更命令等	63
3	独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為	64
(1)	独占禁止法上問題となる行為	64
ア	電気通信設備の製造に関連する分野における行為	64
イ	電気通信設備の販売に関連する分野における行為	65
(2)	電気通信事業法上問題となる行為	68
【再掲】	市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制（禁止行為等）	69
1	制度の趣旨及び概要	69
2	電気通信事業法上問題となる行為	71

III 競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為

..... 75

1	第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する非対称規制	75
(1)	設備部門の設置及び他の部門との間の隔絶（同規則第22条の107第1号から第4号まで関係）	75
(2)	厳格な情報遮断措置（同条第5号から第10号まで関係）	75
(3)	実効的な監視の仕組み（同条第11号から第16号まで関係）	76
2	その他事業者が採ることが望ましい行為	76
(1)	禁止行為等規定を遵守するために講じた措置及びその実施状況の公表	76
(2)	加入者回線網の開放の徹底	76
(3)	電柱・管路等の貸与関係	76
ア	電柱・管路等の貸与担当部門と他部門・自己の関係事業者との情報遮断等	76
イ	電柱・管路等の貸与申込手続の公表等	77
ウ	電柱・管路等の貸与状況の公表	77
(4)	卸電気通信役務市場の活性化	78
(5)	違反防止マニュアルの作成	78
(6)	固定ブロードバンドサービスにおける乗換え時のスイッチングコストの低減	78
ア	工事費等相当額の割引やキャッシュバックの提供期間	78
イ	無料解約期間	78
(7)	携帯電話サービスにおける乗換え時のスイッチングコストの低減	78
ア	端末設備の対応周波数帯	78

イ	利用者に対する十分な説明	79
IV	報告・相談、意見申出等への対応体制	80
第1	違反行為の報告・相談、競争の促進に関する各種苦情・意見申出等	80
第2	公正取引委員会と総務省の連携	81

I 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針の必要性と構成

第1 指針の必要性

我が国においては、デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号。令和3年9月1日施行。）を制定し、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与することとしている。

同法において、「広く国民が低廉な料金で多様なサービスを利用することができるよう、世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成を促進するため、事業者間の公正な競争の促進その他の必要な措置が講じられなければならない。」（第21条）こととされているなど、電気通信事業分野における公正な競争の促進は、政府全体としての重要な政策課題の一つとなっている。

我が国は、自由主義経済体制の下、事業者の公正かつ自由な競争に基づき、市場メカニズムを通じて、事業者の創意工夫を発揮させ、経済の活力ある発展を確保することを目指しており、規制改革の推進に併せて、競争の一般的ルールである独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号））により事業者の競争制限行為を排除していくことが基本である。

他方、電気通信事業分野においては、

- ① 不可欠性及び非代替性を有するため他の事業者がそれに依存せざるを得ないいわゆるボトルネック設備の設置、市場シェアの大きさ等に起因して市場支配力を有する事業者が存在するために十分な競争が進みにくいこと、
- ② いわゆるネットワーク産業であり、競争相手の事業者と接続することにより利用者の効用が大きく増加するとともに、逆に接続しなければ事業者はサービスの提供が困難であるため、他事業者への依存を余儀なくされること、
- ③ 市場の変化や技術革新の速度が大変速いことといった事情がある。

このような電気通信事業分野の特殊性を前提にすれば、電気通信事業分野における公正な競争をより積極的に促進していくためには、規制改革の推進と競争の一般的ルールである独占禁止法による競争制限行為の排除に加えて、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）において、公共性・利用者利益の確保の観点から必要な規制を課すとともに、公正競争促進のための措置を講じていくことが必要である。

このため、電気通信事業分野における競争を促進するためには、両法の果たす役割を踏まえ、独占禁止法及び電気通信事業法を適正に運用していくことが必要となる。

この「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」は、独占禁止法を所管する公正取引委員会と電気通信事業法を所管する総務省が、それぞれの所管範囲について責任を持ちつつ、作成したものである。本指針は、独占禁止法と電気通信事業法の適用関係を巡る事業者の無用の混乱や負担を生じさせないようにする観点からも有用であると考えられる。

公正取引委員会と総務省は、今後とも、電気通信事業分野における競争を一層促進する観点から、相互に連携しつつ、積極的に取り組んでいくこととする。

第2 指針の構成と基本的考え方

1 構成

この指針は、

- I 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針の必要性と構成
- II 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為
- III 競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為
- IV 報告・相談、意見申出等への対応体制

から構成されている。

IIについては、独占禁止法を所管する公正取引委員会及び電気通信事業法を所管する総務省が、それぞれの責任の下、独占禁止法及び電気通信事業法の適用等に関する考え方を示したものである。

IIIについては、電気通信事業分野の競争を促進する観点から、電気通信事業者等が自主的に採ることが望まれる行為を具体的に示したものである。

IVにおいては、独占禁止法又は電気通信事業法に違反する事実についての報告や、実現しようとする事業活動に係る具体的行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかの確認・相談の窓口及び公正取引委員会と総務省の連携について、付記している。

2 独占禁止法の適用に当たっての基本的考え方

(1) 公正取引委員会は、従来から、電気通信事業分野における公正かつ自由な競争を促進する観点から、同事業分野における競争制限的行為に対して、独占禁止法を厳正に執行し、それらの行為を排除してきたところであり、今後ともこの方針を堅持していくこととしている。

(2) また、電気通信事業分野における公正かつ自由な競争をより一層促進していくためには、競争制限的行為を排除するなど独占禁止法を厳正に執行すること（注1）に加え、以下の観点から、同事業分野における独占禁止法の適用に関する考え方をあらかじめできる限り明らかにすることが重要である。

- ① 事業者が独占禁止法違反行為を行うことを未然に防止すること。
- ② 事業者が最大限の経営自主性を発揮できる環境を整備すること。
- ③ 独占禁止法上問題となる行為を具体的に示すことにより、その運用の透明性を確保すること。

(注1) 公正取引委員会は、独占禁止法に違反する行為があると認めた場合には、独占禁止法の規定に基づき、事業者に対し、当該行為の差止め、契約条項の削除、事業の一部の譲渡その他違反行為を排除するために必要な措置を命ずることとなる。また、事業者が、他の事業者の株式を取得し、又は所有すること等により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、独占禁止法の規定に基づき、事業者に対し、株式の全部又は一部の処分、事業の一部の譲渡その他違反行為を排除するために必要な措置を命ずることとなる。

- (3) 公正取引委員会は、このような認識の下、次章において、関係する事業者等から示された競争上の懸念や独占禁止法上問題とされた事例なども踏まえた上で、主に電気通信役務(注2)を中心に、競争事業者(注3)の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせるおそれがあるなど、電気通信事業分野における競争に悪影響を与える行為について、具体的に想定される事業者の行為に即した形で、独占禁止法の適用に関する考え方を明らかにしている(注4)。

(注2) 電気通信役務とは、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう(電気通信事業法第2条第3号)。

(注3) 競争事業者とは、自己若しくは自己の関係事業者の提供する電気通信役務と競合する電気通信役務を現に提供し、又は提供しようとする他の事業者を指す。電気通信役務には、電気通信設備を自ら保有して提供する形態のほか、他の電気通信事業者の保有する電気通信設備を用いて提供する形態があるが、競合する電気通信役務に当たるか否かについては、提供形態のいかんを問わず、その実態に即して、判断される。また、競合する電気通信役務を提供しようとする事業者は、現に電気通信事業の登録を受けていない場合や電気通信事業の届出を行っていない場合であっても、競争事業者に含まれる。

なお、自己の関係事業者とは、自己との資本関係等を通じて一方が他方の経営方針等の決定を支配している又はそれに対して重要な影響を与えている事業者をいい、例えば、自己の子会社、自己を子会社とする親会社、当該親会社の子会社などをいう。

(注4) 独占禁止法の適用に当たっては、事業者の行為が市場における競争に及ぼす影響の程度が判断される。電気通信事業分野においては、例えば、固定通信では、加入電話、IP電話、FTTHサービス、DSLサービス、CATV設備を用いた電気通信サービス(以下「CATVサービス」という。)等、移動体通信では、携帯電話サービス、

PHSサービス、BWAサービス等のサービスがあるが、市場は、基本的には、需要者にとっての代替性という観点から画定され、必ずしもサービスごとに画定されるものではなく、その実態に即して、画定される。

- (4) 独占禁止法は、全ての事業者をその適用対象とするものであるが、同一の行為が行われる場合であっても、新たに参入する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般に軽微である一方、市場において相対的に高いシェア（注5）を有する電気通信事業者又はボトルネック設備を有する電気通信事業者若しくは電波の割当てを受けた電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は大きい（注6）（注7）。

本指針Ⅱに記述している行為（「想定例」（注8）を含む。）が具体的に行われた場合であっても、直ちに独占禁止法上問題となるわけではなく、当該行為を行った事業者（外国事業者を含む。以下同じ。）が独占禁止法の規定に違反することとなるか否かについては、同法の規定に照らして、当該行為が競争に与える影響を勘案し、個別の事案ごとに判断されることとなる。

（注5）ここでいうシェアは、加入者数のほか、保有する回線等の設備の数に基づき算定される場合がある。また、加入者数に基づくシェアの算定に当たっては、基本的には、電気通信設備を自ら保有して電気通信役務を提供する電気通信事業者だけでなく、他の電気通信事業者の保有する電気通信設備を用いて電気通信役務を提供する電気通信事業者も、一の事業者として扱われる。

（注6）電気通信事業分野においては、ボトルネック設備を有する電気通信事業者や電波の割当てを受けた電気通信事業者が、市場において相対的に高いシェアを有する傾向がみられる。

（注7）市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者がその地位を利用して他の商品・サービスについて影響力を行使したり当該市場で得た利益を他の商品・サービスに利用したりする場合も、一般に競争に与える影響は大きい。

（注8）「想定例」は、あくまでも問題となり得る仮定の行為を例示したものである。

- (5) 独占禁止法上問題となる行為としては、具体的に想定される主要な行為を取り上げているが、このほか事業者による株式の保有、合併又は事業譲受け等の企業結合についても、独占禁止法の適用の対象となる（「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（平成16年5月31日公正取引委員会）参照）。また、本指針に記載されていない行為であっても、独占禁止法の規定に違反する場合には、同法の規定に基づき、排除措置命令等の対象となる。

また、公正取引委員会においては、今後の電気通信事業分野における競争環境の変化に対応しつつ、本指針の運用事例を積み重ねていくとともに、その蓄積を反映

させる形で本指針を適宜機動的に見直すこととする。

3 電気通信事業法の適用に当たっての基本的考え方

(1) 電気通信事業法においては、従来から、接続制度など電気通信事業分野における公正な競争環境の整備を図るための各種制度が整備されてきたところであり、平成13年以降も、以下のような制度整備がされている。

- ① 電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成13年法律第62号)において、市場支配的な電気通信事業者(注9)をあらかじめ特定して一定の行為規制を通常の電気通信事業者とは非対称的に課すこととする非対称規制制度を導入するなど、一層の公正競争促進のための措置を講じている。本制度の導入により、市場支配的な電気通信事業者に対しては、反競争的行為の禁止行為をあらかじめ類型化することにより、これらの行為の効果的な未然防止及び迅速な排除が可能となるとともに、それ以外の電気通信事業者(非支配的事業者)については、契約約款、電気通信設備の接続・共用及び卸電気通信役務(電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務をいう。以下同じ。)に関する規制緩和を行い、より柔軟な事業展開を可能としている。
- ② 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成15年法律第125号)において、電気通信事業におけるネットワーク構造や市場構造の変化に柔軟に対応するとともに電気通信事業者の多様な事業展開を促すため、第一種電気通信事業及び第二種電気通信事業の区分を廃止するとともに、第一種電気通信事業の許可制を廃止して登録制又は届出制へと改め、電気通信役務に係る料金及び契約約款の届出義務を原則として廃止する等の措置を講じている。
- ③ 放送法等の一部を改正する法律(平成19年法律第136号)において、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生じるおそれがあると認めるときを、業務改善命令(業務の方法の改善その他の措置をとるべき旨の命令をいう。以下同じ。)の発動要件とすることとしている。
- ④ 放送法等の一部を改正する法律(平成22年法律第65号)において、電気通信事業法第34条第2項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する非対称規制として、第二種指定電気通信設備に関する接続会計の整理・公表を義務付ける等の措置を講じている。
- ⑤ 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成23年法律第58号)において、電気通信事業法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する反競争的行為の防止に係る規制の実効性を確保するための非対称規制として、当該電気通信

事業者に対し、業務を委託する子会社等が上述した禁止行為を行わないよう必要かつ適切な監督を行う義務を課すとともに、設備部門（注10）の設置その他の接続の業務に関して知り得た情報の適正な管理及び当該接続の業務の実施状況を適正に管理するための体制の整備等を講ずべき義務を課す措置を講じている。

- ⑥ 電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号）において、電気通信事業の公正な競争を促進するため、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が特定の者と合併した場合等における電気通信事業の登録の更新の義務付け、移動通信市場の市場支配的な電気通信事業者に対する反競争的行為の禁止の緩和、第二種指定電気通信設備との接続に関するアンバンドル（ネットワーク機能の細分化）した形での接続の義務付け、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務に関する届出の義務付け等の措置を講じている。
- ⑦ 電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号）において、モバイル市場の競争を促進するため、通信料金と端末代金の完全分離や行き過ぎた囲い込みを是正する等の措置を講じている（同措置については、別途「電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドライン」を策定している）。
- ⑧ 電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号）において、固定通信分野における利用者のサービス利用や電気通信事業者の設備構成等に係る環境変化を踏まえて第一種指定電気通信設備制度を見直すとともに、卸電気通信役務に係る電気通信事業者間の協議の適正性を確保するため、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供及び当該卸電気通信役務に関する情報の提示の義務付け等の措置を講じている。

これらを通じて、今後、電気通信市場における公正な競争環境が整備され、電気通信事業者による公正な競争を通じた一層の料金の低廉化、サービスの高度化・多様化が期待される。

（注9）「市場支配的な電気通信事業者」とは、電気通信事業法第30条第1項の規定により総務大臣から指定を受けた電気通信事業者及び同法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者をいう。

（注10）第一種指定電気通信設備（これと一体として設置される電気通信設備を含む。）の設置、管理及び運営並びにこれらに付随する業務を行う専任の部門をいう（電気通信事業法第31条第97項第1号）。

- (2) 総務省は、次章以降において、電気通信事業法による公正競争条件の確保方策が円滑に活用されるよう、同法において市場支配的な電気通信事業者等に対する非対称規制の対象となる行為や、業務改善命令、契約約款変更命令等の各種命令等の対象となり得る行為を類型化して例示することにより、同法の運用の一層の透明化を

図り、電気通信事業者が最大限の経営自主性を発揮できる環境を整備しようとするものである。

また、卸電気通信役務については、平成27年2月、東日本電信電話株式会社（現NTT東日本株式会社）及び西日本電信電話株式会社（現NTT西日本株式会社）における光回線の卸売サービスの提供の開始に際して策定・公表した「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」においても、電気通信事業法上問題となり得る行為を整理・類型化して例示しているところであり、本指針と併せて適用することとしている。なお、同卸売サービスの卸料金については、移動体通信におけるモバイル音声卸とともに、令和2年9月に策定・公表した「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づき検証を実施している。

- (3) 本指針においては、電気通信事業法上問題となる行為を列挙しているが、電気通信事業者の個別具体的な行為が同法に基づく変更・停止命令等の各種命令の対象となるか否かについては、同法の規定に照らし、個別の事案ごとに判断される。また、本指針に記載されていない行為であっても、同法上の規定に照らし、禁止行為等に該当する場合には、各種命令等の対象となる。

また、総務省においては、今後とも一層の公正競争環境の整備を図る観点から、電気通信事業分野における新たなビジネスモデルの出現や新サービスの展開といった変化にも対応しつつ、本指針を適宜機動的に見直すこととする。

Ⅱ 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

第1 電気通信設備の接続及び共用に関連する分野

1 独占禁止法における考え方

- (1) 固定系の電気通信設備には、電気通信役務を提供するに当たり必要不可欠であるものの、投資等を行うことにより同種の設備を新たに構築することが現実的に困難と認められるボトルネック設備がある。

また、移動系の電気通信設備は、投資等を行うことにより同種の設備を新たに構築することが現実的に困難なものと一緒に認められるものではないものの、同種の設備を保有していたとしても、移動体通信サービスを行う際には市場において相対的に高いシェアを有する移動体通信サービス事業者と相互に接続しなければサービスの提供が困難と認められる場合がある。加えて、電波の割当てには限りがあることから、移動体通信事業には自ら設備を構築し電波の割当てを受けて参入することが行われにくいという現状があり、電波の割当てを受けていない事業者は、サービスの提供に当たり、電波の割当てを受けた事業者が保有する設備への接続が必要となる場合がある。

このため、固定通信においても移動体通信においても、電気通信事業者にとっては、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が保有する特定の電気通信設備（以下「特定設備」という。）（注1）との接続（注2）が行えなかったり、接続の手续が遅延したりすれば、新規参入や新規事業展開が困難となる場合がある。また、特定設備のうち必要となる機能等だけに限定した接続ができない場合には、更なるコスト負担を強いられることとなる。さらに、特定設備への接続が一部の電気通信事業者にしかな行われない場合には、電気通信事業者間の公正な競争条件を確保できないこととなる。

（注1）固定系の電気通信設備については、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が保有する加入者回線網がこれに当たる。ここにいう加入者回線網とは、加入者から最も近い交換機や収容ルータ（以下「端末系交換等設備」という。）、加入者と端末系交換等設備を連結する電気通信回線（以下「端末回線」という。）、端末系交換等設備からの電気通信回線を集線する交換機や中継ルータ（以下「中継系交換等設備」という。）、端末系交換等設備と中継系交換等設備の間を連結する電気通信回線等から構成されるネットワークをいう。また、移動系の電気通信設備については、例えば、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が保有する、加入者の端末設備との間で電波の送受信を行う無線局の無線設備（以下「端末系無線基地局」という。）、端末系無線基地局から最も近い交換機（以下「端末系交換設備」という。）、端末系交換設備からの電気通信回線を集線する交換機、これらの間を連結する電気通信回線等から構成されるネットワークがこれに当たる。

なお、これらのネットワークにおける電気通信回線には、メタル回線のほか、光ファイバ回線等も含まれる。

(注2) 接続には、その機能を細分化し、接続する者にとって必要なもの(例えば、通信を伝送する機能、通信の交換を行う機能等)のみを利用させる形態を含むものとする。また、接続に係る行為のほかに、設備の共用に係る行為があるが、共用に係る行為についても接続に係る行為の考え方が準用される。

(2) このような状況の下、固定通信においても移動体通信においても、例えば、特定設備を保有し、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、競争事業者に対し、特定設備との接続や特定設備との接続に際してのコロケーション(注3)の取引を拒絶し、又はそれらの取引の条件若しくは実施について自己又は自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすることは、競争事業者の新規参入を阻害し、円滑な事業活動を困難にさせるものであり、これにより市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる(注4)。

(注3) コロケーションとは、接続する者に対して、接続を行うために必要な装置を設置するために必要不可欠となる局舎スペース等を提供することをいう。

(注4) 具体的行為に対する独占禁止法の適用については、I-第2-2(4)を参照。

2 電気通信事業法における接続制度等の趣旨と概要

(1) 電気通信設備の接続制度

電気通信設備の接続制度は、電気通信事業者間の交渉力の相違等に着目して、優位な一方当事者によって他方当事者に著しく不利な協定が締結されたり、接続の実質的な拒否がなされたりすることで、公正な競争及び利用者の利便を害することがないように、電気通信事業者間の円滑な接続を確保することを目的としている。そして、制度の概要は以下のようになっている。

ア 電気通信事業者の接続義務等

電気通信事業者は、その電気通信回線設備について、電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがあるとき等一定の場合(注5)を除き、他の電気通信事業者からの接続請求に応じる義務がある(電気通信事業法第32条)。

(注5) ① 電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがあるとき

② 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき

- ③ 接続を請求した他の電気通信事業者が接続に関し負担すべき金額の支払を怠り、又は怠るおそれがあるとき
- ④ 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき

イ 指定電気通信設備制度

不可欠性・独占性を有する、あるいは相対的に多数の加入者を収容していること等から、公正な競争及び利用者利益の確保の観点から特別の接続規制が必要な電気通信設備については、電気通信事業法に基づき、総務大臣が指定を行う。総務大臣が指定を行う電気通信設備には、第一種指定電気通信設備と第二種指定電気通信設備がある。

まず、第一種指定電気通信設備とは、固定系端末回線を相当な規模で有する電気通信事業者が設置する設備のうち、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠で独占性を有しているものであり、公平かつ透明で円滑・迅速な接続を確保する観点から、これを設置する電気通信事業者に対し、接続約款の作成・認可・公表、機能をアンバンドルした形での接続、接続会計の整理・公表、特定の機能に関する接続料についてのLRIC（長期増分費用）方式による算定等を義務付けている。

次に、第二種指定電気通信設備とは、移動体通信用設備のうち相対的に多数の加入者を収容しているものであり、移動体通信市場が電波の有限性のために参加者が限られる寡占的市場であるため、公平かつ透明で円滑・迅速な接続を確保する観点から、これを設置する電気通信事業者に対し、接続約款の作成・届出・公表、機能をアンバンドルした形での接続、接続会計の整理・公表等を義務付けている。

ウ 接続の協定

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、認可を受けた接続約款によらなければ、他の電気通信事業者との間において、第一種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない（電気通信事業法第33条第9項）。

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、届け出た接続約款によらなければ、他の電気通信事業者との間において、第二種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない（電気通信事業法第34条第4項）。

(2) 電気通信設備の共用制度

電気通信設備の共用に関する協定については、当事者間の協議により締結することとしている。

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が行う当該第一種指定電気通信設備の共用に関する協定については、不当な差別的取扱いを防止するなど、第一種指定電気通信設備の適正かつ円滑な利用を確保する観点から、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない（電気通信事業法第37条第1項）。

(3) 接続等に関する命令

電気通信事業者が他の電気通信事業者に対し当該他の電気通信事業者が設置する電気通信回線設備と当該電気通信事業者の電気通信設備との接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず当該他の電気通信事業者がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合で、当該協定の締結を申し入れた電気通信事業者から申立てがあったときは、原則として、協議の開始又は再開の命令が発動される（電気通信事業法第35条第1項）。

また、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務のうち、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないもの以外のもの（特定卸電気通信役務）については、電気通信事業者が、他の電気通信事業者に対し当該卸電気通信役務の提供に関する契約の締結を申し入れたにもかかわらず当該他の電気通信事業者がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合で、当該契約の締結を申し入れた電気通信事業者から申立てがあったときは、提供を拒む正当な理由があると認める場合等を除き、原則として、協議の開始又は再開の命令が発動される（電気通信事業法第39条において準用する第35条第1項）。

また、上記以外の場合においても、電気通信事業者間において、その一方が電気通信設備の接続、共用又は卸電気通信役務の提供に関する協定又は契約の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合で、当該一方の電気通信事業者から申立てがあった場合において、その接続、共用又は卸電気通信役務の提供が公共の利益を増進するために特に必要であり、かつ、適切であると認められるときは、協議の開始又は再開の命令が発動される（電気通信事業法第35条第2項、第38条第1項及び第39条において準用する第38条第1項）。

3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

(1) 独占禁止法上問題となる行為

ア 特定設備との接続に係る行為

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- ① 競争事業者に対して、特定設備との接続を拒否すること、又は接続に関連する費用（注6）を高く設定し、接続に当たって必要となる情報（注7）を十分に開示せず、若しくは接続手続（注8）を遅延させるなど実質的に接続を拒否していると認められる行為を行うことにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引拒絶等）（注9）。

（注6）接続に関連する費用には、網改造料、工事費、手続費、端末接続試験費、接続に際し提供される特定事業者に係るプロフィールが記録されたSIMや設備の費用等を含む。

（注7）接続に当たって必要となる情報は、特定設備の設置場所、その空き状況（現状において接続不能であっても接続可能となる時期が明らかな場合はその時期を含む。）等の接続を行う前提として必要となる情報を含む。

（注8）接続手続は、接続に当たって必要となる情報の開示請求への対応を含む。

（注9）電気通信事業法の規定により拒否することができる事由に該当すると認められる場合には問題とならない。

<想定例>

- 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、FTTHサービスを提供し、又は提供しようとする競争事業者から、光ファイバ等の特定設備への接続の請求を受けた場合に、当該競争事業者に対して、光ファイバの空き状況等の情報を十分に開示せず、又は接続の請求を受けてから接続の可否を回答するまでの期間を引き延ばすことなどにより、実質的に接続を拒否すること。
- 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、携帯電話サービスを提供し、又は提供しようとする競争事業者から、特定設備への接続の請求を受けた場合に、当該競争事業者に対して、接続に関連する費用を高く設定し、又は接続の請求を受けてから接続の可否を回答するまでの期間を引き延ばすことなどにより、実質的に接続を拒否すること。

- ② 競争事業者に対して接続を行う場合に、接続に関連する費用、接続に当たって必要な情報の開示の程度、接続手続の期間等について、競争事業者に対し、自己又は自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすることにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、差別取扱い等）。

<想定例>

- 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、FTTHサービスを提供し、又は提供しようとする競争事業者から、光ファ

イバ等の特定設備への接続の請求を受けた場合に、光ファイバの空き情報等の情報の開示、又は接続の請求を受けてから接続の可否を回答するまでの期間について、当該競争事業者に対し、自己の営業部門や自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすること。

- 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、携帯電話サービスを提供し、又は提供しようとする競争事業者から、特定設備への接続の請求を受けた場合に、接続に関連する費用や接続の請求を受けてから接続の可否を回答するまでの期間について、当該競争事業者に対し、自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすること。

イ コロケーションに係る行為

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が特定設備との接続に際して行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- ① 競争事業者に対して、コロケーションを拒否すること、又はコロケーションに関連する費用を高く設定し、コロケーションに当たって必要となる情報（注10）を十分に開示せず、若しくはコロケーション手続（注11）を遅延させるなど実質的にコロケーションを拒否していると認められる行為を行うことにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引拒絶等）（注12）。

（注10）コロケーションに当たって必要となる情報は、交換機等を設置している局舎等の名称・所在地、その空き状況（現状においてコロケーションが不能であってもコロケーションが可能となる時期が明らかな場合はその時期を含む。）等のコロケーションを行う前提として必要となる情報を含む。

（注11）コロケーション手続は、コロケーションに当たって必要となる情報の開示請求への対応を含む。

（注12）電気通信事業法の規定により拒否することができる事由に該当すると認められる場合には問題とならない。

<想定例>

- 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、FTTHサービスを提供し、又は提供しようとする競争事業者から、自己の光ファイバ等の特定設備との接続に当たり必要なコロケーションの請求を受けた場合に、当該競争事業者に対して、局舎の空きスペース等の情報を十分に開示せず、又はコロケーションの請求を受けてからコロケーションの可否を回答するまでの期間を引き延ばすことなどにより、実質的にコロケーションを拒否すること。

- ② 競争事業者に対してコロケーションを行う場合に、コロケーションに関連する費用、コロケーションに当たって必要な情報の開示の程度、コロケーション手続の期間等について、競争事業者に対し、自己又は自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすることにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、差別取扱い等）。

<想定例>

- 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、FTTHサービスを提供し、又は提供しようとする競争事業者から、自己の光ファイバ等の特定設備との接続に当たり必要なコロケーションの請求を受けた場合に、局舎の空きスペース等の情報の開示、又はコロケーションの請求を受けてからコロケーションの可否を回答するまでの期間について、当該競争事業者に対し、自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすること。

- ③ 競争事業者に対して、コロケーションに併せて、接続に必要な装置の設置工事・保守に関する契約を自己又は自己の指定した設置工事・保守事業者と締結させるなどの不利益を与えることにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（優越的地位の濫用等）（注13）。

（注13）設置工事・保守事業者について、電気通信設備等に支障が生じないようにする観点からの必要最低限の限定を加える場合には問題とならない。

<想定例>

- 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、FTTHサービスを提供し、又は提供しようとする競争事業者に対し、自己の光ファイバ等の特定設備との接続に際して必要となるコロケーションに併せて、接続に必要な装置の設置工事・保守に関する契約を自己又は自己の指定した設置工事・保守事業者と締結させるなどの不利益を与えること。

ウ 接続等の際に得た競争事業者やその取引相手に関する情報の利用に係る行為

接続又はコロケーション（以下「接続等」という。）を行う電気通信事業者は、接続等を受けようとする競争事業者から、電気通信設備に接続する地域（需要者に関する情報）、想定される通信量（需要規模に関する情報）等に関する情報の提供を受けることとなる。このため、接続等を行う電気通信事業者は、接続等を受けようとする競争事業者との接続交渉の過程において、当該競争事業者やその顧客に関する情報を知り得る立場にある。市場において相対的に高いシェアを有す

る電気通信事業者が、そのような立場を利用して行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- 競争事業者との接続等に関する業務を通じて得た当該競争事業者やその顧客に関する情報を、自己や自己の関係事業者の事業活動に利用することにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引妨害等）（注14）。

（注14）競争事業者や顧客に関する情報を、自己の接続関連業務（例えば、利用の^{ひっばく}逼迫状況を改善する観点からネットワーク設計を行う業務）に利用する場合には問題とならない。

<想定例>

- 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者や移動体電気通信事業者が、競争事業者との接続等に関する業務を通じて得た当該競争事業者のサービス提供先や顧客に関する情報を、自己の営業部門や自己の関係事業者の営業活動に利用すること。

(2) 電気通信事業法上問題となる行為

ア 業務改善命令の対象となる行為

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の例えば以下のような行為は、電気通信設備の接続又は共用についての特定の電気通信事業者に対する不当な差別的取扱いその他これらの業務に関する不当な運営に該当し、これにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、業務改善命令が発動される（電気通信事業法第29条第1項第10号）。

(ア) 接続又は共用に関する不当な差別的取扱い

(例)

- ① 自己の関係事業者のみを優遇した接続又は共用に関する協定を締結するなど、接続又は共用に関して特定の電気通信事業者のみを特別に優遇すること。
- ② 他の電気通信事業者との接続・共用に係る工事を行う際に、自己の関係事業者に対して同種の接続・共用に係る工事を行う場合に比べ、工事を遅延させること。

(イ) 接続又は共用の業務における不当な運営

a 情報開示手続に関する事項

(例)

- ① 他の電気通信事業者からの接続の手続及び費用負担その他の接続の請求

に際して必要な情報に関する情報開示の請求（注15）に対して、接続約款所定の手続や様式、標準的期間によらずに業務を行うこと。

（注15）具体的には、端末系伝送路設備の敷設概況等に関する情報開示請求、伝送路設備の敷設状況・線路条件等に関する情報開示請求、通信用建物の概況・詳細状況に関する情報開示請求、接続に必要な装置を設置することが可能な場所に関する情報開示請求等があげられる。

- ② 管理部門が有する情報のうち接続事業者が利用可能な情報と同一でないものを活用して、利用部門が営業を行うこと。

b 接続請求手続に関する事項

（例）

- ① 接続の請求に対して、当該請求に即応ができない旨の回答を、当該請求に係る非現用の電気通信設備がなく、かつ、経済的・技術的に著しく増設が困難であること、その他の合理的な理由を付すことなく行うこと。
- ② 接続請求に係る非現用の電気通信設備がないために当該請求に即応できない旨の回答に関する確認のための施設への立入りを認めないこと。
- ③ 第一種指定電気通信設備との接続により他の電気通信事業者がどのようなサービスを提供するかについて制限を加えること。
- ④ その他、接続の請求に対して、接続約款所定の手続や様式、標準的期間によらずに業務を行うこと。

c コロケーションの手続に関する事項

・コロケーションの拒否及び差別的取扱い

- ① 他の電気通信事業者において接続に必要と考える設備について、当該他事業者の判断を基本としてコロケーション対象設備として受け入れることを拒むこと。
- ② コロケーションの条件において自己又は自己の関係事業者と他の電気通信事業者との同等性を確保しないこと。

・コロケーションに関する工事

- ① 他の電気通信事業者がコロケーションに関して自ら行う工事や保守について、これを認めず、工事業者の選択に制限を加え、又は自らの工事や保守の場合よりも厳しい安全性の基準を課すこと。
- ② 他の電気通信事業者がコロケーションに関して自ら行う工事や保守について有償で立会いを行う場合を必要最小限の場合に限定せずに行うこと。

- ③ 他の電気通信事業者と競合関係にある業者に対して当該他事業者に関する工事等を発注する場合に、当該他事業者との合意なしに行うこと。
- ④ 他の電気通信事業者と競合関係にある業者に対して当該他事業者に関する工事等を発注する場合に、当該競合関係業者において知り得た情報を目的外に使用することを禁止する措置を施す等の公正競争条件確保のための配慮を行わずに行うこと。
- ⑤ 他の電気通信事業者のコロケーション設備について工事や保守を請け負う場合に他の電気通信事業者が負担することとなる工事費又は保守費について、低廉な料金設定に資する適正な算定方法によらずこれを設定し、他の電気通信事業者との協議において十分な情報の開示を行わず、又は適正な按分等を行わないことで他の電気通信事業者の間で不公平を生ぜしめること。
- ⑥ 他の電気通信事業者がコロケーションに関して自ら行う工事や保守に対して、立会の費用負担を当該他事業者に求める場合に、必要最小限の場合に限定した立会いを前提とした費用算定をせず、作業内容に比べて不相応に高額な額の負担を求め、又は費用の具体的な内容と個別の料金金額の明示を行わずに費用負担を求めること。
- ⑦ コロケーションが可能と回答し、その後工事を行う場合に、早急に工事費用の概算を提示しないこと。

・理由付記、立入り等

- 他の電気通信事業者からコロケーションに係る工事や保守を受託する場合に、当該他事業者の立会いを認めず、立会の時間帯を制限し、当該立会いに対する立会いを当該他事業者の合意を得ずに行い、又は当該他事業者が立ち会った際の工事業者に対する工事や保守の円滑な実施に必要な助言等をすることを禁止すること。

・その他

- その他コロケーションの請求、コロケーションに係る通信建物への立入りの請求、他事業者自らがコロケーションに関して行う工事や保守、他の電気通信事業者から受託して行うコロケーションに係る工事や保守に関する業務等について、接続約款所定の手続や様式、標準的期間によらずに業務を行うこと。

d その他の事項

(例)

- ① 実際の接続に当たり、認可を受け、又は届け出た接続約款等に従った技術

的條件、接続料を適用しないこと。

- ② 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して、他の電気通信事業者に対して不利な条件により第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備の接続を行うこと。
- ③ 新たな網機能について、電気通信事業法に定める手続に従って技術的条件を決定したなどの合理的な理由なく、著しく接続が困難であり、又は接続するために著しい費用を要するような技術的条件を採用すること。
- ④ 他の電気通信事業者の利用者料金を利用者に請求し、又は回収する場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき金額を、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らして公正妥当ではないものとする、又は自己若しくは自己の関係事業者が負担すべき金額に比して不利なものとする。
- ⑤ 利用者が他の電気通信事業者のサービス提供を受けるために行う I S D N から電話への移行の手続や、回線名義人の問い合わせの対応に際し、自社の営業等を行うこと、また当該対応の中で得られた情報を自社の営業等に利用すること。
- ⑥ 利用者が他の電気通信事業者のサービス提供を受けるために行う申込みに関して必ずしも不可欠でないにもかかわらず、回線名義人の住所その他の情報の提供を他の電気通信事業者や他の電気通信事業者のサービスの利用者に対して求めること。
- ⑦ 共用に関して入手した情報を、他サービスの営業等本来の目的以外の目的のために自社内の他部門や自己の関連会社等に提供すること。
- ⑧ 回線切替工事及び支障移設等（回線障害発生時を含む。）の際に、重要通信の確保の場合を除き、自己又は自己の関係事業者の作業を優先すること。

その他、電気通信事業者が、電気通信設備の接続又は共用について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行いその他接続又は共用について不当な運営を行っていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、業務改善命令の対象となる（電気通信事業法第 29 条第 1 項第 10 号）。

イ 接続約款の変更認可申請命令の対象となる場合

第一種指定電気通信設備との接続に係る接続約款について、例えば以下のよう

な場合において、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、当該接続約款の変更認可申請命令が発動される（電気通信事業法第33条第6項）。

(例)

- ① 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が接続約款に記載されていない機能を用いて新たなサービスを開始する以前、あるいはほぼ同時期に、当該機能に係る接続条件を接続約款に規定していない場合。
- ② 標準的接続箇所における技術的条件の設定及び変更が、新たな技術動向に対応して早期かつ柔軟に行われない場合。
- ③ 保守区分ごとに接続料を設定する等他の電気通信事業者の要望を可能な限り踏まえた柔軟な接続料の設定を行わない場合。
- ④ 接続約款に定める機能と同機能を利用したサービスを提供する場合において、利用者毎に料金を設定する場合を含め、当該サービスの利用者料金から営業に係る費用を差し引いたものと比較して、当該機能に係る接続料を合理的な理由なく高く設定している場合（ただし、公衆電話サービス及び番号案内サービスについては、現状ではこれに当たらない。）。

ウ 接続約款変更命令の対象となる場合

第一種指定電気通信設備との接続に係る届出接続約款について接続料又は接続条件が公共の利益の増進に支障があると認めるとき又は第二種指定電気通信設備との接続に係る接続約款について次のいずれかに該当すると認めるときは、当該接続約款の変更命令が発動される（電気通信事業法第33条第8項、第34条第3項）。

(例)

- ① 接続約款において、標準的接続箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていないとき
- ② 接続約款において、総務省令で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていないとき
- ③ 接続約款において、他の電気通信事業者との責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないとき
- ④ 接続約款において、利用者料金の設定事業者の別が適正かつ明確に定められていないとき（特段の事情なく、当該利用者料金を負担する利用者が当該利用者料金の支払い先として認識し、又は自ら選択していると認められる電気通信事業者が、当該利用者料金の設定事業者として定められていないときは、適正に定められていないと判断される）
- ⑤ 電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第23条の9の5第1項各号に掲げる事項が適正かつ明確に定められていないとき

- ⑥ 接続約款において、能率的経営の下での適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額を超える接続料を設定しているとき
- ⑦ 接続条件が、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第二種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものであるとき
- ⑧ 接続約款において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的な取扱いをしているとき

エ 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為

市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第30条第5項及び第31条第7.4項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して行う以下の行為に相当する行為については、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第31条第7.4項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

(例)

- ① 他の電気通信事業者との接続の業務に関して知り得た当該他事業者又はその利用者に関する情報（注16）を、当該情報の本来の利用目的を超えて（注17）社内の他部門又は自己の関係事業者等へ提供すること（電気通信事業法第30条第3項第1号1及び第4項第1号1）。

（注16）「他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他事業者又はその利用者に関する情報」とは、例えば、以下のような情報をいう。

- (i) 他の電気通信事業者のサービス開始時期、サービス内容、サービスエリア
- (ii) 他の電気通信事業者のサービスの利用者の分布状況、変動状況
- (iii) 他の電気通信事業者の接続相手である市場支配的な電気通信事業者のネットワークを流れる、当該他事業者のサービス又は利用者に係る通信量（通話先電話番号、呼数、通話時間、売上高等トラフィックに関するすべての情報）及びその変化動向
- (iv) 接続で用いる技術的基準（インタフェース、電気信号の処理方式等）

(注17)「当該情報の本来の利用目的を超え」た利用とは、例えば、当該情報を以下のような目的に利用することをいう。

- (i) 他の電気通信事業者の経営状況の把握
- (ii) 他の電気通信事業者に対抗したサービスの提供
- (iii) 他の電気通信事業者の特定のサービスエリアを狙い撃ちにした営業活動
- (iv) 他の電気通信事業者の利用者を自己又は自己の関係事業者にくら替えさせ、又は他の電気通信事業者への契約変更を阻止する等のために利用すること

② 卸電気通信役務の提供の業務に関して知り得た当該卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者又はその利用者に関する情報(注18)を当該情報の本来の利用目的を超えて(注19)社内の他部門又は自己の関係事業者等へ提供すること(電気通信事業法第30条第3項第1号ロ及び第4項第1号ロ)。

(注18)「卸電気通信役務の提供の業務に関して知り得た当該卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者又はその利用者に関する情報」とは、例えば、以下のような情報をいう。

- (i) 卸先電気通信事業者のサービス開始時期、サービス内容、サービスエリア
- (ii) 卸先電気通信事業者のサービス利用者の情報(氏名、住所等)、変動状況
- (iii) 市場支配的な電気通信事業者のネットワークを流れる、卸先電気通信事業者のサービス又は利用者に係る通信量(通話先電話番号、呼数、通話時間、売上高等トラフィックに関するすべての情報)及びその変化動向
- (iv) 卸電気通信役務の提供に必要な卸先電気通信事業者の電気通信設備に係る情報

(注19)「当該情報の本来の利用目的を超え」た利用とは、例えば、当該情報を以下のような目的に利用することをいう。

- (i) 他の電気通信事業者の経営状況の把握
- (ii) 他の電気通信事業者に対抗したサービスの提供
- (iii) 他の電気通信事業者の特定のサービスエリアを狙い撃ちした営業活動
- (iv) 他の電気通信事業者の利用者を自己又は自己の関係事業者にくら替えさせ、又は他の電気通信事業者への契約変更を阻止する等のために利用すること

②③ 市場支配的な電気通信事業者のうち、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、接続に必要な装置等を設置するための通信用建物（例、交換機等を設置している局舎等）の空き場所の有無、当該通信用建物の名称、所在地、空き設備がある場合の接続の即応、即応できない場合であっても対応可能であればその時期、接続を行おうとする設備の敷設状況、敷設計画、接続可能となる時期等に関する情報の他の電気通信事業者への提供について、特定関係事業者（注1-8-20）に提供している情報に比べて量を少なくし、質を落とし、あるいは提供時期を遅らせること（電気通信事業法第31条第5-2項第1号）。

（注1-8-20）「特定関係事業者」とは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の子会社、当該電気通信事業者を子会社とする会社、当該会社の子会社（当該電気通信事業者を除く。）に該当する電気通信事業者であって、総務大臣が指定するものをいう（電気通信事業法第31条第111-4項第1号）。

④③ 市場支配的な電気通信事業者のうち、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、接続に必要な装置等の設置や保守の工事、接続に必要なコロケーション、電柱・管路等の貸与等について、特定関係事業者と比較して、他の電気通信事業者を不利に取り扱うこと（電気通信事業法第31条第5-2項第1号）。

⑤ 市場支配的な電気通信事業者のうち、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、上記④以外のコロケーション（上記④のコロケーションとスペースを共有するものに限る。）の提供について、他の電気通信事業者と比較して特定関係事業者を有利に取り扱うこと（電気通信事業法第31条第5項第3号）。

第2 電柱・管路等の貸与に関連する分野

1 独占禁止法における考え方

(1) 電気通信役務市場においては、自ら電気通信回線を設置して参入しようとする、又は電気通信回線の拡充を予定している電気通信事業者（以下「インフラベースの事業者」という。）にとって、公道や私有地に電気通信回線を添架するための電柱を設置したり、地下に電気通信回線を通すための管路等を埋設したりすることは、経済的ではないのみならず、道路法、河川法等に基づく占有許可等の規制上必ずしも容易ではない場合が多い。そのため、インフラベースの事業者は、自ら電気通信回線を設置するために必要不可欠と認められる電柱・管路等を保有する事業者（注

1-9-2-1)から、その貸与を受けられなかったり、貸与の手続が遅延したりすれば、新規参入や電気通信回線の拡充が困難な場合がある。

(注1-9-2-1)例えば、電力会社、電気通信事業者、鉄道事業者等の公益事業者等がこれに当たる。

(2) このような場合において、例えば、電柱・管路等を保有する事業者が、自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者に対し、電柱・管路等の貸与の取引を拒絶し、又はそれらの取引の条件若しくは実施について自己又は自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすることは、当該インフラベースの事業者等の新規参入を阻害し、その事業活動を困難にさせることも少なくなく、これにより市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。また、市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる(注2-9-2)。

(注2-9-2) 具体的行為に対する独占禁止法の適用については、I-第2-2(4)を参照。

2 電気通信事業法における認可・裁定制度の趣旨と概要

(1) 認定電気通信事業者(電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者をいう。以下同じ。)は、その認定に係る認定電気通信事業(以下「認定電気通信事業」という。)の用に供する線路及び空中線(主として一の構内(これに準ずる区域を含む。)又は建物内(以下この項において「構内等」という。)にいる者の通信の用に供するため当該構内等に設置する線路及び空中線については、公衆の通行し、又は集合する構内等に設置するものに限る。)並びにこれらの附属設備(以下「線路」と総称する。)を設置するため、他人の電柱・管路等を利用することが必要かつ適当であるときは、総務大臣の認可を受けて、その電柱・管路等の所有者(所有権以外の権原に基づきその設備を使用する者がいるときは、その者及び所有者。以下「設備保有者」という。)に対し、その電柱・管路等の使用権の設定に関する協議を求めることができる(電気通信事業法第128条第1項)。

(2) この協議認可は、電柱・管路等の使用について当事者間の合意が得られないときに、電気通信事業の円滑な遂行という公益上の必要性と使用権の設定を求められる者の受忍限度とを比較衡量し、使用権の設定を予定した上で具体的な使用条件についての当事者間の協議を開始させるものである。

- (3) さらに、この協議が不調又は不能の場合は、電気通信事業の公益性にかんがみ、電柱・管路等の使用の実効性を担保するために、裁定制度が設けられており、認定電気通信事業者は、当該電柱・管路等の使用について総務大臣の裁定を申請することができる（同法第129条第1項）。
- (4) そもそも電気通信事業者は、基本的には私法上の契約によって電柱・管路等の使用权を確保すべきであるが、設備所有者の拒否にあつて線路の設置の迂回を余儀なくされるような事態になれば、公益的性格を有する認定電気通信事業の遂行に著しい支障を来すこととなるため、最終的手段としてこのような使用权が付与され、また、その実効性を担保するために認可・裁定の制度が設けられているものである。
- (5) 総務省は、この認可・裁定の運用基準として機能するものとして、平成13年4月に、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定している。（なお、以下には、ガイドラインのうち主要な規定を掲げるが、このほか、設備所有者において電気通信事業法上問題となる行為と公正な競争の促進又は利用者保護の観点から望ましい行為の詳細等については、ガイドラインを参照のこと。）

3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となり得る行為

(1) 独占禁止法上問題となる行為

ア 電柱・管路等の貸与に係る行為

電柱・管路等を保有する事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- ① 自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者に対して、電柱・管路等の貸与を拒否すること（注2-1-3）、又は電柱・管路等の貸与に関連する費用を高く設定し（注2-2-4）、当該インフラベースの事業者が電柱・管路等の貸与を受けるに当たって必要となる情報（注2-3-5）を十分に開示せず、若しくは電柱・管路等の貸与手続（注2-4-6）を遅延させるなど実質的に拒否していると認められる行為を行うことにより、当該インフラベースの事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引拒絶等）（注2-5-7）。

（注2-1-3）自動更新条項を規定している貸与契約において、ガイドラインに記載された貸与拒否事由が生じたことにより契約更新を拒否すること自体は問題とならない。ただし、正当な理由なく十分な予告期間を設けずに契約更新を拒否することにより、インフラベースの事業者の事業活動を困難にさせることは問題となる。

（注2-2-4）必要性が認められない電柱・管路等の移設・改修工事を行うことを貸与の

条件とする行為や、当該工事の必要性が認められるとしても、合理的な理由なく、移設・改修に関連する費用を高く設定する行為を含む。

(注2-3-5) 電柱・管路等の貸与を受けようとする事業者が必要とする情報は、電柱・管路等の設置場所、その空き状況（現状において貸与不能であっても貸与可能となる時期が明らかな場合はその時期を含む。）等の貸与を受ける前提として必要となる情報を含む。

(注2-4-6) 電柱・管路等の貸与手続は、インフラベースの事業者が電柱・管路等の貸与を受けるに当たって必要となる情報の開示請求への対応を含む。

(注2-5-7) ガイドラインに記載された拒否事由に該当すると認められる場合には問題とならない。

<想定例>

○ 電柱・管路等を保有する事業者が、自己又は自己の関係事業者である電気通信事業者と競争関係にある光ファイバやCATV設備を保有してFTTHサービスやCATVサービスを提供し又は提供しようとする電気通信事業者から、電柱・管路等の貸与の要請を受けた場合に、当該電気通信事業者に対して、電柱・管路等の設置場所等の情報を十分に開示せず、又は貸与の要請を受けてから貸与の可否を回答するまでの期間を引き延ばすことなどにより、実質的に電柱・管路等の貸与を拒否すること。

○ 電柱・管路等を保有する事業者が、自己又は自己の関係事業者である電気通信事業者と競争関係にある移動体電気通信事業者から、無線基地局間の電気通信回線を敷設するために電柱・管路等の貸与の要請を受けた場合に、当該移動体電気通信事業者に対して、電柱・管路等の設置場所の情報を十分に開示せず、又は要請を受けてから貸与の可否を回答するまでの期間を引き延ばすことなどにより、実質的に電柱・管路等の貸与を拒否すること。

② 自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者に対して電柱・管路等の貸与を行う場合に、貸与に関連する費用、貸与を受けようとする事業者が必要とする情報の開示の程度、貸与手続の期間等について、当該インフラベースの事業者に対し、自己又は自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをする（注2-6-8）ことにより、当該インフラベースの事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、差別取扱い等）（注2-7-9）。

(注2-6-8) 自己の関係事業者に対しては、電柱・管路等の設置工事を共同で行うことにより自己の関係事業者の設置費用の軽減を図る一方、インフラベースの事業者に対しては、設置工事を共同で行うことを拒否することで自己の関係事

業者に比べて高額の設定費用を負担することを余儀なくさせる行為を含む。

(注2-7-9) 電気通信事業の用に供する場合と電気通信事業以外の事業の用に供する場合において認められる合理的なコスト差等を反映して取扱いに差異が生じる場合には問題とならない。

<想定例>

- 電柱・管路等を保有する事業者が、光ファイバやCATV設備を保有してFTTHサービスやCATVサービスを提供し、又は提供しようとする自己又は自己の関係事業者である電気通信事業者と競争関係にある電気通信事業者から、電柱・管路等の貸与の要請を受けた場合に、電柱・管路等の空き情報の開示の程度、又は貸与の要請を受けてから貸与の可否を回答するまでの期間について、当該電気通信事業者に対し、自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすること。

イ 電柱・管路等の貸与と他のサービスの抱き合わせ等に係る行為

電柱・管路等を保有する事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- 電柱・管路等の貸与に併せて、自己が既に設置した光ファイバ（幹線部分）が存在する区間について、自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者の希望がないにもかかわらず、それを不当に利用させること（私的独占、抱き合わせ販売等）（注2-8-30）。
- (注2-8-30) 当該インフラベースの事業者の事業活動を困難にさせるおそれがないと認められる場合には不当な行為に該当しない。

ウ 電柱・管路等の貸与の際に得た自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者やその取引相手に関する情報の利用に係る行為

電柱・管路等を保有する事業者は、自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者から電柱・管路等を貸与する際の手続等を通じて、その参入時期、参入区域、参入の態様等の重要な営業情報を知り得る立場にある。そのような立場を利用して、電柱・管路等を保有する事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- 電柱・管路等の貸与に関する業務を通じて得た自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者やその顧客に関する情報を、自己や自己の関係事業者の事業活動に利用することにより、当該インフラベースの事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引妨害等）（注2-9-31）。
- (注2-9-31) インフラベースの事業者やその顧客に関する情報を、自己の貸与関連業務（例えば、利用の逼迫^{ひっぱく}状況を改善する観点から電柱・管路等の増設・改修

を行う業務)に利用する場合には問題とならない。

<想定例>

- 電柱・管路等を保有する事業者が、自己又は自己の関係事業者と競争関係にある光ファイバやCATV設備を保有してFTHサービスやCATVサービスを提供する電気通信事業者への電柱・管路等の貸与に関する業務を通じて得た当該電気通信事業者のサービス提供先や顧客に関する情報を、自己の関係事業者である電気通信事業者の営業活動に利用すること。

エ 一束化及び支線の共用に係る行為

電柱を保有する事業者から既にその貸与を受けている電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- インフラベースの事業者から一束化(注3-~~0~~2)又は支線の共用(以下「一束化等」という。)のための調整の要請を受けた場合において、一束化等を拒否し、又は一束化等に関連する費用を高く設定し、若しくは一束化等の手続を遅延させる行為を行うことにより、一束化等を前提とした電柱の貸与契約の成立を不当に妨害すること(私的独占、取引妨害等)(注3-~~1~~3)。

(注3-~~0~~2)一束化とは、電気通信事業者等がその伝送路設備を先行敷設者(電気通信事業者、有線テレビジョン放送施設者その他の者であって既に電柱に有線電気通信設備を設置しているものをいう。)が既に電柱に設置している有線電気通信設備と束ねて設置することをいう。

(注3-~~1~~3)ガイドラインに記載された拒否事由に該当すると認められる場合には問題とならない。

<想定例>

- 電柱を保有する事業者から既にその貸与を受けている電気通信事業者が、光ファイバやCATV設備を保有してFTHサービスやCATVサービスを提供し、又は提供しようとする電気通信事業者から、一束化等のための調整の要請を受けた場合において、一束化等に関連する費用を高く設定し、又は一束化等の手続を遅延させること。

(2) 電気通信事業法上問題となり得る行為

電気通信事業分野における公正な競争をより積極的に促進していく観点からは、以下のような行為は、不適當である。

ア 正当な理由なく貸与を拒否する行為

電気通信事業分野における公正な競争をより積極的に促進していく観点から

は、設備保有者は、電気通信事業者から設備の提供の申込みがあったときは、自らの事業又は有線電気通信設備令（昭和28年政令第131号）その他の設備に関する法令等の規定（以下「設備関係法令等」という。）及び道路法（昭和27年法律第180号）その他の公物管理に関する法令等の規定（以下「公物管理関係法令等」という。）に支障がない限り、設備を提供することが求められる。

このため、総務省は、認定電気通信事業者から、電気通信事業法第128条第1項の規定に基づく認可の申請を受けた場合は、次に掲げる場合（ガイドライン第3条「貸与拒否事由」）を除いては、認可するものとしている。

- ① 使用を希望する区間に現に空きが無い場合。
- ② 設備保有者が5年（法令に基づきこれより長い期間に係る設備計画（最新の需要想定等を勘案した上で修正された設備計画がある場合は当該計画。以下同じ。）を作成している場合は当該期間。以下同じ。）以内にその設備をすべて使用する予定であり、その使用の予定の事業年度が設備計画において明示されている場合。
- ③ 設備保有者の設備に大幅な改修又は移転の計画があり、その改修又は移転の予定の事業年度が5年以内の期間に係る設備計画において明示されている場合。
- ④ 電柱にあつては設備保有者がその地中化を計画しており、その地中化の予定の事業年度が5年以内の期間に係る設備計画において明示されている場合。
- ⑤ 電気通信事業者が設置しようとする伝送路設備が設備保有者の技術基準に適合しない場合又は技術基準に明確な定めがない場合であつて、当該伝送路設備を設置することにより設備保有者による建設若しくは保守に困難を生じさせ、又は生じさせるおそれ強い場合。
- ⑥ 電気通信事業者の責に帰すべき理由により過去に費用負担・使用期間その他の使用条件についての契約が現に履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれ強い場合。
- ⑦ 電気通信事業者が行おうとする伝送路設備の設置が設備関係法令等の条件を満足しない場合や、当該設備の使用が公物管理関係法令等の規定の適用を受けるものにあつては、電気通信事業者又は設備保有者が受ける道路占用許可その他の公物の占用等の許可（変更の許可を含む。）の取得若しくは占用許可等の条件の変更に困難がある場合、又はそのおそれ強い場合。
- ⑧ ⑥に定めるもののほか、電気通信事業者の責に帰すべき理由により過去に守秘義務、目的外使用の禁止その他契約に定める事項が履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれ強い場合。
- ⑨ その他設備保有者の行う公益事業の遂行に支障のある場合、又はそのおそれ

が強い場合。

ただし、以上の規定にかかわらず、一束化（注3-2.4）又は支線の共用（注3-3.5）の場合には、一定の場合を除き、原則として認可するものとしている。

なお、一束化又は腕金類の設置（注3-4.6）に関し、電柱保有者による電柱の提供の可否の判断に当たっては、当該一束化又は腕金類の設置がガイドライン第3条第1項第5号の貸与拒否事由に該当するものでない限り、同項第1号の「現に空きがない場合」に該当しないものと解されている。

（注3-2.4）メッセンジャーワイヤーその他一束化を行うために使用することができる設備（設備保有者に該当する公益事業者が保有する電柱に設置されるものに限る。以下「一束化設備」という。）を所有する者（所有権以外の権原に基づきその一束化設備を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下「一束化設備保有者」という。）が、認定電気通信事業者に一束化設備を提供する場合については、総務省は、認定電気通信事業者から、電気通信事業法第128条第1項の規定に基づく認可の申請を受けた場合は、以上の規定にかかわらず、次に掲げる場合（ガイドライン第14条「一束化」）を除いては、原則として認可するものとしている。

- ① 一束化設備が設置されている電柱を保有する設備保有者（以下「電柱保有者」という。）が、認定電気通信事業者に対するガイドライン第2条の規定に基づく回答において、一束化を要する旨を示していない場合
- ② 一束化を行うことにより、電柱保有者の技術基準に適合しないこととなる場合
- ③ 一束化を行うことにより、一束化設備保有者による建設若しくは保守に困難を生じさせ、又は生じさせるおそれが強い場合
- ④ 認定電気通信事業者の責に帰すべき理由により過去にガイドライン第14条第7項に規定する取決めが現に履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれが強い場合

（注3-3.5.4）支線（設備保有者に該当する公益事業者が保有する電柱に設置されるものに限る。）を所有する者（所有権以外の権原に基づきその支線を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下「支線保有者」という。）が、認定電気通信事業者と当該支線を共用する場合については、総務省は、認定電気通信事業者から、電気通信事業法第128条第1項の規定に基づく認可の申請を受けた場合は、次に掲げる場合を除き、原則として認可するものとしている。

- ① 支線の共用を行うことにより、電柱保有者の技術基準に適合しないこととなる場合
- ② 支線の共用を行うことにより根かせが支線の引張荷重に耐えられなくなる

場合（当該支線について改修工事を行うことにより引張荷重に耐えられることとなる場合を除く。）等、支線保有者による建設若しくは保守に困難を生じさせ、又は生じさせるおそれ強い場合

- ③ 事業者の責に帰すべき理由により過去に第3項に規定する取決めが現に履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれ強い場合
- ④ 事業者が行おうとする支線の共用が設備関係法令等の条件を満足しない場合や、当該支線の共用が公物管理関係法令等の規定の適用を受けるものにあつては、事業者又は支線保有者が受ける道路占用許可その他の公物の占用等の許可（変更の許可を含む。）の取得若しくは占用許可等の条件の変更困難がある場合、又はそのおそれ強い場合

（注3-4-6）腕金類の設置とは、伝送路設備を設置するために電柱に突き出し金物などの腕金類を設置することであり、事業者が設置する場合と設備保有者が設置する場合がある。

イ 適正でない提供条件により貸与する行為

電気通信事業分野における公正な競争をより積極的に促進していく観点からは、設備保有者は、認定電気通信事業者に設備を提供するに当たっては、公平かつ公正な条件で提供することが求められ（公正性の原則）、また、資本関係その他の理由により差別的な取扱いをしないことが求められる（無差別性の原則）。

このため、総務省は、電気通信事業法第132条第1項の規定に基づく裁定をする場合において、設備保有者の提示する提供条件が次に掲げる基準（ガイドライン第4条「貸与期間」、第6条「貸与の対価」）を満たしていないときは、当該基準に照らし、判断するものとしている。

① 使用期間

原則として5年間（設備保有者が、自己による使用等の予定があることを理由として、認定電気通信事業者の要望に応じない場合においては、その使用等の予定の事業年度が5年以内の期間に係る設備計画に明示されていることを要するものとする。）。

② 貸与の対価

原価（原則として、減価償却費及び保守運営費に、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定。）に基づく適正な設備使用料（注3-5-7）。

（注3-5-7）実際の算定に当たっては、ガイドライン別表に掲げる式のいずれかによる方法その他公正妥当な方法により算定。

第3 電気通信役務の提供に関連する分野

1 独占禁止法における考え方

事業者の創意による企業努力に基づく価格・サービス競争は、能率競争（良質・廉価な商品を提供して顧客を獲得する競争をいう。）の中核をなすものであり、事業者がどのような料金や条件でサービスを提供するか、どの事業者と取引するかは、基本的には当該事業者の自由な判断に委ねられているものである。一方で、例えば、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、採算を度外視した低い料金を設定すること、取引の相手方により差別的な条件を設定したり取引の相手方を拘束する条件を設定したりすること、電気通信役務を提供するために必要な業務の受託等や卸電気通信役務の提供を拒否すること等により、市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる（注3-6-8）。

なお、電気通信事業分野のようなネットワーク型産業においては、加入者の多いネットワークほど、その利用機会が多くなりネットワーク自体の価値が高まることから、新規加入者による電気通信事業者の選択は既存加入者の多いネットワークに集中する傾向があり、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者により、顧客を自己のネットワークに囲い込むような行為が行われた場合、競争事業者の事業活動に及ぼす影響が大きい。

（注3-6-8）具体的行為に対する独占禁止法の適用については、I-第2-2（4）を参照。

2 電気通信事業法における電気通信役務に関する制度の趣旨と概要

(1) 基礎的電気通信役務に関する制度

国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき基礎的電気通信役務（加入電話等の第一号基礎的電気通信役務及びF T T Hアクセスサービス等の第二号基礎的電気通信役務をいう。）については、その極めて高い公共性から、当該役務の料金その他の提供条件に関して契約約款の作成・届出及び当該約款に基づく役務の提供を義務付けているところである。また、公正な競争の確保及び利用者利益の保護の観点から、届け出られた契約約款が、

(7) 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないとき、

(1) 地域により異なる料金の額が定められているとき（総務省令で定める特別の事情がある場合を除く。）、

(74) 電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められて

いないとき、

- (イ) 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき、
- (ロ) 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき、
- (ハ) 重要通信に関する事項について適切に配慮されているものでないとき、
- (ニ) 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき、

は、契約約款変更命令を発動できることとされている（電気通信事業法第19条第2項）。

(2) 指定電気通信役務に関する制度

次に、指定電気通信役務については、これに代わるべき電気通信役務が他の電気通信事業者によって十分に提供されないことその他の事情を勘案して適正な料金その他の提供条件に基づく提供を保障する観点から、当該役務の料金その他の提供条件に関して保障契約約款の作成・届出を義務付けるとともに、別段の合意がある場合を除き、当該保障契約約款に定める料金その他の提供条件による役務の提供を拒んではならないこととされている。また、公正な競争の確保及び利用者利益の保護の観点から、届け出られた保障契約約款が、

- (ア) 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないとき、
- (イ) 電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていないとき、
- (ロ) 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき、
- (ハ) 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき、
- (ニ) 重要通信に関する事項について適切に配慮されているものでないとき、
- (ホ) 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき、

は、保障契約約款変更命令を発動できることとされている（電気通信事業法第20条第3項）。

また、指定電気通信役務のうち、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものに関する料金については、プライスカップ制（上限価格制）が適用されており、料金の料金指数が基準料金指数を超える場合には認可が必要となる（同法第21条第2項）。

(3) 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務

に関する制度

固定系端末回線を相当な規模で有し、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠な第一種指定電気通信設備及び電波の有限性のために参入者が限られる寡占的市場である移動体通信市場において、移動体通信用設備のうち相対的に多数の加入者を収容している第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務については、料金その他の提供条件の適正性、公平性及び一定の透明性を確保する観点から、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときに、その旨、卸電気通信役務の種類、一定の要件を満たす電気通信事業者に対する料金その他の提供条件等の届出を義務付けている。

また、卸電気通信役務の提供に関する電気通信事業者間の協議の適正性を確保するため、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務のうち、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないもの以外のもの（特定卸電気通信役務）については、その提供する電気通信事業者は、正当な理由がある場合を除き、当該卸電気通信役務の提供を拒んではならず、当該卸電気通信役務の提供に関する契約の締結に関する協議の円滑化に資する事項の提示を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない（電気通信事業法第38条の2第2項及び第3項）。

なお、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務は、契約約款によらずに、その提供の相手方と合意した料金その他の提供条件により提供することが可能であるが、業務改善命令のほか、第一種指定電気通信設備を用いる指定電気通信役務については(2)の制度が適用され、禁止行為の停止・変更命令の要件に該当する場合には、これらの命令の発動ができることとされている（電気通信事業法第29条第1項及び第30条第5項）。

(4) (1)から(3)までの電気通信役務以外の電気通信役務に関する制度

(1)から(3)までの電気通信役務以外の電気通信役務については、契約約款によらずにその提供の相手方と合意した料金その他の提供条件により電気通信役務を提供することが可能である。

ただし、当該契約については、

- (ア) 電気通信事業者の業務の方法に関し通信の秘密の確保に支障があるとき、
- (イ) 特定の者に対し不当な差別的取扱いを行っているとき、
- (ウ) 重要通信に関する事項について適切に配慮していないとき、
- (エ) 料金の額の算出方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき、
- (オ) 提供条件が、電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、そ

の他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害しているとき、

(カ) 提供条件において、電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき、

(キ) 提供条件が電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき、

(ク) 事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合に電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、

(ケ) 卸電気通信役務（第一種指定電気通信役務又は第二種指定電気通信設備を用いるものを除く。）の提供について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行いその他その業務に関し不当な運営を行っていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき、

(コ) (ア)から(ケ)までに掲げたもののほか、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき、

は、業務改善命令を発動できることとされている（電気通信事業法第29条第1項）。

また、認定電気通信事業者は、私権の制約や公共的空間の利用を可能とする強力な権限が認められる特権的な地位を付与されていることから、その特権を用いて電気通信回線設備を設置したにもかかわらず、その電気通信回線設備の適正な利用が確保されない場合は、広く公共の利益に資することとならず、当該特権的な地位を付与した趣旨が没却されることにもなりかねない。そのため、認定電気通信事業者は、正当な理由がなければ、認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供を拒んではならず、認定電気通信事業者がこれに違反した場合には、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務改善命令を発動できることとされている（電気通信事業法第121条第1項及び第2項）。

3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

(1) 電気通信役務の料金その他の提供条件の設定等に係る行為

ア 独占禁止法上問題となる行為

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- ① 競争事業者が新規参入（事業の拡充を含む。以下同じ。）した地域についてのみ、例えば、自己の設定する接続料金や卸電気通信役務の料金を下回るような電気通信役務料金を設定することにより、競争事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、差別対価等）（注3-79）。

(注3-7-9) 期間や提供地域を限定して行われる試験サービスについては、直ちに独占禁止法上問題がないと認められるものではなく、当該電気通信事業者にとっての試験サービスの必要性、実施期間、対象範囲、料金体系、競争事業者が同様のサービスを提供可能か否か、当該試験サービスが競争状況に与える影響等を総合的に考慮して判断される（(1)ア及び(2)アにおいて同じ）。

<想定例>

○ 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、競争事業者がF T T HサービスやC A T Vサービスを提供する地域についてのみ、自己の光ファイバの接続料金やF T T Hサービスの卸電気通信役務の料金を下回るようなF T T Hサービスの小売料金を設定すること。

② 競争事業者のネットワークと接続して提供する自己の電気通信役務の料金に比べて自己又は自己の関係事業者のネットワークと接続して提供する自己の電気通信役務の料金を低く設定することにより、競争事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、差別対価等）（注3-8-40）。

(注3-8-40) 競争事業者に支払うべき接続料金等合理的と認められるコスト差を反映して通話料金に格差が生じる場合には問題とならない。

③ 電気通信役務を提供に要する費用（注3-9-41）を著しく下回る料金で提供することにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、不当廉売等）。

(注3-9-41) 電気通信役務に関する契約の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）を行う電気通信設備の販売業者に対し、電気通信役務の提供に係る顧客との契約の締結を条件とした販売奨励金を提供している場合には、当該販売奨励金も当該電気通信役務の提供に要する費用に含まれる。また、例えば、電気通信事業者は、自己の関係事業者に販売促進活動等の営業活動を著しく低い価格で委託したり、自己の関係事業者から特定の電気通信役務を著しく低い価格で卸し受けたりすることにより、自己の関係事業者から実質的な内部補助を受けることが可能となる。電気通信事業者が、このような内部補助を受けること等により、作為的に自己の提供する電気通信役務その他のサービスに要する費用を低くしていると認められる場合には、その点を修正した上で当該費用を算定する。

<想定例>

○ 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者や移動体電気通信事業者が、工事費、手続費等や電気通信役務に付随する装置を無料にすることなどを通じて、電気通信役務の提供に要する費用を実質

的に著しく下回る料金でF T T Hサービスや携帯電話サービスを提供すること。

- ④ 自己又は自己の関係事業者のみから電気通信役務の提供を受けることを条件として、不当に電気通信役務の料金を引き下げ、基本料金を割り引き、又は工事費等を減免すること（私的独占、排他条件付取引等）（注4-0-2）。

（注4-0-2）競争事業者の取引機会を減少させるおそれがないと認められる場合には不当な行為に該当しない。

<想定例>

- 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者や移動体電気通信事業者が、取引関係を有する事業者に対し、自己又は自己の関係事業者のみから電気通信役務の提供を受けることを条件として、工事費、手続費等を無料にしてF T T Hサービスや携帯電話サービスを提供すること。

- ⑤ 競争事業者との接続の協定、事業の受委託又は卸電気通信役務の提供等に併せて、当該競争事業者の提供しようとする電気通信役務の料金、内容、提供条件等（提供開示時期、提供地域、提供先等を含む。）の設定に不当に関与すること（私的独占、拘束条件付取引等）（注4-1-3）。

（注4-1-3）競争事業者の自主的な事業活動を困難にさせるおそれがないと認められる場合には不当な行為に該当しない。

<想定例>

- 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、競争事業者に対して、当該競争事業者のネットワークから発信し自己のネットワークに着信する場合の通話料金の設定に関与することを条件として、自己の電気通信設備との接続や卸電気通信役務の提供を行うこと。
- 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、競争事業者に対して、当該競争事業者の携帯電話サービスの通信料金、内容等の設定に関与することを条件として、自己の電気通信設備との接続や卸電気通信役務の提供を行うこと。

イ 電気通信事業法上問題となる行為

- (7) 基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務を提供する電気通信事業者が設定する基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務に係る以下のような契約約款については、電気通信事業法に基づく契約約款変更命令が発動される（同法第19条第2項及び第20条第3項）。

a 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないとき

(例)

- ① 第一号基礎的電気通信役務においては、料金を相対の協議で決める旨の規定を記載した料金表を設定すること。第二号基礎的電気通信役務及び指定電気通信役務においては、料金を相対のみで決める旨の規定を記載した料金表を設定すること。
- ② その他料金額の算出方法が、定額、定率などにより適正かつ明確に示されていない料金を設定すること。

b 地域により異なる料金の額が定められているとき（総務省令で定める特別の事情がある場合を除く。）

極めて高い公共性を有する基礎的電気通信役務については、事業者間の競争を通じて料金の低廉性を確保する観点から、競争を期待しにくく、加えて整備費・維持費が高いために都市部に比べて高い料金が設定されるおそれのある都市部以外の地域について、合理的な必要性がないにもかかわらず、都市部の料金を上回る料金の設定を原則として認めないこととしている。

したがって、都市部以外の地域の料金が都市部の料金を下回る場合については、本号に該当しない。

また、都市部以外の地域の料金が都市部の料金を上回る場合であっても、地理的条件により異なる費用に対応するために異なる料金の額を定める必要があることその他の地域により異なる料金の額を定めることに合理的な必要性があり、かつ、異なる料金の額を定めることが基礎的電気通信役務の利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがない場合には、「特別な事情」として、本号に該当しない。

(例)

【地理的条件により異なる費用に対応するために異なる料金の額を定める合理的な必要性があるもの】

- ① 過去の経緯を踏まえ、利用者の電気通信設備と伝送路設備を通じて接続される局舎の性質（回線数の取扱数）に応じ基本料金に差を設け、回線数の少ない局舎の地域の基本料金を安く設定すること（いわゆる級局別料金）。
- ② 利用者の電気通信設備との接続点が、通常局舎が取扱う区域の外（電話加入区域外）となる場合に、基本料金を加算すること（いわゆる区域外加算）。
- ③ 特定の地域のみで基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けて電気通信役務を提供しており、卸電気通信役務

の価格が全国水準よりも高く設定されている場合において、複数の地域において同一の料金体系を設定している事業者が、当該特定の地域においては当該卸電気通信役務の価格を受けて提供するため、他の地域より料金を高く設定すること。

【その他】

④ 複数の地域において同一の料金体系を設定している事業者が、特定の地域のみで基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者の設定する料金に対抗する場合など、利用者の獲得又は維持を目的とする販売促進上の限定的措置として、特定の地域又は期間に限定した割引施策を実施すること。

⑤ 複数の地域において同一の料金体系を設定している事業者が、その提供する基礎的電気通信役務の終了に伴い別の基礎的電気通信役務への移行促進を行う場合、利用者の移行障壁を軽減するための限定的措置として、特定の地域又は期間に限定した割引施策を実施すること。

c-b 電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていないとき

(例)

- ① 利用停止、契約解除、損害賠償、料金返還に関する事項が適正かつ明確に規定されていない契約約款。
- ② 延滞利息について不当に高額な割合を設定している契約約款。
- ③ 消費者契約法（平成12年法律第61号）に反するような、電気通信事業者に著しく有利で利用者に不利な規定のある契約約款。

d-e 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき

(例)

- ① 公専公接続の制限（電話等の電気通信役務を提供する電気通信事業者が、電話役務契約約款において、契約者回線と専用回線とを相互に接続して通話を行う場合には電気通信回線の接続の請求を承諾しない旨規定して接続を制限するもの）のある契約約款。
- ② 利用者の責に帰すべき事由に基づくなどの合理的な理由なく、利用停止など利用を制限している契約約款。

e-d 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき

(例)

- ① 利用期間、回線の設置場所、通話形態等の制約がない単純なボリューム割引型の回線群割引につき、同一名義による回線群に対する割引を認めるにもかかわらず、異名義による回線群に対する割引を認めないもの。
- ② 取引先や子会社等特定の利用者のみを対象とした割引料金。
- ③ 割引率に長期契約割引相当分を含むものとしているにもかかわらず、契約期間によらず一律に割り引くような合理性のない料金を設定すること。
- ④ 相互接続通話の利用者に対して、利用停止、契約解除、延滞利息、支払期限などについて不当に差別的取扱いをしている契約約款。
- ⑤ 役務の提供を受けようとする者の責に帰すべき事由に基づくなどの合理的な理由なく特定の者には役務を提供しない旨を規定している契約約款。

f-e 重要通信に関する事項について適切に配慮されているものでないとき
(例)

- 重要通信の確保の規定やそのため一般通話の規制を行うことがある旨の規定を設けていない契約約款。

g-f 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき

(例)

- ① 競争事業者が存在する業務区域について、コストが著しく異なるなどの合理的な理由なく他の地域に比べて低い料金、割引料金その他有利な提供条件を設けている契約約款。
- ② 市場支配的な電気通信事業者が、他の電気通信事業者の接続料が著しく高いなど合理的な理由なく、自己以外の電気通信事業者のネットワークを利用した通話について、自己のネットワークのみを利用した通話と比較して高い料金を設定し、又は割引サービス等の対象としないこと。
- ③ 独占的分野から競争分野への内部相互補助により不当な競争を引き起こす料金を設定すること。
- ④ 競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回る料金を設定すること。
- ⑤ 競争事業者のサービスを利用しないことを条件とする割引を設定すること。
- ⑥ 利用期間、回線の設置場所、通話形態等の制約がない単純なボリューム割引型の回線群割引につき、同一名義による回線群に対する割引を認めているにもかかわらず、異名義による回線群に対する割引を認めていないため、他

の電気通信事業者による再販が禁じられているもの。

- ⑦ 利用者の範囲が限定されているなどの合理的な理由なく選択料金を廃止し、不当に利用者の選択の幅を狭めるような料金を設定すること。
- ⑧ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、自己の割引サービス等の利用者のみに対して、基本料、工事費等端末回線に係る料金の割引又は減免を行うこと。
- ⑨ 自己の提供するサービスの提供条件（利用停止、契約解除、延滞利息等）について、自己の関係事業者のサービスの利用の有無を要件とする契約約款。
- ⑩ 指定電気通信役務と併せて他の指定電気通信役務を提供する際に、双方の役務の料金を区分せずに設定すること。
- ⑪ 基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務と併せてこれらの役務以外の電気通信役務又は電気通信役務以外の役務を提供する際に、当該電気通信役務の料金と当該これらの役務以外の電気通信役務又は電気通信役務以外の役務の料金を区分せずに設定すること。
- ⑫ 契約約款において、その電気通信事業者との契約を解除し他の電気通信事業者に移行しようとする場合に、移行禁止期間を設けるなど事実上解約を制限する条項を設定すること（ただし、最低利用期間内に解約となる場合の違約金等についてはこれに当たらない。）。
- ⑬ 社会的経済的事情に照らして、最低契約期間が不当に長期の契約約款。
- ⑭ 新規の申込みは停止するが、当分の間サービス提供を継続する、又は代替サービスを提供するなど既存利用者の利便を確保するための措置を講じることなくサービスを廃止し、利用者の利便性を著しく低下させるような契約約款。

(イ) 市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為（②については、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が行うものに限る。）については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第30条第5項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して行う以下の行為に相当する行為については、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第31条第7-4項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

(例)

- ① 自己の関係事業者（電気通信事業法第30条第1項の規定により総務大臣

から指定を受けた電気通信事業者にあつては、当該電気通信事業者の特定関係法人（注4-2-4）であつて総務大臣が指定するものに限る。②及び③において同じ。）とそれ以外の電気通信事業者の接続料に著しい格差があるなどの合理的な理由なく、自己の関係事業者以外の電気通信事業者のネットワークを利用した通話については、自己の関係事業者のネットワークを利用した通話と比較して高い料金を設定し、又は割引サービス等の対象としないこと（電気通信事業法第30条第3項第2号及び第4項第2号）。

（注4-2-4）特定関係法人とは、電気通信事業法第12条の2第4項第1号に定める特定関係法人をいう。

- ② 他の電気通信事業者（注4-3-5）との間での接続、業務受委託、サービス提供等に当たり、当該他事業者が提供する電気通信役務の内容、開始時期、提供区域、提供先、料金等を制限すること（電気通信事業法第30条第4項第3号）。

（注4-3-5）電気通信事業法第164条第1項各号に掲げる電気通信事業（いわゆる適用除外電気通信事業）を営むものを含む。

- （ウ） 電気通信事業者が設定する以下のような料金その他の提供条件については業務改善命令が発動される（aからfについては電気通信事業法第29条第1項第2号から第7号まで、gについては電気通信事業法第121条第2項）。

- a 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないとき

（例）

- ① 「時価」や「当社が毎月末に請求する額」など社会通念上利用者にとって料金額が予見可能でないと認められるような料金を設定すること。
- ② その他料金額の算出方法が、定額、定率などにより適正かつ明確に示されていない料金を設定すること。

なお、例えば、「月額料金は、毎月最終日17時の東京外国為替市場の円相場（1米ドルを日本円に換算した額）に当該月の通信時間を乗じた額」と定める場合や「年額料金は、昨年度A社に対して支払った年額料金の〇割引の額（昨年度A社のサービスを利用した場合）」と定める場合などは、一般的には本号に該当しないと考えられる。

- b 電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていないとき

(例)

- ① 利用停止、契約解除、損害賠償、料金返還に関する事項が適正かつ明確に規定されていない契約。
- ② 延滞利息について不当に高額な割合を設定している契約。
- ③ 消費者契約法に反するような、電気通信事業者に着しく有利で利用者に不利な規定のある契約。

なお、例えば一定期間内に申し込んだ利用者に対して、回線工事費その他の工事費用を無料とする場合は、一般的には本号に該当しないと考えられる。

c 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき

(例)

- ① 公専公接続の制限（電話等の電気通信役務を提供する電気通信事業者が、電話役務を提供する契約において、契約者回線と専用回線とを相互に接続して通話を行う場合には電気通信回線の接続の請求を承諾しない旨規定して接続を制限するもの）のある契約。
- ② 利用者の責に帰すべき事由に基づくなどの合理的な理由なく、利用停止など利用を制限している契約。

d 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき

(例)

- ① 契約回線数その他の利用条件が同一であるにもかかわらず、取引先や子会社等であることを理由として、特定の利用者に対し他の利用者と比較して著しく低い料金を設定すること。
- ② 相互接続通話の利用者に対して、利用停止、契約解除、延滞利息、支払期限などについて不当に差別的取扱いをしていること。
- ③ 2以上の端末に対して同一の電気通信番号を使用させる際に、当該端末について技術的に同一の電気通信事業者が電気通信役務を提供する必要があるなどの合理的な理由なく、特定の端末向けのサービスへの加入に当たり、当該サービスと直接関係のない他のサービスへの加入を条件として設定すること。
- ④ 役務の提供を受けようとする者の責に帰すべき事由に基づくなどの合理的な理由なく特定の者には役務を提供しないこと。

e 重要通信に関する事項について適切に配慮されているものでないとき

(例)

○ 重要通信の確保のために一般通信の規制を行うことが想定される電気通信役務について、その旨の規定を設けていない契約。

f 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき

(例)

- ① 競争事業者が存在する業務区域において、コストが著しく異なるなどの合理的な理由なく、他の区域に比べて低い料金、割引料金など当該競争事業者との間に不当な競争を引き起こし利用者利益を阻害するような有利な提供条件を設定すること。
- ② 市場支配的な電気通信事業者が、他の電気通信事業者の接続料が著しく高いなど合理的な理由なく、自己以外の電気通信事業者のネットワークを利用した通話について、自己のネットワークのみを利用した通話と比較して高い料金を設定し、又は割引サービス等の対象としないこと。
- ③ 独占的分野から競争分野への内部相互補助により不当な競争を引き起こす料金を設定すること。
- ④ 競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回る料金を設定すること。
- ⑤ 競争事業者のサービスを利用しないことを条件とする割引を設定すること。
- ⑥ 利用者の範囲が限定されているなどの合理的な理由なく選択料金を廃止し、不当に利用者の選択の幅を狭めるような料金を設定すること。
- ⑦ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、自己の割引サービス等の利用者のみに対して、基本料、工事費等端末回線に係る料金の割引又は減免を行うこと。
- ⑧ 自己の提供するサービスの提供条件（利用停止、契約解除、延滞利息等）について、自己の関係事業者のサービスの利用の有無を要件とする契約。
- ⑨ 電気通信役務と併せて電気通信役務以外の役務を提供する際に、当該電気通信役務の料金と当該電気通信役務以外の料金とを区分せずに設定することにより、他の電気通信事業者との間における不当な競争を引き起こすこと。
- ⑩ 契約において、当該電気通信事業者との契約を解除し他の電気通信事業者に移行しようとする場合に、移行禁止期間を設けるなど事実上解約を制限する条項を設定すること（ただし、最低利用期間内に解約となる場合の違約金等についてはこれに当たらない。）。
- ⑪ 社会的経済的事情に照らして、最低契約期間が不当に長期の契約。

- ⑫ 固定ブロードバンドサービス（注4-4-6）の利用の開始に当たって必要となる工事費（GPS付据え置き型Wi-Fiルータの端末代金を含む。以下同じ。）の分割支払いについて、期間拘束契約の期間を超える分割支払い回数しか提供しないこと。

（注4-4-6）FTTHサービス、DSLサービス、CATVサービス、FWAサービス又は無線インターネット専用サービス（電気通信事業者が電気通信設備を制御することにより、特定地点以外での利用を制限して提供される電気通信役務に限る。）をいう。ただし、契約約款に定める料金その他の提供条件によらず、料金その他の提供条件についての別段の合意に基づき法人に対して提供される電気通信役務を除く。

- ⑬ 固定ブロードバンドサービスの利用の開始に当たって必要となる工事費について、一括支払いや短期の分割支払いと比べ、長期の分割支払いの場合において、その割引やキャッシュバックの額を有利とすること。
- ⑭ 固定ブロードバンドサービス契約において、違約金が不要で解約できる期間（以下「無料解約期間」という。）を3か月未満とすること。
- ⑮ 新規の申込みは停止するが、当分の間サービス提供を継続する、又は代替サービスを提供するなど既存利用者の利便を確保するための措置を講じることなくサービスを廃止し、利用者の利便性を著しく低下させるような契約。

なお、例えば、長期契約による割引、ボリュームディスカウント、一定期間の無料キャンペーン、複数のサービスのセット割引等のサービスを提供しており、これによって他の事業者の事業活動が特段困難になっているとは認められないような場合には、一般的には本号に該当しないと考えられる。

g 認定電気通信事業者が、正当な理由なく、認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供を拒否するとき

（例）

- 認定電気通信事業者が、その認定電気通信事業に係る電気通信役務を利用する意思がある者に対し、当該者が電気通信役務の提供に関する契約を過去に短時間で解約したことがあることのみを理由に、当該電気通信役務の提供の申込みを承諾しないこと。

(イ) 電気通信事業者が以下のような適正かつ合理的でない事業運営を行っていることにより、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、業務改善命令が発動される。（電気通信事業法第29条第1項第12号）

(例)

- ① そのサービス提供に必要な事業資金を調達するために虚偽のネットワーク構成等を説明してサービス提供をしているとき。
- ② 検索しても解約方法を説明するページが表示されないように設定するなど、解約時に必要な情報を利用者が見つけづらくすること。
- ③ オンライン手続について、合理的な理由なく、24時間受付としないこと。

(2) セット提供等に係る行為

ア 独占禁止法上問題となる行為

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- ① 他の事業者と業務提携を行うことにより自己又は自己の関係事業者の電気通信役務と併せて他の商品・サービスを提供する場合（注4-5-7）に、業務提携を行う事業者に対して、他の電気通信事業者との業務提携を行わないこと、又は他の電気通信事業者との業務提携における割引額を低く抑えるなど、他の電気通信事業者との提携内容を自己若しくは自己の関係事業者との提携内容よりも不利なものとするを条件とすることにより、他の電気通信事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、排他条件付取引等）。

（注4-5-7）他の商品・サービスを提供する場合とは、当該他の商品・サービスを自己の名義において提供する場合はほか、自己の業務提携先の事業者が当該他の商品・サービスを提供する場合も含まれる。

<想定例>

- 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、電力会社やガス会社と業務提携を行うことにより自己のF T T Hサービスと電気やガスをセット提供する場合に、当該電力会社やガス会社に対して、自己と競争関係にある固定系電気通信事業者と業務提携を行わないことを条件としたり、自己と競争関係にある固定系電気通信事業者と業務提携する場合には自己のF T T Hサービスとセット提供する場合の割引額と比べ電気料金やガス料金の割引額を低くすることを条件としたりすること。
- 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、電力会社やガス会社と業務提携を行うことにより自己の携帯電話サービスと電気やガスをセット提供する場合に、当該電力会社やガス会社に対して、自己と競争関係にある移動体電気通信事業者と業務提携を行わないことを条件としたり、自己と競争関係にある移動体電気通信事業者と業務提携する場合には自己の携帯電話サービスとセット提供する場合の割引額と

比べ電気料金やガス料金の割引額を低くすることを条件としたりすること。

- ② 自己の電気通信役務と併せて他の商品・サービスの提供（注4-6-8）を受けると電気通信役務の料金又は当該他の商品・サービスの料金と電気通信役務の料金を合算した料金が割安となる方法でセット提供する場合等において、提供に要する費用（注4-7-9）を著しく下回る料金を設定すること（注4-8-50）により、自己又は他の商品・サービスを提供する事業者と競争関係にある事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、不当廉売等）。

（注4-6-8）他の商品・サービスの提供とは、他の商品・サービスを自己の名義において提供する場合のほか、他の事業者が当該他の商品・サービスを提供する場合も含まれる。

（注4-7-9）費用に関する考え方は注4-1-3-9と同じである。

（注4-8-50）例えば、電気通信役務と端末設備、電気、ガス等の他の商品・サービスをセット提供する場合には、一般的には、電気通信役務と他の商品・サービスそれぞれについて、その供給に要する費用を著しく下回る料金で提供しているかどうかにより判断することとなる。

なお、電気通信役務と他の商品・サービスそれぞれについて判断する場合には、電気通信事業者が、電気通信役務の提供による収入で、端末設備、電気、ガス等の他の商品・サービスの供給に要する費用を補填しているときには、当該補填分を除いて当該費用を算定する。

<想定例>

- 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、自己のF T T Hサービスと電気やガスをセット提供する場合において、当該F T T Hサービスの提供に要する費用を著しく下回る水準で当該F T T Hサービスの料金を設定すること（名目上は電気やガスの料金が割安となる場合であっても、実質的にはF T T Hサービスの料金を割り引いていると認められる場合も含む）。
- 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、固定系電気通信事業者からF T T Hサービスの卸提供を受け、自己の携帯電話サービスとF T T Hサービスをセット提供する場合において、当該携帯電話サービスの費用を著しく下回る水準で当該携帯電話サービスの料金を設定し、又は当該F T T Hサービスの提供に要する費用を著しく下回る水準で当該F T T Hサービスの料金を設定したり、携帯電話サービスとF T T Hサービスの提供に要する費用を合算した費用を著しく下回る水準で全体の料金を設定したりすること。

- 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、携帯電話サービスと電気やガスをセット提供する場合において、当該携帯電話サービスの提供に要する費用を著しく下回る水準で当該携帯電話サービスの料金を設定すること（名目上は電気やガスの料金が割安となる場合であっても、実質的には携帯電話サービスの料金を割り引いていると認められる場合も含む。）。
- 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、自ら又は端末設備の販売業者を通じて自己の携帯電話サービスと端末設備をセット提供する場合に、当該携帯電話サービスの提供に要する費用を著しく下回る水準で当該携帯電話サービスの料金を設定すること、又は当該端末設備の供給（販売）に要する費用を著しく下回る対価で当該端末設備を販売すること。
- 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、自ら又は端末設備の販売業者を通じて端末設備を提供するに当たり、自己の携帯電話サービスの提供を受けず、端末設備の購入のみで端末設備の割引を受けられるにもかかわらず、自己の携帯電話サービスの利用が条件ではないことを分かりづらく表示すること又はその旨を積極的に周知しないことにより、大半の利用者に、端末設備の購入のみでは割引を受けられないと認識させて、自己の携帯電話サービスと端末設備をセット提供している場合に、端末設備の供給（販売）に要する費用を著しく下回る端末設備の大幅な値引きを行うこと。

イ 電気通信事業法上問題となる行為

市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第30条第5項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して行う以下の行為に相当する行為については、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第31条第7.4項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

市場支配的な電気通信事業者以外の電気通信事業者が以下の行為を行う場合であっても、電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき（卸電気通信役務の提供によるおそれに限る。）や、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそ

れがあるときは、業務改善命令が発動される。(同法第29条第1項第10号及び第12号)

(例)

- 自己の関係事業者(電気通信事業法第30条第1項の規定により総務大臣から指定を受けた電気通信事業者にあつては、当該電気通信事業者の特定関係法人であつて総務大臣が指定するものに限る。)のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供を行うこと(電気通信事業法第30条第3項第2号及び第4項第2号)。

(3) 顧客と他の電気通信事業者との取引の妨害等に係る行為

ア 独占禁止法上問題となる行為

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- ① 顧客等に対して、電気通信役務の品質面等に関する事実と異なる情報提供を行うこと、必要事項を十分に説明しないこと等により、競争事業者と当該顧客等との契約の締結を不当に妨害すること又は競争事業者と当該顧客等との既存契約を不当に解除させること(私的独占、取引妨害等)。

<想定例>

- 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者や移動体電気通信事業者が、顧客等に対して、根拠がないにもかかわらず、通信速度が遅いなど、競争事業者の電気通信役務に係る品質面等が自己の電気通信役務に劣るかのような広告の提示や説明を行うこと。

- ② 回線切替工事を必要とする電気通信役務について、自己との既存契約を解約し競争事業者と契約を締結しようとする顧客の回線切替工事を遅延させ、又は遅延を示唆することにより、競争事業者と当該顧客との契約の締結を不当に妨害すること(私的独占、取引妨害等)。

<想定例>

- 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、自己とのF T T Hサービスの既存契約を解約し競争事業者とF T T Hサービスの契約を締結しようとする顧客の回線切替工事を遅延させ、又は遅延を示唆すること。

- ③ 顧客が自己との電気通信役務の提供契約を解約する場合において、当該顧客に対して、不当に高額の違約金の支払を請求し(注4-9-5 1)、若しくは他の電気通信事業者への移行禁止期間を設けること、又は不当に端末設備に技術的な

制限を設定し当該端末設備において他の電気通信事業者の電気通信役務を利用できなくすること（注5-Q2）により、競争事業者と当該顧客との契約の締結を不当に妨害すること（私的独占、取引妨害等）。

（注4-Q5.1）例えば、一定期間の契約を条件として料金が割安となる契約において、当該契約期間内に顧客が解約する場合に、不当に高額な違約金の支払を請求することがこれに当たる。

なお、不当に高額な違約金であるかどうかは、顧客が解約までに享受した割引総額、当該解約による電気通信事業者の収支への影響の程度、割引額の設定根拠等を勘案して判断される。

（注5-Q2）例えば、特定事業者に係るプロフィールが記録されたSIMに対してのみ端末設備が動作するよう設定された端末上の制限（以下「SIMロック」という。）を設定し、不当に他の電気通信事業者の電気通信役務を利用できなくすることがこれに当たる。

なお、不適切な行為を防止するための必要最小限の措置と認められる場合には不当な行為に該当しない。

<想定例>

- 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、一定期間の契約を条件として割引を行う携帯電話サービスの契約を解約する顧客に対して、不当に高額な違約金の支払いを請求すること。

- ④ 工事又は機器の取替え等が必要な電気通信役務について、当該工事等の費用を自己又は自己の関係事業者の顧客に係るものに比べて競争事業者の顧客に係るものを不利なものとするにより、競争事業者とその顧客の取引を不当に妨害すること（私的独占、取引妨害等）。

<想定例>

- 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、自己のFTTHサービスから競争事業者のFTTHサービスに切り替えようとする顧客に対して、自己の関係事業者のFTTHサービスに切り替えようとする顧客に比べてサービスの切替えに必要な回線の切替工事の料金を高く設定したり切替工事の作業を遅延させたりすること。

イ 電気通信事業法上問題となる行為

電気通信事業者が以下のような適正かつ合理的でない事業運営を行っていることにより、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、電気通信事業法に基づき、業務改善命令が発動される（同法第29条第1項第12号）。

(例)

- ① 利用者等に対して、電気通信役務の料金、品質面等に関して不当な情報提供を行い、又は必要事項を十分にかつ正確に説明しないこと等により、利用者等と他の電気通信事業者との契約締結を妨害し、締結済の契約を解除させ、又は自己の提供するサービスの契約へ誘導すること。
- ② 利用者に対して、他の電気通信事業者との契約を行った場合、自己のサービス品質を低下させる旨の示唆を行い、他の電気通信事業者との契約締結を妨害すること。
- ③ 天災、事変その他の非常事態発生時における事実上の優遇措置の実施を理由に、利用者等と他の電気通信事業者との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引その他の方法により、その取引を不当に妨害すること。
- ④ 回線切替工事等を必要とする電気通信役務について、自己又は自己の関係事業者との既存契約を解約し他の電気通信事業者と契約を締結しようとする利用者の回線切替工事等を意図的に遅延させるなど不利な取扱いを行い、又はこうした不利な取扱いを示唆することにより、他の電気通信事業者と利用者との契約締結を妨害すること。
- ⑤ DSLサービスを電話との重畳により行う場合に、電話加入とDSL利用申込名義が異なるという理由のみで、利用申込者への利用申込みの補正などを求めることなく申込みに応じないこと。
- ⑥ 利用者の同意を得ずに優先登録先の電気通信事業者を変更すること（いわゆるスラミング）。
- ⑦ 利用者の同意を得ずに付加サービス契約を締結したり、利用がないにもかかわらず不当に高い料金請求を行うこと（いわゆるクラミング）。
- ⑧ 電気通信事業者の固定系端末回線と接続してDSLサービス等を提供する他の電気通信事業者が、利用者からの契約解約の申出があったにもかかわらず、速やかに当該電気通信事業者に対して設備撤去工事等の申込みを行わず、利用者の解約を遅延させること。
- ⑨ 利用者に対して、専らMNPを行うことを目的としたサービス利用意思を伴わない乗換え行為を示唆することにより、他の電気通信事業者の事業運営に支障を与えること。

(4) 自己の関係事業者との業務の受委託等に係る行為

ア 独占禁止法上問題となる行為

加入者回線網を保有する電気通信事業者は、既存の電気通信役務に係る顧客との契約関係を活用することで他の電気通信事業者に比べて有利に営業販売活動等を展開し得る地位にある。また、加入者回線網を保有する電気通信事業者との

接続や当該電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより電気通信役務を提供する電気通信事業者は、当該電気通信役務を提供するために必要な業務を、加入者回線網を保有する電気通信事業者に委託する場合がある。このため、電気通信事業者にとっては、加入者回線網を保有する事業者から業務の受託等を拒否されれば、新規参入が困難となる場合がある。このような状況において、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

○ 自己の関係事業者に対しては電気通信役務に関する契約の媒介等、その他の業務の受託等（注文受付、料金請求・回収代行等の業務の支援行為を含む。）を行う一方、競争事業者に対しては、その受託等を不当に拒否し（注5-1-3）、又は自己の関係事業者に比べて高い料金を設定する（注5-2-4）など不当に差別的に取り扱うこと（私的独占、取引拒絶等）（注5-3-5）。

（注5-1-3）受託等の手続を遅延させるなど、実質的に受託等を拒否していると認められる場合も含む。

（注5-2-4）実質的に自己の関係事業者に適用が限定されることが明らかな大口割引により、実質的に競争事業者に対する料金を高く設定していると認められる場合も含む。

（注5-3-5）競争事業者の事業活動を困難にさせるおそれがないと認められる場合には不当な行為に該当しない。

<想定例>

○ 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、自己の光ファイバを用いたF T T Hサービスを卸提供する場合に、自己の関係事業者に対しては当該F T T Hサービスの営業活動や注文受付、料金請求・回収代行等の付随業務の受託等を低い料金で行う一方、他の卸先事業者に対しては、当該業務の受託等を行わなかったり、受託に係る料金を高く設定したりすること。

イ 電気通信事業法上問題となる行為

(ア) 電気通信事業者が以下のような適正かつ合理的でない事業運営を行っていることにより、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、電気通信事業法に基づき、業務改善命令が発動される（同法第29条第1項第12号）。

(例)

○ 自己の関係事業者の業務委託等についてのみ有利な取扱いをすること。

(イ) 市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更

命令が発動される（電気通信事業法第30条第5項及び第31条第7-4項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して行う以下の行為に相当する行為については、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第31条第7-4項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

（例）

- ① 利用者に料金明細書等を送付する際、自己の関係事業者（電気通信事業法第30条第1項の規定により総務大臣から指定を受けた電気通信事業者にあつては、当該電気通信事業者の特定関係法人であつて総務大臣が指定するものに限る。②及び③において同じ。）の商品案内、申込書等を同封するなど当該電気通信事業者と一体となった排他的な業務を行うこと（電気通信事業法第30条第3項第2号及び第4項第2号）。
- ② 自己の関係事業者に対して、料金その他業務の受委託に係る提供条件について有利な取扱いを行うこと（電気通信事業法第30条第3項第2号及び第4項第2号）。
- ③ 自己の提供する基本料に関して、自己の関係事業者が提供する割引サービスを再販する電気通信事業者のみに利用者に対する請求代行を認めること（電気通信事業法第30条第3項第2号及び第4項第2号）。
- ④ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、料金回収業務や商品販売業務の受託について、コスト、業務内容、販売数量等の条件が同様であるにもかかわらず、特定関係事業者から徴収する手数料に比べて他の電気通信事業者から徴収する手数料を高く設定すること（電気通信事業法第31条第5-2項第2号）。

（5）卸電気通信役務の料金の設定等に係る行為

ア 独占禁止法上問題となる行為

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、卸電気通信役務の料金を低く設定することにより、当該卸電気通信役務の提供を受けた電気通信事業者が低い価格で小売サービスを提供し、小売サービス市場において自ら設備を保有して電気通信役務を提供する電気通信事業者等の事業活動を困難とさせる場合がある。このため、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、卸電気通信役務について、提供に要する費用を著しく下回る料金で提供したり、不当に特定の地域又は相手方に対してのみ料金を低く設定したりするこ

とにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせることは、独占禁止法上問題となる。

また、電気通信事業者にとっては、投資等を行うことにより新たに設備を構築することが現実的に困難と認められるボトルネック設備があることや電波の割当て枠に限りがあること等から、これらを保有する市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けられなかったり、卸電気通信役務の手続が遅延したりすれば、新規参入が困難となる場合があり、電気通信事業者が単独で行う取引拒絶であっても、独占禁止法上問題となる場合がある。

上記の考え方を踏まえると、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- ① 提供に要する費用（注5-4-6）を著しく下回る料金で卸電気通信役務を提供することにより、卸電気通信役務市場又は小売サービス市場における競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、不当廉売等）。

（注5-4-6）例えば、電気通信事業者は、自己の関係事業者に販売促進活動等の営業活動を著しく低い価格で委託したり、自己の関係事業者から特定の電気通信役務を著しく低い価格で卸し受けたりすることにより、自己の関係事業者から実質的な内部補助を受けることが可能となる。電気通信事業者が、このような内部補助を受けること等により、作為的に自己の提供する卸電気通信役務その他のサービスに要する費用を低くしていると認められる場合には、その点を修正した上で当該費用を算定する。

<想定例>

- 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、自己の光ファイバを用いたF T T Hサービスの卸提供に要する費用を著しく下回る料金で卸電気通信役務の提供を行うこと。

- ② 競争事業者が新規参入した地域又は競争事業者が競合するサービスを提供している地域についてのみ、卸電気通信役務の料金を不当に低く設定し、当該卸電気通信役務の提供を受けた電気通信事業者が低い価格で小売サービスを提供することを可能とすることにより、卸電気通信役務市場又は小売サービス市場における競争事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、差別対価等）。

<想定例>

- 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、光ファイバやC A T V設備を保有して電気通信役務を提供する電気通信事

業者と競合する地域についてのみ、提供に要する費用を著しく下回るF T Hサービスの卸電気通信役務の料金を設定すること。

③ 電気通信事業者に対して、卸電気通信役務の提供を行う場合に、他の電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けないことを条件とし、又は他の電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けた場合には自己が提供する卸電気通信役務に関連する料金を高く引き上げることなどにより、当該他の電気通信事業者の卸電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、排他条件付取引等）。

④ 競争事業者に対して、事業活動を行うために必要な卸電気通信役務の提供を不当に拒否すること、又は卸電気通信役務に関連する費用（注5-5-7）を高く設定し（注5-6-8）（注5-9-7）、卸電気通信役務の提供を受けるに当たって必要となる情報を十分に開示せず、卸電気通信役務の提供手続（注5-8-6.0）を遅延させ、卸電気通信役務の提供を受ける者にとって必要な機能を利用させないなど実質的に卸電気通信役務の提供を不当に拒否していると認められる行為を行うこと（私的独占、取引拒絶等）（注5-9-6.1）（注6-2.0）。

（注5-7-5）卸電気通信役務に関連する費用には、手続費等を含む。また、卸電気通信役務に関連する費用とは、名目上の費用ではなく、実際の取引において当該卸電気通信役務に関連する値引き、販売奨励金の提供等が行われている場合には、これらを考慮に入れた実質的な費用をいう。

（注5-6-8）例えば、自己の小売サービスの料金を上回る卸電気通信役務の料金を設定することがこれに当たる。

（注5-7-9）電気通信回線等に係る既存投資額を償却し得るような水準である場合には問題とならない。

（注5-8-6.0）卸電気通信役務の提供手続は、卸電気通信役務の提供を受けるに当たって必要となる情報の開示請求への対応を含む。

（注5-9-6.1）競争事業者の卸電気通信役務市場若しくは小売サービス市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせるおそれがないと認められる場合には不当な行為に該当しない。

（注6-2.2）卸電気通信役務を提供する電気通信事業者にとって、提供することが技術的に困難な機能や過度な経済的負担が発生する機能等については、その提供を行わない場合であっても、一般的には問題とならない。

⑤ 競争事業者に対して卸電気通信役務の提供を行う場合に、卸電気通信役務の内容、卸電気通信役務に関連する費用、提供する情報、卸電気通信役務の提供

手続、卸電気通信役務の提供を受けるまでの期間、技術的条件（注6-1-3）等について、競争事業者に対し、自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすること（注6-2-4）により、卸電気通信役務市場又は小売サービス市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、差別取扱い等）。

（注6-1-3）ここでいう技術的条件は、例えば、設備を接続する場合の接続箇所における技術的条件や受付システムの技術的仕様等を指す。

（注6-2-4）実質的に自己の関係事業者に適用が限定されることが明らかな大口割引により、実質的に競争事業者に対する費用を高く設定していると認められる場合も含む。

<想定例>

○ 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、自己の光ファイバを用いたF T T Hサービスを卸提供する場合に、自己の関係事業者に対してのみ、当該F T T Hサービスの料金を低く設定したり実質的に自己の関係事業者に適用が限定されることが明らかな大口割引を行ったりすること、技術的条件を先行的に開示すること、又は当該F T T Hサービスを優先的に提供することなど、競争事業者に対し、自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすること。

○ 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、自己の電気通信設備を用いた携帯電話サービスを卸提供する場合に、自己の関係事業者に対してのみ、一定の機能を優先的に卸提供したり、当該携帯電話サービスの卸料金を低く設定したりするなど、競争事業者に対し、自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすること。

⑥ 電気通信事業者に対して、卸電気通信役務の提供を行う場合に、当該卸電気通信役務を受けた電気通信事業者が当該卸電気通信役務を用いて提供する電気通信役務の顧客に対して当該卸電気通信役務以外を用いた電気通信役務へと契約を切り替えさせることを不当に制限すること（私的独占、拘束条件付取引等）（注6-3-5）。

（注6-3-5）競争事業者の事業活動を困難にさせるおそれがないと認められる場合には不当な行為に該当しない。

<想定例>

○ 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、光ファイバやC A T V設備を保有する電気通信事業者に対して、F T T Hサービスを卸提供する際に、当該電気通信事業者が、当該卸提供を受けて提供するF T T Hサービスの顧客を勧誘し、当該電気通信事業者の保有する

光ファイバやCATV設備を用いた電気通信役務へと契約を切り替えさせることを、不当に制限する条件を付けること。

- ⑦ 卸電気通信役務の提供を行う電気通信事業者は、卸電気通信役務の提供を受けようとする競争事業者から、電気通信役務を提供する地域（需要者に関する情報）、想定される通信量（需要規模に関する情報）等に関する情報の提供を受けるとなる。このため、卸電気通信役務の提供を行う電気通信事業者は、卸電気通信役務の提供を受けようとする競争事業者との交渉の過程において、当該競争事業者やその顧客に関する情報を知り得る立場にある。

そのような立場を利用して、競争事業者との卸電気通信役務の提供に関する業務を通じて得た当該競争事業者やその顧客に関する情報を、自己や自己の関係事業者の事業活動に利用することにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引妨害等）（注6-4-6）。

（注6-4-6）競争事業者や顧客に関する情報を、自己の回線の設置業務（例えば、利用の逼迫状況を改善する観点からネットワーク設計を行う業務）に利用する場合には問題とならない。

<想定例>

- 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者や移動体電気通信事業者が、競争事業者との卸電気通信役務の提供に関する業務を通じて得た当該競争事業者のサービス提供先や顧客に関する情報を、自己の営業部門や自己の関係事業者の営業活動に利用すること。

イ 電気通信事業法上問題となる行為

- (7) 電気通信事業者が以下のような行為を行っていることにより、他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、電気通信事業法に基づく業務改善命令が発動される（同法第29条第1項第10号）。

（例）

- ① 卸電気通信役務の契約において、当事者の責任に関する事項や料金の算出方法等が適正かつ明確に定められていないこと。
- ② 自己の関係事業者等に対する料金に比べて高い料金で卸電気通信役務を提供するなど、特定の電気通信事業者を不利に取り扱うこと。
- ③ 卸電気通信役務の料金に関して、利用者に対する料金よりも高い料金を設定すること。
- ④ 卸電気通信役務の提供の申込みに対して、不要な資料の提出を要求し、若しくは速やかに回答できるにもかかわらず、いたずらに回答を遅延させ

ること。

- ⑤ 卸電気通信役務の提供に関して入手した情報を自己の営業目的に利用すること。

(イ) 市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第30条第5項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して行う以下の行為に相当する行為については、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第31条第7.4項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

(例)

- 卸電気通信役務の提供について、自己の関係事業者（電気通信事業法第30条第1項の規定により総務大臣から指定を受けた電気通信事業者にあつては、当該電気通信事業者の特定関係法人であつて総務大臣が指定するものに限る。）に対して、他の電気通信事業者と比べて低い料金や有利な条件で提供すること（電気通信事業法第30条第3項第2号及び第4項第2号）。

(ウ) 特定卸電気通信役務を提供する電気通信事業者（卸元事業者）が行う次のような行為については、公共の利益を確保するために必要な限度において、電気通信事業法上の業務改善命令が発動される（電気通信事業法第38条の2第4項）（注6.5.7）。

(例)

- 特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結の申入れを受けた場合において、当該特定卸電気通信役務に関し、当該申入れをした電気通信事業者の負担すべき金額その他の提供の条件について提示をするときまでに、当該申入れをした電気通信事業者から、当該提示と併せて特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結に関する協議の円滑化に資する事項の提示をしよう求められたにもかかわらず、次に掲げるような正当な理由がないのに、これを拒むこと。ただし、単に事業の経営に関する秘密であることのみをもって提示を拒むことは正当な理由に当たらない。
- ・ 提示の求めがあった事項が、卸元事業者が他の電気通信事業者と締結した秘密保持契約による保護対象である事項のうち、個別の電気通信事

業者のみに係る事項であることが明らかであること

- ・ 提示の求めがあった事項が、卸元事業者が提供する電気通信役務（卸電気通信役務を除く。）の設計に関する営業秘密であって、当該事項を提示することにより、卸元事業者の競争上の地位を不当に害すること

（注6-5-7）卸元事業者が正当な理由なく特定卸電気通信役務の提供を拒む場合、その拒まれた電気通信事業者が総務大臣に協議の開始又は再開を申し立てることにより、総務大臣は原則として卸元事業者に協議の開始又は再開の命令が発動される。提供を拒むことができる正当な理由とは、電気通信事業法第32条等における電気通信回線設備との接続を拒むことができる場合と同等のものであり、次に掲げるような理由をいう。

- ・ 卸元事業者の電気通信役務の円滑な提供に支障があること
- ・ 当該特定卸電気通信役務の提供が卸元事業者の利益を不当に害するおそれがあること（第二種指定電気通信設備を用いて提供される特定卸電気通信役務において、卸元事業者がBtoBtoX型のビジネス（電気通信事業者が電気通信分野以外の様々な分野においてサービスを提供する企業をパートナー企業として、当該企業に対する通信サービス及びビジネスソリューション等を提供し、パートナー企業がエンドユーザーにサービス提供をするビジネスモデルをいう。）を提供する場合であって、卸元事業者がパートナー企業へ提供するサービスのうち卸電気通信役務に相当する部分が特定卸電気通信役務に該当する場合について、当該特定卸電気通信役務を他の電気通信事業者に提供することにより、当該パートナー企業の知的財産権が侵害されるおそれがあると認められる合理的な理由がある場合を含む。）
- ・ 当該特定卸電気通信役務の提供に関する契約の申入れをした他の電気通信事業者が、当該特定卸電気通信役務の提供に関し負担すべき金額の支払を怠り、又は怠るおそれがあること
- ・ 当該特定卸電気通信役務の提供に応ずることが技術的又は経済的に著しく困難であること

第4 コンテンツの提供に関連する分野

1 独占禁止法における考え方

- (1) 現在、多機能端末の普及などにより、様々なシステム上で、顧客が、ゲーム、音楽、動画、電子書籍等の各種サービス（以下「コンテンツ」という。）を利用することが可能となっている。

例えば、コンテンツを提供するシステムとして、電気通信事業者が、移動体通信

端末等（以下「簡易端末」という。）のディスプレイ等を利用し、顧客がコンテンツを利用できるシステム（以下「簡易端末情報サービスシステム」という。）を管理・運用している場合がある。

簡易端末情報サービスシステムを管理・運用している電気通信事業者（以下「システム運用事業者」という。）は、その管理・運用の適切性等を確保する観点から、簡易端末の簡単な操作によってアクセスすることができるメニュー（以下「メニューリスト」（注6-6-8）という。）を設定し、一定の基準（以下「掲載基準」という。）の下に、コンテンツを掲載していることが一般的である。また、メニューリストに掲載されたコンテンツの提供に係る料金については、電気通信役務料金とともにシステム運用事業者による代行回収が行われる仕組みとなっている。

このような状況の下、コンテンツを提供する事業者（以下「コンテンツプロバイダー」という。）にとっては、自己が提供するコンテンツが様々なシステム上に掲載されることが、他のコンテンツプロバイダーとの競争上重要であると考えられ、また、システム運用事業者にとっては、優良なコンテンツをどれだけ自己の簡易端末情報サービスシステムのメニューリストに掲載できるかが、他のシステム運用事業者との競争上重要であると考えられる。

（注6-6-8）ここでいうメニューリストとは、例えば、システム運用事業者の公式メニューや各種コンテンツを提供する定額制メニューを指す。

- (2) このような現状を踏まえると、例えば、システム運用事業者が、コンテンツプロバイダーと他のシステム運用事業者との取引を制限する（注6-7-9）条件を付けて当該コンテンツプロバイダーと取引したり、メニューリストへのコンテンツの掲載に際して、自己又は自己の関係事業者と比べて、他のコンテンツプロバイダーを不利に取り扱ったりすること等により、市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる（注6-8-7.0）。

（注6-7-9）システム運用事業者は、自己のメニューリストへのコンテンツの掲載基準を独自に定めているところ、掲載基準が公開されていない場合や、公開されていても明確性に欠けたりする場合がある。このような場合、システム運用事業者による掲載基準の恣意的運用が行われ、他のシステム運用事業者との取引を制限することとなりやすい。

（注6-8-7.0）具体的行為に対する独占禁止法の適用については、1-第2-2（4）を参照。

2 電気通信事業法における禁止行為、停止・変更命令等

市場支配的な電気通信事業者のうち、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、システム運用事業者として簡易端末情報サービスシステムを管理・運用している場合において、当該電気通信事業者が、コンテンツプロバイダーの業務について不当に規律し、又は干渉をすることは、電気通信事業法上の禁止行為に該当し（同法第30条第4項第3号）、総務大臣の停止又は変更命令の対象となる（同条第5項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して同様の行為を行った場合には、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第31条第74項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者以外の電気通信事業者が同様の行為を行う場合であっても、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、業務改善命令が発動される。（同法第29条第1項第10号及び第12号）

3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

(1) 独占禁止法上問題となる行為

市場において相対的に高いシェアを有するシステム運用事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- ① 自己のメニューリストへ既にコンテンツを掲載している又は新たにコンテンツを掲載しようとするコンテンツプロバイダーに対して、競争事業者のメニューリストへのコンテンツの掲載又は競争事業者のメニューリストに対応する記述言語によるコンテンツの作成を禁止すること、競争事業者のメニューリストへ新たにコンテンツを掲載する場合には料金回収代行サービスを中止すること等を条件とすることにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、排他条件付取引等）（注~~6-9~~7.1）。

（注~~6-9~~7.1） 要望するカテゴリへの掲載を不当に拒否する場合又はサイトのツリー構造の最下層近辺への配置により不当に不利益を与える場合も問題となる。

- ② コンテンツを自己のメニューリストに掲載させる条件として、コンテンツプロバイダーと顧客との間におけるコンテンツ提供に係る料金その他の提供条件等の設定に関与する（注~~7-0~~2）ことにより、当該コンテンツプロバイダーの事業

活動を困難にさせ、又はコンテンツ提供市場における競争を阻害するおそれを生じさせること（私的独占、拘束条件付取引等）。

（注7-2）高額請求による利用者とコンテンツプロバイダーとのトラブルを回避するため、一定額以上となるようなコンテンツ料金を承諾しないことについては、当該一定額が料金を不当に制限するものではない限り、問題とならない。

- ③ 自己のメニューリストへコンテンツを掲載する場合に、コンテンツの掲載に係る条件について、コンテンツを提供する自己又は自己の関係事業者に比べて、他のコンテンツプロバイダーを不利に取り扱うことにより、当該コンテンツプロバイダーの新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、差別取扱い等）。

<想定例>

- 市場において相対的に高いシェアを有する移動系のシステム運用事業者が、各種コンテンツを提供する定額制メニューにコンテンツを掲載する場合に、収益配分、メニュー上の掲載位置等の条件について、自己又は自己の関係事業者に比べて、他のコンテンツプロバイダーを不利に取り扱うこと。

(2) 電気通信事業法上問題となる行為

市場支配的な電気通信事業者のうち、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、以下の行為を行うことにより、コンテンツプロバイダーの業務について不当に規律し、又は干渉すると認められるときは、電気通信事業法第30条第4項第3号の禁止行為に該当し、総務大臣による停止又は変更命令が発動される（同条第5項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して同様の行為を行った場合には、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第31条第4項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者以外の電気通信事業者が以下の行為を行う場合であっても、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、業務改善命令が発動される。（同法第29条第1項第12号）

- ① 競争事業者のメニューリストへ新たにコンテンツを掲載しようとするコンテンツプロバイダーに対して、自己のメニューリストへのコンテンツの掲載若しくは料金回収代行サービスを中止し、又は既に競争事業者のメニューリストにコン

コンテンツを掲載しているコンテンツプロバイダーに対して、自己のメニューリストへの掲載若しくは料金回収代行サービスを拒否(注7-1-3)すること(注7-2-4)。

(注7-1-7-3) 不適切なコンテンツが流れることを防止する観点から、メニューリストに掲載すべきコンテンツプロバイダーの選択基準を明確にした上で、公正に実施する場合には問題とならない。

(注7-2-4) 要望するカテゴリへの掲載を不当に拒否する場合又はサイトのツリー構造の最下層近辺への配置により不当に不利益を与える場合も問題となる。

② 自己のメニューリストへ既にコンテンツを掲載している又は新たにコンテンツを掲載しようとするコンテンツプロバイダーに対して、競争事業者のメニューリストへのコンテンツの掲載を禁止する、又は競争事業者のメニューリストに対応する記述言語によるコンテンツの作成を禁止すること。

③ コンテンツをメニューリストに掲載させる条件として、コンテンツプロバイダーと顧客との間におけるコンテンツ提供に係る料金の設定に関与する(注7-3-5)こと。

(注7-3-5) 高額請求による利用者とコンテンツプロバイダーとのトラブルを回避するため、一定額以上となるようなコンテンツ料金を承諾しないことについては、当該一定額が料金を不当に制限するものではない限り、問題とならない。

第5 電気通信設備の製造・販売に関連する分野

1 独占禁止法における考え方

(1) 技術革新の進展が著しく、それに基づく新たなサービスの展開が活発である電気通信事業分野においては、電気通信設備の製造に当たっていわゆる事実上の標準と認められる特許等があり、そのような特許等のライセンス契約を締結しないと、電気通信設備の製造販売活動が困難となるおそれがある。

また、電気通信設備の製造には相当程度のコストを要することから、特定の電気通信事業者が一定の数量を購入することを条件として、当該電気通信事業者向けに特化した電気通信設備が開発・製造されることも多いところ、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者は、電気通信設備を多く購入できるため、電気通信設備の製造業者にとっては、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者と取引することが事業活動を行う上で重要であると考えられる。

(2) このような現状を踏まえると、例えば、特許等を有する電気通信事業者等が、電気通信設備の製造業者に対して、特許等のライセンス契約の締結に併せて他の商品・サービスを自己又は自己の指定する事業者から購入させること、特許等のライ

センス契約を締結している電気通信設備の製造業者とその取引の相手方との取引その他電気通信設備の製造業者の事業活動を拘束する条件を付けて当該電気通信設備の製造業者と取引をすること、競争事業者の電気通信設備を製造させないこと等により、市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる（注7-4-6）。

なお、一般に、技術の利用に係る制限行為に関する独占禁止法における考え方については、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（平成19年9月28日公正取引委員会）に基づいて判断される。

（注7-4-6）具体的行為に対する独占禁止法の適用については、I-第2-2（4）を参照。

- (3) 端末設備の販売業者は、端末設備の販売に併せて、電気通信事業者の電気通信役務に関する契約の媒介等を行うことも多いところ、端末設備の販売業者が端末設備の販売価格を自由に設定できることのみならず、電気通信役務に関連する多様な商品・サービスを自らの判断で提供できることが、端末設備の販売市場や当該商品・サービスの販売市場における競争を確保する観点から重要であると考えられる。
- (4) このような状況の下、例えば、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、端末設備の販売業者に対して、販売する端末設備の価格を拘束すること、又は特定の商品・サービス以外の商品・サービスを取り扱わせないことにより、端末設備の販売市場、特定の商品・サービスの販売市場等における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる（注7-5-7）。
- （注7-5-7）具体的行為に対する独占禁止法の適用については、I-第2-2（3）参照。

2 電気通信事業法における禁止行為、停止・変更命令等

市場支配的な電気通信事業者のうち、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、設備メーカー又は販売業者に対し、その業務について不当に規律し、又は干渉をすることは、電気通信事業法上の禁止行為に該当し（同法第30条第4項第3号）、総務大臣の停止又は変更命令の対象となる（同条第5項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して同様の行為を行った場合には、当該電気通信事業者に対し当該行為を

停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第31条第7.4項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者以外の電気通信事業者が同様の行為を行う場合であっても、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、業務改善命令が発動される。（同法第29条第1項第12号）

3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

(1) 独占禁止法上問題となる行為

ア 電気通信設備の製造に関連する分野における行為

特許等を有する電気通信事業者等が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- ① 特許等を有する電気通信事業者が、電気通信設備の製造業者と電気通信設備を製造するために不可欠な特許等のライセンス契約を締結するのに併せて、不当に自己又は自己の指定する事業者から電気通信設備の製造業者が必要とする商品・サービスを購入させること（私的独占、抱き合わせ販売等）（注7-8）。

（注7-8）当該電気通信設備の製造業者の事業活動を困難にさせるおそれがないと認められる場合には不当な行為に該当しない。

- ② 特許等を有する電気通信事業者が、電気通信設備を製造するために不可欠な特許等について、電気通信設備の製造業者と締結しているライセンス契約又は共同開発契約において、自己の特許等の技術を利用する電気通信設備を競争事業者に販売する際には別契約により許諾を要する旨の条件を付している場合に、電気通信設備の製造業者からの許諾要請を認めず、又は許諾に係る手続を遅延させるなど実質的に許諾請求を拒否していると認められる行為を行い、競争事業者に当該特許等の技術を利用した電気通信設備を販売する時期等を制限することにより、競争事業者又は電気通信設備の製造業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引妨害等）。
- ③ 市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、電気通信設備の製造業者に対して、自ら指定した電気通信設備のみを製造させること（競争事業者の電気通信役務に適合しないような電気通信設備を製造させることを

含む。)、競争事業者の電気通信設備を製造させないこと、競争事業者等の顧客への電気通信設備の販売時期を遅らせるように指示すること又は競争事業者等への電気通信設備の販売量を一定量以下とすることを指示することにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、拘束条件付取引等）。

<想定例>

- 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、端末設備を調達する際に、端末設備の製造業者に対して、自己又は自己のネットワークを利用する移動体電気通信事業者向けの端末設備のみ製造することを条件とすること。
- 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、端末設備を調達する際に、端末設備の製造業者に対して、新規参入する移動体電気通信事業者の周波数の仕様に適合しない等、この移動体電気通信事業者の電気通信役務には適合しないことを条件とすること。
- 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、端末設備の製造業者に対して、自ら指定した端末設備と同機種 of SIM ロックを設定していない端末設備（いわゆる SIM フリー端末）を端末設備の製造業者が販売する場合に、競争事業者等の顧客への発売時期を遅らせるように指示すること又は販売量を一定量以下とするように指示すること。
- 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、セルラー方式の腕時計型ウェアラブル端末の製造業者に対して、競争事業者に当該端末設備を供給しないよう指示すること。

イ 電気通信設備の販売に関連する分野における行為

(ア) 市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- ① 端末設備の販売業者に対して、正当な理由がないのに自ら定めた端末設備の標準価格、参考価格等を遵守させること、又は販売業者が店頭、広告等において表示する価格を拘束することにより端末設備の価格競争を阻害するおそれを生じさせること（私的独占、再販売価格の拘束、拘束条件付取引等）（注 7-7-9）。

（注 7-7-9）電気通信事業法第 27 条の 4 の規定に基づき端末設備の販売業者に対して指導等を行うことと併せて、上記のような行為を行う場合も、独占禁止法上問題となる。以下、②及び③において同じ。

<想定例>

- 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、

端末設備の販売業者に対する以下の一連の行為により、端末設備の販売価格を拘束すること。

- ・ 端末価格の割賦払いの上限額を設定し、当該上限額と当該移動体電気通信事業者のオンライン直販価格及び端末設備の販売業者の仕入価格を同額とすること
- ・ 端末設備を割賦払いの上限額を上回る金額で販売しないよう要請すること
- ・ 後日、端末設備の販売業者に支払う各種支援金等の額を予測できないようにすることにより、端末設備の販売業者が当該移動体電気通信事業者のオンライン直販価格を下回る販売価格を設定できないようにすること

② 端末設備の販売業者に対して、自己の端末設備以外の端末設備を取り扱わず、自ら指定した端末設備のみを販売させ、又は自ら定めた販売地域等を遵守させることにより、競争事業者の新規参入を阻止し、若しくはその事業活動を困難にさせ、又は端末設備の価格競争を阻害するおそれを生じさせること（私的独占、排他条件付取引等）。

③ 端末設備の販売業者に対して、自己若しくは自己の指定する事業者の商品・サービスを顧客に提供することを強制し（注7-8-80）、又は他の事業者の商品・サービスを顧客に提供することを禁止することにより、当該商品・サービスを提供する他の事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、拘束条件付取引等）（注7-9-81）。

（注7-8-80）例えば、当該商品・サービスを提供しない場合に当該商品・サービスの提供に連動しない販売奨励金等を不当に減額すること等により実質的に強制していると認められる場合も含む。

（注7-9-81）当該商品・サービスを提供する他の事業者が代替的な提供方法を容易に確保することができる場合には問題とならない。

<想定例>

- 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、端末設備の販売業者に対して、自己又は自己の関係事業者の電気通信役務を顧客に提供することと併せて自己又は自己の指定する事業者のコンテンツを顧客に提供することを強制し、他のコンテンツプロバイダーのコンテンツを顧客に提供することを禁止すること。
- 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、端末設備の販売業者に対して、商品・サービスの安全性の確保、品質の

保持、商標の信用の維持等、当該商品・サービスの適切な販売のための合理的な理由がないにもかかわらず、自己又は自己の指定する事業者の商品・サービスを顧客に提供することを強制し、他の事業者が提供する同様の商品・サービスを顧客に提供することを禁止すること。

(イ) 取引上の地位が端末設備の販売業者に優越している電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- 端末設備の販売業者に対して、正常な商慣習に照らして不当に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること（優越的地位の濫用）。

<想定例>

- 取引上の地位が端末設備の販売業者に優越している移動体電気通信事業者が、端末設備の販売業者に対して、端末設備の販売や電気通信役務に関する契約の媒介等のサービスを的確に実施するために必要な限度を超えて、契約変更に関し、端末設備の販売業者と十分に協議することなく、一方的に、各種支援金等の支払基準となる契約件数等の販売目標の引上げ、評価ランク・評価方法の不利益変更を行うこと。
- 取引上の地位が端末設備の販売業者に優越している移動体電気通信事業者が、端末設備の販売業者に対して、販売により得られる収益が販売に要する費用を下回ることになるにもかかわらず、営業担当者等を通じて端末設備の大幅な値引き販売の実施を指示するなどして、その実施を余儀なくさせること。

(ウ) 取引上の地位が端末設備の販売業者に優越している移動体電気通信事業者が、端末設備の販売業者に対して、端末設備の販売や電気通信役務に関する契約の媒介等のサービスの実施に関して、端末設備の販売業者の通常の営業活動では達成できないような目標水準（注8-0-2）を設定することにより、端末設備の販売業者が、当該目標水準を達成するために「供給に要する費用を著しく下回る対価」で端末設備を販売することとなる場合がある。移動体電気通信事業者が、端末設備の販売業者による独占禁止法上問題となる行為（不当廉売）を惹起することとなる目標水準を設定することは、同法違反行為の未然防止の観点から、競争政策上望ましくない。

（注8-0-2） 端末設備の販売業者に対する各種支援金等の支払における評価の基準となる契約件数等の評価項目の数値を指す。

なお、特定の評価項目を重視した評価制度の設定については、それ自体が、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

(2) 電気通信事業法上問題となる行為

市場支配的な電気通信事業者のうち、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、以下の行為を行うことにより、設備メーカー又は端末設備の販売業者の業務について不当に規律し、又は干渉すると認められる（注8-1-3）ときには、電気通信事業法第30条第4項第3号の禁止行為に該当し、総務大臣による停止又は変更命令が発動される（同条第5項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して同様の行為を行った場合には、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第31条第7-4項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者以外の電気通信事業者が以下の行為を行う場合であっても、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、業務改善命令が発動される（同法第29条第1項第12号）。

（注8-1-3）ただし、販売業者の選定に当たって、利用者利益の確保の観点等から一定のサービス水準を満足することを条件とする場合や、下記④において、販売業者が専売を希望する場合には、電気通信事業法上問題とならない。

- ① 設備メーカーと電気通信設備を製造するために不可欠な特許等のライセンス契約を締結するのに併せて、合理的な理由なく、自己又は自己の指定する事業者から設備メーカーが必要とする商品・サービスを購入させること。
- ② 電気通信設備を製造するために不可欠な特許等について、設備メーカーと締結しているライセンス契約又は共同開発契約において、自己の特許等の技術を利用した電気通信設備を競争事業者に販売する際には別契約により許諾を要する旨の条件を付している場合に、合理的な理由なく、設備メーカーからの許諾要請を認めず、若しくは許諾に係る手続を遅延させるなど実質的に許諾請求を拒否していると認められる行為を行い、競争事業者に当該特許等の技術を利用した電気通信設備を販売する時期等を制限すること。
- ③ 端末設備（注8-2-4）の販売業者に対して、自ら定めた端末設備の標準価格、参考価格等を遵守させ、又は販売業者が店頭、広告等において表示する価格を拘束すること。

（注8-4-2）端末設備とは、例えば、電話機（固定、移動体）、ファクシミリ機等をいう。

- ④ 端末設備の販売業者に対して、他の電気通信事業者の端末設備を取り扱わず、自ら指定した端末設備のみを販売させ、又は自ら定めた販売地域等を遵守させる

こと。

【再掲】 市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制（禁止行為等）

電気通信事業法上の市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制の対象となる行為については、前述の第1から第5までの各分野において、同法上問題となる行為として記載されているが、電気通信事業者等の便宜を考慮し、その趣旨及び概要と併せて、対象となる行為について当該規制の根拠条文ごとにまとめ直し、再掲することとする。

1 制度の趣旨及び概要

- (1) 電気通信事業法においては、公正競争促進の措置として、市場支配的な電気通信事業者をあらかじめ特定して一定の規制を通常の電気通信事業者とは非対称的に課す非対称規制制度を整備している。

具体的には、市場支配的な電気通信事業者に対して、次に掲げる行為をあらかじめ禁止するとともに（同法第30条第3項及び第4項）、これに違反する行為に対しては、速やかに除去し得るよう行為の停止・変更命令制度が設けられている（同条第5項）。

（市場支配的な電気通信事業者の禁止行為）

- ① 電気通信事業法第30条第1項の規定により総務大臣から指定を受けた電気通信事業者の禁止行為

ア 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供

イ 卸電気通信役務の提供の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供

イウ 電気通信業務についての当該電気通信事業者の特定関係法人（注1）である電気通信事業者であって総務大臣から指定を受けたものに対する不当に優先的な取扱い・利益付与

- ② 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の禁止行為

ア 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供

イ 卸電気通信役務の提供の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供

イウ 電気通信業務についての特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益付与

ウエ 他の電気通信事業者（注2）、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉

また、市場支配的な電気通信事業者は、内部相互補助の抑止・監視及び業務運営の透明性確保の観点から、会計整理義務及び電気通信役務に関する収支状況等の会計情報の公表義務が課されている（電気通信事業法第24条第2号及び第3号並びに第30条第6項）。

(注1) 特定関係法人とは、電気通信事業法第12条の2第4項第1号に定める特定関係法人をいう。

(注2) コンテンツプロバイダーなど、電気通信事業法第164条第1項各号に掲げる電気通信事業（いわゆる適用除外電気通信事業）を営むものを含む。

(2) 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、その第一種指定電気通信設備のボトルネック性（他の電気通信事業者の事業展開にとっての不可欠性、独占性）から、特に大きな市場支配力を有しており、それを背景とした反競争的な行為を行った場合、電気通信事業者間の公正な競争及び電気通信の健全な発達に及ぼす弊害は大きい。

このため、電気通信事業法は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、(1)②アからウまでの行為を禁止する他、

① 特定の業務において、特定関係事業者（注3）に比べて他の電気通信事業者に対し不利な取扱いを行うことを原則として禁止するとともに（注4）（同法第31条第5-2項）、

② (1)②アからウまでの規制、及び①の規制の実効性を確保するため、電気通信業務等を子会社等に委託する場合には、当該子会社等が、受託した業務に関し、(1)②アからウまでの行為、及び①の行為を行わないように、当該子会社等に対し、必要かつ適切な監督を行うことを義務付けている（同条第6-3項）。（注5）

（注3）「特定関係事業者」とは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の子会社、当該電気通信事業者を子会社とする会社、当該会社の子会社（当該電気通信事業者を除く。）に該当する電気通信事業者であって、総務大臣が指定するものをいう（同条第1項）。

（注4）「ただし、総務省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない」（電気通信事業法第31条第2-5項ただし書）とされており、具体的には、以下の理由がある場合には、やむを得ない理由があるものとされる。

(1) 他の電気通信事業者が負担すべき金額の支払い、使用期間その他の使用条件、守秘義務、目的外使用の禁止その他の契約に定める事項を履行せず、又は履行しないおそれがあること（電気通信事業法施行規則第22条の8-6）。

(2) NTT東日本電信電話株式会社及びNTT西日本電信電話株式会社については、当分の間、

① 日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成9年法律第98号）附則第5条第6項の承継計画に記載された同法附則第3条第2項第4号及び第6号に掲げる事項のうち、以下の事項を実施するものであること（電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（平成13年総務省令第148号）附則第2項）。

ア 特定関係事業者が提供する音声伝送役務の契約者に係る契約者情報の追加及び更新に係る業務の受託

イ 特定関係事業者の設備の監視及び制御に係る業務の受託

(注5) この他、当該電気通信事業者に対する非対称規制として、Ⅲ 1に記載する義務が課されている。

これらのうち、①の規制に違反する行為、及び業務を受託した子会社等が行う②に掲げる行為に対しては、行為の停止・変更命令、又は当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同条第7-4項）。

また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、これらの義務の遵守状況を確認する観点から、毎年、これらの義務の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項を総務大臣に報告することが義務付けられている（同条第10-8項）。

2 電気通信事業法上問題となる行為

(1) 市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為（ウについては、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が行うものに限る。）は、電気通信事業法上の禁止行為に該当し、このような行為を行った場合は、行為の停止・変更命令が発動される（同法第30条第5項）ほか、当該命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

ア 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供（電気通信事業法第30条第3項第1号イ及び第4項第1号イ）

○ 他の電気通信事業者との接続の業務に関して知り得た情報を、当該情報の本来の利用目的を超えて社内の他部門又は自己の関係事業者等へ提供するような行為（第1の3(2)エ①）。

イ 卸電気通信役務の提供の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供（電気通信事業法第30条第3項第1号ロ及び第4項第1号ロ）

○ 卸電気通信役務の提供の業務に関して知り得た情報を、当該情報の本来の利用目的を超えて社内の他部門又は自己の関係事業者等へ提供するような行為（第1の3(2)エ②）。

4ウ 電気通信業務についての特定の電気通信事業者（電気通信事業法第30条第1項の規定により総務大臣から指定を受けた電気通信事業者にあっては、当該電気通信事業者の特定関係法人であって総務大臣が指定するものに限る。⑥において同じ。）に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・

不利益付与（同条第3項第2号及び第4項第2号）

（例）

- ① 自己の関係事業者（電気通信事業法第30条第1項の規定により総務大臣から指定を受けた電気通信事業者にあつては、当該電気通信事業者の特定関係法人であつて総務大臣が指定するものに限る。③から⑤まで及び⑦において同じ。）のネットワークを利用した通話のみについての割引サービス等の設定（第3の3(1)イ(1)①）。
- ② 自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供（第3の3(2)イ）。
- ③ 自己の関係事業者と一体となった排他的な業務（電気通信役務の提供以外の業務（例：料金明細書への商品案内の同封、課金・認証等のプラットフォーム機能の管理・運営）については、当該業務が電気通信役務の提供と密接不可分に関係しており、その態様が合理的な理由なく差別的であることにより電気通信市場の公正な競争にただちに弊害を及ぼす場合に限る）（第3の3(4)イ(1)①）。
- ④ 自己の関係事業者に対する料金等の提供条件についての有利な取扱い（第3の3(4)イ(1)②）。
- ⑤ 特定の電気通信事業者のみに対して基本料請求代行を認めること（第3の3(4)イ③）。
- ⑥ 自己の関係事業者に対する卸電気通信役務の提供に関する有利な取扱い（第3の3(6)イ(1)）。

（注6）上記において禁止される排他的な役務提供や業務は、例えば、市場支配的な電気通信事業者が行う事業提携において、提携の相手方に対し、特定の役務提供条件の設定や他の電気通信事業者との同様の提携を行うこと、又は行わないこと等を強要すること等、その市場支配力を濫用して行うものをいう。

ウエ 他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉（電気通信事業法第30条第4項第3号）

（例）

- ① 他の電気通信事業者の提供する電気通信役務の内容等の制限（第3の3(1)イ(1)②）。
- ② コンテンツプロバイダーに対する不当な規律・干渉（例えば、ポータルサイトへの掲載の可否や料金回収業務の提供可否といった提供条件を不合理な条件で一方向的に設定すること等、市場支配的な電気通信事業者がその市場支配力を濫用して行うものをいう）（第4の3(2)①～③）。

- ③ 電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉（例えば、端末設備の製造業者に対して特定機種の端末を合理的な理由なく他の電気通信事業者に提供させないこと、端末設備の販売業者に対して他の電気通信事業者の端末設備を合理的な理由なく取り扱わせないこと、端末設備の販売業者に対して社会通念を超える販売数量ノルマを課すこと等、市場支配的な電気通信事業者がその市場支配力を濫用して行うものをいう）（第5の3(2)①～④）。

(2) 市場支配的な電気通信事業者のうち第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が行う以下の行為は、電気通信事業法上の禁止行為に該当し、このような行為を行った場合は、行為の停止・変更命令が発動される（同法第31条第7.4項）ほか、当該命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

ア 第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置・保守、土地・建物等の利用又は情報の提供について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱う行為（電気通信事業法第31条第5.2項第1号）

(例)

- (ア) 接続に必要な情報の提供に関する不公平な取扱い（第1の3(2)エ③）。
(イ) 接続に必要な装置等の設置・保守工事、コロケーション、電柱・管路等の貸与に関する不公平な取扱い（第1の3(2)エ④）。

イ 電気通信役務の提供に関する契約の媒介、取次ぎ又は代理その他他の電気通信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱う行為（電気通信事業法第31条第5.2項第2号）

(例)

- 料金回収業務等に係る手数料の不公平な設定（第3の3(4)イ(イ)④）。

ウ 特定関係事業者との間で行う電気通信業務に関する取引であって、その条件が第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の取引の通常の場合に比して当該特定関係事業者により電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある取引（電気通信事業法第31条第5項第3号）。

(例)

- 一般コロケーションに関する不公平な取扱い（第1の3(2)エ⑤）。

(3) 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が、当該業務に関して(1)、(2)に掲げる行為に相当する行為を行った場合には、当該電気通信事業者に対し、当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべ

き旨の命令が発動される（同法第31条第7-4項）ほか、当該命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

Ⅲ 競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為

1 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する非対称規制

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対しては、Ⅱ【再掲】1(2)で述べた観点から、設備部門の設置その他の接続の業務に関して知り得た他の電気通信事業者等に関する情報を適正に管理し、かつ、当該業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講ずべき非対称規制が課されている（電気通信事業法第31条第8項）。

当該措置は、同条第7項に列挙された事項を含むものでなければならず、かつ、電気通信事業法施行規則第22条の107に列挙された要件を満たすものでなければならぬところ、当該要件を満たすための具体的な行為として、例えば、以下に掲げる行為を採ることが望ましいものと考えられる。

(1) 設備部門の設置及び他の部門との間の隔絶（同規則第22条の107第1号から第4号まで関係）

(例)

- ① 設備部門の業務に従事する者（注1）が当該業務の用に供する室と、その他の部門の業務に従事する者が当該業務の用に供する室とを、別フロアーに配置する等により物理的に隔絶すること。

（注1）設備部門の業務に従事する者の範囲は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の事業所等において接続の業務に関して他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を知り得る者全てを対象とすることが適当である。

- ② 設備部門の業務の用に供する室に、その他の部門の業務に従事する者が容易に入室することができないよう、適切な入室管理を行うこと。

(2) 厳格な情報遮断措置（同条第5号から第10号まで関係）

(例)

- 接続関連情報（注2）の取扱いを適正なものとするために設備部門の業務に従事する者（当該業務に従事していた者を含む。）が遵守すべき規程において、次の事項を規定すること
 - ・ 支店等（注3）の長が設備部門の業務に従事する者の職務とその他の部門の業務に従事する者の職務を兼ねることとなる場合において、当該者の接続関連情報の取扱いを適正なものとするための事項
 - ・ 設備部門とその他の部門との間の人事異動に際して、接続関連情報の取扱いを適正なものとするための事項
 - ・ 設備部門の業務に従事する者とその他の部門の業務に従事する者の共有スペースその他設備部門の業務の用に供する室外において、接続関連情報の取

扱いを適正なものとするための事項

- ・ 法令違反や本規程違反が発覚した場合の処理手順等に関する事項

(注2) 電気通信事業法施行規則第22条の 10-7 第5号に規定する接続関連情報をいう。

(注3) 同条第3号に規定する支店その他の事業所をいう。

(3) 実効的な監視の仕組み（同条第11号から第16号まで関係）

(例)

- 監視部門を、電気通信事業法施行規則第22条の 10-7 第12号に掲げる設備部門との間で手続き等を実施することとなる部門からも独立した部門として設置すること

2 その他事業者が採ることが望ましい行為

(1) 禁止行為等規定を遵守するために講じた措置及びその実施状況の公表

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、電気通信事業法第31条第 5-2 項、第 6-3 項及び第 8-6 項の遵守のために講じた措置及びその実施状況について総務大臣に対し報告する義務を課せられることとなるが（電気通信事業法第31条第 10-8 項）、これらの規定の遵守の徹底を図る観点からは、報告した内容について公表することが望ましい。

(2) 加入者回線網の開放の徹底

加入者回線網を保有する市場支配的な電気通信事業者は、競争を一層促進する観点から、他の電気通信事業者との接続・コロケーションの実施状況を事後的に公表することが望ましい。

具体的には、自己の関係事業者を優遇していないことが検証できるよう、接続・コロケーションを実施した相手方を自己の関係事業者とそれ以外に区分した上で、申込件数、実績、手続に要した期間、拒否した件数・拒否した場合の理由などの実施状況を定期的に取りまとめ、公表することが望ましい。

(3) 電柱・管路等の貸与関係

ア 電柱・管路等の貸与担当部門と他部門・自己の関係事業者との情報遮断等

電柱・管路等を保有する事業者は、競争を一層促進する観点から、その貸与担当部門と他部門・自己の関係事業者との間において、貸与手続を通じて知り得たインフラベースの事業者の情報を遮断する措置を講じるとともに、情報遮断の具体的な実施については、企業秘密の保持等に配慮した上で、その実施状況を外部から検証できる方法を採用することが望ましい。

イ 電柱・管路等の貸与申込手続の公表等

設備保有者は、競争を一層促進する観点から、以下のように、設備の提供に係る貸与申込手続等をあらかじめ公開する（透明性）等の取組を積極的に推進することが望ましい。

（例）

① 貸与申込手続等に関する標準実施要領の作成及び公表（ガイドライン第13条）

設備保有者は、ガイドラインに準拠した設備の使用に関する標準実施要領を作成し、設備の提供に関する次の事項をあらかじめインターネット上のホームページで公表することが望ましい。

- （ア） 提供を受けるための申込み窓口及びその連絡先
- （イ） 提供を受けるための手続（設備の提供に伴う事前調査（以下「調査」という。）の申込みから使用までの標準的な手続（設備使用料及びその算出根拠の通知に関するものを含む。））
- （ウ） 申込書、通知書その他必要な書類の標準的な様式及び添付すべき書類の種類
- （エ） 提供が拒否できる事由
- （オ） 標準的な設備使用料及びその算出根拠
- （カ） 調査の申込みから提供の可否の回答までの標準的期間（標準的な調査回答期間）
- （キ） 提供に関して行う調査に係る費用の算定方法
- （ク） 調査の申込みから設備の使用開始までの標準的期間
- （ケ） 定型的かつ反復して行われる光ファイバを用いた引込線等に係る設備の使用の申込みに関する手続の簡素化及び効率化のための基本的事項
- （コ） 前号に掲げるもののほか、設備の使用の申込みに関する手続の簡素化及び効率化に関して必要な事項

② 情報開示（ガイドライン第12条）

設備保有者は、電気通信事業者から設備の使用可能状況について照会があったときは、可能な限り、当該区間の使用可能状況について当該電気通信事業者への回答を行うことが望ましい。

③ 資料の提供等（ガイドライン附則第2条）

ガイドラインは、設備使用の進展の程度等を踏まえ、必要に応じ見直すものとしているところ、この場合において、設備保有者及び認定電気通信事業者は、資料の提供等見直しに必要な協力を行うことが望ましい。

ウ 電柱・管路等の貸与状況の公表

電柱・管路等を保有する事業者は、競争を一層促進する観点から、インフラベ
ースの事業者への電柱・管路等の貸与の実施状況を事後的に公表することが望ま
しい。

具体的には、自己の関係事業者を優遇していないことが検証できるよう、貸与
先を自己の関係事業者とそれ以外に区分した上で、申込件数、貸与実績、貸与手
続に要した期間、貸与を拒否した件数・拒否した場合の理由などの実施状況を定
期的に取りまとめ公表することが望ましい。

(4) 卸電気通信役務市場の活性化

卸電気通信役務に関する提供条件の透明性・公平性を確保し、競争を一層促進す
る観点から、電気通信事業者は、できるだけ卸電気通信役務の料金その他の提供条
件について、標準的な提供条件のメニューを作成・公表することが望ましい。

(5) 違反防止マニュアルの作成

市場支配的な電気通信事業者は、競争を一層促進する観点から、社内において独
占禁止法及び電気通信事業法遵守マニュアルを作成し、社内研修の充実等を図るこ
とにより、的確に実施することが望ましい。

また、こうしたマニュアルについては、自社の営業員等だけでなく販売代理店に
おいても遵守徹底を図ることが重要である。

(6) 固定ブロードバンドサービスにおける乗換え時のスイッチングコストの低減

ア 工事費等相当額の割引やキャッシュバックの提供期間

工事費等相当額を分割して月額料金からの割引を行ったり、毎月キャッシュバ
ックを付与したりする場合において、当該割引やキャッシュバックが期間拘束契
約の期間を超えて継続的に提供される場合、利用者の過度な囲い込みとして機能
する可能性があることから、工事費等相当額の割引やキャッシュバックは、期間
拘束契約の期間内に利用者がその全額を享受できるようにすることが望ましい。

イ 無料解約期間

無料解約期間は、契約期間の最終月の翌月の月額料金を支払うことなく利用者
が解約することができるよう、契約期間の最終月を含み、また多くの固定ブロー
ドバンドサービスにおいて契約期間の最終月や契約期間の満了後に無料解約期
間を設定されている実態に照らせば、契約期間の最終月の翌月及び翌々月も含む
ことが望ましい。

(7) 携帯電話サービスにおける乗換え時のスイッチングコストの低減

ア 端末設備の対応周波数帯

端末設備の製造業者は、利用者が他の移動体電気通信事業者の携帯電話サービスに乗り換える際のスイッチングコスト低減の観点から、それぞれの経営判断の下、可能な範囲で、全ての移動体電気通信事業者に共通して割り当てられた周波数帯に対応する端末設備等、いずれの移動体電気通信事業者の周波数帯にも対応する端末設備を製造することが望ましい。

イ 利用者に対する十分な説明

移動体電気通信事業者は、利用者の携帯電話サービスの適切な選択に資するよう、移動体電気通信事業者から割引適用を受けて割賦払いで端末設備を購入した利用者が、その支払期間中であっても、他の移動体電気通信事業者の携帯電話サービスに乗り換えることが可能であるということを含め、端末設備の購入と携帯電話サービスの利用の継続とは無関係であること等について、端末設備を購入しようとする又は携帯電話サービスの提供を受けようとする利用者に対し、自ら十分に説明する又は端末設備の販売業者を通じて十分に説明が行われるようにすることが望ましい。

IV 報告・相談、意見申出等への対応体制

第1 違反行為の報告・相談、競争の促進に関する各種苦情・意見申出等

独占禁止法においては、何人も同法の規定に違反する事実があると思料するときは、公正取引委員会にその事実を報告し、適当な措置を採るべきことを求めることができる旨規定されている（独占禁止法第45条）。

公正取引委員会は、IT関連分野及び公益事業分野における公正かつ自由な競争を確保するため、同分野における独占禁止法違反について、効率的かつ迅速に情報収集し、事件処理を行うこととしている。

また、公正取引委員会は、法運用の透明性の向上を図るとともに事業者等の自らの行為への法適用に関する予見可能性を高めるとの観点から、事業者等が行おうとする具体的な行為に関し相談に応じており、当該行為が公正取引委員会所管法令の規定に抵触するか否かに関する事業者等からの照会に対し、回答する手続（事業者等の活動に係る事前相談制度）を整備している（注1）。

（注1）事前相談制度は、事業者や事業者団体が行おうとする具体的な行為が、公正取引委員会が所管する法律（独占禁止法、取適法（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号）等）の規定に照らして問題がないかどうかの相談に応じ、原則として、事前相談申出書を受領してから30日以内に書面により回答するものである（「事業者等の活動に係る事前相談制度」平成13年10月1日公正取引委員会を参照）。

電気通信事業法においては、電気通信事業者の電気通信役務に関する料金その他の提供条件等に関し苦情その他の意見のある者は、総務大臣に対し意見の申出をすることができる旨規定されている（同法第172条）。

また、電気通信事業者間の電気通信設備の接続等に係る契約・協定の締結に関する争いについては、電気通信紛争処理委員会のあっせん又は仲裁を求めることができる旨規定されている（同法第154条～第159条）。

総務省においても、電気通信事業者等が行おうとする具体的な行為に関し、当該行為が電気通信事業法等の総務省所管法令の規定に抵触するか否かについて、照会を受け、それに対して回答する手続（法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度））を整備している（注2）。

（注2）法令適用事前審査確認手続は、事業者等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的な行為に関し、当該行為が総務省所管法令の対象となるかどうかをあらかじめ総務省に確認する手続である（総務省法令適用事前確認手続規則（平成13年総務省訓令第197号））。

総務省では、事業者等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的な行為が、

電気通信事業法、電波法等総務省所管法令に基づく申請に対する処分又は届出等行政機関に対し一定の事項を通知する行為の根拠を定める条項で当該条項に違反する行為が罰則の対象となるもの及び不利益処分の根拠を定める条項の適用対象となるか否かの照会に対し、原則として、受け付けた日から 30 日以内に書面により回答することとしている。

公正取引委員会及び総務省は、上記の独占禁止法及び電気通信事業法の規定を運用していくとともに、本指針に示されている考え方や問題となる行為等に関する相談を受け付けることとしている（窓口については下表参照）。

第2 公正取引委員会と総務省の連携

独占禁止法と電気通信事業法の運用に当たっては、公正取引委員会及び総務省は、同一の行為に対して独占禁止法と電気通信事業法が適用され得ることに鑑み、両法の運用について最大限の整合を図り、両法の適用関係を巡る事業者の無用の混乱や過大な負担を生じさせないようにする観点から、下記のような連絡・情報交換を行うこととする。

- 1 公正取引委員会及び総務省は、それぞれに寄せられた相談及び総務省に寄せられた電気通信事業法第172条に基づく意見申出について、電気通信事業法上問題となる可能性があるとして公正取引委員会が判断した場合、独占禁止法上問題となる可能性があるとして総務省が判断した場合などにおいて、相互に、相談者又は意見申出者の希望を踏まえ、連絡することとする。
- 2 公正取引委員会及び総務省は、独占禁止法及び電気通信事業法の運用に当たって、必要に応じ、それぞれの処理についての情報交換等を行うこととする。
- 3 公正取引委員会及び総務省は、上記1及び2の連絡・情報交換のための窓口を相互に設置することとする。

表 報告・相談等窓口

担当行政官庁	報告・相談等	窓口課	連絡先
公正取引委員会	独占禁止法第45条に基づく違反事実の報告 (注1)	公正取引委員会事務総局 審査局情報管理室 (注2)	〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-3 虎ノ門アルセアタワー 電話 (03)3581-5471
	独占禁止法の事前相談及び一般的な相談	公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部相談指導室 (注2)	〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-3 虎ノ門アルセアタワー 電話 (03)3581-5481
総務省	電気通信事業法第172条に基づく意見の申出	総務省総合通信基盤局総務課 (注3)	〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館 電話 (03)5253-5827
	電気通信事業法等の一般的な相談	総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 (注3)	〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館 電話 (03)5253-5835

(注1) ホームページからの報告については、<https://www.jftc.go.jp>まで。

(注2) 独占禁止法に関する関東甲信越地方（茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・長野県・山梨県）以外の窓口については別表1参照。

(注3) 電気通信事業法に関するその他の窓口については、別表2参照。

別表1 独占禁止法に関する関東甲信越地方以外の窓口

地方事務所等	独占禁止法第45条に基づき違反事実の報告	独占禁止法の一般的な相談	管轄区域
北海道事務所 〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎	第一審査課 TEL: (011) 231-6300	総務課 TEL: (011) 231-6300	北海道
東北事務所 〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎	第一審査課 TEL: (022) 225-8421	総務課 TEL: (022) 225-7095	青森県・岩手県・宮城県 秋田県・山形県・福島県
中部事務所 〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	第一審査課 TEL: (052) 961-9425	総務課 TEL: (052) 961-9421	富山県・石川県・岐阜県 静岡県・愛知県・三重県
近畿中国四国事務所 〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	第一審査課 TEL: (06) 6941-2193	総務課 TEL: (06) 6941-2173	福井県・滋賀県・京都府 大阪府・兵庫県・奈良県 和歌山県
近畿中国四国事務所中国支所 〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館	審査課 TEL: (082) 228-1501	総務課 TEL: (082) 228-1501	鳥取県・島根県・岡山県 広島県・山口県
近畿中国四国事務所四国支所 〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館	審査課 TEL: (087) 811-1756	総務課 TEL: (087) 811-1750	徳島県・香川県・愛媛県 高知県
九州事務所 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館	第一審査課 TEL: (092) 431-6033	総務課 TEL: (092) 431-5881	福岡県・佐賀県・長崎県 熊本県・大分県・宮崎県 鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引課 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	公正取引課 TEL: (098) 866-0049	同左	沖縄県

別表2 電気通信事業法に関するその他の窓口

地方総合通信局等	窓口課等	管轄区域
北海道総合通信局 〒060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	情報通信部電気通信事業課 TEL：011-709-2311 内線4703	北海道
東北総合通信局 〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎	情報通信部電気通信事業課 TEL：022-221-0627	青森県・岩手県・宮城県・ 秋田県・山形県・福島県
関東総合通信局 〒102-8795 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	情報通信部電気通信事業課 TEL：03-6238-1674	茨城県・栃木県・群馬県・ 埼玉県・千葉県・東京都・ 神奈川県・山梨県
信越総合通信局 〒380-8795 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎	情報通信部電気通信事業課 TEL：026-234-9971	新潟県・長野県
北陸総合通信局 〒920-8795 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎	情報通信部電気通信事業課 TEL：076-233-4420	富山県・石川県・福井県
東海総合通信局 〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館	情報通信部電気通信事業課 TEL：052-971-9401	静岡県・岐阜県・愛知県・ 三重県
近畿総合通信局 〒540-8795 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	情報通信部電気通信事業課 TEL：06-6942-8517	滋賀県・京都府・大阪府・ 兵庫県・奈良県・和歌山県
中国総合通信局 〒730-8795 広島市中区東白島町19-36	情報通信部電気通信事業課 TEL：082-222-3376	鳥取県・島根県・岡山県・ 広島県・山口県
四国総合通信局 〒790-8795 松山市味酒町2-14-4	情報通信部電気通信事業課 TEL：089-936-5042	徳島県・香川県・愛媛県・ 高知県
九州総合通信局 〒860-8795 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎	情報通信部電気通信事業課 TEL：096-326-7824	福岡県・佐賀県・長崎県・ 熊本県・大分県・宮崎県・ 鹿児島県
沖縄総合通信事務所 〒900-8795 那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋 B街区 5階	情報通信部監理課電気通信事業担当 TEL：098-865-2302	沖縄県

MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の 適用関係に関するガイドライン

平成14年6月策定

令和8年●月最終改定

総務省総合通信基盤局

目 次

1	ガイドラインの目的等	3
	(1)ガイドラインの目的	3
	(2)ガイドラインの対象とするMVNO等の事業範囲	3
	1) MNO	3
	2) MVNO	4
	3) MVNE	4
2	電気通信事業法に係る事項	6
	(1)MVNOの事業形態及び事業開始に必要な手続	6
	1) 電気通信事業の登録・届出	6
	2) 電気通信番号使用計画の認定等	6
	(2)MVNOとMNOとの間の関係	6
	1) 卸電気通信役務の提供による場合	7
	ア 卸電気通信役務の提供に係る一般的な規律	7
	イ 二種指定事業者等の卸電気通信役務の提供に係る規律	8
	ウ 特定卸電気通信役務の提供に係る規律	9
	2) 事業者間接続による場合	12
	ア 事業法第32条に基づく一般的規律	12
	イ 二種指定事業者の接続に係る規律	17
	3) MNO等によるMVNOの兼営	36
	4) 市場支配的なMNOに係る規律	37
	5) MNOとMVNOとの間の協議に関する事項	37
	ア MNOにおけるコンタクトポイントの明確化	37
	イ MVNOの事業計画等に係る聴取範囲の明確化	38
	ウ 接続等関連情報の取扱い	39
	エ ネットワークのふくそう対策	40
	オ MVNOによる端末の調達	40
	カ 電気通信番号の適切な管理	41
	キ 障害情報の提供	42
	6) MNOとMVNOとの間の協議が円滑に行われない場合	43
	ア 法制上の解釈に関する相談	43
	イ 意見申出制度	43
	ウ 協議が調わなかった場合の手続	44
	(3)MVNOと利用者との間の関係	45
	1) MVNOと利用者との間の契約関係	45
	2) 消費者保護規律	47
	(4)その他	49
	1) 業務協定の認可の申請	49
	2) 通信量等の報告	49
	3) 事業開始の届出内容の変更の届出等	49
	4) 契約数等の報告	50
	ア 仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が3万以上であるMVNO	50

イ	仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が3万未満である一次MVNO	
○	(他のMVNOに卸電気通信役務として提供している場合に限る。)	50
5)	利用者数の報告	50
6)	電気通信番号の使用状況の報告	51
3	電波法に係る事項	52
(1)	事業開始の際に必要な手続	52
(2)	MVNOとMNOの関係	52
4	ローミングに係る事項(電気通信事業法及び電波法関連)	54
(1)	国内ローミング	54
(2)	国際ローミング	54
5	開設計画においてMVNOによる無線設備の利用を促進する計画を有するMNO	56
(1)	電波法第27条の14第6項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた開設計画の 遂行	56
(2)	電気通信事業法第9条の電気通信事業の登録等に付された条件の履行	56
6	見直し	58

1 ガイドラインの目的等

(1) ガイドラインの目的

電気通信事業分野においては、携帯電話をはじめとする移動通信市場が近年急速に発展し、従来に比べて多様かつ低廉なサービスが利用可能となってきている。

本ガイドラインは、移動通信分野において更なる競争促進を図り、一層多様かつ低廉なサービスの提供による利用者利益の実現を図るため、また、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、移動通信事業者（MNO: Mobile Network Operator）の無線ネットワークを活用して多様なサービスを提供するMVNO（Mobile Virtual Network Operator）の参入を促す観点から策定したものである。

具体的には、MVNOの事業展開やMNO間の接続等に関連する電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）及び電波法（昭和25年法律第131号）の適用関係について明確化を図り、競争の枠組みの透明化を図ることを目的とするものであり、本ガイドラインにより新たな規制の導入を企図するものではない。

(2) ガイドラインの対象とするMVNO等の事業範囲

移動通信市場においては、様々な技術革新や創意工夫により、よりきめ細かく利用者ニーズに対応した多様なビジネスモデルが登場してきており、MVNOと呼ばれる事業形態も多様化している。このため、現時点において、MVNOとして想定されるビジネスモデル（サービス提供形態）を網羅的に列挙し、MVNOの事業範囲を定義することは困難である。

そこで、本ガイドラインにおいては、MNO、MVNO及びMVNEを次のように便宜的に定義（working definition）し、用いることとする（今後、MVNOの事業範囲等の変化に伴い、当該定義については必要に応じて見直すこともあり得る。）。

なお、次の定義に必ずしも該当しないMVNOであっても、本ガイドラインにおいて記述する事業法及び電波法の適用が否定されるものではない。

1) MNO

MNOとは、電気通信役務としての移動通信サービス（以下単に「移動通信サービス」という。）を提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設（開設された無線局に係る免許人等の地位の承継を含む。以下同じ。）又は運用している者と定義する。

2) MVNO

MVNOとは、

- ① MNOの提供する移動通信サービスを利用して、又はMNOと接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であつて、
- ② 当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設しておらず、かつ、運用をしていない者と定義する^{1,2}。

3) MVNE

MVNE (Mobile Virtual Network Enabler) とは、MVNOとの契約に基づき当該MVNOの事業の構築を支援する事業を営む者（当該事業に係る無線局を自ら開設・運用している者を除く。）と定義する。MVNEは今後のMVNOの多様なビジネス展開において重要な役割を果たすと考えられるが、現時点ではそのビジネスモデルが必ずしも確定しているものではないことに鑑み、ここでは、当面、次の2つの形態を想定する。

- ① MVNOの課金システムの構築・運用、MVNOの代理人として行うMNOとの交渉や端末調達、MVNOに対するコンサルティング業務などを行う場合であつて、自らが電気通信役務を提供しない場合
- ② 自ら事業用電気通信設備を設置し、一又は複数のMVNOに卸電気通信役務を提供する等の場合

なお、上記②の場合は電気通信事業に該当し、事業法に定める所定の手続が求められるなど事業法の適用を受ける。

【本ガイドラインにおいて想定しているMVNOの例、MNO及びMVNEとの関係

¹ 例えば、フェムトセル方式の超小型基地局等の免許人等が他者に当該無線局の運用を行わせることを可能とする「無線局の運用の特例」制度(電波法第5章第4節)を活用して、MVNOとしてサービスを提供してきた電気通信事業者が当該無線局の運用を行う場合には、当該電気通信事業者は、本ガイドラインの定義に照らせばMNOに該当することとなる。しかしながら、このような場合であっても、当該電気通信事業者は、当該免許人等の開設した無線局に依存して移動通信サービスを提供することになるため、本ガイドラインでは、このような場合における無線局の免許人等とその無線局の運用を行う電気通信事業者との間の関係を、MNOとMVNOとの間の関係と同様のものとみなして取り扱う。

² なお、電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号。以下「報告規則」という。)第1条第2項第19号において、MVNOが提供するサービスとして、「仮想移動電気通信サービス」を「移動端末設備(携帯電話、PHS端末、無線設備規則第四十九条の六の十二で定める条件に適合する無線設備(ローカル5Gの基地局又は陸上移動局のものに限る。))又は同令第四十九条の二十八、第四十九条の二十九若しくは第四十九条の二十九の二で定める条件に適合する無線設備に限る。以下この号において同じ。)を用いて利用される電気通信役務であつて、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるもの(当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者が提供するものに限る。)をいう。」と定義している。

の例（いずれもイメージ図）】

⇒ 図1のとおり。

2 電気通信事業法に係る事項

(1) MVNOの事業形態及び事業開始に必要な手続

1) 電気通信事業の登録・届出

MVNOは、その事業を営もうとする場合、事業法及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」という。）に基づき、総務大臣の登録を受けるか、当該事業を営もうとする旨を総務大臣に届け出なければならない³（事業法第9条及び第16条第1項、事業法施行規則第4条及び第9条第1項）。また、事業法に基づき既に登録又は届出を行っている電気通信事業者が新たにMVNOとして事業を営むことにより、提供する電気通信役務に変更が生じた場合、遅滞なく、当該変更を総務大臣に報告しなければならない（事業法施行規則第10条第1項）⁴。

2) 電気通信番号使用計画の認定等

MVNOは、その事業を営もうとする場合、電気通信番号⁵を使用して電気通信役務を提供することになることから、事業法及び電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）の規定に基づき、電気通信番号使用計画を作成し、総務大臣の認定（MVNOが自ら電気通信番号の指定を受ける場合には、当該電気通信番号の指定を含む。）を受けなければならない（事業法第50条の2第1項及び電気通信番号規則第2章）。

ただし、総務大臣が定める標準電気通信番号使用計画（令和元年総務省告示第7号）と同一の電気通信番号使用計画を作成する場合には、申請等の手続きを行うことなく、認定を受けたものとみなすことを可能としている（事業法第50条の2第3項）。

(2) MVNOとMNOとの間の関係

MVNOとMNOとの関係について、MNOからMVNOに対する卸電気通信役務

³ その設置する電気通信回線設備が事業法施行規則第3条第1項各号のいずれにも該当するものである場合には、事業法第16条第1項の届出が必要な事業となり、それ以外の場合には事業法第9条の登録が必要な事業となる。MVNOとして提供する移動通信サービスのための電気通信回線設備を設置していなくとも、他のサービスのために電気通信回線設備を設置していれば、その電気通信回線設備に応じた手続が必要となる。

⁴ 当該登録、届出又は変更報告に当たっては事業法施行規則様式第4の「電気通信役務の種類」の欄32の該当箇所に「○」を記入することが必要となる。

⁵ ①電気通信番号規則別表第3号に掲げるデータ伝送携帯電話番号(020又は0200から始まる番号)、②同表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号(060、070、080又は090から始まる番号)、③同表第9号に掲げるIMSI、④同表第11号に掲げる付加的役務識別番号(1XY)及び⑤同表第12号に掲げる緊急通報番号(110、118及び119)が代表的な電気通信番号であり、MNO等が指定を受けた電気通信番号の提供を受けて使用する場合とMVNOが自ら指定を受けて使用する場合がある。

の提供、又はMNOとMVNOとの間の接続という形態のいずれを採用するかは、一義的には当事者間の協議による。

【本ガイドラインにおいて想定しているMVNOの例（卸電気通信役務の提供による場合、事業者間接続による場合のイメージ図）】

⇒ 図2のとおり。

1) 卸電気通信役務の提供による場合

ア 卸電気通信役務の提供に係る一般的な規律

MVNOが、MNOから電気通信役務の提供を受け、当該電気通信役務を用いて自ら利用者に対して電気通信役務を提供する場合、MVNOは電気通信事業者であることから、MNOがMVNOに提供する電気通信役務は、卸電気通信役務に該当する（事業法第29条第1項第10号）。

電気通信事業者は、電気通信役務の提供について不当な差別的取扱いをしてはならない（事業法第6条）。そのため、MNOは、MVNOから他の一般利用者や他のMVNOに提供しているサービスと同一のサービスの提供の申込みがあったときは、合理的な理由がない限り、これを拒んではならない。ただし、MNOは、他の一般利用者や他のMVNOに提供していない条件でのサービスを提供することまでは義務付けられていない。なお、MNOが認定電気通信事業者である場合は、正当な理由がない限り、認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供を拒んではならない（事業法第121条）⁶。MNOが卸電気通信役務の提供に際し、MVNOに対して不当な差別的取扱いその他不当な運営を行っている場合には、総務大臣による業務改善命令の対象となる場合がある⁷（事業法第29条第1項第

⁶ 認定電気通信事業者が電気通信役務の提供を拒むことの出来る正当な理由としては、①天災、事故等により電気通信設備に故障が生じ役務提供が不能となる場合、②申込者が過去に料金の支払いを怠り、又は怠るおそれがある場合、③その申込みを承諾することにより当該電気通信事業者の利益を不当に害し、又は他の利用者に著しい不便をもたらすおそれがある場合、④正常な企業努力にもかかわらず、速やかに需要に応ずることが出来ない場合等が想定されている。

⁷ 総務大臣は、MNOが卸電気通信役務の提供について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行いその他卸電気通信役務の提供の業務に関し不当な運営を行っていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、当該MNOに対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる（事業法第29条第1項第10号）。

総務大臣による当該是正措置の対象となる具体的な行為の例については、公正取引委員会・総務省「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（以下「共同ガイドライン」という。）

(https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_03.html)に記載されており、次のような行為がこれに該当する。

(例)

- ・MVNOとの卸電気通信役務の契約において、MNOとMVNOの責任に関する事項やMVNOに対する料金の算出方法等を適正かつ明確に定めていないこと。

10号)。

MNOがMVNOに卸電気通信役務を提供する場合、MNOがあらかじめ設定した提供条件を定める契約約款に基づく契約により提供する形態と、MVNOとの間で個別に合意した提供条件に基づく契約により提供する形態が想定される。

MVNOが事業計画を策定する上で必要となる卸電気通信役務の提供条件等について、MVNOの新規参入に際しての予見可能性を高める観点から、MNOにおいて、卸電気通信役務に関する標準プラン（標準的なケースを想定した卸電気通信役務の料金その他の提供条件をいう。以下同じ。）を策定する等の情報開示を行うことが望ましい。なお、MNO及びMVNOは、当該標準プランの内容にかかわらず、協議当事者双方の間で個別に合意した提供条件に基づいて、卸電気通信役務契約の締結を行うことを妨げられない。

イ 二種指定事業者等の卸電気通信役務の提供に係る規律

第二種指定電気通信設備（事業法第34条第1項に基づき、令和元年総務省告示第181号⁸により総務大臣が指定した設備）を設置するMNO（以下「二種指定事業者」という。）は、当該第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときは、事業法第38条の2第1項に基づき、遅滞なく、その旨、卸電気通信役務の種類その他総務省令で定める事項（当該MNOから事業法施行規則第25条の7に定める卸電気通信役務⁹の提供を受ける者が、当該MNOの特定関係法人¹⁰であるMVNO（その提供を受ける当該卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が5万未満のものを除く。）である場合又は当該MNOから当該卸電気通信役務の提供を受ける者がその提供を受ける当該卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が50万以上のMVNOである場合には、これらのMVNOごとの料金その他の提供条件等を含む。）¹¹を総務大臣に届け出なければならない（こ

-
- ・自己と関係の深いMVNOに対する料金と比べて高い料金を卸電気通信役務を提供するなど、特定のMVNOを不利に取り扱うこと。
 - ・MVNOに提供する卸電気通信役務の料金に関して、一般利用者に提供する卸電気通信役務と同様の役務の料金よりも高い料金を設定すること。

また、市場支配的なMNO(事業法第30条第1項の規定による総務大臣の指定を受けたものをいう。)は、その電気通信業務について、特定関係法人である電気通信事業者であって総務大臣が指定するものに対し、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えることが禁止されており、総務大臣は、これに違反する行為があると認めるときは、当該行為の停止又は変更を命ずることができる(事業法第30条第3項及び第5項)。

⁸ https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_02.html

⁹ 第二種指定電気通信設備を用いる特定卸電気通信役務又は携帯電話若しくはBWAアクセスサービス(通信モジュール向けに提供するものを除く。)

¹⁰ 特定関係法人とは、当該電気通信事業者の子会社等、親会社等、兄弟会社等及び政令で定める特殊の関係がある法人をいう(事業法第12条の2第4項第1号)。以下同じ。

¹¹ 具体的には、事業法施行規則第25条の7に規定する事項を届け出ることが必要となる。

れらを変更等するときも同様)¹²。

また、二種指定事業者の特定関係法人であるMNOは、報告規則第4条の9に定める卸電気通信役務¹³を当該MNOの特定関係法人であるMVNO（その提供を受ける当該卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が5万未満のものを除く。）又はその提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が50万以上のMVNOに対して、提供する業務を行うときは、これらのMVNOごとの料金その他の提供条件等について、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない（これらを変更等するときも同様）（報告規則第4条の9）。

ウ 特定卸電気通信役務¹⁴の提供に係る規律

（ア） 提供義務

二種指定事業者は、正当な理由がある場合を除き、その業務区域における特定卸電気通信役務の提供を拒んではならない（事業法第38条の2第2項）。ここで正当な理由とは、次の①～④に掲げる場合等が想定される。

① 二種指定事業者による電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき

（例）

- ・ 二種指定事業者がMVNOの特定卸電気通信役務の提供の申込みに応じることにより、当該MVNOのシステムが当該二種指定事業者のHLR等のシステムを損傷するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合
- ・ 二種指定事業者の利用者の個人情報等がMVNOから外部に流出するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合
- ・ 二種指定事業者がMVNOに対し、特定卸電気通信役務を提供する結果、当該二種指定事業者における周波数の不足等¹⁵により当該二種指定事業者の利用者¹⁶への電気通信役務の円滑な提供に支障を来すおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合¹⁷

¹² 総務大臣は、その保有する当該届出の内容等を含む第二種指定電気通信設備に関する情報を整理し、これを公表するものとしている（事業法第39条の2）。

¹³ 第二種指定電気通信設備を用いる携帯電話又はBWAアクセスサービス（通信モジュール向けに提供するものを除く。）。

¹⁴ 携帯電話、全国BWAアクセスサービス及びセルラーLPWAの卸電気通信役務であり、当該卸電気通信役務に付加的に提供される役務（料金情報、転送電話、国際ローミング等）については除く。

¹⁵ 周波数の不足等が生じるか否かは、MVNOが希望する特定卸電気通信役務の提供形態・サービス内容や二種指定事業者の事業の状況等により異なるため、具体的な事案ごとに判断することとなる。

¹⁶ 当該二種指定事業者が周波数を使用させているMVNOの利用者を含む。

¹⁷ 総務大臣の認定を受けた特定基地局の開設計画においてMVNOによる無線設備の利用を促進する計画を有する二種指定事業者は、当該認定を受けた開設計画に従いMVNOに対して無線設備を利用させることが必要である。

- ・二種指定事業者が、MVNOに対して、合理的な必要性を示して、二種指定事業者による適切なふくそう対策の実施に対する協力又はMVNOによる適切なふくそう対策の実施を求めた場合であって、MVNOが合理的な理由なくこれに同意しない場合¹⁸

② 特定卸電気通信役務の提供が二種指定事業者等の利益を不当に害するおそれがあるとき

(例)

- ・二種指定事業者がMVNOに対し、特定卸電気通信役務を提供する結果、自己の電気通信回線設備の保持が経営上困難となるなど経営に著しい支障が生ずると認められる合理的な理由が存在する場合
- ・二種指定事業者がMVNOに対し、特定卸電気通信役務を提供する結果、当該二種指定事業者の社会的信用が毀損されるおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合¹⁹
- ・MNOとMVNOを兼営する者が二種指定事業者に特定卸電気通信役務の提供を申込み場合であって、当該MNOとMVNOを兼営する者が、収益性の低い地域において基地局整備を怠る結果、競争条件の公平性が著しく阻害されるおそれがあると認められる合理的な理由がある場合²⁰
- ・二種指定事業者がBtoBtoX型のビジネス²¹を提供する場合であって、二種指定事業者がパートナー企業へ提供するサービスのうち卸電気通信役務に相当する部分が特定卸電気通信役務に該当する場合について、当該特定卸電気通信役務を他のMVNOに提供することにより、当該パートナー企業の知的財産権が侵害されるおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合

③ 特定卸電気通信役務の提供を受ける際に負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき

(例)

- ・二種指定事業者が、MVNOに対して、客観的な指標（例：過去の支払実績、信用評価機関、格付け機関等第三者による評価、財務状況）に基づいて、特

¹⁸ ふくそう対策は、二種指定事業者とMVNO双方にとって合理的と認められる適切な方法・基準に基づいて実施することが適当である。そのため、二種指定事業者がMVNOに対して、合理的な必要性・利用用途を明示して、対策に必要な情報の開示を求めた場合には、MVNOは当該情報を開示することが求められる。

また、二種指定事業者には、情報開示を求めるに当たって公正競争の確保に支障が生じないよう留意するとともに、対策の実施に当たっては、特定の者に対し不当な差別的取扱いを行わないことが求められる。

¹⁹ 二種指定事業者の利益を不当に害するおそれがあると認められるためには、当該二種指定事業者の社会的信用が毀損し、相当程度の利益の損失が発生することを客観的な事実に基づいて合理的に推定できなければならない。

²⁰ 特定卸電気通信役務の提供の申込みを受けた二種指定事業者の利益を不当に害すると認められるためには、特定卸電気通信役務の提供を申し込むMNOが収益性の低い地域において基地局整備を怠る結果、競争条件の公平性が著しく阻害されていることが客観的な事実に基づいて合理的に推定できなければならない。例えば、正当な理由なく、収益性の低い地域において総務大臣の認定を受けた開設計画に従った基地局整備が行われていないことは、当該地域における基地局整備の懈怠についての客観的な事実として認められる。

²¹ 電気通信事業者が電気通信分野以外の様々な分野においてサービスを提供する企業をパートナー企業として、当該企業に対する通信サービス及びビジネスソリューション等を提供し、パートナー企業がエンドユーザーにサービス提供をするビジネスモデルを指す。

定卸電気通信役務の提供を受ける際に負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあると判断する合理的な根拠を示して、預託金の預入れ等の適切な債権保全措置を求めた場合であって、MVNOが合理的な理由なくこれに同意しない場合²²

④ 特定卸電気通信役務の提供の申入れに応ずることが技術的又は経済的に著しく困難であるとき

(例)

- ・ MVNOが申し込んだ特定卸電気通信役務の提供形態を実現するために二種指定事業者側において要するシステム改修等の程度が著しく過大であり、当該システム改修に要する費用の回収が見込めないと認められる合理的な理由が存在する場合
- ・ 二種指定事業者が、MVNOが申し込んだ特定卸電気通信役務の提供形態を実現するために要するシステム改修等の程度が著しく過大であると判断する合理的な根拠を示して、特定卸電気通信役務の提供に係る最低契約期間の設定や期間内契約解除に係る違約金の設定等の、システム改修費用の回収に係るリスクを軽減する措置を求めた場合であって、MVNOが合理的な理由なくこれに同意しない場合²³

(イ) 情報提示義務

特定卸電気通信役務を提供する二種指定事業者は、当該特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結の申入れをMVNOから受けた場合において、当該特定卸電気通信役務に関し、当該申入れをしたMVNOの負担すべき金額その他の提供条件について提示をする時まで、当該申入れをしたMVNOから、当該提示と併せて当該金額の算定方法その他特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結に関する協議の円滑化に資する事項として総務省令で定める事項を提示するよう求められたときは、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない(事業法第38条の2第3項)。

特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結に関する協議の円滑化に資す

²² 債権保全措置の要否及び内容については、基本的に当事者間の協議に委ねられるべきものであるが、債権保全措置の内容如何によってはMVNOの競争上の地位を危うくするおそれがある。そのため、電気通信事業者間の公正な競争を確保する観点から、債権の保全に必要なかつ最小限の措置とすることが適当である。また、預託金の預入れ等を求める際には、二種指定事業者はMVNOに対して、必要とされる金額の根拠や内訳、預入れ方法等の基本的事項について十分な説明を行うことが求められる。

なお、債権保全の方式、預託金の預入れ等の要否を判断するに当たって考慮すべき事項、預託金等の水準等についての考え方については、『電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン』を参照。

²³ 最低契約期間の設定及び違約金の水準は、その期間及び水準如何によってはMVNOの競争上の地位を危うくするおそれがある。そのため、電気通信事業者間の公正な競争を確保する観点から、そのリスクの軽減に必要なかつ最小限の措置とすることが適当である。また、契約期間の設定や違約金の預入れを求める際には、二種指定事業者はMVNOに対して、期間の根拠、違約金の額の根拠、内訳等の基本的事項について十分な説明を行うことが求められる。

る事項として、次に掲げる事項を提示するものとする（事業法施行規則第25条の7の6第1項）。

・ 接続料相当額

二種指定事業者が、特定卸電気通信役務と同等の電気通信役務を事業者間接続により提供しようとする場合に当該二種指定事業者が取得すべき金額に相当する額であって、当該特定卸電気通信役務の料金と同一の単位で算定するもの。

・ 特定卸電気通信役務に関する料金と接続料相当額との差額の用途

また、正当な理由とは次の①及び②に掲げる場合が想定される。なお、二種指定事業者がこれに違反した場合は、総務大臣による業務改善命令の対象となる場合がある（事業法第38条の2第4項）。

① 提示することによって二種指定事業者の競争上の利益が不当に害されるおそれがある情報の提示を求められたとき

(例)

- ・ 二種指定事業者と特定卸電気通信役務の提供を受ける者との間で締結された秘密保持契約によって保護されている情報であって、当該特定卸電気通信役務の提供を受ける者に固有の情報であることが明らかであるものの提示をMVNOから求められた場合
- ・ 二種指定事業者が自社の利用者（卸電気通信役務の利用者を除く。）向けに提供するサービスを設計する上で用いる営業上の秘密であって、プラン毎の平均利用データ量・原価及びこれらを推計可能な情報に該当することが明らかな情報の提示をMVNOから求められた場合
- ・ 二種指定事業者がBtoBtoX型のビジネスを提供する場合であって、二種指定事業者がパートナー企業へ提供するサービスのうち卸電気通信役務に相当する部分が特定卸電気通信役務に該当する場合について、当該特定卸電気通信役務の接続料相当額の提示をMVNOから求められた場合

② 特定卸電気通信役務のうち、原価情報を提示することが困難であると考えられるものについて接続料相当額の提示を求められたとき

(例)

- ・ 特定卸電気通信役務の一部を構成する役務であって、その原価情報を抽出することが困難である役務（緊急通報、優先電話及び発信者番号通知等）について接続料相当額の提示をMVNOから求められた場合

2) 事業者間接続による場合

ア 事業法第32条に基づく一般的規律

(ア) 基本的な考え方

MVNOは、その電気通信設備をMNO及び固定通信事業者を含む複数の事業者（以下「MNO等」という。）の電気通信回線設備²⁴と接続して電気通信役務を提供することが可能である。この場合、MNO等は、MVNOからその電気通信設備をMNO等の電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次の①～④に掲げる場合を除き、これに応じなければならない（事業法第32条）。なお、具体的な接続形態、接続に当たってMVNOが取得する情報²⁵その他の接続条件については、まずはMVNOにおいて提示すべきものであり、MNOはこれを踏まえて接続の請求に応じる必要がある。

① 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき（事業法第32条第1号）

(例)

- ・ MNOがMVNOの接続の申込みに応じることにより、当該MVNOのシステムが当該MNOのHLR等のシステムを損傷するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合
- ・ MNOがMVNOへ課金情報を提供する際に、当該MNOの利用者の個人情報等が当該MVNOから外部に流出するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合
- ・ MNOがMVNOの接続の申込みに応じる結果、当該MNOにおける周波

²⁴ 電気通信回線設備とは、「送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備」(事業法第9条)を指す。

ここで「伝送路設備」とは、隔地者間で電氣的な手段により情報の伝達を行う設備であり、例えば、光ファイバやメタルケーブルなどの線路設備が挙げられる。

当該伝送路設備と一体として設置される「交換設備」は、端末設備からの接続要求に応じて着信端末設備までの接続経路の設定を行う設備であり、例えば、交換機や端末位置登録等の機能を持つ設備が挙げられる。

また、「附属設備」は、伝送路設備及び交換設備が有効に機能するために必要な独立設備であり、例えば、通信電力装置や課金装置が挙げられる。

²⁵ 接続形態及び接続に当たってMVNOが取得する情報として想定されるものには、例えば、次のものがある。

① 接続形態の例

- ・OSI参照モデルの各レイヤープロトコルによる接続(例えば、MVNOが自らのネットワークにおいて利用者を認証しIPアドレスを割り振るためには、レイヤー2接続が必要な場合がある。なお、他の接続形態により相当の機能が実現可能な場合も考えられるが、接続するレイヤーにより提供できる機能は厳密には異なるため、個々の事案に応じて判断する必要がある。)
- ・MVNOに代わってMVNEがMNOと接続し、MVNOは両者から電気通信役務提供を受ける形態(この場合、MVNEは電気通信事業者となる。)

② 接続に当たってMVNOが取得する情報の例

- ・地理的な位置情報やエリア情報の配信等に必要な位置情報
- ・主にHLR(Home Location Register:端末位置登録等の機能を持つ設備)などに管理される情報であって、加入者の移動体端末を捕捉するために必要な加入者移動管理情報
- ・主にCDR(Call Detail Record:通話明細情報)などに管理される情報であって、課金を行うために必要な通信記録等の情報
- ・MVNOが障害情報など利用者へのサポートを行うために必要な基地局やネットワーク等の障害情報や通信サービスに関するその他の障害情報

数の不足等²⁶により当該MNOの利用者²⁷への電気通信役務の円滑な提供に支障を来すおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合²⁸

- ・ MNOが、MVNOに対して、合理的な必要性を示して、MNOによる適切なふくそう対策の実施に対する協力又はMVNOによる適切なふくそう対策の実施を求めた場合であって、MVNOが合理的な理由なくこれに同意しない場合²⁹

② 接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき（事業法第32条第2号）

（例）

- ・ MNOがMVNOの接続の申込みに応じる結果、自己の電気通信回線設備の保持が経営上困難となるなど経営に著しい支障が生ずると認められる合理的な理由が存在する場合
- ・ MNOがMVNOの接続の申込みに応じる結果、当該MNOの社会的信用が毀損されるおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合³⁰
- ・ MNOとMVNOを兼営する者が他のMNOに接続を申込み場合であって、当該MNOとMVNOを兼営する者が、収益性の低い地域において基地局整備を怠る結果、競争条件の公平性が著しく阻害されるおそれがあると認められる合理的な理由がある場合³¹

③ 接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき（事業法第32条第3号、事業法施行規則第23条第1号）

（例）

- ・ MNOが、MVNOに対して、客観的な指標（例：過去の支払実績、信用評価機関、格付け機関等第三者による評価、財務状況）に基づいて、接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあると判断する合理的な根拠を示して、預託金の預入れ等の適切な債権保全措置を求めた場合であっ

²⁶ 周波数の不足等が生じるか否かは、MVNOが希望する接続形態・サービス内容やMNOの事業の状況等により異なるため、具体的な事案ごとに判断することとなる。

²⁷ 当該MNOが周波数を使用させているMVNOの利用者を含む。

²⁸ 総務大臣の認定を受けた特定基地局の開設計画においてMVNOによる無線設備の利用を促進する計画を有するMNOは、当該認定を受けた開設計画に従いMVNOに対して無線設備を利用させることが必要である。

²⁹ ふくそう対策は、MNOとMVNO双方にとって合理的と認められる適切な方法・基準に基づいて実施することが適当である。そのため、MNOがMVNOに対して、合理的な必要性・利用用途を明示して、対策に必要な情報の開示を求めた場合には、MVNOは当該情報を開示することが求められる。

また、MNOには、情報開示を求めるに当たって公正競争の確保に支障が生じないよう留意するとともに、対策の実施に当たっては、特定の者に対し不当な差別的取扱いを行わないことが求められる。

³⁰ 電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあると認められるためには、MNOの社会的信用が毀損し、相当程度の利益の損失が発生することを客観的な事実に基づいて合理的に推定できなければならない。

³¹ 接続の申込みを受けた他のMNOの利益を不当に害すると認められるためには、接続を申し込むMNOが収益性の低い地域において基地局整備を怠る結果、競争条件の公平性が著しく阻害されていることが客観的な事実に基づいて合理的に推定できなければならない。例えば、正当な理由なく、収益性の低い地域において総務大臣の認定を受けた開設計画に従った基地局整備が行われていないことは、当該地域における基地局整備の懈怠についての客観的な事実として認められる。

て、MVNOが合理的な理由なくこれに同意しない場合³²

- ④ 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき（事業法第32条第3号、事業法施行規則第23条第2号）

（例）

- ・MVNOが申し込んだ接続形態を実現するためにMNO側において要するシステム改修等の程度が著しく過大であり、当該システム改修に要する費用の回収が見込めないと認められる合理的な理由が存在する場合
- ・MNOが、MVNOが申し込んだ接続形態を実現するために要するシステム改修等の程度が著しく過大であると判断する合理的な根拠を示して、最低接続期間の設定や期間内接続解除に係る違約金の設定等の、システム改修費用の回収に係るリスクを軽減する措置を求めた場合であって、MVNOが合理的な理由なくこれに同意しない場合³³

なお、接続に関し当事者が取得し、若しくは負担すべき金額（以下「接続料等」という。）又は接続条件その他協定の細目の内容については、まずは、MVNOとMNOとの間の協議に委ねられるのが原則であり、接続料等又は接続条件その他協定の細目の内容に含まれる両当事者のそれぞれのサービス提供条件については、一方の当事者によって独自に自由に決定されるべきものではない³⁴。

また、MNOが接続に際し、MVNOに対して不当な差別的取扱いその他不当な運営を行っている場合には、総務大臣による業務改善命令の対象となる場合がある。

（イ）利用者料金の設定権の帰属

³² 債権保全措置の要否及び内容については、基本的に当事者間の協議に委ねられるべきものであるが、債権保全措置の内容如何によってはMVNOの競争上の地位を危うくするおそれがある。そのため、電気通信事業者間の公正な競争を確保する観点から、債権の保全に必要なかつ最小限の措置とすることが適当である。また、預託金の預入れ等を求める際には、MNOはMVNOに対して、必要とされる金額の根拠や内訳、預入れ方法等の基本的事項について十分な説明を行うことが求められる。

なお、債権保全の方式、預託金の預入れ等の要否を判断するに当たって考慮すべき事項、預託金等の水準等についての考え方については、『電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン』を参照。

³³ 最低接続期間の設定及び違約金の水準は、その期間及び水準如何によってはMVNOの競争上の地位を危うくするおそれがある。そのため、電気通信事業者間の公正な競争を確保する観点から、そのリスクの軽減に必要なかつ最小限の措置とすることが適当である。また、接続期間の設定や違約金の預入れを求める際には、MNOはMVNOに対して、期間の根拠、違約金の額の根拠、内訳等の基本的事項について十分な説明を行うことが求められる。

³⁴ 「電気通信事業法第35条第3項の規定に基づく日本通信株式会社からの申請に係る裁定」（平成19年11月30日総務省）P.1 裁定事項1について（接続に当たり、ドコモの電気通信役務提供区間に係る電気通信役務は、エンドユーザー（利用者）に対して自社が提供する役務であるから、その内容、運用等については、ドコモが独自に決めることができるという主張は合理的か。）（http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/071130_13_bt1.pdf）を参照。

MVNOがMNOと接続して利用者にサービスを提供する場合、電気通信業務に関する料金（以下「利用者料金」という。）については、MVNOが利用者料金を設定する（エンドエンド料金）形態、MVNO及びMNOが分担して各々利用者料金を設定する（ぶつ切り料金）形態のいずれも可能であり、まずはMVNOが提示する利用者料金の設定方法を基に両当事者間で協議が行われることが求められる³⁵。

（ウ）接続料の課金方式

MVNOがMNOと接続して利用者にサービスを提供する場合、MNOが接続に関し取得すべき金額（以下「接続料」という。）の課金方式については、従量制課金のほか、回線容量単位の課金方式を採用することも可能であり、まずはMVNOが提示する接続料の課金方法を基に、両当事者間で協議が行われることが求められる³⁶。

（エ）接続料の算定

接続料の算定方法については、当事者間の協議で行われることが原則であるが、二種指定事業者以外のMNOにおいても、その検証可能性に留意した上で、第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第31号。以下「二種接続料規則」という。）を踏まえた機能ごとの接続料の設定を可能な限り行うことが望ましい。

事業者間協議において接続料の水準が争点となった場合には、算定方法と代入すべきデータに議論を峻別した上で、前者については、二種接続料規則及び本ガイドラインに示す考え方を踏まえつつ、例えば、両当事者から案を提示し、その合理性を検証し、後者については、例えば、接続料の算出の根拠に関する説明を記載する書類その他必要な書類を用いるなどにより、可能な限り情報開示することが適当である。

（オ）接続に必要なシステム開発等

接続に必要なシステム開発等の内容、方法及び期間については、合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべきである。

³⁵ 「電気通信事業法第35条第3項の規定に基づく日本通信株式会社からの申請に係る裁定」（平成19年11月30日総務省）P.2 裁定事項2について（利用者料金の設定はぶつ切り料金かエンドエンド料金か）（http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/071130_13_bt1.pdf）を参照。

³⁶ 「電気通信事業法第35条第3項の規定に基づく日本通信株式会社からの申請に係る裁定」（平成19年11月30日総務省）P.3 裁定事項3について（接続料金の課金方式は帯域幅課金とすべきか）（http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/071130_13_bt1.pdf）を参照。

事業者間協議において接続に必要な開発の内容、方法又は期間が争点となった場合には、可能な限り技術開発部門の者（関連開発の委託先の技術者を含む。）を直接関与させること等により、検討の迅速化・精緻化を図り、相互の見解の理解において齟齬が生じないようにすることが適当である。

接続に必要なシステム開発等の費用については、合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべきである。また、その負担方法については、接続要望に伴う追加コストである場合には、原則として、接続事業者において応分負担すべきであるが、他の接続事業者が開発されたシステム等を共用することとなった場合には、負担の公平性の観点から、当該追加コストの負担方法について案分比例にするなどの措置が求められる。

事業者間協議において接続に必要なシステム開発等の費用が争点となった場合には、総コストのみを提示するのではなく、細分した機能ごとのコストを提示するなどし、必要な機能の取捨選択ができるようにすることが適当である。また、金額の検証に客観性を確保するとともに、当事者間で守秘義務を課すなど必要な措置を講じた上で、その内訳について可能な限り情報開示することが適当である。

（カ）接続を円滑に行うために必要な事項の提供

接続を円滑に行うために必要な事項の提供については、当事者間の協議で行われることが原則であるが、二種指定事業者以外のMNOにおいても、事業法施行規則第23条の9の5第1項各号に定める事項を可能な限り提供することが望ましい。

イ 二種指定事業者の接続に係る規律

（ア）接続約款の届出等

二種指定事業者は、上述の事業法第32条に基づく一般的規律に加え、事業法第34条による規律の対象となる。二種指定事業者は、事業法第34条第2項に基づき、接続料及び接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に総務大臣に届け出る（これを変更するときも同様）義務がある。この届出に関する具体的内容は事業法施行規則第23条の9の3に規定されており、二種指定事業者は接続料の変更の際、様式第17の4の2から様式第17の4の7まで、様式第17の4の9、様式第17の4の10（二種接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合には、様式第17の4の2から様式第17の4の10まで）³⁷及び平成29年総務省告示

³⁷ https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_01.html

第37号³⁸に定める様式の接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を総務大臣に提出する義務がある。

第二種指定電気通信設備との接続協定は、事業法第34条第4項に基づき、当該接続約款によらなければ締結することができない。また、二種指定事業者は、事業法第34条第5項に基づき、当該接続約款を公表³⁹する義務を負う。

(イ) 標準的接続箇所

事業法第34条第3項第1号イの「他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして総務省令で定める箇所」は、事業法施行規則第23条の9の4第1項に規定されている。

なお、同条第2項では、自らの電気通信設備を他の二種指定事業者の電気通信設備と一体的に運用する場合において、接続事業者の電気通信設備との間の伝送交換の全てが当該他の二種指定事業者の標準的接続箇所により行われていると総務大臣が認める場合は、同条第1項の規定による箇所に代えてその箇所を標準的接続箇所とすることとされており、当該伝送交換の一部が当該他の二種指定事業者の標準的接続箇所により行われていると総務大臣が認める場合は、同条第1項の規定による箇所に加えてその箇所を標準的接続箇所とすることとされているところ、二種指定事業者は、当該伝送交換の状況が分かる書類を添えて総務大臣に対し、伺い出ることを要する。

(ウ) アンバンドル機能等

事業法第34条第3項第1号ロの二種指定事業者が取得すべき金額を適正かつ明確に定めるべき「総務省令で定める機能」は、二種接続料規則第4条第1項に規定されている。

ア) 基本的な考え方

二種接続料規則第4条第1項に定める機能について、aのとおり「アンバンドル⁴⁰等の判断基準」を定めるとともに、イ)のとおり「アンバンドル機能」を定め、ウ)のとおり「開放を促進すべき機能」を定める。

³⁸ https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_02.html

³⁹ 接続約款の公表は、その実施の日から、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない(事業法施行規則第23条の8)。

⁴⁰ 第二種指定電気通信設備との接続に係る機能のうち、他の事業者が必要とするもののみを細分して使用できるようにすることをいう。以下同じ。

なお、第二種指定電気通信設備には第一種指定電気通信設備のようなボトルネック性が認められないこと、移動通信市場においてはサービス競争が一定程度進展していること等の移動通信分野の特性に鑑み、二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮するほか、アンバンドルに係る仕組みには、事業者間協議による合意形成を尊重し、その促進を図る視点を盛り込む。

a アンバンドル等の判断基準

(a) アンバンドル機能を設定する場合

「アンバンドル機能」は、次の要件を満たした場合に設定する。

- ① 他の事業者から機能のアンバンドルに係る要望があること
- ② アンバンドルすることが技術的に可能であること
- ③ アンバンドルに当たって二種指定事業者に過度な経済的負担を与えないこと
- ④ 必要性・重要性の高いサービスに係る機能であること⁴¹

(b) 開放を促進すべき機能を設定する場合

上記アンバンドルの要件を全て満たさない機能でも、上記④の要件を満たし、いずれかの事業者に他の事業者からの要望があり、上記②・③の要件を満たす可能性がある場合には、接続又は卸電気通信役務による提供が望ましいため、事業者間協議の更なる促進を図るものとして、「開放を促進すべき機能」に定める。

b プロセス

総務省は、「アンバンドル機能」及び「開放を促進すべき機能」に該当する機能について、定期的に見直しを行うこととする。見直しに当たっては、意見公募を実施するなど、手続の公正性・透明性の確保に努めることとする。

イ) アンバンドル機能

「アンバンドル機能」には、二種接続料規則第4条第1項の表に掲げる次の①から③までの機能が該当する。

⁴¹ 具体的には、利用者利便の高いサービスに係る機能、公正競争促進の観点から多様な事業者による提供が望ましいサービスに係る機能、多数の利用者に実際に利用されているサービスに係る機能が該当する。

- ① 音声伝送交換機能
- ② データ伝送交換機能⁴²
- ③ ショートメッセージ伝送交換機能

なお、各アンバンドル機能を複数の区分に細分し接続料を定めることは可能であるが⁴³、当該アンバンドル機能全体について接続料を定めない場合は、接続約款の変更命令の対象となる可能性がある⁴⁴。

ただし、複数の二種指定事業者が、アンバンドル機能をそれらの第二種指定電気通信設備により実現する場合であって、利用者への役務の提供実態等に照らし当該アンバンドル機能を複数の区分に細分して接続料を設定する場合には、当面、二種接続料規則第3条に基づく総務大臣の承認を受け、必要性・重要性の低い区分については接続料を設定しないことができるものとする。

ウ) 開放を促進すべき機能

「開放を促進すべき機能」には、次の①から⑥までに掲げる機能が該当する。

- ① 料金情報提供機能
- ② 携帯電話のEメール転送機能
- ③ パケット着信機能
- ④ 端末情報提供機能
- ⑤ HLR/HSS連携機能
- ⑥ リモートSIMプロビジョニング（RSP）機能⁴⁵

⁴² データ伝送交換機能の接続料(回線容量単位接続料及び回線数単位接続料に限る。)の算定に当たっては、4G・5G(NSA方式)と5G(SA方式)に係る費用及び需要を一体として算定を行うこととする。

⁴³ 各アンバンドル機能を複数の区分に細分して接続料を定める場合、営業費用や正味固定資産価額の配賦、需要の配分等が適切に行われなければ接続料算定の適正性が損なわれる可能性があることに十分留意することが必要である。

⁴⁴ アンバンドル機能の一部の区分について接続料を定めなくてもよいこととする場合は、現在、データ伝送交換機能についていわゆるCDMA2000方式及びEV-DO方式を除いているように、二種接続料規則において明示することが原則である。

⁴⁵ MSISDN等携帯電話ネットワークにアクセスするための情報(SIMプロファイル)のSIMへの書込み(SIMプロビジョニング)をオンラインで遠隔操作により行うための機能。その形態としては、MNOの調達するRSPのシステムをMVNOが利用する形態と、MVNOの調達するRSPのシステムをMNOのネットワークに連携させる形態があり得る。「モバイル市場の競争環境に関する研究会」最終報告書(令和2年2月)において示されたとおり、二種指定事業者がリモートSIMプロビジョニングによりeSIMサービスを提供する場合は、タブレット向け、スマートフォン向け、IoT向け等その提供するサービス内容に応じて、MVNOにおいても同様のサービスの提供を行うことができるよう本機能の開放が行われることが望ましい。

(エ) 接続を円滑に行うために必要な事項の提供

事業法第34条第3項第1号ホの「総務省令で定める接続を円滑に行うために必要な事項」は、事業法施行規則第23条の9の5に規定されている。また、同条第1項第1号イ(1)の「他事業者との接続箇所がある第二種指定電気通信設備を設置する場所その他接続の請求に際して必要な情報の開示」についての具体的内容は、平成28年総務省告示第107号⁴⁶（以下「二種情報開示告示」という。）に規定されている。これらの事項に関して、具体的な解釈及び望ましい事項を示す。

ア) 頻度の高い工事の工事費

事業法施行規則第23条の9の5第1項第6号に基づき、二種指定事業者が工事又は保守その他第二種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合の金額に関しては、作業時間当たりの単金を接続約款に記載するだけでなく、頻度の高い工事については、工事当たりの単価を接続約款に記載すべきである。

イ) 役務利用管理システム又はSIMカードの提供条件追加等の通知

二種情報開示告示第2条第5号に基づく、MVNOの電気通信役務の提供に用いられる役務利用管理システム又はSIMカードの機能その他の提供条件の追加及び変更に関する情報の通知は、MVNO側でこれら追加・変更を受けた対応を行う上で必要な準備期間が十分に確保されるよう、早期に行われることが望ましい。

(オ) 接続料の算定

事業法第34条第3項第2号は、二種指定事業者の接続料が、総務省令で定める方法により算定された金額を超えるものである場合に接続約款の変更命令の対象となることを規定している。この具体的内容は二種接続料規則及び同令の規定による平成28年総務省告示第110号⁴⁷に規定されている。どのような場合に接続約款の変更命令を行う可能性があるのかについて二種指定事業者に一定の予見可能性を与えるため、具体的な解釈等を示す。

なお、二種接続料規則は、同令第4条第1項の表に掲げる機能に係る接続料の算定方法を定めているが、これら以外の機能に係る接続料についても、事業法第34条第3項第2号の規定により、能率的な経営の下における適正な原価

⁴⁶ https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_02.html

⁴⁷ https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_02.html

に適正な利潤を加えたものを超えるものではないことが当然に求められる。

以下「2 電気通信事業法に係る事項」において使用する用語は、二種接続料規則において使用する用語の例による。

ア) 接続会計における固定資産の整理

二種接続料規則第5条では、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年総務省令第24号。以下「接続会計規則」という。）別表第3の移動電気通信役務収支表に整理された費用及び接続会計規則別表第2の役務別固定資産帰属明細表に整理された資産に基づいて、接続料の原価及び利潤を算定しなければならないこととされている。

また、接続会計規則第7条の規定により読み替えて準用する電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）第11条第2項では、「二以上の種類（別表第二の役務の種類欄に掲げる種類をいう。）の電気通信役務に共用される固定資産は、適正な基準によりそれぞれの役務の勘定に整理しなければならない。」とされている⁴⁸。

この際、音声伝送役務とデータ伝送役務に共用される固定資産をそれぞれの役務の勘定に整理するに当たっては、表1に掲げる固定資産をそれぞれの役務に直課した上で、音声伝送役務及びデータ伝送役務に共有される固定資産を原則としてトラヒック比によりそれぞれの役務に配賦する。ただし、表2に掲げる固定資産については、その性質に鑑みて次の基準により配賦する。

表1 音声伝送役務又はデータ伝送役務に直課すべき固定資産

音声伝送役務に直課する固定資産	データ伝送役務に直課する固定資産
専ら音声伝送役務に関連する固定資産 (例) ・ 3G音声交換機 ・ VoLTE交換機 ・ P-CSCF : Proxy-Call Session Control Function ・ IMS-AGW : IMS-Access Gateway ・ 関門交換機 ・ MGW : Mobile Gateway ・ MGCF : Media Gateway Control Function	専らデータ伝送役務に関連する固定資産 (例) ・ 3Gパケット交換機 ・ GGSN : Gateway GPRS Support Node ・ SGSN : Serving GPRS Support Node ・ ISP提供装置 ・ 上記に係るソフトウェア

⁴⁸ 接続会計規則別表第3 移動電気通信役務収支表の様式の記載上の注意においては、「二以上の種類の役務に関連する固定資産は、原則として回線数比又は取扱量比によって各種類の役務に配賦すること。」とされている。

<ul style="list-style-type: none"> ・ BGCF : Breakout Gateway Control Function ・ IBCF : Inter-connection Border Control Function ・ 音声回線交換サービス制御装置 <ul style="list-style-type: none"> ・ AS : Application Server ・ 音声メディア制御装置 <ul style="list-style-type: none"> ・ MRFC : Media Resource Function Controller ・ MRFP : Media Resource Function Processor ・ IMS呼制御装置 <ul style="list-style-type: none"> ・ S-CSCF : Serving Call Session Control Function ・ I-CSCF : Interrogating Call Session Control Function ・ SMS関連装置 <ul style="list-style-type: none"> ・ GMSC : Gateway Mobile Switching Center ・ 上記に係るソフトウェア 	
---	--

表2 トラヒック比以外の基準により配賦する固定資産

固定資産区分	固定資産の種類	配賦基準
機械設備	サービス制御系装置 (表3参照)	回線数比
	電力設備	ネットワーク資産額比 ⁴⁹
空中線設備 ⁵⁰ / 市内・市外線 路設備	鉄塔、鉄柱等	回線数比
土木設備	管路等	回線数比
端末設備		ネットワーク資産額比
建物	設備ビル等	ネットワーク資産額比
構築物	防壁等	ネットワーク資産額比
機械及び装置	オフィス関連資産等	ネットワーク資産額比
車両及び船舶	移動無線車等	ネットワーク資産額比
工具、器具及	以下以外(測定機器等)	ネットワーク資産額比

⁴⁹ 移動電気通信役務に係る機械設備、空中線設備、市内・市街線路設備、土木設備及び海底線設備を「ネットワーク資産」とし、これらを音声伝送役務/データ伝送役務に整理した結果を加重平均した比率をいう。以下同じ。

⁵⁰ 空中線設備のうち、フィーダーはトラヒック比により、フィーダーラック及び架台・支持柱・取付金具は回線数比により配賦することとする。

び備品	顧客系システム、料金系システム	回線数比
土地		ネットワーク資産額比
使用権資産		リースの対象となる資産に関連する固定資産区分の配賦基準に準ずる
建設仮勘定		固定資産全体の固定資産取得価額比
無形固定資産	顧客系システム、料金系システム	回線数比
	その他ソフトウェア（交換機系ソフトウェア、障害対策システム、研究開発用ソフトウェア等）	ネットワーク資産額比
	ソフトウェア仮勘定	固定資産全体の固定資産取得価額比
	その他無形固定資産（周波数移行費用、設備使用权、ブランド使用权、商標権、意匠権、のれん、特許権、借地権等）	固定資産全体の固定資産価額比

表3 回線数比により配賦するサービス制御系装置

世代	標準名	備考
3G	HLR:Home Location Register	加入者情報を扱う装置で、D-SCPは情報（データベース）管理を行う装置
	SGW : Signaling GateWay	共通線信号（おもに3G方式に制御信号）の中継を行う装置 ※S-GWとは異なる装置
4G	MME : Mobility Management Entity	基地局を収容し、モビリティ制御（端末が移動しても、発着信及び通信を継続して提供可能とする制御）などを提供する装置
	PCRF : Policy and Charging Rules Function	ユーザデータ転送のQoS（クオリティオブサービス：ネットワークサービスを安定して使用出来る様に、データを通す順序や量を調整すること）及び課金のための制御を行う装置
	DRA : Diameter Routing Agent	EPCのシステムの1つである「PCRF」の機能ブロックの1つで、加入者プロフィールを収容するPCRブレードを選択する機

		能のブレード
	HSS : Home Subscriber Server	加入者情報を扱う装置で、D-SCPは情報(データベース)管理を行う装置
5G	UDM : Unified Data Management	5GCにおけるC-Plane上のNF(機能部)で、各ユーザーの加入契約情報や端末認証情報、端末の在圏位置情報を保持する機能を担う装置
	AMF : Access and Mobility Management Function	5GCの一部であり、5G SA在圏時のモビリティ制御(端末が移動しても、発着信及び通信を継続して提供可能とする制御)などを提供する装置
	PCF : Policy Control Function	5GCの一部であり、ポリシー制御などを提供する装置
	CHF : Charging Function	5GCの一部であり、課金機能を提供する装置
	SMF : Session Management Function	5GCの一部であり、セッションを管理する装置
	NRF : Network Repository Function	5GCの一部であり、5GC-NFの管理する装置
	NSSF : Network Slice Selection Function	5GCの一部であり、5G SA在圏時において、加入者が利用するネットワークスライスを選択する装置
	BSF : Binding Support Function	5GCの一部であり、5GC-NFと加入者の紐づけを管理する装置
共通	DNS : Domain Name System	インターネットを使った階層的な分散型データベースシステム。主にホスト名や、電子メールに使われるドメイン名とIPアドレスとの対応づけを管理するために使用する装置
	SMSC : Short Message Service Center	音声、映像、FAX等のメディア処理機能を集約・統合した付加サービス系のサービス提供ノード。ショートメール、留守番電話等を提供する装置
	SMLC : Serving Mobile Location Centre	位置測位に関する機能を持つ装置群
	eSMLC : Evolved Serving Mobile	

Location Centre	
LMF : Location Management Function	
SLP : Service Location Protocol	
SM-DP/SR : Subscription Manager Data Preparation/ Secure Routing	eSIMに関する機能を持つ装置

イ) 原価算定の3ステップ・プロセス

二種接続料規則第6条第1項では、「接続料の原価は、法定機能ごとに、当該法定機能に係る第二種指定設備管理運営費とする。」とされており、同令第7条第1項では、「法定機能に係る第二種指定設備管理運営費は、当該法定機能の区分ごとに、当該法定機能に対応した第二種指定電気通信設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）に係る費用の額を基礎として算定するものとする。」とされている。

このことを踏まえ、原価は、a及びbに示す3ステップ・プロセスにより算定する。ただし、二種指定事業者が採用するプロセスが3ステップ・プロセスと完全に同一でない場合であっても、最終的に算定される原価に含まれる費用の内容が同程度であるときは、当該二種指定事業者が採用するプロセスが直ちに否定されるものではない。

a 音声伝送交換機能及びショートメッセージ伝送交換機能

(a) ステップ1においては、移動電気通信役務に係る総費用（営業費用に限る。以下同じ。）からデータ伝送役務に係る費用を控除して音声伝送役務に係る費用を抽出する。

a) 移動電気通信役務に係る総費用は、設備費、営業費及び間接費に大別される。設備費には、運用費、施設保全費⁵¹、試験研究費、研究費償却、減価償却費、固定資産除却費、通信設備使用料⁵²及び租税公課が該

⁵¹ 他事業者の局舎等に自らの設備をコロケーションする際の土地・建物に係る費用及び電気料を含む。以下同じ。

⁵² 鉄塔使用料、管路使用料、電柱添架料並びに他事業者の局舎等に自らの設備をコロケーションする際の電力設備使用料及び空調設備使用料を含む。以下同じ。

当し、間接費には、共通費及び管理費が該当する。

b) 音声伝送役務又はデータ伝送役務に直課すべき費用を直課した上で、音声伝送役務及びデータ伝送役務に関連する費用は、接続会計規則別表第3に掲げる基準によりそれぞれの役務に配賦する⁵³。

c) 施設保全費、減価償却費及び固定資産除却費等の配賦に用いる、関連する固定資産価額比は、ア)に示す考え方に基づいて算定する。また、通信設備使用料の配賦基準については、当該使用料を支払って使用する通信設備に関連する固定資産区分の配賦基準に準ずる。

(b) ステップ2においては、音声伝送役務に係る費用から契約数連動費用を控除してトラヒック連動費用を抽出する。

a) 契約数連動費用には、設備費のうち各契約者が専有的に使用する設備に係る費用⁵⁴が該当し、営業費のうち料金の請求・回収に係る費用及び基本料収入の確保に係る費用が該当する。

b) 契約数連動費用及びトラヒック連動費用に明確に分計することが困難なもの(間接費を含む。)がある場合には、接続会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。

(c) ステップ3においては、トラヒック連動費用から接続料原価対象外費用を控除して接続料原価対象費用を抽出し、これを原価とする。

a) 接続料原価対象外費用は、c)に示す考え方に基づいて特定する。

b) 接続料原価対象外費用及び接続料原価対象費用に明確に分計することが困難なもの(間接費を含む。)がある場合には、接続会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。

b) データ伝送交換機能の回線容量単位接続料(二種接続料規則第4条第2項第1号に掲げる部分に係る接続料)

(a) ステップ1においては、移動電気通信役務に係る総費用から音声伝送役務に係る費用を控除してデータ伝送役務に係る費用を抽出する。

⁵³ 試験研究費のうち、特定のサービス又は資産への帰属が明確なものについては、ア)に示す考え方に基づいて算定する関連する固定資産取得価額比により配賦する。以下同じ。

⁵⁴ 例として、サービス制御装置に係る費用、位置登録信号に係る費用、顧客・料金システムに係る費用。

a) 移動電気通信役務に係る総費用は、設備費、営業費及び間接費に大別される。設備費には、運用費、施設保全費、試験研究費、研究費償却、減価償却費、固定資産除却費、通信設備使用料及び租税公課が該当し、間接費には、共通費及び管理費が該当する。

b) 音声伝送役務又はデータ伝送役務に直課すべき費用を直課した上で、音声伝送役務及びデータ伝送役務に関連する費用は、接続会計規則別表第3に掲げる基準によりそれぞれの役務に配賦する。

c) 施設保全費、減価償却費及び固定資産除却費等の配賦に用いる、関連する固定資産価額比は、ア) に示す考え方に基づいて算定する。また、通信設備使用料の配賦基準については、当該使用料を支払って使用する通信設備に関連する固定資産区分の配賦基準に準ずる。

(b) ステップ2においては、データ伝送役務に係る費用から回線容量課金対象外費用を控除して回線容量課金対象費用を抽出する。

a) 回線容量課金対象外費用には、設備費のうち各契約者が専有的に使用する設備に係る費用⁵⁵及び接続事業者が使用しない設備に係る費用⁵⁶が該当し、営業費のうち料金の請求・回収に係る費用及び基本料収入の確保に係る費用が該当する。

b) 回線容量課金対象外費用及び回線容量課金対象費用に明確に分計することが困難なもの（間接費を含む。）がある場合には、接続会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。

(c) ステップ3においては、回線容量課金対象費用から接続料原価対象外費用を控除して接続料原価対象費用を抽出し、これを原価とする。

a) 接続料原価対象外費用は、c) に示す考え方に基づいて特定する。

b) 接続料原価対象外費用及び接続料原価対象費用に明確に分計することが困難なもの（間接費を含む。）がある場合には、接続会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。

c) 接続料原価対象外費用となる営業費用

(a) 営業費

⁵⁵ 例として、サービス制御装置に係る費用、位置登録信号に係る費用、顧客・料金システムに係る費用。

⁵⁶ 例として、二種指定事業者がインターネット接続サービスを提供するための設備に係る費用。

接続料は、設備の使用料ととらえる。したがって、適正な原価は、基本的に設備費であり、営業費は、原則として原価に算入されるべきではない。しかしながら、次の①から③までに掲げる営業費については、設備の安定的な運用又は効率的な展開に資することから、設備への帰属が認められるものであり、原価への算入は否定されない。

① 電気通信の啓発活動に係る営業費

電気通信の啓発活動⁵⁷に係る営業費は、電気通信サービスの健全な利用を確保し、特定地域・時間における設備への負担の集中を軽減することにより、設備の安定的な運用に資する。

② エリア整備・改善を目的とする情報収集に係る営業費

エリア整備・改善を目的とする情報収集⁵⁸に係る営業費は、エリア整備・改善に係る調査・計画を補完することにより、設備の効率的な展開に資する。

③ 周波数再編の周知に係る営業費

周波数再編の周知に係る営業費は、設備の改変等を要する周波数再編の円滑な実施を促進することにより、設備の効率的な展開に資する。

(b) 設備費

設備費であっても、次の①から③までに掲げるようなものについては、接続料として他の事業者負担を求めることが適当でないことから、原価には算入しない。

① 通信設備使用料（自社のネットワークの構築に係るものを除く。）

② 他の事業者が個別に負担している設備費⁵⁹

③ 付加機能⁶⁰の用に供する設備費

ウ) 正味固定資産価額

二種接続料規則第8条第3項の正味固定資産価額は、ア) に示す考え方に基づくものとする。

エ) 利潤の算定に用いる資本構成比

二種接続料規則第8条第6項の他人資本比率、同令第9条第2項の自己資

⁵⁷ 例として、迷惑メールへの対処方法や災害時の通信手段等の啓発を内容とするケータイ教室。

⁵⁸ 例として、不感エリアに係る情報のウェブ上での受付。

⁵⁹ 例として、POI回線に係る費用。

⁶⁰ 例として、留守番電話機能。

本比率等の利潤の算定に用いる資本構成比の算定は、貸借対照表上の簿価を用いる。

オ) 有利子負債の範囲

二種接続料規則第8条第7項における有利子負債の算定において、例えば、社債については、貸借対照表上の勘定科目としては、固定負債又は流動負債といった区分により、固定負債である「社債」又は流動負債である「1年以内に期限到来の固定負債」に分類されることとなるが、こういった分類にかかわらず、その性質が同じ場合には有利子負債とする。

カ) リスクの低い金融商品の平均金利

二種接続料規則第9条第3項におけるリスクの低い金融商品の平均金利は、日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表により公表されている値を用いて、基礎事業年度（二種接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。以下同じ。）に発行された長期国債であって当該事業年度の期末に最も近い日に発行されたものの単利の平均値とする。

キ) 主要企業の平均自己資本利益率ーリスクの低い金融商品の平均金利

二種接続料規則第9条第3項における「主要企業の平均自己資本利益率ーリスクの低い金融商品の平均金利」は、イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社が発行するJapanese Equity Risk Premia Reportのうち、1952年から基礎事業年度の末月までの長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアムとする。

ク) 音声伝送交換機能に係る接続料の設備区分別算定

二種接続料規則第11条第3項では、「接続料の体系は、当該接続料に係る第二種指定設備管理運営費の発生の態様を考慮し、回線容量、通信回数、通信時間等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。」とされている。

このことを踏まえ、音声伝送交換機能に係る原価、利潤及び需要は、次の①から⑪までに掲げる設備区分によるほか、適正な区分を設定し、それらの区分により整理して算定する。この際、設備区分ごとの需要は、設備の使用の違いを考慮して算定する。

- ① 第二種指定端末系交換設備
- ② 第二種指定中継系伝送路設備

- ③ 第二種指定中継系交換設備
- ④ 第二種指定中継系交換設備間の伝送路設備
- ⑤ 第二種指定端末系無線基地局
- ⑥ 第二種指定端末系無線基地局と第二種指定端末系交換局間の伝送路設備
- ⑦ 信号用伝送路設備
- ⑧ 信号用中継交換機
- ⑨ 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
- ⑩ 他事業者の電気通信設備と①～⑨との間に設置される伝送路設備
- ⑪ 設備への帰属が認められないもの

ケ) データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の需要

二種接続料規則第11条第2項では、需要は、実績原価方式においては「接続料を算定する機能ごとの通信量等の実績値」、将来原価方式においては、「接続料を算定する機能ごとの通信量等の合理的な将来の予測値」とされており、同令第13条第1項第1号では、データ伝送交換機能の回線容量単位接続料は回線容量を単位として設定するものとされている。当該単位を踏まえ、当該需要はネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総回線容量とする。

コ) 複数の二種指定事業者による接続料設定

二種接続料規則第16条第1項では、複数の二種指定事業者がアンバンドル機能をそれらの第二種指定電気通信設備により実現する場合には、当該複数の二種指定事業者は、接続料の算定を行う事業者（以下「算定事業者」という。）を明らかにし、それ以外の事業者（以下「共同設定事業者」という。）と共同して総務大臣の承認を受けた上で接続料を設定しなければならない旨規定されている。

この総務大臣の承認では、算定事業者による接続料の算定が適正に行われるものであるかを確認することとなる。具体的には、次のような事項を確認することが想定される⁶¹。

- ・ 接続料の算定に共同設定事業者が適切に協力することとなっていること。
- ・ 共同設定事業者に係る接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類
その他必要な書類が算定事業者に適切に提供されることになっていること。
- ・ 算定事業者により算定された接続料について、共同設定事業者が自らに係る原価及び利潤が適正に算定されていることを確認することになっていること。

⁶¹ 算定が適切に行われるものであるかは、接続料の算定案及びその算定プロセスが示されると確認しやすくなる。

なお、二種指定事業者間の情報交換の態様によっては、市場における競争状況に照らし、公正競争上問題になるおそれがあるため、注意を要する。

また、算定事業者は、同条第2項により読み替えて適用する同令第3章及び第4章の規定に基づき接続料の設定を行わなければならないところ、設定に当たっては、二種接続料規則の規定及び本ガイドラインの他の規定によるほか、次によることとする。

a 原価算定

(a) 算定事業者及び共同設定事業者の移動電気通信役務収支表に基づき、二種指定事業者ごとに「イ) 原価算定の3ステップ・プロセス」に従い原価を算定する。この際、重複計上等控除を要する金額は、ステップ3において「接続料対象外費用」として控除する。

(b) 算定した二種指定事業者ごとの原価を合算する。

b 利潤算定

(a) 利潤算定の基礎となる算定事業者及び共同設定事業者の貸借対照表等に計上された額を合算の上、利潤を算定する。この際、投資と資本の相殺消去、債権と債務の相殺消去、算定事業者及び共同設定事業者間の取引高の相殺消去等、企業会計における連結財務諸表の作成に準じた処理を行い、それぞれの処理に係る事業者名、金額、理由を示した上で、所要の金額を控除する。

合算する貸借対照表等の勘定科目は次のとおり。

a) 貸借対照表上の「資産」、「負債」及び「純資産」の全科目

b) 損益計算書上の「営業外費用」の全科目

(b) 法定実効税率は算定事業者及び共同設定事業者の法定実効税率を純資産の額で加重平均して用いる。

サ) 当年度精算

二種接続料規則第17条第2項ただし書では、接続料の急激な変動があると認められる場合、基礎事業年度の期首まで遡及する精算（当年度精算）を行うこととされている。この点については、例えば、データ伝送交換機能の回線容量単位接続料（令和元年度までに適用されるものに限る。）が、相当の需要の増加等により、当年度精算を行う場合に該当した。

a 暫定値

ある事業年度の実績値に基づく接続料の額が確定するのは、おおむね当該事業年度の翌年度末である。当年度精算を行う接続協定の場合、最終的な精算には、当該接続協定が適用される事業年度を基礎事業年度とした接続料を用いるが、接続料確定までの間の暫定的な支払額としては、その時点までに確定している接続料、すなわち、当該接続協定が適用される事業年度の前々事業年度を基礎事業年度とした接続料を用いることとなる。ここで、当年度精算を行う、接続料の急激な変動があると認められる場合等においては、最終的な精算に用いられる接続料と、暫定的な支払額との差分が過大となる可能性がある。このため、暫定的な支払額として、当該接続協定が適用される事業年度の前々事業年度を基礎事業年度とした接続料に代えて、接続料の過去の増減トレンドを当てはめて得た額や算定された接続料に一定の割引率を乗じた額等を踏まえ合理的に設定した暫定値を設定することにより、接続事業者にとってキャッシュフローの面で過大な負担が課されないよう方策を講じることが望ましい。

合理的な暫定値の設定に関する事業者間協議に当たっては、その金額のみを提示するのではなく、その設定に係る考え方や基礎となる数値等について、接続事業者十分に説明を行うことが望ましい。

b 接続料算定の早期化等

当年度精算を行う接続協定の場合、最終的な精算に用いられる接続料は、当該接続協定の翌年度末頃に確定する。このように精算額の確定が遅くなることは、特に、当年度精算を行う、接続料の急激な変動があると認められる場合等において、MVNOの事業の予見性に多大な影響を与えるおそれがある。このため、二種指定事業者は、可能な限り接続料の算定を早めたり、希望するMVNOに対して、需要などの算定根拠情報を早期に提示することが望まれる。

シ) 将来原価方式を用いた算定

データ伝送交換機能のうち二種接続料規則第4条第2項第1号及び第2号に掲げる部分については、二種接続料規則第13条第2項の規定により、将来原価方式を用いて算定する接続料を設定することとされている⁶²ところ、

⁶² 二種接続料規則第13条第2項において、将来原価方式対象機能の接続料は、予測接続料(同条第3項に規定する予測接続料をいう。以下同じ。)及び精算接続料(同条第4項に規定する精算接続料をいう。以下同じ。)を設定する旨規定されているところ、事業法第34条第1項の規定により新たに指定をされた二種指定事業者については、二種接続料規則第3条に基づく総務大臣の承認を受け、精算接続料は、指定後最初に設定する予測接続料が適用される事業年度を基礎事業年度とするものからの設定とすることができるものとする。

将来原価方式においては、二種接続料規則第7条第2項第2号、第8条第3項第2号及び第11条第2項第2号の規定により、第二種指定設備管理運営費、正味固定資産価額⁶³及び需要について、それぞれ、合理的な将来の予測を行うこととされており、具体的な予測値の算定方法は、基本的には二種指定事業者の判断に委ねられている。

ただし、予測と実績の乖離は生じ得るものであるとしても、それが大きいとMVNOの経営に大きな影響を与えることとなることから、予測と実績の乖離がなるべく小さくなるようにすることが重要である。また、MVNOと二種指定事業者の公正競争確保の観点からは、二種指定事業者が用いている情報と同様の情報に基づきMVNOが経営判断できるようにすること、二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることとならないようにすることが重要である。

このため、予測値の算定に当たっては、二種接続料規則の規定及び本ガイドラインの他の規定によるほか、次によることとする⁶⁴。

a 算定区分

より精緻な予測値の算定を行う観点から、第二種指定設備管理運営費については、接続会計規則別表第3の移動電気通信役務収支表に記載されている営業費用を構成する区分ごと、正味固定資産価額については、接続会計規則別表第2の役務別固定資産帰属明細表に記載されている電気通信事業固定資産を構成する区分ごとに、それぞれの区分に応じて適切な予測値の算定方法を定めた上で、予測値の算定を行うことが望ましい。

⁶³ 利潤の算定には正味固定資産価額の他にも様々な項目が用いられるところ、「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書(令和元年9月)では、「まずは一種指定制度と同様正味固定資産価額を予測値算定の対象とし、他の項目については、予測値の算定方法の検証を継続的に行っていく中で、予測と実績の乖離の状況に応じ、対象とすることについて検討を行っていくことが適当である」とされている。なお、二種指定事業者が、より精度の高い予測を行うため、他の項目についての予測値の算定を希望する場合は、二種接続料規則第3条の規定に基づき総務大臣の承認を受けて、当該算定を行う方法がある。

⁶⁴ 予測値の算定方法については、総務省において、審議会への報告等を通じ、その適正性の検証を行うこととしている。この点、「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書では、「検証結果に基づき、より精度の高い算定方法とするよう二種指定事業者に対して要請等を行う、予測と実績の乖離の状況を踏まえ、それがなるべく小さくなるよう、また、二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることにならないよう、共通的な算定方法の整備についての検討の場を設ける、合理的な算定が行われていないと判断された場合は接続約款の変更命令について検討する等、予測値の算定方法の適正性を向上させるための所要の取組を、毎年度繰り返し行っていくことが適当である」、「検証は、毎年度行うこととし、予測値が過去の実績値の推移傾向から大きく乖離した場合、予測値と実績値との間に大きな乖離が生じることが見られる場合等において、乖離の理由を項目ごとに重点的に検証する、実際の支払額に関係する1年度目の接続料について重点的に検証する等、効果的に行うことが適当である」とされている。また、予測と実績の乖離について、「今後、予測値の算定方法の検証を継続的に行っていく中で、予測と実績の乖離の状況等、MVNOにおける予見性確保の状況を踏まえ、精算によることが適切なのか、乖離額調整によることが適切なのかも含め、予測と実績の乖離の調整の在り方について、継続的に検証を行っていくことが適当である」とされている。

b 算定方法

予測値の算定に当たっては、過去の実績値からの推計のみにより行うのではなく、第二種指定設備管理運営費及び正味固定資産価額の全ての算定区分並びに需要の予測値について、予測対象年度における見込みを反映することが求められる。見込みについては、具体的かつ細かな粒度とすることにより、見込みと予測値との間の因果関係を明確化することが適当である。ただし、見込みを用いる場合と見込みを用いない場合を比較した上で、見込みを用いない場合が、接続料の算定の適正性に確実に資するときは、この限りではない。

例えば、第二種指定設備管理運営費及び正味固定資産価額における予測値の算定では、予測対象年度における基地局等の整備見込み及びシステム更新予定、会計方針及び会計基準の変更（加速償却、除却、減価償却方法の変更等）等を、「需要」における予測値の算定では、データ伝送容量の拡充予定等を適切に反映することが望ましい。

また、過去の実績値を用いる上で、予測値の算定作業を行う年度における年度途中の実績も可能な限り用いることが望ましい。

また、データ伝送交換機能に係る接続料について、「予測値と実績値との間に乖離が生じた理由」及び「前年度の予測値と今年度の予測値との間に乖離が生じた理由」を分析した結果を、次期の接続料算定に反映することで、予測値の更なる精緻化に努めることが適当である。

c 精算接続料が予測接続料を上回った場合の措置

精算接続料が予測接続料を上回ることによってMVNOによる二種指定事業者への追加的な支払が生じる場合には、MVNOからの要望に応じて、分割払いや支払期日延長等MVNOへの負担軽減を図るための措置を二種指定事業者が自主的に行うことが望ましい。なお、当該措置に伴う債権保全措置を講ずる場合には、『電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン』にのっとることが求められる。

d MVNOへの情報提供

予測と実績の乖離の経営への影響を小さくするためには、MVNOにおいて、自らの努力によりその乖離を予想できるようにすることが重要である。二種情報開示告示第2条第10号及び第11号の規定により、二種指定事業者は、原価、利潤及び需要における実績に対する予測の比率及び第二種指定設備管理運営費、正味固定資産価額及び需要の予測値の算定方法

について、開示の請求のあったMVNOに限り開示することとされている。

これに加え、予測値の算定時点では想定し得なかった重大な後発事象により予測接続料に大きな影響が見込まれる場合における、その影響の度合い並びに原価、利潤及び需要における予測と実績の乖離の理由についても、二種指定事業者において、自主的な取組として、MVNOとの個別対応の中で、可能な範囲で適時・適切に情報提供を行うことが望ましい。

(カ) 接続を円滑に行うために必要な情報の提供（努力義務）

事業法第34条第7項に基づき、二種指定事業者は、接続を円滑に行うために必要な情報について、接続事業者に提供する努力義務がある。これを踏まえ、二種指定事業者は、例えば、次に掲げる事項についてMVNOに情報提供するよう努めることが適当である。

- ・ 第二種指定電気通信設備に将来追加される新たな機能等に関する情報

3) MNO等によるMVNOの兼営

MNO又はMNOの関係法人等（当該MNOの特定関係法人又は当該MNOを特定関係法人とする者をいう。以下同じ。）が他のMNOのネットワークを利用してMVNOを運営すること（以下「MVNO運営」という。）については、事業法上禁止されておらず、行い得る。ただし、MNOが、有限希少な電波の割当を受けており、電波の有効活用が求められることを踏まえれば、MNOは、自らネットワークを構築して事業展開を図ることが原則である。

MNO又はMNOの関係法人等によるMVNO運営が、著しい公正競争上の弊害を引き起こしている場合には、事業法第29条第1項第10号の他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるときに該当するものとして、総務大臣による業務改善命令の対象となる。例えば、MNO又はMNOの関係法人等によるMVNO運営が行われる場合であって、当該MNOにおいて、収益性の低い地域における基地局整備の懈怠その他の行為⁶⁵が行われる結果、競争条件の公平性が著しく阻害されるときや、当該MNOにおいて、MVNO運営を通じて得た他のMNOに関する情報について、その目的外利用が行われるときは、公正競争上の弊害を引き起こしているものと判断される。

⁶⁵ 例えば、当該MNOにおいて、正当な理由なく、収益性の低い地域において総務大臣の認定を受けた開設計画に従った基地局整備を行わないことは、「収益性の低い地域における基地局整備の懈怠」に該当するものと判断される。また、例えば、収益性の低い地域において、当該MNOの基地局整備状況が、当該MVNO運営に係るネットワークを提供する他のMNOの基地局整備状況と比べて著しく劣っている状況が長期に渡り継続している場合は、合理的な理由がある場合を除き、「収益性の低い地域における基地局整備の懈怠その他の行為」に該当するものと判断される。

また、上述のとおり、MNOとMVNOを兼営する者が、収益性の低い地域において基地局整備を怠る結果、競争条件の公平性が著しく阻害され、接続の申込みを受けた他のMNOの利益を不当に害するおそれがあると認められる合理的な理由がある場合は、事業法第32条の接続応諾義務の例外に該当することとなる。

4) 市場支配的なMNOに係る規律

事業法第30条に規定する禁止行為等に係る規律が適用される市場支配的なMNO（事業法第30条第1項の規定による総務大臣の指定を受けたものをいう。以下4)において同じ。）は、次の①又は②の行為を行ったときは、行為の停止又は変更命令の対象となるほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、事業法第9条の電気通信事業の登録及び事業法第117条第1項の認定の取消対象となる（事業法第30条第5項、第14条第1項及び第126条第1項第3号）。

- ① MVNOの電気通信設備との接続の業務又は卸電気通信役務の提供の業務に関して知り得た当該MVNO及びその利用者に関する情報をそれらの業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること（事業法第30条第3項第1号イ・ロ）。
- ② 市場支配的なMNOが法人である場合において、その電気通信業務について、当該市場支配的なMNOの特定関係法人であるMVNOであって総務大臣が指定するものに対し、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えること（事業法第30条第3項第2号）。

5) MNOとMVNOとの間の協議に関する事項

ア MNOにおけるコンタクトポイントの明確化

電気通信役務の円滑な提供を確保する等の観点から、MNOにおいて、卸電気通信役務の提供又は接続のいかに問わず一元的な窓口（コンタクトポイント）を設け、これを対外的に明らかにするとともに、一般的な事務処理手続（申請手続・書式・標準処理期間）を公表する等、MVNOとの協議を適正かつ円滑に行う体制を整備することが望ましい⁶⁶。

⁶⁶ MVNOがMNOとの間で卸電気通信役務の提供又は接続に係る協議を行う際、例えば、MNOが次の行為を行うことにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となる（事業法第29条第1項第10号及び共同ガイドライン（15頁）を参照）。

(例)

- ・ MVNOに対して、合理的な理由なく、あえて社内の複数の部署と個別のかつ煩雑な協議を強いること。
- ・ MVNOに対して、合理的な理由なく、卸電気通信役務契約の締結に関する協議を行うよう求め、接続協定の締結に関する協議を行わないこと。

また、当該窓口や事務処理手続等について変更がある場合は、速やかにMVNOに通知するなど、MVNOの提供するサービスに大きな影響を与えないよう配慮することが望ましい。

イ MVNOの事業計画等に係る聴取範囲の明確化

MNOが卸電気通信役務の提供又は接続に関してMVNOとの間で協議を行うに当たっては、当該卸電気通信役務の提供又は接続に係る業務を適確に実施するため、MNOにおいて、MVNOからその事業計画等に係る事項を含めて情報を聴取する必要がある。しかしながら、事業計画等の内容が競合する事業者に開示されることは、当該事業計画等を展開する事業者の競争上の地位を危うくすることになりかねない点に留意する必要がある⁶⁷。

卸電気通信役務の提供又は接続に関し、MNOにおいてMVNOから一般的に聴取に理由があると考えられる事項と一般的に聴取に理由がないと考えられる事項を例示すると、次のとおりとなる。

一般的に聴取に理由があると考えられる事項	一般的に聴取に理由がないと考えられる事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ MNOの電気通信回線設備との接続の調査のために必要となる一般的事項(接続の概要、接続を希望する時期、相互接続点の設置場所、相互接続点ごとの予想トラフィック、接続の技術的条件、電気通信設備の建 	<ul style="list-style-type: none"> ・ MVNOが設定する予定の利用者料金水準や料金体系
	<ul style="list-style-type: none"> ・ MVNOの想定する具体的顧客名や当該個別顧客の需要形態
	<ul style="list-style-type: none"> ・ MVNOが提供するサービスの原価

・ MVNOに対して、不要な資料の提出を要求し、又は速やかに回答できるにもかかわらず、いたずらに回答を遅延すること。

・ 卸電気通信役務の提供又は接続に係るMVNOとの協議に際し入手した情報を自己又は自己の関係事業者等の営業目的に利用すること。

⁶⁷ MNOにおいて、当該卸電気通信役務の提供又は接続の業務を適確に遂行するという目的を超えて、MVNOから事業計画に係る事項の情報開示を求め、これに応じることを当該契約や協定の締結条件とし、又は役務提供の条件とすることは当該業務の不当な運営に該当し、総務大臣による業務改善命令の対象となることがある(事業法第29条第1項第10号)。

また、MVNOがこれに応じないことを理由として、MNOにおいて当該卸電気通信役務の提供や接続協定の締結に係る協議に応じない場合、総務大臣による協議開始(再開)命令の対象となることがある(事業法第35条第1項及び第2項並びに第39条において準用する第35条第1項及び第38条第1項)。

例えば、MNOが次の行為を行っていることにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となり、また、MNOが協議に応じず又は当該協議が調わなかった場合で、MVNOから申立てがあったときには総務大臣による協議開始(再開)命令の対象となる。

(例)

- ・ MNOに対して、MVNOが接続を求めて行う協議において、接続の業務の遂行に必要な限度を超えて、MVNOの想定する具体的顧客名やその個別の需要パターン、付加価値を創造する固有のビジネスモデル等を聴取し、MVNOがこれに応じない場合に当該協議の進展を妨げること。

設に係る事項、接続端末種別、接続形態等 ・MNOが卸電気通信役務を提供するために必要となる一般的事項(サービス提供地域、サービス提供時期、音声・データ別トラフィック量、端末種別、ネットワーク・システム等の改修に必要な事項等)	・MVNOが移動通信サービスと一体として提供しようと企図する付加価値サービス部分に係る事業計画
・MNOによる疎通制御機能の開発・実施に必要な事項(開発・実施や聴取の合理的な必要性が明示された場合)	・MVNOが計画する販売チャネルや端末を自主調達する場合の調達先

ただし、MVNOが企図する事業形態は多種多様であることから、MNOに要望する卸電気通信役務の提供又は接続の形態もまた多種多様であることが想定される点に留意する必要がある。

このため、MVNOの個別の要望によっては、聴取することが必要な情報もあると考えられるが、そのような情報を聴取する場合には、MNOにおいて、その聴取の合理的な必要性をMVNOに対して明示することが求められる。

ウ 接続等関連情報の取扱い

接続の業務又は卸電気通信役務の提供の業務に関して知り得た他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報(以下「接続等関連情報」という。)⁶⁸について、それらの業務の用に供する目的以外の目的のための利用又は提供(以下「接続等関連情報の目的外利用」という。)⁶⁹が行われた場合、当該他の電気通信事業者を狙い打ちにした、対抗サービスの提供、営業活動又は利用者の奪取等が行われ、不当な競争が引き起こされるおそれがある。

MNOによるMVNOに係る接続等関連情報の目的外利用が行われることにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じ、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となる。

MVNOによるMNOに係る接続等関連情報の目的外利用が行われる場合についても、MNOの業務の適正な実施に支障が生じ、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、業務改善命令の対象となる。

加えて、MNO及びMVNOは、接続等関連情報の目的外利用の防止に向けた具体的な措置を行うことが求められ⁷⁰、それを怠った場合であって、事業の運営が

⁶⁸ 例えば、新たな技術の導入予定、新たなサービスの開始予定、利用者の状況等がこれに該当する。

⁶⁹ 例えば、自己の営業目的での利用、自己の特定関係法人への提供がこれに該当する。

⁷⁰ 接続等関連情報を取得する事業者は、具体的な措置として、少なくとも、利用を制限する接続等関連情報の範囲及びその利用目的の特定、接続等関連情報の区分ごとのアクセス権限の設定、接続等関連情報を入手した者、入

適正かつ合理的ではないため電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生じるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となり得る。

エ ネットワークのふくそう対策

移動する多数の利用者が共同で利用する基地局等から構成される無線ネットワークを維持し、電気通信役務の円滑な提供を確保するためには、周波数の使用に制約がある基地局への負荷やネットワークの制御について十分な配慮が必要となる。

このため、疎通制御機能の開発等ネットワークのふくそう対策について、電気通信の健全な発達等を図る観点から、MVNOとMNOとの間で十分な協議が行われることが求められる。

なお、当該ネットワークのふくそう対策については、MVNO及びMNOのネットワークの円滑な運用及び利用者保護の観点から、MNOは、MVNOに対して必要な情報を提供することが求められる。

また、疎通制御を実施するに当たっては、協議当事者双方にとって合理的と認められる適切な方法・基準に基づいて実施し、MNOにおいて特定の者に対し不当な差別的取扱いが行われないことが求められる(事業法第29条第1項第2号)。

オ MVNOによる端末の調達

MVNOは、自ら端末を調達し、MNOのネットワークにおける当該端末の適切な運用を求めることができる。この場合、当該端末については、事業法及び電波法で定める技術基準⁷¹を満たす必要がある(電波法に係る事項については、「3電波法に係る事項」を参照。)

また、電気通信事業者は、利用者から端末設備をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続が事業法に定める技術基準に適合しない場合を除き、その請求を拒むことができない(事業法第52条)こととされており、MVNOが利用者として、又は利用者に代わって独自に調達した端末をMNOのネットワークに接続する旨の請求を行った場合には、この規定の適用を受

手した情報及び入手した日時⁷¹の記録、接続等関連情報の取扱いについて遵守すべき事項を定めた規程の作成、当該規程を遵守させるための研修の実施が求められる。

⁷¹ 事業法第69条及び「端末設備等規則」(昭和60年郵政省令第31号)並びに電波法第3章で定める技術基準。なお、MVNOであっても当該技術基準に適合していることの認定等について求めることができる。詳細については、「端末機器に関する基準認証制度について」(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/tanmatu/)、「無線基準認証制度」(<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/equ/>)を参照。

けることとなる。

なお、MVNOの端末設備をMNOのネットワークに接続する場合においては、当該端末設備と第二種指定電気通信設備との接続に関する試験（以下「事前確認試験」という。）等が必要となる場合があるが、これらについては、MVNOとMNOとの間の協議によるべき事項である。当該事項のうち、端末設備の事前確認試験等に係る費用は、MVNOの利用者料金に影響を与える重要なものであるため、MNOは、当該費用の請求について、①MNO及びMVNO間で事前確認試験等が行われる場合には、MVNOに対しその算定根拠、②MNO及び端末ベンダ間で事前確認試験等が行われる場合には、端末ベンダの了解があるときには、MVNOに対しその費用及び算定根拠を可能な範囲で明らかにすることが望ましい。

なお、二種指定事業者は、二種情報開示告示第2条第7号に基づき、端末と二種指定設備との接続に関する試験の標準的な料金その他の情報について、MVNOから要望があった場合には、開示しなければならない。

また、MVNOが端末の調達・開発、動作改善等のため端末ベンダと協議を行う際に、MNOのネットワークに係る情報が必要となる場合など、MVNOのみでは端末ベンダとの協議が成立しない場合には、MNOがMVNOと端末ベンダとの協議に可能な範囲で協力することが望ましい。

そうした事前確認試験等を実施する際に、MNOが故意に遅延行為を行ったり、不合理な費用の請求を行ったりする場合には、不当な差別的取扱いに該当する可能性があり、事案によっては、業務改善命令（事業法第29条第1項第2号）の対象となる場合がある。

カ 電気通信番号の適切な管理

（ア）電気通信番号の使用

移動通信サービスの提供に当たり使用する電気通信番号について、MNO等が指定を受けた電気通信番号の提供を受けて使用する場合とMVNOが自ら指定を受けて使用する場合がある。

MVNOがMNOから卸電気通信役務の提供を通じて電気通信番号の提供を受け、当該番号を使用したサービスを提供する場合、事業法上の電気通信番号の指定を受ける対象は電気通信役務の提供元であるMNOであることから、MVNOは、当該MNOに付与された電気通信番号の枠内でサービスを提供することになり、必要に応じて当該MNOとの間において締結される卸電気通信役務契約において電気通信番号の使用についての取り決めを行うこととなる。

当該番号のMNOからMVNOへの受け渡しの形態については、あくまでMVNOとMNOとの間の協議によるべき事項である⁷²。

また、MVNOがMNOと接続してサービスを提供する場合、MVNOの利用者は、MVNOからだけではなく、無線ネットワーク等MNOの役務提供区間において、MNOからも電気通信役務の提供を受けることとなり、電気通信番号は当該電気通信役務の提供に合わせて利用者へ割り振られる（付番される）こととなる。

(イ) 携帯電話の番号ポータビリティ

移動通信サービスの提供に当たり音声伝送携帯電話番号を使用する場合には、双方向での番号ポータビリティを可能としなければならない（電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）第3の表「電気通信番号の使用に関する条件」欄）。この義務はMNO及びMVNOに等しく課せられたものであり、両者間で協議した上で、自らが電気通信役務を提供する利用者に対して、番号ポータビリティ受付の対応その他の番号ポータビリティの実施において必要な措置を行わなければならない。

また、番号ポータビリティに係る利用者利便の観点から、利用者にとって簡便で利用しやすい手続となるよう、両者間で調整及びそれぞれで検討が行われることが望ましい。

特に、MVNOへの番号ポータビリティを用いた回線開通時に、元の回線と新しい回線がどちらも利用できない期間がある場合には利用者利便が阻害されると考えられるため、MNOは、このような期間が生じないように、例えば、利用者がインターネットを通じて即時に回線開通を行えるようにする仕組みなど、必要な機能をMVNOへ提供することが望ましい。また、店頭でMVNOへの番号ポータビリティを用いた回線開通を行う場合に、MNOは、MVNOがSIMを書き換える装置を設置しなくてもよいように、例えば、利用者の端末を用いて遠隔でSIMを書き換える仕組みなど、必要な機能をMVNOへ提供することが望ましい。

キ 障害情報の提供

⁷² MNOが電気通信番号の指定を受ける際には、MVNOの需要の見込みを自らの電気通信番号の算定の根拠に含めて申請することが認められる。ただし、総務大臣は、電気通信番号の有限性に鑑み、必要とする電気通信番号の数がその算定の根拠となる需要の見込みから合理的なものであるか審査した上で、電気通信番号の指定を行うものである。

このため、MVNOは、MNOが電気通信番号の指定を申請するに当たっては、MNOに対し合理的な需要見込みを提示することが必要である。

情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和62年郵政省告示第73号）では、「仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者に対してサービスを提供している場合は、迅速に障害情報を通知すること。」と定めている。

なお、二種指定事業者は、二種情報開示告示第2条第4号により、ふくそう、事故等により自身の電気通信役務の提供に生じた支障について、MVNOに通知しなければならない。

また、自身がMVNEとして他のMVNOに電気通信役務の提供を行っているMVNOにおいては、MNO等の提供元事業者から得た当該事故等の情報について、速やかに提供先事業者に情報を提供することが適当である。

6) MNOとMVNOとの間の協議が円滑に行われない場合

ア 法制上の解釈に関する相談

総務省においては、法令適用事前確認手続の運用に加え、MVNO事業を実施するに当たって関連法令の解釈に疑義がある場合等については、MVNO及びMNOからの事前の一般的な相談に応じ、提供された具体的な情報を前提とした法令の適用可能性を回答することとしている。

この点、MVNO及びMNO間で協議を行うに当たり、その過程で知り得た事項について守秘義務を課すことを内容とする契約の締結は、基本的には当事者間の合意に基づくものであり、その有効性は一般の民事規律に委ねられるが、一方当事者が、守秘義務契約の内容として行政に対する相談や問合せを行わない旨の条件を付し、これを拒否した相手方との協議を行わず、又は遅延させる行為は、一般に正当性を有するものとは認められず、協議開始（再開）命令の対象となることがある（事業法第35条第1項及び第2項並びに第39条において準用する第35条第1項及び第38条第1項）。

イ 意見申出制度

MNOとMVNOとの間における卸電気通信役務の提供又は接続に関して、MNO（又はMVNO）の業務の方法に苦情その他意見のあるMVNO（又はMNO）は、総務大臣に対し、理由を記載した文書を提出して意見の申出をすることができる（事業法第172条第1項）。

総務大臣は、提出された意見等を誠実に処理し、処理の結果を申出者に通知する（事業法第172条第2項）。具体的には、「電気通信事業分野における意見申

出制度の運用に係るガイドライン」(07年12月)⁷³に基づき、意見申出書の内容について調査を行い、法令に沿って所要の措置(事業法第29条に基づく業務改善命令等)を講じる。

ウ 協議が調わなかった場合の手続

(ア) 総務大臣による協議命令・裁定

電気通信事業者であるMVNOがMNOに対して卸電気通信役務に関する契約又は接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず当該MNOがその協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合には、当該MVNOは、総務大臣による協議の開始(再開)の命令を申し立てることができる(事業法第35条第1項及び第2項並びに第39条において準用する第35条第1項及び第38条第1項)。

また、卸電気通信役務に関し料金・提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わない場合又は接続に関し接続料・接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わない場合、当該MVNOは、総務大臣の裁定を申請することができる(事業法第35条第3項及び第4項並びに第39条において準用する第35条第3項及び第4項)。

(イ) 電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁

MVNOがMNOに対して卸電気通信役務に関する契約又は接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず、当該MNOがその協議に応じず、又は当該協議が調わない場合その他、卸電気通信役務に関し料金・提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わない場合、又は接続に関し接続料・接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わない場合、当該MVNOは、電気通信紛争処理委員会に対し、あっせんを申請することができる(事業法第154条第1項及び事業法第156条第2項において準用する第154条第1項)。

また、卸電気通信役務に関し、料金・提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わない場合、又は接続に関し接続料・接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わない場合、MVNOは、電気通信紛争処理委員会に対し、仲裁を申請することができる(事業法第155条第1項及び事業法第156条第2項において準用する第155条第1項)。

なお、上記の手続の詳細については、電気通信紛争処理委員会「電気通信紛

⁷³ https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_03.html

争処理マニュアル」⁷⁴を参照。

(3) MVNOと利用者との間の関係

1) MVNOと利用者との間の契約関係⁷⁵

MVNOと利用者との間の契約について、事業法上特段の行政手続は要しない。

なお、総務大臣は、次の場合、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、MVNOに対し、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる（事業法第29条第1項）。

- ① 業務の方法に関し、通信の秘密の確保に支障があると認めるとき
- ② 特定の者に対し不当な差別的取扱いを行っているとき
- ③ 重要通信に関する事項について適切に配慮していないとき
- ④ 電気通信役務に関する料金についてその額の算出方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき
- ⑤ 電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當なものであるため、利用者の利益を阻害しているとき
- ⑥ 電気通信役務に関する提供条件において、電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき
- ⑦ 事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合にその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき
- ⑧ その他事業の運営が適切かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき

なお、これら総務大臣による是正措置の対象となる具体的な行為の例については、共同ガイドライン（15頁）を参照。

また、MVNOが提供する電気通信サービスの利用者の氏名、住所等は個人情報であり、通信記録等は通信の秘密に関わるものであることから、MVNOがこれら

⁷⁴ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/guidance/manual.html

⁷⁵ 利用者との間の契約関係は、卸電気通信役務の場合、MVNOが契約当事者として電気通信役務の提供に係る契約履行責任を負い（このため、MNOとMVNOとの間の民事契約事項として、MNOの瑕疵により利用者に損害が発生した場合における損害賠償の分担関係等を整理することが必要になると考えられる）、事業者間接続の場合は、MVNOとMNOがそれぞれの役務提供区間について電気通信役務の提供に係る契約履行責任を負うこととなる（接続協定においては、利用者対応は原則として料金設定事業者が行うこととするのが一般的である）。

なお、MVNE（電気通信事業者である場合に限る。）についても、利用者との間に契約関係が発生する場合がある。

の情報を取り扱う際は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報を適切に取り扱うとともに、通信の秘密（事業法第4条）を侵害しないようにする必要がある。

さらに、MVNOは、電気通信事業者として「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン」（令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第4号）が適用される。MVNOがMNOの課金システムや位置情報登録システム機能を用いて、電気通信サービス等を提供するに当たって、MVNOが利用者の個人データ又は通信の秘密に係る個人情報をMNOに第三者提供する場合は、原則として、本人の同意を取ることが必要である（電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン第17条）。

この場合において、MVNOは、個別の同意がある場合だけでなく、電気通信役務の提供に関する契約約款において、個人情報の第三者提供に関する規定が定められており、当該契約約款に基づき電気通信役務の提供に関する契約を締結し、かつ当該規定が私法上有効であるときは、「本人の同意を得（る）」又は「本人の同意がある」場合と解される。しかしながら、無制限に第三者提供を認める契約約款の規定等が、利用者の利益を阻害していると認められるときは、電気通信事業法上の業務改善命令の対象となり得る。

ただし、通信の秘密（通信内容にとどまらず、通信当事者の住所、氏名、発信場所、通信年月日等の通信構成要素及び通信回数等の通信の存在の事実の有無を含む。）に該当する個人情報の取扱いについては、通信の秘密の保護の観点から、原則として通信当事者の個別具体的かつ明確な同意が必要となり、通信当事者の具体的な委任によらない代理人等の同意によることはできない⁷⁶。

また、MNOはMVNOから提供を受けた個人情報を適切に取り扱う必要がある。

この他、利用者に直接音声通話サービスを提供するMVNOは、音声通話サービスに関して利用者との間で契約を締結するに当たっては、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）に基づき、携帯音声通信事業者として、契約者等の本人確認や本人確認記録の作成等を自ら行わなければならない。

なお、MVNOとMNOとの間で卸電気通信役務提供契約が締結される場合、当該契約に基づきMVNOに提供される電気通信役務は、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成17年総務省令第167号）第2条ただし書⁷⁷において、同法の適用を受

⁷⁶ 「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインの解説」（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/telecom_perinfo_guideline_intro.html）参照

⁷⁷ 「法第二条第二項の総務省令で定める電気通信役務は、携帯電話端末又はPHS端末と接続される電気通信事

ける携帯音声通信役務から除外されているため、MNOは、当該契約の締結に際して、MVNOに対して本人確認等を行う必要はない。

2) 消費者保護規律

一般消費者向けの主要な移動通信サービス⁷⁸（法人契約⁷⁹等を除く。以下この2）において同じ。）を提供するMVNOは、次に掲げる規律の対象となる。なお、①、③、④及び⑤の規律については、MVNOに係る契約の媒介等を業として行う者も対象となる。

① 提供条件概要説明義務（事業法第26条）

主要な移動通信サービス⁷⁸の提供に関する契約の締結をしようとするときは、その料金その他の提供条件の概要について利用者に説明しなければならない（事業法第26条）⁸⁰。

② 書面の交付義務及び初期契約解除制度（事業法第26条の2及び第26条の3）

主要な移動通信サービス⁷⁸の提供に関する契約の締結後に契約締結書面を利用者に交付しなければならない（事業法第26条の2）。さらに、一部のサービスにおいて利用者は、当該書面受領後等から8日間は、電気通信事業者の合意なく契約解除できることとしている（初期契約解除制度（事業法第26条の3））⁸⁰。

③ 電気通信業務の休廃止の周知義務（事業法第26条の5）

電気通信業務（利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ない電気通信役務に係るものを除く。）の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、利用者の利益を保護するために必要な事項について、利用者への周知義務が課されている（事業法第26条の5第1項）⁸⁰。また、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止については、あらかじめ総務大臣に届け出ることとされている（事業法第26条の5第2項）⁸⁰。

④ 苦情等処理義務（事業法第27条）

業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)第三条第一項第一号に規定する端末系伝送路設備により提供される電気通信役務であって、その提供を受けようとする者と電気通信事業者(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下この条において同じ。)との間の契約に基づき提供されるものをいう。ただし、電気通信事業者と、当該電気通信事業者の提供する携帯音声通信に係る電気通信役務を利用して携帯音声通信に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者であって当該電気通信役務に係る無線局を自ら開設していない者との間の契約に基づき当該者に対し提供されるものを除く。」(携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則第2条(令和6年4月1日時点))

⁷⁸ 事業法第26条第1項第1号及び第3号の指定された電気通信役務のことを言い、携帯電話端末サービス(スマートフォンを含む携帯電話端末向けに提供される音声付き又は音声のみのサービス)及び無線インターネット専用サービス(タブレット、モバイルWi-Fiルーター等のデータ通信専用の端末向けに提供されるインターネット接続サービスで、携帯電話サービスのアクセスネットワークを利用するもの)が含まれる。

⁷⁹ 法人その他の団体(法人等)を相手方とする契約であって、営利を目的とする法人等の場合には当該法人等の営業目的で(その営業のために又はその営業として)営利を目的としない非営利の法人等の事業目的(その事業のために又はその事業として)で締結される契約をいう。

⁸⁰ 詳細は、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」(https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_03.html)を参照。

主要な移動通信サービス⁷⁸の利用者からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない（事業法第27条）⁸⁰。この場合、MVNOに寄せられた苦情及び問合せが、MNOの提供する電気通信役務に関する内容である場合には、MNOはMVNOと協力して対応する必要がある。

⑤ 不実告知等の禁止（事業法第27条の2第1号）

主要な移動通信サービス⁷⁸の提供に関する契約に関する事項であって、利用者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの⁸¹について、故意に事実を告げず、又は事実でないことを告げる行為が禁止（事業法第27条の2第1号）されている⁸⁰。

⑥ 自己の名称等を告げずに勧誘する行為の禁止（事業法第27条の2第2号）

主要な移動通信サービス⁷⁸の提供に関する契約の締結の勧誘に先立って、その相手方に対して自己の氏名若しくは名称又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為が禁止（事業法第27条の2第2号）されている⁸⁰。

⑦ 勧誘継続行為の禁止（事業法第27条の2第3号）

主要な移動通信サービス⁷⁸の提供に関する契約について、勧誘を受けた者が契約を締結しない旨の意思（契約の締結を断ることに加え、勧誘の継続自体を希望しないことも含まれる。）を表示した場合、勧誘を継続する行為が禁止（事業法第27条の2第3号）されている⁸⁰。

⑧ その他利用者利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為の禁止（事業法第27条の2第4号）

主要な移動通信サービス⁷⁸の提供に関する契約について、利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして総務省令で定める行為が禁止（事業法第27条の2第4号）されている。具体的には、利用者が遅滞なく解約できるようにするための適切な措置を講じないことの禁止及び期間拘束契約に係る違約金等の制限が規定されている⁸⁰。

⑨ 代理店に対する指導等の措置義務（事業法第27条の4）

電気通信事業者には、代理店の業務を監督する責任者の選任等の代理店への指導等の措置⁸²を行う義務（事業法第27条の4）が課されている。

⁸¹ 「今使っているサービスが終了するので乗り換えが必要」などの契約の締結を必要とする事情（いわゆる「動機」に当たるもの）に関する事項も含まれる。

⁸² 措置の具体的な内容は、下記の①から⑨までのとおり。

①媒介等業務（以下この注において「業務」という。）を適正かつ確実に遂行できる能力を有する者に委託するための措置

②業務の実施状況を監督する責任者の選任

③業務手順等文書（適切な誘引の手段に関する記載を含む）の作成、研修の実施等

④媒介等業務受託者の届出を行ったことを確認し、遵守させるための措置

⑤業務の実施状況の確認、検証、必要に応じた改善等

⑥利用者からの苦情の適切かつ迅速な処理

⑦業務が適切に行われない場合に、業務の中止、他の適切な者への速やかな委託、業務の委託契約の変更又は解除等

⑧通信料金と端末代金の完全分離・行き過ぎた囲い込みの禁止に関する規定を遵守するために必要な措置

⑨各措置の適正かつ確実な実施のための委託状況の把握

なお、総務大臣は、事業法第26条、第26条の2、第26条の5、第27条、第27条の2及び第27条の4の規定に違反したときは、総務大臣が業務の方法の改善その他の措置をとるべき旨の命令を発動することが可能とされている（事業法第29条第2項第1号）。

(4) その他

MVNOは、事業開始の手続をした後は、必要に応じて又は定期的に次の行政手続が必要となる。

1) 業務協定の認可の申請

MVNOの提供する役務の中で外国との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供するサービス（すなわち自ら国際間のネットワークを構築して提供する国際電話サービス）を提供する場合には、外国法人等との間で締結、変更若しくは廃止する協定又は契約について、総務大臣の認可が必要となる（事業法第40条）。

2) 通信量等の報告

上記1)の業務協定の認可が必要となるMVNO及び国際間のネットワークについてインターネットをベースに構築して国際電話サービスを提供するMVNO並びにMNOと接続して音声の移動通信サービスを提供するMVNO（自ら料金を定める場合に限る。）は、毎四半期ごとに当該国際電話サービスの通信量等を総務大臣に報告しなければならない（報告規則第2条第8項及び第5条）。

3) 事業開始の届出内容の変更の届出等

電気通信事業者は、事業開始の届出内容の変更時にはその旨を総務大臣に届け出なければならない。具体的には、氏名又は名称、住所、法人代表者の氏名の変更、提供区域の増加又は減少にあつては、変更後遅滞なく届け出ることを要する。また、事業開始の届出の際の添付書類のうち提供する電気通信役務の種類に変更があつた場合には報告を要する（事業法第16条第3項及び第4項、事業法施行規則第9条及び第10条）。

電気通信事業者の電気通信事業の全部の譲渡しがあつたとき、又は電気通信事業者について合併、分割若しくは相続があつたときは、所定の者が電気通信事業者としての地位を承継するが、その場合遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない（事業法第17条、事業法施行規則第11条）。

電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない（事業法第18条第1項）。また、合併以外の理由により解散したときは清算人が届け出る必要がある（事業法第18条第2項）。

4) 契約数等の報告

ア 仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が3万以上であるMVNO

MVNOのうち、仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が3万以上⁸³であるMVNOは、四半期ごとに仮想移動電気通信サービスの契約数等を総務大臣へ報告しなければならない（報告規則第2条第1項及び様式第15の3）。

具体的な報告内容は、次のとおり。

- ・提供元事業者名（卸電気通信役務の契約又は接続の協定を締結している事業者名）
- ・区分ごとの契約数（再卸⁸⁴、SIMカード型⁸⁵、通信モジュール⁸⁶、単純再販⁸⁷及びその他⁸⁸）
- ・他のMVNOに対し、仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として提供している場合、他のMVNOの名称（契約数3万以上と3万未満の別）

イ 仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が3万未満である一次MVNO（他のMVNOに卸電気通信役務として提供している場合に限る。）

MVNOのうち、仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が3万未満である一次MVNO（MNOと直接卸電気通信役務の契約又は接続の協定を締結することにより、仮想移動電気通信サービスを提供している者をいう。）であって、他のMVNOに対し、仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として提供している場合には、年度ごとに他のMVNOの名称を総務大臣へ報告しなければならない（報告規則第2条第1項及び様式第15の3の2）。

5) 利用者数の報告

MVNOは、年度終了後1か月以内に、自身が提供する仮想移動電気通信サービ

⁸³ 仮想移動電気通信サービスのうち、他のMVNOに提供している契約者数も含む。

⁸⁴ 仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として他のMVNOに提供している場合、その契約数。

⁸⁵ SIMカードを使用して仮想移動電気通信サービスを提供している場合（SIMカードが製品に組み込まれている場合を含む。）、その契約数。

⁸⁶ 特定の業務の用に供する通信に用途が限定されているモジュール向けに提供している場合、その契約数。

⁸⁷ MNOが提供するサービスと同内容の仮想移動電気通信サービスを提供している場合、その契約数。

⁸⁸ 「再卸」、「SIMカード型」、「通信モジュール」及び「単純再販」のいずれにも属さない仮想移動電気通信サービスの契約数。

スについて、

- ① 料金の支払いを要しないものについては、前年度における1か月当たりの利用者数の平均が、900万以上の場合、
- ② 料金の支払いを要するものについては、前年度における1か月当たりの利用者数の平均が、450万以上の場合、

当該利用者数の平均について、総務大臣に報告しなければならない（報告規則第2条第3項及び第4項並びに様式15の6）。

6) 電気通信番号の使用状況の報告

電気通信番号を使用しているMVNOは、毎年度、電気通信番号の使用状況等について総務大臣へ報告しなければならない（報告規則第8条）。

3 電波法に係る事項

(1) 事業開始の際に必要な手続

MVNOは、その事業に用いる無線局を自ら開設しない（1（2）の定義）ことから、無線局免許の申請等の手続を採る必要はない。

無線局の運用の特例制度を活用して、本ガイドラインにおいてMVNOとみなされる者（以下「みなしMVNO」という（脚注1参照。））が無線局の運用を行う場合には、MNOは、みなしMVNOに対し、あらかじめ、当該無線局の適正な運用の方法等を説明しなければならない（電波法施行規則第41条の2の4第1項において準用する同規則第41条の2）。また、MNOは、遅滞なく、みなしMVNOの氏名又は名称、みなしMVNOによる運用の期間等を総務大臣に届け出なければならない（電波法第70条の8第2項において準用する同法第70条の7第2項）。

(2) MVNOとMNOの関係

MNOが無線局を自ら運用する場合には、MNOは、その運用に係る責任を有する⁸⁹。当該運用の責任を担保することが不可能な無線局の開設・運用は認められない。

MNOが無線局の運用を行う場合には、MVNOの利用者が利用する無線設備を用いる無線局（以下「MVNOの利用者が用いる携帯電話端末等」という。）が何らかの不具合により他の無線システムに有害な混信を与えた場合、その混信の除去を行う責務はMNOに課せられる。この混信の除去について、MVNOはMNOに対し、両当事者間で締結された契約の範囲内で協力する必要がある⁹⁰。

みなしMVNOが無線局の運用を行う場合には、みなしMVNOがその運用責任を有し、当該無線局について不適正な運用が行われた場合には、運用停止命令等は、みなしMVNOに対して行われることになる（電波法第70条の8第3項において準用する同法第76条第1項）。

また、MNOは、みなしMVNOに対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない（電波法第70条の8第2項において準用する同法第70条の7第3項）、MNOがみなしMVNOに対して必要かつ適切な監督を行っていなかった場合には、MNOが有する無線局免許等が取り消されることもあり得る（電波法第76条第5項第4号）。

この他、MVNOは、MNOに対して、実際に運用されているMVNOの利用者が

⁸⁹ MNOは、MVNOの移動通信サービスの提供に係る無線局の運用についても、その責任を有することになる。

⁹⁰ 例えば、HLRを、MVNOが独自に持つこともあり得るが、その場合でも、MVNOは、無線局の運用に必要な情報（例：HLRに格納されている端末の位置登録情報）を契約の範囲内でMNOの求めに応じて提供することが求められる。

用いる携帯電話端末等の数についての情報も提供する必要がある。

4 ローミングに係る事項（電気通信事業法及び電波法関連）

（1）国内ローミング

電気通信事業者の利用者がその電気通信事業者の業務区域⁹¹に属さない区域で、他の電気通信事業者から電気通信役務の提供を受ける、いわゆるローミングサービスは、ローミング元事業者及びローミング先事業者の間で業務提携を行うこととなるが、当該業務提携の中で卸電気通信役務の提供又は接続を伴うこととなる。

この際、上記卸電気通信役務の提供及び接続については、事業法上のそれぞれの規律に服することになる。また、ローミングサービスの提供を受ける利用者は、ローミング元事業者及びローミング先事業者と個別に契約を締結することとなるが、これらの電気通信事業者の何れかが①特定の者に対して不当な差別的取扱いを行っているとき、②電気通信役務に関する料金についてその額の算出方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき、③電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害しているときは、その電気通信事業者が業務改善命令の対象となる場合がある（事業法第29条第1項各号）。

（2）国際ローミング

MVNOの利用者が日本国外において提供を受ける国際ローミングサービスについては、MNOと外国事業者等との間で締結されるローミング協定に基づくものである場合には、MVNOにおいて、特段の行政手続を要しない。

MVNOが外国で利用する携帯電話端末等を国内に持ち込んで利用する者にサービスを提供する場合、当該MVNOとの間で卸電気通信役務又は接続に関する協定を締結するMNOは、国内で当該携帯電話端末等を用いる無線局（以下「外国の携帯電話端末等」という。）を運用するための許可を得ることが必要である。当該許可の条件は次のとおりである（電波法第103条の6第1項及び第2項）。

- ① 外国の携帯電話端末等が、MNOの基地局又は陸上移動中継局と通信を行うものであること。
- ② 外国の携帯電話端末等が、MNOの基地局又は陸上移動中継局からの電波を受けることにより初めて電波を発射できるものであること。
- ③ 外国で利用する携帯電話端末等の技術基準が国内の技術基準に適合していること（当該端末が海外から持ち込まれるものである場合は、当該端末が我が国の技術基準に相当する技術基準に適合するものである場合を含む。）が証明されていること。

⁹¹ 利用者（電気通信事業者を除く。）との電気通信設備の接続に係る業務区域。

なお、国内のMVNOからサービスの提供を受ける者がその利用する携帯電話端末等を国外に持ち出させる場合、これに適用される国内規制は存在しないが、ローミング先の国における持ち込み端末に対する規制の対象になることに留意する必要がある。

5 開設計画においてMVNOによる無線設備の利用を促進する計画を有するMNO

(1) 電波法第27条の14第6項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた開設計画の遂行

特定基地局の開設計画において、他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進する計画を有することが認定の要件とされている場合⁹²、開設計画の認定を受けたMNOは、開設計画における他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進する計画に従って無線設備の利用の促進を図らなければならない。

MNOが、他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進する計画を履行していない場合⁹³、これは当該MNOの基地局などの無線局の免許及び再免許の拒否事由となり得る（無線局（放送局を除く。）の開設計画の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第12号）第3条第7項）⁹⁴。

(2) 電気通信事業法第9条の電気通信事業の登録等に付された条件の履行

MNOは、事業法第9条の電気通信事業の登録、事業法第12条の2の登録の更新又は事業法第13条に基づく変更登録の際に付された条件（事業法第163条）を履行しなければならない⁹⁵。

MNOが、当該条件を履行しない場合、事案に応じ、総務大臣による業務改善命令の対象となることがある（事業法第29条第1項）。

⁹² 例えば、第四世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画に関する指針（平成30年総務省告示第34号）においては、既存事業者等以外の者又は他の既存事業者等に対する卸電気通信役務の提供、電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための計画及びその根拠を有していることを開設計画の認定の要件として定めている。

⁹³ 例えば、第四世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画に関する指針においては、認定開設者は、毎年度の四半期ごと又は総務大臣から求めを受けた場合に、認定を受けた開設計画の進捗を示す書類を総務大臣に提出しなければならない旨規定されている。当該規定により、認定開設者から提出された書類について、本開設計画及び認定を受けた開設計画に基づき適切に実施されていることを確認し、当該書類の概要及び確認の結果をインターネットの利用その他の方法により公表するものとされており、MVNOによる無線設備の利用を促進するための計画の進捗状況についても当該報告の対象となっている。

⁹⁴ 当該根本的基準第3条第7号において、「その局が法第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局であるときは、その局に係る開設計画の規定に基づくものであること。」が電気通信業務用無線局の開設計画に当たっての免許の要件として規定されている。

⁹⁵ 例えば、平成21年6月10日付け3.9世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画に関する計画の認定を受けた者が、事業法第9条の電気通信事業の登録又は事業法第13条の変更登録を受ける場合には、①MVNOによるネットワークの円滑かつ適正な利用を促進すること、②コンテンツ配信事業者等に対しても、MVNOに準じた取扱いを行うように努めること等により、ネットワークの円滑かつ適正な利用を促進すること、③①及び②の実施状況について、総務大臣に報告することを条件として付しているなど、特定基地局の開設計画における他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進する計画を踏まえた条件を付していることがある。

また、MNOが上記の条件を履行せず、公共の利益を阻害すると認められるときは、事業法第9条の電気通信事業の登録の取消事由となり得る（事業法第14条第1項第1号）。

なお、当該MNOが事業法第9条の電気通信事業の登録の取消しを受けた場合には、電気通信業務に用いる特定基地局の開設計画の認定も取り消されることとなる（電波法第27条の16第1項）⁹⁶。

⁹⁶ このほか、当該MNOが、①事業法第9条の登録又は変更登録を拒否された場合、②事業法第9条の登録がその効力を失った場合、③その電気通信事業の全部の廃止又は解散の届出があった場合には総務大臣は、電気通信業務に用いる特定基地局の開設計画の認定を取り消すことができることとされている（電波法第27条の16第6項）。

6 見直し

本ガイドラインは、現時点で想定されるMVNOのビジネスモデルを前提として策定したものであり、今後のビジネスモデルの登場などを踏まえたものとする観点や、毎年度の接続料の検証等を踏まえた算定方法等に係る考え方の一層の明確化を図る観点から、今後、必要に応じて、その内容を見直していくこととする。

本ガイドラインに関する問い合わせ先

総務省総合通信基盤局

(全般〔代表窓口〕)

MVNO支援相談センター（料金サービス課内） TEL. 03-5253-5845

(事業法関係)

電気通信事業部 事業政策課（事業法に基づく登録、ローミング等関係）
TEL. 03-5253-5835

（報告規則関係） TEL. 03-5253-5947

料金サービス課（事業者間接続、事業者間協議関係）
TEL. 03-5253-5845

データ通信課（事業法に基づく届出関係）
TEL. 03-5253-5852

電気通信技術システム課番号企画室（電気通信番号関係）
TEL. 03-5253-5859

(電波法関係)

電波部 電波政策課 TEL. 03-5253-5873

移動通信課 TEL. 03-5253-5893

図 1

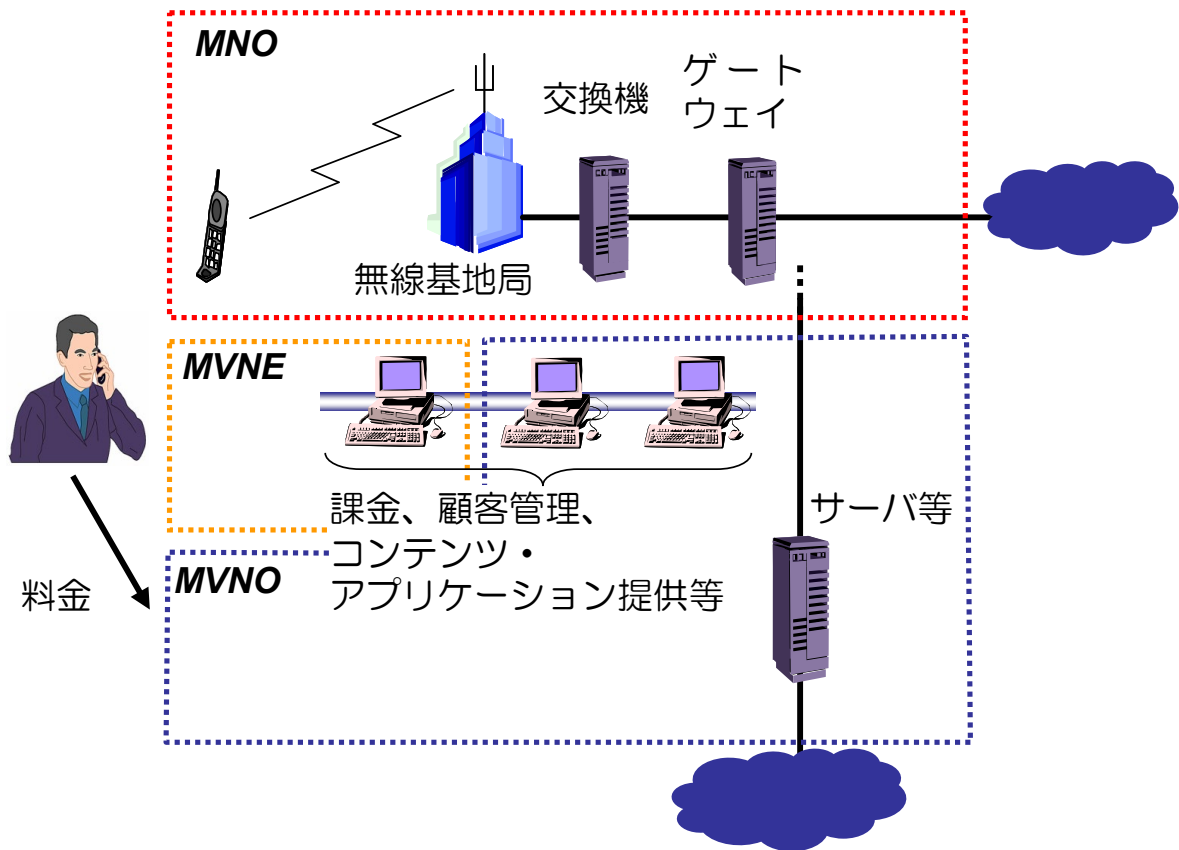
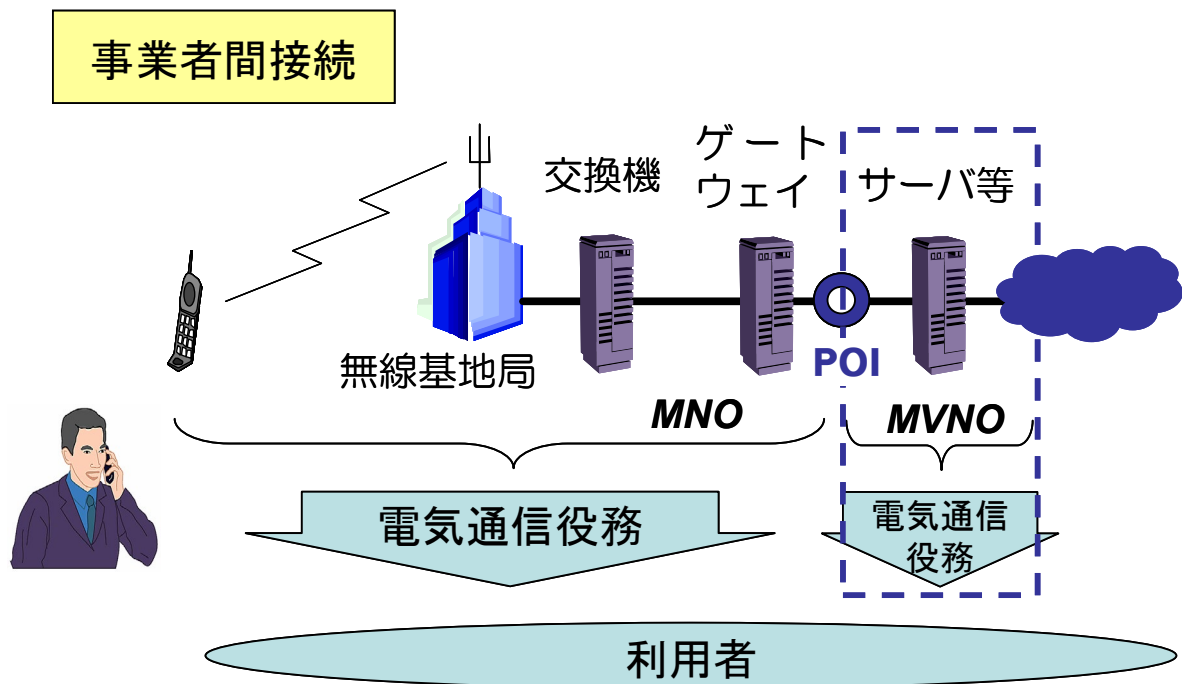
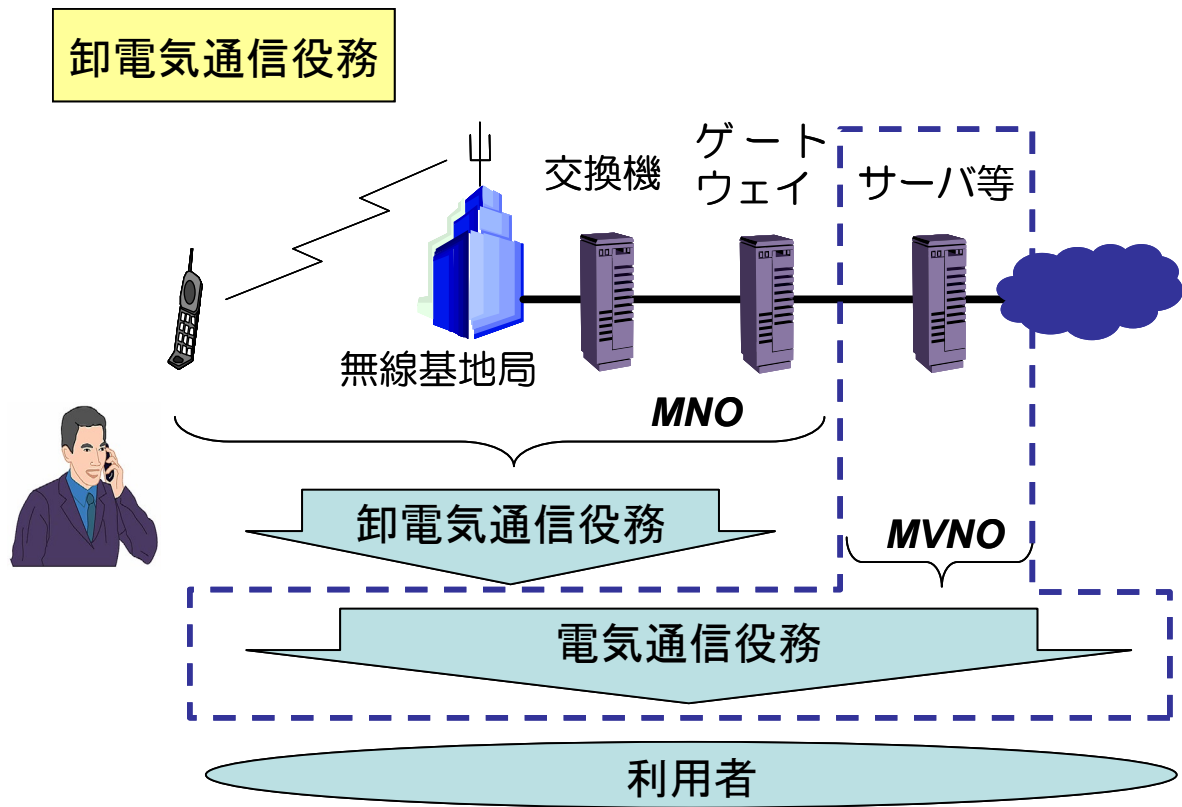


図 2



NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務
に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン

平成27年2月策定

平成28年5月改定

令和元年5月改定

令和元年9月改定

令和5年4月改定

令和8年●月改定

総 務 省

目次

1 本ガイドライン策定・改定の背景	3
2 本ガイドラインの対象となる第一種特定卸役務の範囲	4
3 本ガイドラインの目的と位置付け	5
4 第一種特定卸役務に関して適用される電気通信事業法の主な規律	6
(1)卸提供事業者に適用される主な規律	6
(2)卸先事業者(市場支配的な電気通信事業者を除く。)に適用される主な規律	7
(3)卸先事業者(市場支配的な電気通信事業者に限る。)に適用される主な規律	8
(4)卸先契約代理業者に適用される主な規律	9
5 電気通信事業法上問題となり得る行為	9
6 消費者保護の充実等の観点から望ましい行為	9
(別表)電気通信事業法上問題となり得る行為	11
(1)第一種特定卸役務について卸提供事業者が行う行為	11
(2)第一種特定卸役務について卸先事業者(市場支配的な電気通信事業者を除く。)が行う行為	14
(3)第一種特定卸役務について卸先事業者(市場支配的な電気通信事業者に限る。)が行う行為	16
(4)第一種特定卸役務について卸先契約代理業者が行う行為	18

1 本ガイドライン策定・改定の背景

平成 26 年 5 月、NTT 株式会社（旧日本電信電話株式会社。以下「NTT」という。）は、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社（旧東日本電信電話株式会社及び旧西日本電信電話株式会社。以下「NTT 東西」という。）が平成 26 年度第 3 四半期以降に光アクセス回線の卸売サービス（以下「サービス卸」という。）を提供すると発表した。

サービス卸は、情報通信審議会答申「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」（平成 26 年 12 月 18 日。以下「答申」という。）において、「世界最高レベルを誇る我が国の光ファイバ基盤を利用した様々なプレーヤーとの連携によるイノベーション促進を通じた多様な新サービスの創出や、光回線の利用率の向上に資するものであり、我が国の経済成長への寄与も期待できる新たな取組と評価することができる。」とされている。

一方で、サービス卸は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 33 条第 2 項に規定する第一種指定電気通信設備を用いて提供する卸電気通信役務であること、また、その役務の提供を受けた電気通信事業者を通じて多数の一般の利用者にサービスが提供されることが想定されており、その料金その他の提供条件が利用者の利益に及ぼす影響が大きいこと、さらに、一般の利用者に対する事業者間の競争は、その原価の一部となるサービス卸に関する料金その他の提供条件が重要となることから、答申では、「その提供形態や提供内容によっては、自ら回線設備を設置する事業者による競争に与える影響を含め、様々な競争事業者との公正競争の確保に支障を及ぼすおそれがある。」とされ、次のとおり、総務省における対応を求めている。

- ① 「サービス卸の提供に当たり、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする現行制度の趣旨を踏まえつつ、総務省において、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当である。」
- ② 「サービス卸の提供により電気通信市場の競争環境に影響を与え得る要素として次のような事例が考えられるため、これらの点に留意し、総務省において必要に応じ適切な措置を講ずることを検討することが適当である。
 - ・ 移動通信事業者がサービス卸の提供を受けて FTTH サービスと移動通信サービスをセットで割引くこと（セット割引）が想定されるが、この場合、移動通信市場において課題となっている過度のキャッシュバック等により、利用者に提供される料金の適正性が実質的に損なわれ、固定通信市場における競争が歪められるおそれがある。
 - ・ また、移動通信市場における禁止行為規制の適用事業者が、サービス卸の提供を受けて FTTH サービスと自らの移動通信サービスを組み合わせて自己のサービスとしてセット割引を提供することも考えられる。これが仮に正当な理由なく排他的な

組み合わせで提供されるとすると、当該サービスに関連して自己の関係事業者のサービスを排他的に有利に取り扱うこととなるという点で、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」と実質的に同様の行為であると考えられる。」

また、サービス卸に関しては、その卸電気通信役務の提供を受けた多数の電気通信事業者等によって活発な営業活動がなされ、特に役務の提供開始当初においては、電気通信役務の提供を受けて固定通信サービスに新たに参入する電気通信事業者による営業活動が集中し、不適切な営業活動に係る苦情・相談が増加するとの懸念が示されているところ、電気通信事業法における消費者保護ルールの見直し・充実について提言した「ICTサービス安心・安全研究会 報告書」（平成26年12月）において、電気通信市場に新たな電気通信事業者が参入した場合であっても、既存の他の電気通信事業者と同様に、消費者保護ルールの見直し・充実による新たな制度・規律を含め、電気通信事業法上の義務を遵守する必要があることに何ら変わりがないことに留意することが適当であるとされている。

さらに、上記答申等を踏まえ、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号）により、第一種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務に関する事後届出制及び総務大臣による整理・公表制度や、契約後の書面交付義務、初期契約解除制度、不実告知の禁止・勧誘継続行為の禁止等の利用者保護規律（消費者保護に関連する規定）が整備されたところである。

平成27年2月、サービス卸に関して、上記答申の指摘、関連する法制度の整備等を踏まえ、NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務について、電気通信事業法の適用関係をガイドラインとして定め、公表することとしたものである。

その後、「電気通信事業法の一部を改正する法律」（令和4年法律第70号、令和5年6月16日施行）により、サービス卸は「特定卸電気通信役務」と位置づけられることとなったため、特定卸電気通信役務に関する電気通信事業法の適用関係を明らかにするための本ガイドライン改正を令和5年4月に行ったものである¹。

2 本ガイドラインの対象となる卸電気通信役務の範囲

本ガイドラインの対象となる第一種指定電気通信設備を用いる特定卸電気通信役務（以下「第一種特定卸役務」という。）は、次のとおりとする。

- ・ 多数の一般の利用者にFTTHアクセスサービス等²を提供する電気通信事業者に対してNTT東西が提供する卸電気通信役務

¹ 令和8年〇月には、禁止行為規制における卸先事業者等の情報の目的外利用の禁止が法定化されたことに伴う改正を実施。

² 例えば、特定卸電気通信役務である光IP電話（光回線電話を除き、双方向番号ポータビリティが実現されるまでのものに限る。）等が該当する。

3 本ガイドラインの目的と位置付け

本ガイドラインは、第一種特定卸役務を提供する電気通信事業者（以下「卸提供事業者」という。）³、卸提供事業者から第一種特定卸役務の提供を受ける電気通信事業者（以下「卸先事業者」という。）⁴及び卸先事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「卸先契約代理業者」という。）⁵の行う行為について、電気通信事業法の適用関係を明確化することを目的とし、具体的には、同法第 29 条の業務改善命令や同法第 30 条及び第 31 条の禁止行為違反に対する停止・変更命令等の対象となり得る行為、同法第 38 条の 2 の特定卸電気通信役務の提供義務及び情報提示義務に係る具体的な考え方等を整理・類型化して例示すること等により、第一種特定卸役務に関する料金その他の提供条件の適正性・公平性の確保や、利用者利益の保護、同法の運用の一層の透明化を図り、もって、公正な競争環境と利用者利便の確保を実現するために定め、公表するものである。

また、本ガイドラインは、第一種特定卸役務が一般の卸電気通信役務とは異なる特徴を持つことを踏まえ、第一種特定卸役務に関して現時点で特に電気通信事業法上問題となることが想定される行為を整理・類型化して例示するものであり、本ガイドラインと同様に電気通信事業法上問題となり得る行為を電気通信事業一般について例示している「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（以下「共同ガイドライン」という。）や、平成 28 年 3 月に全面改定され同法における消費者保護関連規定の内容を解説するとともに当該規定に関連して電気通信事業者等が自主的にとることが望ましいと考えられる対応について示した「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」（以下「消費者保護ガイドライン」という。）も、第一種特定卸役務について当然に適用されることに留意が必要である。

なお、本ガイドラインで列举される「電気通信事業法上問題となり得る行為」は、あくまでも例示であり、電気通信事業者及び卸先契約代理業者の個別具体的な行為が電気通信事業法の関係規定に抵触することとなるか否かについては、同法の規定に照らし個別の事案ごとに判断されるほか、本ガイドラインに列举されていない行為であっても、業務改善命令等の対象となる場合もあることにも留意が必要である。

今後、総務省においては、公正競争環境や利用者利便の一層の確保を図る観点から、第一種特定卸役務に関する新たなビジネスモデルの出現や新サービスの展開といった変化にも対応しつつ、本ガイドラインを適宜機動的に見直すこととする。

³ NTT 東西がこれに該当する。

⁴ NTT 東西から第一種特定卸役務の提供を受けて利用者向けサービスを提供する携帯電話事業者、ISP、MVNO 等の電気通信事業者がこれに該当する。また、NTT 東西から第一種特定卸役務の提供を受けた卸先事業者から当該役務の提供（いわゆる再卸）を受ける電気通信事業者も含む。

⁵ いわゆる販売代理店等がこれに該当する。

4 第一種特定卸役務に関して適用される電気通信事業法の主な規律

(1) 卸提供事業者に適用される主な規律

第一種特定卸役務について、卸提供事業者に適用される電気通信事業法の主な規律は次のとおりである。

① 指定電気通信役務に関する規律(電気通信事業法第 20 条等)

第一種特定卸役務は、第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であることから、「指定電気通信役務」に該当するものである⁶。

指定電気通信役務については、他の事業者による代替的なサービスが十分に提供されないものであることから、卸提供事業者による不当な提供条件の設定を防止し、料金その他の提供条件の適正性や透明性を確保するため、契約の相手方との合意がない場合に適用される「保障契約約款」の事前届出義務(電気通信事業法第 20 条第 1 項)や公表義務(同法第 23 条第 1 項)等が課されている。

② 業務改善命令(電気通信事業法第 29 条)

指定電気通信役務は、契約の相手方から求められた場合には、保障契約約款に定める料金その他の提供条件により役務を提供しなければならないが、当事者間の合意があれば、相対契約が認められている。

この相対契約に関する料金その他の提供条件の適正性等については、例えば、卸提供事業者が適正なコストを著しく下回る料金を設定することにより、加入光ファイバ等の設備を設置して電気通信事業を営む他の電気通信事業者を排除又は弱体化させる結果となる場合等、「他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害しているとき」等に総務大臣が業務改善命令を発動することが可能とされており(電気通信事業法第 29 条第 1 項)、これらは、第一種特定卸役務の相対契約の料金その他の提供条件についても適用される。

③ 禁止行為規制(電気通信事業法第 30 条、第 31 条)

第一種特定卸役務の提供に当たって用いられる設備は第一種指定電気通信設備であり、当該設備の設置者たる卸提供事業者は、公平性等を確保するための規律である禁止行為規制(電気通信事業法第 30 条第 4 項、第 31 条第 5 項)の適用対象とされており、第一種特定卸役務の提供の業務についても、当該業務に関して知り得た卸先事業者及びその利用者に関する情報の目的外利用・提供や、特定の電気通信事業者に対する不当な優先的取扱い等が禁止される⁷。

⁶ 指定電気通信役務に該当しないサービスも一部存在する。

⁷ 禁止行為規制適用事業者が禁止行為を行った場合、総務大臣が当該行為の停止又は変更を命令することが可能とされている(電気通信事業法第 30 条第 5 項、第 31 条第 7 項)。

④ 第一種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務に関する制度(電気通信事業法第 38 条の2及び第 39 条の2)

第一種特定卸役務の提供に当たって用いられる設備は、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠な第一種指定電気通信設備であることから、当該設備を用いる卸電気通信役務である第一種特定卸役務に関する料金その他の提供条件等の適正性、公平性を確保するため、当該設備の設置者たる卸提供事業者は、第一種特定卸役務の提供の業務を開始・変更・廃止したときは、その旨、卸電気通信役務の種類、料金その他の提供条件等⁸の届出義務(電気通信事業法第 38 条の2第1項)が課されている。また、当該届出に関して総務大臣が作成し、又は取得した情報については、第一種特定卸役務に関する一定の透明性を確保するため、総務大臣が整理・公表するものとされている(同法第 39 条の2)。

更に、第一種特定卸役務は、第一種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務であり、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少なくない⁹ことから、「電気通信事業法の一部を改正する法律」(令和4年法律第70号)により新設された同法第38条の2第2項に規定される「特定卸電気通信役務」に該当するものである。

特定卸電気通信役務については、広く一般利用者が利用するサービスの提供のため多くの事業者にも用いられる役務でありながら、長期にわたる卸料金の高止まりが指摘されており、十分に競争が働く環境が実現されてこなかった状況を是正するため、役務提供義務(同項)及び卸先事業者に対する卸料金の算定方法等、契約締結に関する協議の円滑化に資する事項¹⁰の提示義務(同条第3項)が課されており、情報提示義務に違反した卸提供事業者に対しては、総務大臣は、公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる(同条第4項)。

(2)卸先事業者(市場支配的な電気通信事業者を除く。)に適用される主な規律

第一種特定卸役務について、市場支配的な電気通信事業者(第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者又は電気通信事業法第30条第1項の規定により指定された電気通信事業者をいう。以下同じ。)以外の卸先事業者にも適用される電気通信事業法の主な規律は次のとおりである。

⁸ 電気通信事業法施行規則第25条の7第4号に掲げる事項。

⁹ 電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ない卸電気通信役務については、電気通信事業法施行規則第25条の7の5で定める。

¹⁰ 電気通信事業法施行規則第25条の7の6に規定する事項。

① 消費者保護規律(電気通信事業法第 26 条等)¹¹

ここでは概要のみを掲載する。各規律の具体的内容については、消費者保護ガイドラインを参照する必要がある。

- ・ 契約前の説明義務(電気通信事業法第 26 条)
- ・ 書面交付義務(電気通信事業法第 26 条の2)
- ・ 初期契約解除制度(電気通信事業法第 26 条の3)
※第一種特定卸役務を利用して提供される電気通信役務は、本制度の対象となるものとして指定されている。
- ・ 業務の休廃止の周知義務(電気通信事業法第 26 条の5第1項)
- ・ 苦情等処理義務(電気通信事業法第 27 条)
- ・ 不実告知等の禁止(電気通信事業法第 27 条の2第1号)
- ・ 自己の名称等又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為の禁止(電気通信事業法第 27 条の2第2号)
- ・ 勧誘継続行為の禁止(電気通信事業法第 27 条の2第3号)
- ・ その他利用者利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為の禁止(電気通信事業法第 27 条の2第4号)
 - ・ 利用者が遅滞なく解約できるようにするための適切な措置を講じないことの禁止(電気通信事業法施行規則第 22 条の2の 13 の2第1号)
 - ・ 期間拘束契約に係る違約金等の制限(電気通信事業法施行規則第 22 条の2の 13 の2第2号)
- ・ 卸先契約代理業者に対する指導等の措置義務(電気通信事業法第 27 条の4)

② 業務改善命令(電気通信事業法第 29 条)

電気通信役務の料金その他の提供条件の適正性等については、例えば、卸先事業者が適正なコストを下回る料金を設定することにより、競争事業者を排除又は弱体化させる結果となる場合等、「他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害しているとき」等に総務大臣が業務改善命令を発動することが可能とされており(電気通信事業法第 29 条第 1 項)、これらは、第一種特定卸役務を利用して提供される電気通信役務に関する料金その他の提供条件についても適用される。

(3)卸先事業者(市場支配的な電気通信事業者に限る。)に適用される主な規律

第一種特定卸役務について、市場支配的な電気通信事業者たる卸先事業者に適用され

¹¹ 卸先事業者が電気通信事業法第 26 条、第 26 条の2、第 27 条、第 27 条の2及び第 27 条の3及び第 27 条の4の規定に違反したときは、総務大臣が業務の方法の改善その他の措置をとるべき旨の命令を発動することが可能とされている(同法第 29 条第2項)。また、同法第 26 条の5第1項に違反した場合、これにより利用者の利益を阻害しているときは、総務大臣が業務の方法の改善その他の措置をとるべき旨の命令を発動することが可能である(同法第 29 条第1項第 12 号)。

る電気通信事業法の主な規律は次のとおりである。

① 消費者保護関連規定(電気通信事業法第 26 条等)

上記(2)①のとおり。

② 業務改善命令(電気通信事業法第 29 条)

上記(2)②のとおり。

③ 禁止行為規制(電気通信事業法第 30 条)

卸先事業者が市場支配的な電気通信事業者である場合¹²、当該事業者は、公平性等を確保するための規律である禁止行為規制(電気通信事業法第 30 条第 3 項)の適用対象とされており、第一種特定卸役務の提供を受けて行う業務についても、当該電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者であって総務大臣が指定するものに対する不当な優先的取扱い等が禁止される。

(4)卸先契約代理業者に適用される主な規律

第一種特定卸役務について、卸先契約代理業者に適用される電気通信事業法の主な規律は、上記(2)①の消費者保護関連規定のうち、契約前の説明義務、不実告知等の禁止、自己の名称等又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為の禁止及び勧誘継続行為の禁止であり、卸先契約代理業者はそれらの規律を遵守する必要がある¹³。また、卸先契約代理業者に対する指導等の措置義務は、電気通信事業者に課されるものであるが、卸先契約代理業者においては、当該措置に基づき業務を実施しなければならないという意味で、間接的に適用される。

5 電気通信事業法上問題となり得る行為

卸提供事業者、卸先事業者又は卸先契約代理業者が第一種特定卸役務に関して行う行為について、別表の左欄に掲げる行為は、同表の右欄に掲げる電気通信事業法の規定(上記3に記述した第一種特定卸役務に関して適用される同法の主な規律)との関係で同法上問題となり得るものである。

6 消費者保護の充実等の観点から望ましい行為

第一種特定卸役務は卸先事業者を通じて多数の一般の利用者へのサービスの提供が

¹² 電気通信事業法第 30 条第 1 項の規定により指定される電気通信事業者をいう。

¹³ 卸先契約代理業者が電気通信事業法第 73 条の 3 において準用する第 26 条及び第 27 条の 2 の規定に違反したときは、総務大臣が業務の方法の改善その他の措置をとるべき旨の命令を発動することが可能とされている(電気通信事業法第 73 条の 4)。

想定されるものであり、また、従来電気通信事業法の適用を受けてこなかった新規の卸先事業者や卸先契約代理業者の参入が想定される場所、消費者保護の充実を図る観点から、卸提供事業者、卸先事業者及び卸先契約代理業者においては、本ガイドラインの遵守に加えて、次の措置を講ずることが適当である。

- 卸提供事業者においては契約関係のある全ての卸先事業者に対し、卸先事業者においては契約関係のある全ての卸先契約代理業者及び再卸先である卸先事業者に対し、本ガイドラインの周知を定期的に行うとともに、その遵守を担保するための措置を講じること。特に、本ガイドラインが遵守を求める法令に卸先事業者が違反していた事実が明らかとなった場合には、再発防止及び利用者利益の保護を図るための適切な措置を講じること。
- 卸先事業者においては、本ガイドラインの内容を踏まえ、卸先契約代理業者と連携しつつ適切な勧誘方法についての業界自主基準等の策定等を行い、卸先事業者及び卸先契約代理業者においては、その遵守を担保する体制を整えること。

電気通信事業法上問題となり得る行為

(1) 第一種特定卸役務について卸提供事業者¹⁴が行う行為

電気通信事業法上問題となり得る行為 ¹⁵	該当条項
<p>① 競争阻害的な料金の設定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一種特定卸役務の料金等(工事費、手続費等を含む。)について自己の関係事業者¹⁶のみを対象とした割引料金を設定することや、問合せ等に対して自己の関係事業者のサービスのみを紹介することなど、特定の卸先事業者のみを合理的な理由なく有利に取り扱うこと。 ※ 移動通信市場については、固定通信市場の隣接市場であること及び協調的寡占の色彩が強い市場であると指摘されていること等から、料金等の水準が公正競争環境に与える影響が特に大きいと考えられるため、移動通信事業者(MNO)が卸先事業者になる際、移動通信事業者に対する料金等が同一でない場合は不当な優先的取扱い等に該当するおそれが大きく、料金等が同一でない根拠について特に明確かつ合理的な説明が求められる。 ・第一種特定卸役務の料金等(工事費、手続費等を含む。)について、実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されることが明らかかなような大口割引¹⁷を行うこと。 ・第一種特定卸役務と併せて他の電気通信役務を提供する際に、双方の役務の料金を区分せず設定し、又は当該他の電気通信役務の提供を受ける者のみに当該第一種特定卸役務を提供(いわゆるバンドル提供)すること。 ・第一種特定卸役務の料金について、競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコスト¹⁸を下回る料金¹⁹を設定すること。 ・第一種特定卸役務の料金等(工事費、手続費等を含む。)について、利用者に対する料金よりも高い料金²⁰を設定すること。 	<p>第29条第1項第2号 第29条第1項第10号 第30条第4項第2号</p>

¹⁴ NTT 東西がこれに該当する。

¹⁵ 第一種特定卸役務に対しては、表中に記載されている行為の例示のみならず共同ガイドラインに記載されている例示も適用されることに留意が必要である。

¹⁶ 自己の関係事業者とは、電気通信事業法第12条の2第4項第1号に規定する特定関係法人をいい、例えば、自己の子会社、自己を子会社とする親会社、当該親会社の子会社などをいう。なお、この定義は共同ガイドラインと同じものとなっている。

¹⁷ 卸提供事業者が卸先事業者に支払う販売促進費等は、「インセンティブ」「コミッション」といった名称によらず、当該卸提供事業者による第一種特定卸役務の料金の割引に該当するものとして取り扱われる場合があることに留意が必要である。すなわち、実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されることが明らかかなような販売インセンティブ等を設定する行為は、ここでいう大口割引に該当し、電気通信事業法上問題となることがある。

¹⁸ 第一種特定卸役務の料金が利用者単位で設定される場合の「適正なコスト」とは、一利用者当たりの接続料相当額を基本とする額とする。

¹⁹ ここでいう料金は、必ずしも契約約款、契約書等に記載された第一種特定卸役務の料金のみを指すものではなく、割引等を考慮した実質的な料金を指す場合がある。

²⁰ 脚注19に同じ。

電気通信事業法上問題となり得る行為 ¹⁵	該当条項
<p>② 提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い</p> <p>・第一種特定卸役務の提供手続及び提供までの期間について、自己の関係事業者に比べて提供時期を遅らせるなど合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。</p>	同上
<p>③ 技術的条件に係る不当な差別的取扱い</p> <p>・第一種特定卸役務に係る技術的条件(設備を接続する場合の接続箇所における技術的条件や受付システムの技術的仕様等)について、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。</p>	同上
<p>④ サービス仕様に係る不当な差別的取扱い</p> <p>・第一種特定卸役務のサービス仕様について、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。</p>	同上
<p>⑤ 競争阻害的な情報収集</p> <p>・第一種特定卸役務の提供に当たって、卸先事業者の事業計画等(利用者料金水準や料金体系、一体として提供しようとするサービスなど)の内容を合理的な理由なく聴取すること。</p>	第29条第1項第10号
<p>⑥ 情報の目的外利用</p> <p>・第一種特定卸役務の提供に関して知り得た卸先事業者の情報を、合理的な理由なく、自己又は自己の関係事業者の営業目的など、その用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。</p>	第29条第1項第2号 第29条第1項第10号 第30条第4項第1号ロ
<p>⑦ 情報提供に係る不当な差別的取扱い</p> <p>・自己又は自己の関係者を通じて提供される第一種特定卸役務に係る情報の内容及び質や、当該情報の提供の時期等について、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。</p>	第29条第1項第2号 第29条第1項第10号 第30条第4項第2号
<p>⑧ 卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉</p> <p>・第一種特定卸役務の提供に当たって、卸先事業者に対して、第一種特定卸役務を利用して提供される役務から接続を利用して提供される役務へと利用者を移転させることを不当に制限すること、又は合理的な理由なく第一種特定卸役務を利用しない他の役務提供の取扱いをさせないことなど、合理的な理由なく、卸先事業者のサービス提供を制限すること。</p>	第29条第1項第5号 第29条第1項第10号 第30条第4項第3号
<p>⑨ 業務の受託に係る不当な差別的取扱い</p> <p>・第一種特定卸役務に関する料金請求・回収代行業務等の受託に関して、コスト、業務内容、販売数量等の条件が同様であるにもかかわらず、自己の関係事業者から徴収する手数料に比べて他の電気通信事業者から徴収する手数料を高く設定する、又は受託業務の提供時期を遅らせるなど、合理的な理由なく、特定の事業者についてのみ優先的又は不利な取扱いをすること。</p>	第29条第1項第2号 第29条第1項第12号 第31条第5項第2号

電気通信事業法上問題となり得る行為 ¹⁵	該当条項
<p>⑩正当な理由がない役務提供拒否及び情報提示拒否</p> <p>・第一種特定卸役務について、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 卸提供事業者の電気通信役務の円滑な提供に支障があること 2) 当該第一種特定卸役務の提供が卸提供事業者の利益を不当に害するおそれがあること 3) 当該第一種特定卸役務の提供に関する契約の申入れをした他の電気通信事業者がその第一種特定卸役務の提供に関し負担すべき金額の支払を怠り、又は怠るおそれがあること 4) 当該第一種特定卸役務を提供に応ずることが技術的又は経済的に著しく困難であること <p>といった電気通信事業法第32条及び電気通信事業法施行規則第23条に規定する電気通信回線との接続を拒める場合²¹と同等の正当な理由がないのに、他の電気通信事業者への提供を拒むこと。</p> <p>・第一種特定卸役務の提供に関する契約の締結の申入れ²²を受けた場合において、契約締結に関する協議の円滑化に資する事項²³について、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 当該事項が、卸提供事業者が他の電気通信事業者と締結した秘密保持契約による保護対象である事項のうち、個別の電気通信事業者のみに係る事項であることが明らかであること、 2) 当該事項が、卸提供事業者が提供する役務(卸電気通信役務を除く。)の設計に関する営業秘密であって、当該事項を提示することにより、卸提供事業者の競争上の地位を不当に害すること <p>といった正当な理由がないのに、当該申入れをした電気通信事業者への提示を拒むこと。</p> <p>※ 単に事業の経営に関する秘密であることのみをもって提示を拒むことは正当な理由にはあたらない。</p>	<p>第38条の2第2項 第38条の2第3項</p>

²¹ ①電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき、②当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき、③電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払を怠り、又は怠るおそれがあるとき、④電気通信設備の接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき。

²² 現に第一種特定卸役務の提供を受けている電気通信事業者が、当該第一種特定卸役務を提供する電気通信事業者に対し、新たな料金又は提供条件による当該第一種特定卸役務の提供に関する契約の締結の申入れを行う場合を含む。

²³ 脚注10に同じ。

(2) 第一種特定卸役務について卸先事業者（市場支配的な電気通信事業者を除く。）²⁴が行う行為

電気通信事業法上問題となり得る行為	該当条項
<p>① 競争阻害的な料金の設定等</p> <ul style="list-style-type: none"> 第一種特定卸役務の提供を受けてサービスを提供する際に、第一種特定卸役務に係る需要を共通とする電気通信回線設備を設置する競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回るような料金²⁵を設定すること。 ※ 移動通信市場については、固定通信市場の隣接市場であること及び協調的寡占の色彩が強い市場であると指摘されていること等から、利用者料金等の設定が公正競争環境に与える影響が特に大きいと考えられる。このため、移動通信事業者(MNO)が卸先事業者になり、第一種特定卸役務の提供を受けて提供する電気通信役務と自社の移動通信の役務とを組み合わせ料金を設定を行って提供する場合(いわゆるセット割引)において、料金設定について懸念が生じたときには、それぞれの役務の料金について合理的な説明を行うことが求められる。 第一種特定卸役務の提供を受けてサービスを提供する際に(第一種特定卸役務の提供を受けて提供するサービスとセットで移動通信サービス等を提供する場合を含む。)、競争阻害的な料金設定や過度のキャッシュバックなどの行為により、第一種特定卸役務に係る需要を共通とする電気通信回線設備を設置する競争事業者の設備の保持が経営上困難となるおそれを生じさせること。 	<p>第 29 条第1項第5号 第 29 条第1項第 11 号</p>
<p>② 契約前の説明義務の履行不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者保護ガイドライン第 2 章の解説を参照。 	<p>第 26 条</p>
<p>③ 書面交付義務の履行不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者保護ガイドライン第 3 章の解説を参照。 	<p>第 26 条の 2</p>
<p>④ 業務の休廃止の周知の履行不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者保護ガイドライン第 8 章の解説を参照。 	<p>第 26 条の 5 第 1 項</p>
<p>⑤ 苦情等の処理の履行不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者保護ガイドライン第 5 章の解説を参照。 	<p>第 27 条</p>
<p>⑥ 不実告知、事実不告知</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者保護ガイドライン第 6 章第 1 節の解説を参照。 	<p>第 27 条の 2 第 1 号</p>
<p>⑦ 自己の名称等又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者保護ガイドライン第 6 章第 2 節の解説を参照。 	<p>第 27 条の 2 第 2 号</p>
<p>⑧ 勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者保護ガイドライン第 6 章第 3 節の解説を参照。 	<p>第 27 条の 2 第 3 号</p>

²⁴ NTT 東西から第一種特定卸役務の提供を受けて利用者向けサービスを提供する携帯電話事業者(株式会社 NTT ドコモを除く。)、ISP、MVNO 等の電気通信事業者がこれに該当する。また、NTT 東西から第一種特定卸役務の提供を受けた卸先事業者から当該役務の提供(いわゆる再卸)を受ける電気通信事業者も含む。

²⁵ 脚注 19 に同じ。

<p>⑨その他利用者利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為の禁止</p> <p>・消費者保護ガイドライン第6章第4節の解説を参照。</p>	<p>第27条の2第4号</p>
<p>⑩卸先契約代理業者に対する指導等の履行不十分</p> <p>・消費者保護ガイドライン第7章の解説を参照。</p>	<p>第27条の4</p>

(3) 第一種特定卸役務について卸先事業者（市場支配的な電気通信事業者に限る。）²⁶が行う行為

電気通信事業法上問題となり得る行為	該当条項
<p>① 競争阻害的な料金の設定等</p> <p>・第一種特定卸役務の提供を受けて、自己のサービスを提供する際(卸先契約代理業者等への委託等による場合も含む。)に、自己の関係事業者(当該市場支配的な電気通信事業者の特定関係法人であって総務大臣が指定したものに限る。以下(3)において同じ。)のみを合理的な理由なく有利に取り扱うこと。</p> <p>・(2)に同じ。</p>	<p>第 29 条第1項第5号 第 29 条第1項第 11 号 第 30 条第3項第2号</p>
<p>② 排他的な割引サービス</p> <p>・第一種特定卸役務の提供を受けて、合理的な理由なく、排他的に自己が提供する他のサービスと組み合わせて、割引サービスを提供すること。</p> <p>・第一種特定卸役務の提供を受けて、合理的な理由なく、排他的に自己のサービスと自己の関係事業者のサービスを組み合わせて、割引サービスを提供すること。</p>	<p>第 30 条第3項第2号</p>
<p>③ 関係事業者と一体となって行う排他的な業務</p> <p>・第一種特定卸役務の提供を受けて、合理的な理由なく、自己の関係事業者と一体となって排他的な業務を行うこと(電気通信役務の提供以外の業務(例:料金明細書への商品案内の同封、課金・認証等のプラットフォーム機能の管理・運営)については、当該業務が電気通信役務の提供と密接不可分に関係しており、その態様が合理的な理由なく差別的であることにより電気通信市場の公正な競争にただちに弊害を及ぼす場合に限る)。</p>	<p>同上</p>
<p>④ 契約前の説明義務の履行不十分</p> <p>・(2)に同じ。</p>	<p>第 26 条</p>
<p>⑤ 書面交付義務の履行不十分</p> <p>・(2)に同じ。</p>	<p>第 26 条の2</p>
<p>⑥ 業務の休廃止の周知の履行不十分</p> <p>・(2)に同じ。</p>	<p>第 26 条の4第1項</p>
<p>⑦ 苦情等の処理の履行不十分</p> <p>・(2)に同じ。</p>	<p>第 27 条</p>
<p>⑧ 不実告知、事実不告知</p> <p>・(2)に同じ。</p>	<p>第 27 条の2第1号</p>
<p>⑨ 自己の名称等又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為の禁止</p> <p>・(2)に同じ。</p>	<p>第 27 条の2第2号</p>

²⁶ NTT 東西から第一種特定卸役務の提供を受けて利用者向けサービスを提供する株式会社 NTT ドコモがこれに該当する。また、株式会社 NTT ドコモが、NTT 東西から第一種特定卸役務の提供をうけた卸先事業者から当該役務の提供(いわゆる再卸)を受けて行う行為も含む。

⑩勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為 ・(2)に同じ。	第27条の2第3号
⑪その他利用者利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為の禁止 ・(2)に同じ。	第27条の2第4号
⑫卸先契約代理業者に対する指導等の履行不十分 ・(2)に同じ。	第27条の4

(4) 第一種特定卸役務について卸先契約代理業者²⁷が行う行為

電気通信事業法上問題となり得る行為	該当条項
①契約前の説明義務の履行不十分 ・(2)に同じ。	第73条の3において準用する第26条
②不実告知、事実不告知 ・(2)に同じ。	第73条の3において準用する第27条の2第1号
③自己の名称等又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為の禁止 ・(2)に同じ。	第73条の3において準用する第27条の2第2号
④勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為 ・(2)に同じ。	第73条の3において準用する第27条の2第3号
④ その他利用者利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為の禁止 ・(2)に同じ。	第73条の3において準用する第27条の2第4号

※ 卸先契約代理業者への指導等について、二次以降の卸先契約代理業者に対しては、その委託元たる卸先契約代理業者においてその委託元たる電気通信事業者等との関係において必要な措置が講じられていることが必要となる。

²⁷ いわゆる販売代理店等がこれに該当する。

NTT東西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方 【NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン】

I ガイドラインの目的

- (1) 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。）第2条第7項の規定に基づき、NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社（以下「NTT東西」という。）は、地域電気通信業務等¹の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で、実施基準の作成・届出・公表により、同社が地域電気通信業務等を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務²その他の業務³（以下「活用業務」という。）を営むことができる。
- (2) NTT東西が実施基準に基づいて行う活用業務は、NTT法第2条第8項から第10項までの規定により、「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」に限り営むことが認められているものであり、総務大臣は、NTT東西の実施基準がこの規定に適合しないと認められる場合には、同条第12項に基づき、実施基準の変更を命ずることができるほか、活用業務が実施基準の範囲内で営まれていると認められない場合には、同条第13項に基づき、NTT東西に対し、実施基準を遵守すべきことを命ずることができる。
- (3) 本ガイドラインは、以下の点について明確化することにより、行政判断の客観性・透明性の向上を図るとともに、関係事業者等の予見可能性を高め、もって電気通信事業の公正な競争の確保等に資することを目的とするものである。
 - ①活用業務として実施可能な業務、「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方その他の活用業務に関するNTT法の運用方針
 - ②実施基準に記載する事項
 - ③実施状況報告として報告する事項

¹ 「等」とは、地域電気通信業務に附帯する業務（NTT法第2条第3項第2号）を指す。

² 活用業務に該当する電気通信業務には、NTT東西が目的業務区域を越えて電気通信役務の提供を行うことのほか、目的業務区域を越えて料金設定を行うことが含まれる。なお、活用業務がNTT東西のそれぞれの目的業務区域における電気通信業務と不可分一体のものとして提供されることとなる場合においては、これら業務を一体として捉えた上で確認を行う。

³ 「その他の業務」としては、例えば、顧客設備の保守等の受託、顧客ニーズにあった他社商品の販売等を想定しており、非電気通信に係る業務も含まれる。

Ⅱ 活用業務として実施可能な業務

NTT法第2条第7項及び第9項では、NTT東西の活用業務は、次の3つの要件を満たすことが必要であるとされている。

1. 移動電気通信役務、ISP、その他省令で定める役務でないこと。
2. 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内であること
3. 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること

1. 移動通信役務、ISP、その他省令で定める役務でないこと。

ただし、移動電気通信役務のうち、ローカル5G、公衆無線LANについては、公正な競争の確保に支障があるとは認められないことから、日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則（昭和60年郵政省令第23号。以下「NTT法施行規則」という。）第1条の2により、活用業務として実施可能である⁴。また、ISPとは、専らインターネットへの接続を可能とする電気通信役務であり、ASP用等の特定サーバに接続するための通信経路として、インターネットを一時的に経由するものは含まれない。

また、NTT東西が放送（放送法（昭和25年法律第132号）第2条第1号に規定する放送をいう）の業務を行うことについても、NTT法施行規則第2条の4により、認められない。

2. 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内であること

(1) 趣旨

NTT東西は、活用業務を営む場合には、**特殊会社としての本来業務である地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内であることを確保する必要がある。**

(2) 「地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内」の内容

次のような場合には、届出に係る活用業務が「地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内」で営まれるとは認められない。

- ① 活用業務を営むために過大な投資を行うことにより、NTT東西の財務を圧迫し、地域電気通信業務等の円滑な遂行を困難にするおそれがある場合
- ② 地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経営

⁴ この他、公正な競争の確保に支障がないと認められる移動通信役務についても、告示により実施可能とすることができることとしている。

資源⁵を過度に転用することにより、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれがある場合

3. 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること

(1) 趣旨

平成11年に実施されたNTT再編成において、NTT東西の業務範囲は地域電気通信業務等や目的達成業務に制限されることとされたが、これは、ボトルネック設備を保有する独占的な地域通信部門と競争分野である長距離通信部門を構造的に分離し、不当な内部相互補助の防止や接続ルールの公平な適用等を可能とすることにより、NTT東西の地域通信分野におけるボトルネック独占の弊害が拡大することを防止し、もって公正な競争を確保しようとする趣旨によるものである。

平成13年のNTT法改正により、NTT東西が既存の経営資源を活用した新たな業務や、例えば県内／県間の区分のないインターネット時代に対応した低廉で多様なサービスといった技術革新による新しい技術的可能性の増大に対応した新たなサービスの提供を可能とすることで、高コスト構造の改善や利用者利便の向上に資することが期待されるといった観点から、業務範囲に関する規制は一部緩和され、NTT東西は、**総務大臣の認可により**、活用業務を営むことができることとされたが、この法改正後においても、NTT東西の業務範囲に関する規制が、公正な競争を確保する上で重要な要素であることに変わるところはない。

その後、平成23年に認可制から事前届出制となり、令和7年のNTT法改正により、IP化の進展に伴う県域業務規制の撤廃、活用業務の類型化に伴う手続きの簡素化・効率化（実施基準の作成と事後検証の実施）が行われたが、上記の考え方に変わりはなく、NTT東西が活用業務を営む場合には、NTT再編成の趣旨が没却されることがないように、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であることを確保する必要がある。

(2) 「電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」の内容

次のような場合を始め、NTT東西が地域通信市場における市場支配力を濫用することにより、活用業務に関する市場において公正な競争を歪めることとなるおそれがある場合⁶には、届出に係る活用業務が「電気通信事業の公正な競争の確保

⁵ NTT東西の地域電気通信業務等に関し、同社からの受託業務を主たる業務とする子会社等の経営資源についても、必要に応じて考慮する。

⁶ この他、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（平成18年5月公正取引委員会・総務省）においては、「電気通信事業法上問題となる行為」として、例えば、次のような行為を列挙している。

(1) 他の電気通信事業者との接続に関して知り得た当該他事業者又はその利用者に関する情報を、当該情報の本来の利用目的を超えて社内の他部門又は自己の関係事業者等へ提供する

に支障のない範囲内」で営まれるとは認められない。

- ① NTT東西が活用業務を営むに当たり、ボトルネック設備の保有や独占的業務の提供において獲得した顧客情報を用いる一方で、競争事業者が同様の業務を営む際にこれらをNTT東西と同等の条件で利用できないことにより、活用業務に関する市場において競争事業者との競争上優位な立場に立つ場合
- ② 競争事業者がNTT東西の活用業務と同様の業務を営む場合に、その業務を妨害する反競争的行為を行う場合
- ③ 活用業務を営むに当たり、関連するISPやコンテンツ提供事業者、電気通信設備の製造業者等を不当に差別的に取り扱ったり、その業務に対し不当な規律、干渉を加える場合

Ⅲ 実施基準の記載事項

(1) NTT東西は、活用業務を営もうとする場合には、**NTT法第2条第8項及び第9項並びにNTT法施行規則第2条の5及び第2条の6等**に基づき、当該業務の開始の日の30日前までに、次の事項を記載した**実施基準を定め、これを総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない**⁷。

- ① 業務の概要
- ② 主な業務の実施方法
- ③ 業務の収支計画の方針
- ④ 所要資金の調達方針
- ⑤ 活用する設備若しくは技術又は職員の概要
- ⑥ 電気通信事業の公正な競争を確保するために講じる次の事項（別紙参照）
 1. ネットワークのオープン化
 2. ネットワーク情報の開示
 3. 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保
 4. 営業面でのファイアーウォール
 5. 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）
 6. 関連事業者の公平な取扱い

(2) NTT東西は、(1)の実施基準の作成に当たっては、**前述のⅡ「地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内であること」及び「電気通信事業の公正な競**

こと（第1の3(2)エ①）。

(2) 独占的分野から競争分野への内部相互補助により不当な競争を引き起こす料金を設定すること（第3の3(1)イ(7)g③）。

⁷ 既に届出を行った実施基準に含まれない内容を含む活用業務を開始する場合には、実施基準の変更又は新たな実施基準としての届出等が必要となる。

争の確保に支障のない範囲内であること」の考え方にに基づき、①から⑥までについて記載すること。このうち、⑥については、(4)の考え方にに基づき、別紙に掲げる6つの項目ごとに、公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置について記載すること。

(3) 上記の点を踏まえると、NTT東西は、少なくとも以下の類型毎に実施基準の記載を分ける必要がある⁸。

①業務区域外通信を含む通信サービス

②アプリケーションサービス等（いわゆる上位レイヤー系サービス）

③非電気通信の業務の実施

なお、非電気通信の業務の実施など、NTT東西のボトルネック設備に一切依存しない業務の類型については、その旨を明示した上で、「ネットワークのオープン化」及び「ネットワーク情報の開示」の記載を省略することができる。

(4) 「電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」において営まれることを確保するための措置についての考え方

「電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」で活用業務が営まれることを確保するためには、NTT東西が活用業務を営むことにより、電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれの程度に応じた公正な競争を確保するために必要な措置を講じる必要がある。

このため、NTT東西は、次の考え方にに基づき「電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内において営まれることを確保するための措置」を実施基準に記載すること。

ア 「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の程度

地域通信市場において市場支配力を有するNTT東西が地域電気通信業務等についての業務範囲に係る制限を超えて新たな競争分野に進出するに当たり、十分な公正競争確保措置が講じられなければ、NTT東西の市場支配力が濫用されることによって「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の蓋然性は高いものとなる。

NTT東西が活用業務を営むことによってもたらされる「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の程度は、通常、地域通信市場における競争の進展状況や活用業務として営む具体的な業務の内容やその提供形態等

⁸ これらのほか、令和7年の電気通信事業法の改正等により、特定信書便事業に整理された電報についても、実施基準の記載を分けることが考えられる。

により異なることがあり得るものであり、次のような要素を考慮する**必要がある**。

① 地域通信市場における競争の進展状況⁹

一般に、地域通信市場における競争が進展した場合には、NTT東西が地域通信市場における市場支配力を活用業務に関する市場において濫用する可能性は低下すると考えられる。

他方、地域通信市場における競争が進展しているとは言い難い場合には、活用業務に関する市場において独占的な地位が濫用されるおそれ大きいと判断される。

こうした場合には、公正競争を確保するための措置が必要であり、それによって活用業務に関する市場において独占的地位が濫用されるおそれが生じないことを見極めた上で、NTT東西の活用業務が電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれる**必要がある**。

② ボトルネック設備（エッセンシャル・ファシリティ）との関連性

競争事業者がNTT東西の営む活用業務と同様の業務を営む上で、NTT東西の設置するボトルネック設備への依存度が大きい場合には、当該ボトルネック設備及びこれと一体として構築されるネットワーク要素のオープン化の要請は高まることとなる。

このため、活用業務の提供形態におけるボトルネック設備との関連性等について考慮する**必要がある**。

③ 他の市場支配的な電気通信事業者との連携

市場支配的な電気通信事業者¹⁰であるNTT東西が、活用業務を営むに当たって他の市場支配的な電気通信事業者との連携¹¹を行う場合、その市場支配力が結合することにより、競争事業者等との実質的な公平性の確保が困難となる等、競争阻害的な要素が拡大するおそれがある。

したがって、NTT東西の活用業務が電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれる**ことを確保する**に当たっては、他の市場支配的な

⁹ 地域通信市場における競争の進展状況の評価に当たっては、総務省において平成15年度より実施している競争評価（**市場検証**）の結果を可能な限り活用する。ただし、地域通信市場として、その新規性等により市場が十分に形成されていないものについての評価を行う際には、活用業務に関する市場への影響が必ずしも明確ではないことから、特に慎重な評価を行う。

¹⁰ 「市場支配的な電気通信事業者」とは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第34条第2項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者のうち同法第30条第1項の規定により総務大臣から指定を受けた電気通信事業者及び同法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者をいう。

¹¹ NTT東西がNTTドコモと連携する場合のほか、NTT東西間において連携する場合が該当する。

電気通信事業者との連携の有無を考慮する**必要がある**。

イ 公正な競争を確保するために必要な措置

NTT東西が活用業務を営むに当たっては、NTT東西の地域通信市場における市場支配力が濫用されること等により、「電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」を超えることのないように**しなければならない**。

そのためには、競争事業者とNTT東西との間において、接続条件の同等性や、顧客情報へのアクセスの同等性を確保することなど、競争事業者がNTT東西と同様の業務を営む上で重要かつ不可欠な要素について、NTT東西と競争事業者の同等性を確保するために必要な措置を、NTT東西自身が講ずることが求められる。

この場合における同等性には、内容のみならず時期の同等性も含み得るものであり、競争事業者がNTT東西の活用業務と同種の業務を営む際に、NTT東西の保有する設備等の使用が必要不可欠である場合においては、NTT東西が当該業務を開始する時点までに、競争事業者がNTT東西と同等の条件で同種の業務の提供を開始できる環境が整備されていることを基本とする。その場合、競争事業者が同種の業務を開始するまでに十分な時間的余裕をもって試験を実施できるよう、所要の技術情報の開示や関連設備の使用許諾等が迅速かつ円滑に行われることが必要である。ただし、それによって、NTT東西の研究開発意欲を損ない、又は業務開始を不当に遅らせることのないよう留意する必要がある。

総務大臣は、**実施基準**において、「電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内において営まれる**ことを確保するための措置**」が十分かつ有効なものではないと認める場合には、NTT法第2条第12項に基づき、NTT東西に対し、これを変更することを命じることができる。また、**NTT東西が、活用業務を営むに当たり、実施基準を遵守していないと認める場合には、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内において営まれること等を確保するために必要な限度において、NTT法第2条第13項に基づき、NTT東西に対し、実施基準を遵守すべきことを命じることができる。**

IV 実施状況報告の記載事項

- (1) NTT東西は、**実施基準に記載した各種措置が適切に講じられていることを確保するため、NTT法第2条第11項及びNTT法施行規則第2条の7等に基づき、次の事項について、毎事業年度、総務大臣に報告するとともに、特定の者の権利又は競争上の地位その他正当な利益を害する等の理由により公表することが困難であ**

る事項を除き公表しなければならない。ただし、公表することが困難であると判断した事項については、その理由を具体的に示すこと。

- ① 当該年度に開始したサービスの概要
- ② ネットワークのオープン化
- ③ ネットワーク情報の開示
- ④ 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保
- ⑤ 営業面でのファイアーウォール
- ⑥ 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）及び収支状況
- ⑦ 関連事業者の公平な取扱い
- ⑧ サービス毎の契約数等の状況¹²

上記の他、サービス卸ガイドライン¹³に基づき、「サービス卸の提供に係る適正性・公平性・一定の透明性の確保」についても記載する必要がある。

V 総務省による検証等

- (1) 総務省は、活用業務に関する市場において、継続的に公正な競争が確保されているか否かについて、NTT東西が上記IVに基づき行う公正な競争を確保するために必要な措置の実施状況や活用業務の収支状況等の報告等を踏まえつつ、検証する。
- (2) 具体的には、市場検証委員会¹⁴の意見を聞きながら、NTT東西が公正競争を確保するために実施基準において講ずることとした措置の有効性・適正性を検証するとともに、当該措置の遵守状況を検証する。
- (3) 検証の結果、NTT東西において、実施基準において講ずることとした措置が十分に確保されていない場合や、届出後の社会的経済的事項の変化により、当該措置のみでは公正な競争を確保するために十分でないと認められるに至った場合には、NTT法又は電気通信事業法（「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」を含む。）に基づき、所要の措置を講ずる。
なお、当該措置のうち、その役割を終えた等と認められるものは、これを見直すこととする。

¹² 非電気通信の業務でサービス利用者に係る契約数等の把握が困難なものその他特別な事情があるものについては、記載を省略することができる。

¹³ NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン（平成27年2月策定）

¹⁴ 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会市場検証委員会

(4) この他、競争事業者等から、活用業務が地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれないことについての指摘や事例の提示がなされ、現に当該活用業務が当該範囲内で営まれないと認められる場合には、総務大臣は、(3)と同様に、所要の措置を講ずるものとする。

(5) また、本ガイドラインは、現時点において想定される範囲内で、NTT東西が活用業務を営むに当たり、公正競争確保上講ずべき各種措置等についての考え方を明らかにしたものであるが、市場環境の変化に伴い、NTT東西が講ずべき措置についても変化していくことが考えられる。

このため、総務省においては、市場等の状況を注視しつつ、必要に応じて本ガイドラインの見直しを行うこととする¹⁵が、その際はパブリック・コメントを招請することとする。

VI その他

本ガイドラインは、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）附則第1条に基づく施行の日から運用することとする。

¹⁵ 必要に応じ、本ガイドラインの見直しと併せ、総務省において NTT 法第 15 条第 2 項に基づき NTT 東西に対し必要な命令をする。

NTT東西が活用業務を電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずべき措置

1 ネットワークのオープン化

NTT東西が活用業務を営むために構築する新たなネットワーク設備又は機能について、当該設備が第一種指定電気通信設備に指定されている場合においては接続ルールに従ったオープン化を行うとともに、接続ルールでカバーされていない場合であっても、競争事業者が同様の業務を営むために当該設備又は機能が必要不可欠であると認められる場合には、競争事業者との同等性を確保するため、当該設備又は機能について、接続等の迅速性、公平性を確保すること。

具体的には、当該設備を自ら構築する場合において、その時点で当該設備が第一種指定電気通信設備に指定されていない場合や当該機能をアンバンドル化することが義務付けられていない場合であっても、NTT東西は、機能のアンバンドル化、適正な原価に基づき算定された接続料の設定、コロケーションに必要な場所等の提供といった措置を講ずること。

なお、NTT東西が活用業務を営むために**目的業務区域外**のネットワーク設備等を他の電気通信事業者から調達する場合においては、接続事業者の選定を含む当該調達手続の透明性・公平性を確保すること。

さらに、活用業務を営むに当たり、NTT東西が既に構築した第一種指定電気通信設備に係る接続約款の変更を予定している場合には、当該変更の概要を作成し、開示すること。

2 ネットワーク情報の開示

NTT東西は、NTT東西の活用業務と同様の業務を営む又は営もうとする競争事業者にとって必要不可欠なハード（端末設備を含む。）又はソフトの技術的要件について、可能な限り国際的な標準化動向と統合的なものとなるよう努めるとともに、その技術的インターフェース等のネットワークに関する情報を迅速かつ合理的な価格（又は無償）で提供すること。

また、競争事業者のサービス提供に影響を及ぼし得るネットワークの変更を行う場合には、当該変更に先立ち、そのネットワーク情報を事前に開示すること。

その際、開示すべき情報の内容、時期及び方法については、接続約款における技術的条件の記載や網機能計画の届出に準じて行うこと。

3 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

NTT東西は、NTT東西の活用業務と同様の業務を営む又は営もうとする競争事業者が、顧客からの申込み、開通工事、保守・修理、料金の請求等に対応するために必要不可欠な情報を、NTT東西が活用業務を営む場合と同等の条件で迅速かつ合理的な価格により入手、利用することを可能とすること。

この際、NTT東西が保有している又は新たに構築するOSS（オペレーション・サポート・システム）を活用業務に利用することとなる場合であって、競争事業者が同様の業務を営むために当該OSSの利用が必要不可欠である場合には、自らが利用する場合と同等の条件で競争事業者が当該OSSを利用可能とすること。

4 営業面でのファイアーウォール

NTT東西は、独占的業務を通じて獲得した膨大な顧客情報や、接続の業務に関して知り得た他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を、活用業務に関する市場において用いる可能性がある。このため、競争事業者がNTT東西の活用業務と同様の業務を営む際に、当該情報をNTT東西と同等の条件で利用できないこと又はNTT東西が競争事業者の業務を妨害する営業活動を行うことにより、公正な競争が阻害されることのないよう、営業面でのファイアーウォールを確保すること。

例えば、加入電話やINS64といった独占的業務において獲得した顧客情報について、電話帳に記載されているため他の電気通信事業者も利用可能である等、相当な理由があるときを除き、これを活用業務に関する営業活動に用いる等、当該情報の本来の収集目的以外の目的に流用されることを防止するため、顧客情報を厳格に維持・管理するための措置を講ずること。

また、活用業務と既存のサービスのバンドルサービスの提供を行う際は、公正競争を阻害するおそれが生じないための十分な措置を講ずること。

なお、NTT東西が活用業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもフ

ファイアーウォールが確保されることを実効的に担保すること。

5 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）

NTT東西は、活用業務と独占的な既存の業務との間の内部相互補助を厳格に防止するために会計を分離するとともに、両者の間のコスト配分の考え方を明らかにすること。

会計の分離に当たっては、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）に準じた配賦計算により分計することを基本とすること。

また、活用業務に係る利用者料金がネットワークコスト及び営業費（顧客獲得に要する費用を除く。）の合計額を下回るなど競争阻害的な料金で提供されていないことを客観的に検証可能とすること。

なお、NTT東西が活用業務に係る営業活動等¹⁶を子会社等に委託する場合には、当該営業活動等に係る費用の配賦の考え方を明らかにすること。

6 関連事業者の公平な取扱い

活用業務を営むに当たり、NTT東西が資本関係や自己のサービスの利用の有無等を理由に特定の事業者のみを不当に有利に又は不利に取り扱うことのないよう、NTT東西において、コンテンツ提供事業者やISP事業者その他の電気通信事業者等との提携条件等を公表する等、関連する事業者の取扱いに関する公平性を確保し、透明性を高めること。

また、NTT東西が、活用業務を営むに当たり、他の市場支配的な電気通信事業者との連携によりサービスを提供することを予定している場合には、当該連携の概要について明らかにするとともに、他の市場支配的な電気通信事業者とは別個の設備を構築すること、排他的な共同営業を行わないこと、当該連携に係る技術的条件に関する取決めが競争事業者との相互接続に支障を及ぼすものとはならないことを確保すること等、競争事業者との実質的な公平性を確保するための措置を講ずること。

¹⁶ 「等」には、保守・工事が含まれる。

さらに、競争事業者がNTT東西の活用業務と同種の業務を営む際に、NTT東西の保有する設備等の使用が必要不可欠である場合においては、NTT東西は、事前の情報開示等により活用業務を開始する時点までに競争事業者がNTT東西と同等の条件で同種の業務の提供が可能となるような環境を整備するための措置を講ずること、番号ポータビリティについて競争事業者と同等の仕組みを活用すること、NTT東西の局舎内におけるコロケーションについて第一種指定電気通信設備に指定されていない設備の設置に際し競争事業者と同等の手続を経ること等、競争事業者との間における同等性を確保するための措置を講ずること。